

## 平成29年第4回白馬村議会定例会議事日程

平成29年12月6日（水）午前10時開会

（第1日目）

### 1. 開会宣告

日程第 1 諸般の報告

日程第 2 会議録署名議員の指名

日程第 3 会期の決定

会 期 自 平成29年12月 6日

至 平成29年12月18日

日程第 4 村長挨拶

日程第 5 報告第 7号 損害賠償事件に係る損害賠償額の専決処分報告について

日程第 6 議案第57号 白馬山麓環境施設組合格約の変更について

日程第 7 議案第58号 工事委託に関する変更協定の締結について

日程第 8 議案第59号 白馬村執行機関の附属機関の設置等に関する条例の制定について

日程第 9 議案第60号 白馬村特定教育・保育施設及び特定地域型保育事業の運営に関する基準を定める条例の一部を改正する条例について

日程第10 議案第61号 平成29年度白馬村一般会計補正予算（第6号）

日程第11 議案第62号 平成29年度白馬村国民健康保険事業勘定特別会計補正予算（第2号）

日程第12 議案第63号 平成29年度白馬村下水道事業特別会計補正予算（第2号）

日程第13 議案第64号 平成29年度白馬村水道事業会計補正予算（第3号）

## 平成29年第4回白馬村議会定例会（第1日目）

1. 日 時 平成29年12月6日 午前10時より

2. 場 所 白馬村議会議場

### 3. 応招議員

第1番	丸山 勇太郎	第7番	横田 孝穂
第2番	田中 麻乃	第8番	篠崎 久美子
第3番	太田 正治	第9番	太田 伸子
第4番	伊藤 まゆみ	第10番	田中 榮一
第5番	松本 喜美人	第11番	津滝 俊幸
第6番	加藤 亮輔	第12番	北澤 禎二郎

### 4. 欠席議員

なし

### 5. 地方自治法第121条の規定により説明のため議会に出席した者の職氏名

村 長	下川 正剛	副 村 長	太田 文敏
副 村 長	藤本 元太	教 育 長	平林 豊
総 務 課 長	吉田 久夫	参事兼税務課長	篠崎 孔一
観 光 課 長	横山 秋一	生涯学習スポーツ課長	松澤 忠明
会計管理者・室長	田中 哲	建 設 課 長	酒井 洋
農 政 課 長	太田 洋一	健康福祉課長	窪田 高枝
上下水道課長	山岸 茂幸	住 民 課 長	矢口 俊樹
教育課長兼子育て支援課長	田中 克俊	総務課長補佐兼総務係長	下川 浩毅

### 6. 職務のため出席した事務局職員

議会事務局長 山岸 俊幸

### 7. 本日の日程

1) 諸般の報告

2) 会議録署名議員の指名

3) 会期の決定

4) 村長挨拶

5) 報告事項

報告第7号説明、質疑

6) 議案審議

議案第57号（村長提出議案）説明、質疑、討論、採決

議案第58号から議案第64号まで（村長提出議案）説明、質疑、委員会付託

8. 地方自治法第149条第1項の規定により長より提出された議案は次のとおりである。

1. 報告第7号 損害賠償事件に係る損害賠償額の専決処分報告について
2. 議案第57号 白馬山麓環境施設組合規約の変更について
3. 議案第58号 工事委託に関する変更協定の締結について
4. 議案第59号 白馬村執行機関の附属機関の設置等に関する条例の制定について
5. 議案第60号 白馬村特定教育・保育施設及び特定地域型保育事業の運営に関する基準を定める条例の一部を改正する条例について
6. 議案第61号 平成29年度白馬村一般会計補正予算（第6号）
7. 議案第62号 平成29年度白馬村国民健康保険事業勘定特別会計補正予算（第2号）
8. 議案第63号 平成29年度白馬村下水道事業特別会計補正予算（第2号）
9. 議案第64号 平成29年度白馬村水道事業会計補正予算（第3号）

## 1. 開会宣告

議長（北澤禎二郎君） おはようございます。

ただいまの出席議員は12名です。

これより平成29年第4回白馬村議会定例会を開会いたします。

直ちに本日の会議を開きます。

## 2. 議事日程の報告

議長（北澤禎二郎君） 本日の議事日程は、お手元に配付してあります資料のとおりです。

### △日程第1 諸般の報告

議長（北澤禎二郎君） 日程第1 諸般の報告をいたします。

監査委員から、平成28年8月分、9月分、10月分の一般会計、特別会計、水道事業会計の例月出納検査報告書と平成29年度定期監査の結果報告が提出されております。内容につきましては、お手元に配付いたしました資料のとおりですので、これをもって報告にかえさせていただきます。

続いて、白馬村教育委員会から平成28年度対象事業の白馬村教育に関する事務の管理及び執行状況の点検及び評価報告書が提出されました。内容につきましては、お手元に配付いたしました報告書のとおりですので、これをもって報告にかえさせていただきます。

次に、北アルプス広域連合議会平成29年11月定例会が11月15日に行われました。内容につきましては、お手元に配付いたしました資料のとおりですので、これをもって報告にかえさせていただきます。

また、白馬山麓環境施設組合議会平成29年第2回臨時会が10月3日に開催されました。内容につきましては、お手元に配付いたしました資料のとおりですので、これをもって報告にかえさせていただきます。

これで諸般の報告を終わります。

次に、本定例会において受理いたしました請願並びに陳情はお手元に配付いたしました文書表のとおりです。

お諮りいたします。

この文書表のとおり、それぞれの所管の常任委員会に付託いたしたいと思いますが、これにご異議ございませんか。

（「異議なし」の声あり）

議長（北澤禎二郎君） 異議なしと認めます。よって、文書表のとおりそれぞれ所管の常任委員会に付託することに決定いたしました。

### △日程第2 会議録署名議員の指名

議長（北澤禎二郎君） 日程第2 会議録署名議員の指名をいたします。

会議規則第119条の規定により、第8番篠崎久美子議員、第9番太田伸子議員、第10番田中榮一議員、以上3名を指名いたします。

#### △日程第3 会期の決定

議長（北澤禎二郎君） 日程第3 会期の決定を議題といたします。

お諮りいたします。

本定例会の会期は、別紙平成29年第4回白馬村議会定例会日程予定表のとおり、本日から12月18日までの13日間と決定することにご異議ございませんか。

（「異議なし」の声あり）

議長（北澤禎二郎君） 異議なしと認めます。よって、本定例会の会期は本日から12月18日までの13日間と決定いたしました。

#### △日程第4 村長挨拶

議長（北澤禎二郎君） 日程第4 村長より招集の挨拶を求めます。下川村長。

村長（下川正剛君） おはようございます。

平成29年第4回白馬村議会定例会を招集をいたしましたところ、議員各位におかれましては、ご多忙の中ご出席を賜り厚く御礼を申し上げます。

昨夜未明に中信地方に大きな地震が発生をいたしました。松本、大町周辺で震度4、小谷村、小川村でも震度3ということで、白馬村でも大変心配をしたところではありますが、大事に至らなかったことに安堵をしているところであります。

さて、今冬季シーズンが順調かつ安定した降雪に恵まれるよう、先月12日に議会の皆様、観光局執行理事の方々と、恒例の戸隠神社へ雪乞いの祈願に行って参りました。

今年は願いがかなったかと申しましょか、ほどなく降雪に恵まれ、21日には昨年より3週間近く早く八方尾根スキー場パノラマゲレンデ及び五竜アルプス平がオープンをいたしました。2シーズン続けての雪不足により大変な苦戦を強いられたウインターシーズンですが、今シーズンは文字どおり滑り出し好調と言えるかと存じ、このまま白馬バレー全てのスキー場が全面滑走可能な状態でオープンでき、シーズンを通して国内外から多くのお客様でにぎわうことを願っております。

また、営業の継続が心配されたさのさかスキー場も地元観光協会や関係者の熱意が通じ、今季の営業が来週末から始まる予定で、私自身その動向を大変憂慮していただけに、安堵するとともに運営会社には心から感謝する次第です。

さて、事業執行状況について説明させていただきますが、総務課関係では、長野県神城断層地震の発生から3年を迎え、震災の経験を生かし、地域の防災力の向上などを目的に11月22日に長野県北アルプス地域振興局と白馬村の主催により防災シンポジウムを開催をしたところ、村

内外、県外合わせ約200名の方にご参加をいただきました。

当日は、特定非営利活動法人、東京いのちのポータルサイト監事、中橋徹也氏をお招きをして、実体験を交えた貴重な講演をしていただいたほか、意見交換・体験発表では、避難所生活をされた住民など4名のパネラーから当時の状況や体験についてお話をいただきました。今後の防災・減災に向けた施策に役立ててまいりたいと考えております。

地区役員懇談会ですが、10月25日から11月10日にかけて、全30地区実施をいたしました。今年度は、地区の課題や将来像等を主に懇談をいたしました。各地区共通課題として、少子高齢化による普請、作業要員不足等が挙げられました。ほかにもさまざまなご意見もありましたが、すぐに全ての要望にお応えすることは、財政的な面から困難ではあります。当然のことですが、地区に対し報告・連絡・相談するような習慣づけをするよう各課に指示をしております。

また、懇談会でも報告をさせていただきましたが、大規模開発に関する地区同意の変更点については、国の指導や環境審議会答申も踏まえ、規則・要綱を見直し、年明けより適用し、他の基準については新年度からの施行を考えています。

開発と景観は密接に関係することから、10月28日に村内の有志団体、NPO法人との共催により景観シンポジウムを開催をしたところ、約300名にご参加をいただきました。景観は村にとって唯一無二の財産であることは当然ですが、景観と開発は永遠の課題であると思いを新たに、今後の景観行政に取り組んでまいりたいと思います。

第5次総合計画、総合戦略の評価については、7月以降内部評価を実施をし、それをもとに評価委員の皆様には大変ご苦勞をいただき、外部評価を行なっていただきました。この結果につきましては、既にホームページに公表をしております。

11月3日には、五竜とおみエスカルプラザで白馬ファン交流会を開催をいたしました。ご参加いただいた議員には大変感謝を申し上げます。過去3年ほど銀座NAGANOで開催をしておりましたが、村内開催を望む白馬ファンからの声もあり、地元開催で企画をし、ファンとの交流を図るとともに、ふるさと納税にもつながればと新たな取り組みをいたしました。

平成30年度予算編成方針といたしましては、白馬村第5次総合計画及び白馬村総合戦略における基本目標に基づき、将来にわたり活力のある村として発展するため、白馬村の「豊かさ」や「まち」「ひと」「しごと」「きぼう」を創造する事業など、将来を見据えた投資を推進するための予算編成を行なってまいります。

具体的な方策としては、第5次総合計画策定から3年を迎える年として、事業の達成度や実施計画の進捗状況などを十分に検証をするとともに、執行経過の評価による課題を踏まえた見直し及び目標達成に向けた取り組みを進め、また地域からの要望などを踏まえつつ、緊急性のある事業や喫緊の行政課題に対応するための事業などを推進をいたします。

一方、歳入面では、本村の主要財源である固定資産税の評価替えによる影響などが懸念される

ところであります。手法の合理化や抜本的な見直しなど改善に取り組み、限られた財源を効率的、効果的に活用できるような事業の選択をし、職員一人一人が高い意識を持ち、村の施策に合致する国・県の支援制度の活用に努め、自立性の高い行財政運営を目指した予算編成方針としております。

新たな財源確保への取り組みとして、本定例会に提出しております議案の白馬村執行機関の附属機関の設置等に関する条例の制定については、来年度から検討する予定の観光振興のための財源確保検討委員会を設置することとし、観光地経営計画で定められた検討事項の一つとして、受益者の負担による新規財源の検討がうたわれており、この財源のあり方として、宿泊税のほか入湯税の拡充、分担金等を候補として議論を進めることで考えております。

観光課関係であります。まず7年ぶりに行われたJRの大型キャンペーン・信州DC期間の7月から9月にかけての観光客入り込み数ですが75万9,000人余りで、昨年同時期の2.5%増となりました。7・8月が天候不順により約5%の減少でしたが、比較的好天に恵まれた9月の入り込みによりカバーされた形となり、登山者数も9月だけで比較すると過去5年間で最高の数字を記録し、改めて天候に左右される白馬の観光が浮き彫りになりました。

昨年3月に策定した白馬村観光地経営計画の進捗管理等を話し合う観光地経営会議を先月21日に開催し、会議では、観光地経営に必要な指標を取得するためのアンケート内容に関する議論や計画に盛り込まれた戦略に対する施策の進捗状況を報告・意見交換を行いました。

まだまだ胸を張って報告できるような成果は上がっておりませんが、検証を進めていく中からは、観光地経営計画を成就するには全庁体制、全村体制で臨む必要があると再認識をしたところでもあります。

農政課関係では、ことしの米の作況指数であります。農林水産省の10月15日現在の発表では、長野県、中信地区ともに101の平年並みとのことですが、7月下旬以降8月の天候不順の影響により、実が細めで未熟米、くず米が多いといった状況にあると認識しています。

また、収穫期に入っても長雨が続き、湿田での収穫作業に手間を要し、収穫終了は11月上旬となり、適期収穫ができなかった状況も見受けられました。

一方、米価につきましては、飼料用米等への本作化の取り組みについて需要調整が進み、大暴落の2014年産からは3年連続のアップとなりましたが、米の直接支払交付金7,500円が今年度で廃止されることに伴い、農業生産者の所得減少が懸念をされることから、村といたしましても、水稻以外の所得を確保することによって、現状の経営を維持していくために水稻プラスアルファの園芸品目を導入した複合経営体の体制づくりを検討をしていく必要があると思っております。

有害鳥獣被害については、昨年度よりは被害が少ない状況であると認識しています。

これは国庫補助及び村単の電気柵補助や猟友会と連携しての捕獲おり、わなの設置等により鳥

獣対策には一定の成果があらわれているものと思っております。しかしながら、イノシシは個体数の増加する動物でありますので、継続をして対策を講じてまいります。また、11月に入り特に猿による農作物の被害が報告をされるようになりました。追い払いや猟友会による捕獲を実施をしていますが、猿の学習能力が高く対応に苦慮をしている状況であります、引き続き対応をまいります。

建設課関係では、ここ数年では神城断層地震の復旧工事を最優先としてまいりましたので、各地区から出されました道路改良等の要望に十分お応えできずにいましたが、今年度は八方地区を始め白馬町地区、飯森地区、飯田地区、どんぐり地区などの道路改良事業、防災事業等の測量、概略設計を実施をいたしました。

来年度以降も、用地等関係者の皆様のご協力等をいただきながら順次工事着手に向けて進めていく予定です。

義務化されています橋梁・トンネル等の点検業務も計画に基づき進めており、橋ごとに健全性を判定し、診断結果に基づいて補修、補強等の措置を講じてまいります。

この診断結果に基づき、今年度は水神宮橋を始めとした4つの橋梁の修繕工事を行っております。同様に現在実施をしている岩岳トンネル内の修繕工事も近々完了予定で、通行止め等によりご迷惑をおかけしておりますが、いましばらくのご協力をお願いを申し上げます。

住宅関係では、耐震診断の結果、補強が必要であると判断された村営森上住宅の改修については、7月より補強工事に着手をし、1号棟、2号棟の改修は全て完了し、3号棟も今週中には完了する予定です。

住民課関係では、ご心配をおかけしておりますリサイクルセンター建設工事延期の件につきましては、地元関係者、地権者との協議を進めておりまして、今後の方針としては、共有地の名義を整理した上で、当初計画地に建設を進める方向で話がまとまってまいりました。今後さらに詳細がまとまってまいりましたら、議会へも報告をさせていただきたいと考えておりますので、よろしくをお願いいたします。

なお、さきの議会でも説明させていただきましたとおり、新しいリサイクルセンターができるまでの間は、現焼却場の空きスペースを利用して資源ごみの受け入れを行なっていく計画で、現在北アルプス広域連合と詳細を詰めております。工事延期により、村民利用に極力支障を来すことのないよう努めてまいりますので、あわせてご理解をいただきますようお願いいたします。

健康福祉課関係では、社会福祉施設改修工事の進捗状況は、まず、白馬村デイサービスセンター一岳の湯の屋根の修繕工事ですが、雪害や凍害、経年により劣化した屋根を瓦ぶきから鋼板ぶきに改修いたしました。屋根全面を分割し、第1期工事を平成28年度に、第2期工事を今年度と2カ年度に工事を分けて行い、12月12日に竣工をしております。

また、白馬村福祉ふれあいセンターの経年劣化による屋根及び外壁の塗装工事につきましては、

降雪前の11月17日に無事竣工することができました。両施設とも、引き続き本村の福祉事業の拠点として活用をしております。

白馬村障害者計画、白馬村障害福祉計画、白馬村障害児福祉計画の策定につきましては、11月に第1回白馬村社会福祉推進委員会を開催いたしました。

この計画は、障がいのある人の自立や社会参加を始め、誰もが生き生きと安心して暮らせる総合的な支援の充実を図るために、障がい者施策の現状や本村の利用者ニーズ及びサービス利用実績等を踏まえ計画案を審議いただくよう、来年1月中旬から予定しています。計画案に対するパブリックコメントを実施し、住民の皆様からご意見をお聞きしながら、3月までに計画を策定しております。

税務課関係では、平成29年第1回白馬村議会定例会において、一般社団法人大北法人会会長及び同法人会白馬支部長からの法人村民税割の税率を制限税率から標準税率に引き下げることを趣旨とする、法人村民税改正に関する陳情書が提出をされ、採択されたことを受けて、法人税割の税率の引き下げについて検討しております。

まだ検討段階ではありますが、基本方針として、税制改正を受けて現行の制限税率12.1%を、平成31年10月1日以降開始する事業年度分の法人から8.4%に引き下げることが、既に白馬村条例で改正されていることから、平成30年度中の税率の引き下げは見送り、平成31年10月以降での改正に向けて引き続き検討していくことといたしました。

なお、これまでの検討経過については、本定例会において報告することにしております。

上下水道課関係では、公共下水道白馬村浄化センターの長寿命化計画に基づく更新事業ですが、日本下水道事業団と協定を締結をし、汚泥脱水機等の更新を行うため事業を進めてまいりましたが汚水の処理状況を把握する監視制御設備に不具合が発生をし、今後不具合が発生した場合、汚水処理に著しい支障を来すことから、今年度の計画を一部変更し、監視制御設備の更新のための設計を行い、次年度において製作を行うよう計画変更をいたしました。

本定例会において、この変更に関する協定の一部変更及び補正予算を議案として提出いたしますので、よろしくお願いをいたします。

教育委員会関係ですが、教育課関係では、議員各位にも9月に視察をいただきました中学校大規模改修工事におきましては、この11月末をもちまして無事に工事が終了し、引き渡しを受けたところであります。

竣工に伴って、これまで子どもたちの授業の障害となっておりました雨漏りや断熱性が著しく低下した廊下窓ガラスの更新などが実現し、よりよい環境での子どもたちが学校生活を過ごせることに、私としては胸をなでおろしているところであります。

この大規模改修工事を皮切りに、今後は村全体の施設管理計画を見直す中で、小学校の施設管理についても本格的な検討を進めてまいりたいと考えております。

また、議員各位にもご心配をおかけしております新給食センター建設であります。現在は再設計を進めており、従前ご説明のとおり平成30年2月ころには入札を実施するよう予定をしております。

この給食センター建設につきましては、中学校との接続を再度見直すことや施設規模の再精査を進めながら、何とか当初予算内に収まるよう設計者に対して教育課からも指導、調整するよう私から指示してきたところでありますが、教育課からの中間的な報告では、全国的な労務単価の高騰が設計規模の縮小や施工方法の創意工夫による削減額に対して上回っており、変更設計をもってしても現計予算額での再入札は不調となる可能性が高いと判断したことから、本定例会の補正予算案に給食センター建設工事にかかわる工事請負費の増額補正を計上している次第でありますので、会期中において慎重な審議をお願い申し上げます。

子育て支援課関係では、来年度のしろま保育園の入所申し込みにつきましては、ゼロ歳児3人、1歳児19人、2歳児33人、3歳児29人といった状況でございます。3才未満児の総数は55名となっております。今年度の最大受け入れ人数を上回る状況にあります。私の選挙公約の一つに未満児保育の充実があるわけですが、担当する子育て支援課には、保育施設の拡大も含めた中で、待機児童解消に向けた施策実施を指示をしてきたところであり、保育士の確保とあわせまして、何とか全てのお子様をお預かりすることができますよう努めてまいり所存であります。

生涯学習スポーツ課関係では、12月25日にふれあいトリオコンサートを開催いたしました。バイオリンの吉田恭子さん、ピアノ白石光隆さん、チェロ渡辺玄一さんらによる白馬南小4・5年生、白馬北小5年生への演奏会を含め、当日は、がんばりやさんと、クロスロード白馬の皆さんにも一生懸命コンサートを聞いていただき、児童や生徒の心に音楽が響いたと感じたところであります。

また、12月2日には、第3回初雪コンサートを実施し、地元出身者の演奏会で大いに盛り上がったことから、音楽とスポーツの村づくりに大いに役立つ足がかりとなればと考えております。

一方、図書館建設に向けての図書館施設検討委員会では、7月から3回の会議を開催しており、今後も多くの村民から図書館について望むことなどを中心に、ワークショップなどを実施をしながら意見を聞いてまいります。おおむね平成33年度をめどに建設をする計画で準備を進めてまいりたいと考えております。

さて、今シーズンはオリンピックイヤーであります。早いもので長野オリンピック、パラリンピックから20年を迎えます。県や長野市、開催町村が主体となり、長野オリンピック・パラリンピック20周年記念式典&スペシャルコンサートも計画をされております。村民の皆様にも、広くこの記念行事のお知らせをし、参加していただければと考えております。

各スキー競技の世界カップ開幕シリーズでは、日本人選手の優勝が続き、とても幸先よい

シーズンのスタートとなっています。特に、我が白馬村出身のノルディック複合、渡部暁斗選手は、オープニングのフィンランド、ルカでの3連戦において、3位、優勝、11位で総合チャンピオンに輝きました。現在、ワールドカップランキングも1位であり、2月に開催するワールドカップ複合白馬大会から、平昌オリンピックに向けて大変楽しみになってきました。

村としても、金メダルを目指して奮闘する渡部選手に大きな声援を送り続けたいと考えますので、議員の皆様も応援をよろしくお願いをいたします。

本定例会に提出します案件は、報告1件、議案8件です。議案等につきましては、担当課などの長に提案説明をさせますので、慎重なご審議を賜りますようお願いを申し上げ、本定例会の開会に当たりましての挨拶といたします。

**議長（北澤禎二郎君）** これより報告事項に入ります。

なお、本定例会の質疑につきましては、会議規則第55条の規定により、1議員1議題につき3回まで、また会議規則第54条第3項の規定により、自己の意見を述べるできないと定められておりますので、申し添えます。

#### △日程第5 報告第7号 損害賠償事件に係る損害賠償額の専決処分報告について

**議長（北澤禎二郎君）** 日程第5 報告第7号 損害賠償事件に係る損害賠償額の専決処分報告についてに入ります。

報告を求めます。吉田総務課長。

**総務課長（吉田久夫君）** 報告第7号 損害賠償事件に係る損害賠償額の専決処分報告につきましてご説明をいたします。

損害賠償事件に係る損害賠償額の決定について、地方自治法第180条第1項の規定により、別紙のとおり専決処分をいたしましたので、同条第2項の規定により報告をするものであります。

1枚おめくりください。

専決第16号の内容でございますが、平成29年3月20日の午後4時30分ごろ、白馬村大字北城4705番地付近の村道0109号線において、損害賠償請求者が所有し使用者が運転する軽乗用車が走行中、本村が管理する道路の公共下水道マンホール周りの穴に前輪を落とし、右側前輪のタイヤを損傷させたものです。

村は、損害賠償請求者に対して施設管理者としての過失割合を50%とした示談により、車両の修理代金6,210円を賠償したものです。

説明は以上です。

**議長（北澤禎二郎君）** 説明が終わりました。

質疑に入ります。質疑はありませんか。

（「なし」の声あり）

**議長（北澤禎二郎君）** 質疑なしと認め、質疑を終結いたします。

本件は、報告事項ですので、以上で日程第5は終了いたします。

**議長（北澤禎二郎君）** これより議案の審議に入ります。

お諮りいたします。日程第6 議案第57号は、会議規則第39条第3項の規定により委員会付託を省略いたしたいと思いますが、これについて採決いたします。

この採決は起立によって行います。

日程第6 議案第57号は、会議規則第39条第3項の規定により委員会付託を省略することに賛成の方の起立を求めます。

（全 員 起 立）

**議長（北澤禎二郎君）** 起立全員です。よって、議案第57号の委員会付託を省略する件は可決されました。したがって、委員会付託を省略し、質疑、討論、採決をすることにいたしました。

**△日程第6 議案第57号 白馬山麓環境施設組合規約の変更について**

**議長（北澤禎二郎君）** 日程第6 議案第57号 白馬山麓環境施設組合規約の変更についてを議題といたします。

説明を求めます。吉田総務課長。

**総務課長（吉田久夫君）** 議案第57号 白馬山麓環境施設組合規約の変更についてご説明をいたします。

地方自治法第286条第2項の規定により、白馬山麓環境施設組合規約の一部を変更する規約を定めることについて、関係地方公共団体と協議をするため、同法第290条の規定に基づき議会の議決を求めるものでございます。

最終ページの新旧対照表をごらんください。

今回の規約の変更につきましては、第1章総則、第1条環境施設以外の業務であります白馬高校支援業務が加わったため、現在の業務内容に沿うように規約及び組合の名称を白馬山麓環境施設組合規約から白馬山麓事務組合規約に改正をし、ごみ処理広域化に伴い清掃センターが閉鎖されることから、第4条組合の事務所の位置を役場と同じ番地に改正をするものです。

お戻りいただき別紙をごらんください。

この規約の施行日は平成30年4月1日から施行するものであります。

説明は以上です。

**議長（北澤禎二郎君）** 説明が終わりました。

これより質疑に入ります。質疑はありませんか。

（「なし」の声あり）

**議長（北澤禎二郎君）** 質疑なしと認め、質疑を終結します。

討論に入ります。討論はありませんか。

（「なし」の声あり）

議長（北澤禎二郎君） 討論なしと認め、討論を終結いたします。

採決をいたします。

議案第57号 白馬山麓環境施設組合規約の変更についてを原案のとおり決定することに賛成の方の起立を求めます。

（全 員 起 立）

議長（北澤禎二郎君） 起立全員です。よって議案第57号は原案のとおり可決されました。

△日程第7 議案第58号 工事委託に関する変更協定の締結について

議長（北澤禎二郎君） 日程第7 議案第58号 工事委託に関する変更協定の締結についてを議題といたします。

提案理由の説明を求めます。山岸上下水道課長。

上下水道課長（山岸茂幸君） 議案第58号 工事委託に関する変更協定の締結についてご説明をいたします。

本議案は、本年6月定例会で議決いただきました白馬村浄化センターの更新工事に関する協定額の変更をするため、地方自治法第96条第1項第5号及び議会の議決に付すべき契約及び財産の取得又は処分に関する条例第2条の規定により、議会の議決を求めるものであります。

協定の名称は、白馬村公共下水道白馬村浄化センターの建設工事委託に関する協定の一部を変更する協定で、協定の期間は本年度から平成30年度までで変更はございません。

変更前の協定額は2億4,300万円、変更による増加額は4,700万円で、変更後の協定額は2億9,000万円でございます。

協定の相手方は、東京都文京区湯島二丁目31番27号、地方共同法人日本下水道事業団、理事長、辻原俊博でございます。

協定額が変更となります理由は、水処理の状況を把握するための監視制御設備に不具合が生じ、今後不具合が発生した場合、水処理を行う上で著しい支障を来すことから計画しておりました脱水機以外の関連機器の更新を延伸し、平成32年度、33年度に計画しておりました監視制御設備の更新を前倒して実施しなければならなくなったことによるものです。

説明は以上です。

議長（北澤禎二郎君） 説明が終わりました。

これより質疑に入ります。質疑はありますか。

（「なし」の声あり）

議長（北澤禎二郎君） 質疑なしと認め、質疑を終結いたします。

△日程第8 議案第59号 白馬村執行機関の附属機関の設置等に関する条例の制定について

議長（北澤禎二郎君） 日程第8 議案第59号 白馬村執行機関の附属機関の設置等に関する条例の制定についてを議題といたします。

提案理由の説明を求めます。吉田総務課長。

**総務課長（吉田久夫君）** 議案第59号 白馬村執行機関の附属機関の設置等に関する条例の制定についてご説明申し上げます。

地方自治法第138条の4第3項の規定に基づき、附属機関の設置に関し必要な事項を定めるため条例を制定するものであります。

これまで附属機関の設置については、個別の条例にて制定をしておりましたが、今後において検討をする白馬村観光振興のための財源確保検討委員会及び現行の設置要綱から条例化をいたします白馬村子ども子育て会議、それぞれの設置に伴い白馬村執行機関の附属機関の設置等に関する条例を制定することにより、附属機関に関する条例をまとめるものであります。

このため、白馬村計画審議会条例、白馬村表彰審議委員会条例、白馬村国土地籍調査事業推進委員会条例は、附則により廃止をするものであります。

最終ページをごらんください。

別表では、個別条例等で定めておりました名称、担当事務、委員数、構成、任期は規定のとおりとし、新たに設置をいたします白馬村観光振興のための財源確保検討委員会については8人以内で構成をし、村長の諮問に応じ調査、審議するものであります。

具体的な内容について触れさせていただきますと、観光地経営計画で定められた検討事項の一つとして、受益者負担による新規財源の検討を行うこと、この財源のあり方としては、宿泊税のほか、入湯税の拡充、分担金等を候補とし、来年4月から半年程度の期間で改正をする予定であり、学識経験者等の有識者、関連事業者を交えて議論するというものでございます。

この条例は、平成30年4月1日から施行するものでございます。

説明は以上です。

**議長（北澤禎二郎君）** 説明が終わりました。

これより質疑に入ります。質疑はありますか。

（「なし」の声あり）

**議長（北澤禎二郎君）** 質疑なしと認め、質疑を終結いたします。

**△日程第9 議案第60号 白馬村特定教育・保育施設及び特定地域型保育事業の運営に関する基準を定める条例の一部を改正する条例について**

**議長（北澤禎二郎君）** 日程第9 議案第60号 白馬村特定教育・保育施設及び特定地域型保育事業の運営に関する基準を定める条例の一部を改正する条例についてを議題といたします。

提案理由の説明を求めます。田中子育て支援課長。

**教育課長兼子育て支援課長（田中克俊君）** 議案第60号 白馬村特定教育・保育施設及び特定地域型保育事業の運営に関する基準を定める条例の一部を改正する条例についてご説明いたします。

本条例改正は、国の特定教育・保育施設及び特定地域型保育事業の運営に関する基準及び子ども

も・子育て支援法施行規則の一部改正により、支給認定証の交付が任意化されたことに伴い所要の改正を行うものであります。

議案書最終ページの新旧対照表をごらんください。

受給資格等の確認について規定しております第8条におきまして、必要に応じて支給認定証の交付を受けていない場合は通知によってという趣旨の文言を加えております。

なお、この条例は平成30年1月1日から施行したいものでございます。

説明は以上です。

**議長（北澤禎二郎君）** 説明が終わりました。

これより質疑に入ります。質疑はありますか。

（「なし」の声あり）

**議長（北澤禎二郎君）** 質疑なしと認め、質疑を終結いたします。

#### △日程第10 議案第61号 平成29年度白馬村一般会計補正予算（第6号）

**議長（北澤禎二郎君）** 日程第10 議案第61号 平成29年度白馬村一般会計補正予算（第6号）についてを議題といたします。

提案理由の説明を求めます。吉田総務課長。

**総務課長（吉田久夫君）** 議案第61号 平成29年度白馬村一般会計補正予算（第6号）につきましてご説明をいたします。

歳入歳出予算の総額に歳入歳出それぞれ1億8,987万8,000円を追加し、歳入歳出予算の総額を70億8,603万円とするものであります。

8ページの歳入明細をごらんください。

13款国庫支出金の主なものは、1項1目民生費国庫負担金、障害者自立支援給付費負担金は、給付費の増により486万1,000円の増額。

9ページ、2項9目総務費国庫補助金は、マイナンバー制度に係るシステム整備補助金として136万円の増額。

14款1項1目民生費県負担金は、給付費の増により障害者自立支援給付費負担金が230万3,000円の増額。

2項4目農林水産業費県補助金は、経営体育成交付金が150万円の減額となっております。

10ページ、16款1項1目一般寄附金は、ふるさと白馬村を応援する寄付金を8,500万円の増額。

17款1項2目ふるさと白馬村を応援する基金繰入金は235万4,000円の増額。

3目福祉基金繰入金は150万円の増額であります。

11ページ、20款1項村債の6目観光債は、スノーハープ改修等に係る辺地対策事業債30万円の増額。

7目土木債は、地方道路等整備事業債と防災対策事業債で1,110万円の組みかえをするものであります。

8目消防債は、Jアラート新型受信機導入に係る緊急防災・減災事業債210万円の増額。

辺地対策事業債は、立の間防火水槽設置工事の増工により200万円の増額。

9目教育債では、学校給食センター建設に係る学校教育施設等整備事業債1,120万円の増額となっております。

以上が特定財源で、8ページにお戻りください。

一般財源といたしましては9款1項1目普通交付税3,040万8,000円の増額。

10ページ、17款1項1目財政調整基金繰入金として4,574万円を計上しております。

次に12ページからの歳出明細をごらんください。

2款1項1目一般管理事業は、嘱託職員等の増による社会保険料の増額、郵便料金値上げによる郵便料の増加などにより470万3,000円の増額。

13ページ、6目企画費、ふるさと納税事業は当初1億円から1億8,500万円のふるさと納税の寄附額を見込み、その増額分8,500万円のクレジット決済手数料やシステム委託料及び返礼品業務の包括的業務委託料等で5,008万8,000円の増額。

白馬高校支援事業は、公営塾講師等の住居手当分等に係る報酬及び1名増員による社会保険料で106万6,000円の増額。

14ページ、8目電算事業の136万1,000円の増額は、マイナンバー制度に係る記載事項の充実に伴うシステム改修委託料として136万1,000円の増額。

15ページから16ページにかけて、7項3目スポーツ振興事業は、年明け2月に開催されます平昌オリンピック出場選手の応援に係る応援グッズ、チラシ等に係る増額と白馬村スキークラブへのスキー選手強化事業補助により307万3,000円の増額です。

16ページ、4目ナショナルトレーニングセンター事業は平成26年度から28年度におけるナショナルトレーニングセンター委託金の精算による返還金として750万円の増額。

3款1項2目老人福祉事業、161万2,000円は養護老人ホームへの入所措置決定等による扶助費の増額となっております。

17ページ、3目心身障害者福祉事業は自立支援給付事業利用者の増加による給付費の増及び平成28年度実績による国庫負担金の返還金により1,182万3,000円の増額。

4目保健福祉ふれあいセンター維持管理事業は、ふれあいセンター電気代の増及び外部改修工事の増工により215万円の増額。

18ページ、4款2項1目塵芥処理事業は、今年度申請予定のごみ集積場設置補助金を見込み108万5,000円の増額。

5款1項3目農業振興事業は、経営体育成交付金の減等により112万8,000円の減額。

19ページ、6款1項3目21観光戦略事業は、予算の組みかえによるもの。

20ページ、7款2項3目道路新設改良費は、特定財源である地方債の組みかえによるもの。

4項3目公共下水道事業は、下水道事業特別会計繰出金1,052万2,000円の減額。

8款1項2目常備消防事業は、県航空隊派遣消防職員の殉職に伴う賞じゅつ金等に係る北アルプス広域連合負担金といたしまして438万5,000円の増額。

21ページ、3目消防施設管理事業の424万9,000円は、立の間防火水槽設置工事に係る増額と迅速かつ安定した情報伝達のためのJアラート新型受信機更新に係る増額となっております。

9款1項2目幼稚園就園奨励事業は、低所得区分階層世帯が見込みより多かったことにより149万9,000円の増額。

白馬村学校給食センター建設事業1,500万円の増額は、再設計による増額分。

22ページ、2項1目は南小学校、北小学校管理事業において暖房器具等の修繕に係る103万7,000円の増額となっております。

23ページ、11款1項公債費は、利率の見直しにより18万1,000円を元金で増額、利子で減額をしております。

24ページ、12款1項3目ふるさと納税基金事業は、ふるさと白馬村を応援する寄付金に基づく積立金として8,500万円を計上しております。

5ページにお戻りください。

地方債の追加及び変更につきましては、第2表の地方債補正のとおりでございます。

説明は以上です。

**議長（北澤禎二郎君）** 説明が終わりました。

これより質疑に入ります。質疑はありませんか。

（「なし」の声あり）

**議長（北澤禎二郎君）** 質疑なしと認め、質疑を終結いたします。

**△日程第11 議案第62号 平成29年度白馬村国民健康保険事業勘定特別会計補正予算  
（第2号）**

**議長（北澤禎二郎君）** 日程第11 議案第62号 平成29年度白馬村国民健康保険事業勘定特別会計補正予算（第2号）についてを議題といたします。

提案理由の説明を求めます。矢口住民課長。

**住民課長（矢口俊樹君）** 議案第62号 白馬村国民健康保険事業勘定特別会計補正予算（第2号）につきましてご説明をいたします。

本補正予算につきましては、歳入歳出予算の総額にそれぞれ43万2,000円を追加し、予算総額を14億4,412万2,000円とするものであります。

最終の6ページ、歳出明細をお願いします。

1款1項1目一般管理費は、来年度予定されております国保の制度改正に向けて、電算システムの追加改修が必要となったことから、その委託料43万2,000円を増額させていただくものであります。

財源内訳に記載のとおり、全額を国庫支出金として歳入に計上しておりますので、よろしくお願いたします。

説明は以上です。

**議長（北澤禎二郎君）** 説明が終わりました。

これより質疑に入ります。質疑はありませんか。

（「なし」の声あり）

**議長（北澤禎二郎君）** 質疑なしと認め、質疑を終結いたします。

**△日程第12 議案第63号 平成29年度白馬村下水道事業特別会計補正予算（第2号）**

**議長（北澤禎二郎君）** 日程第12 議案第63号 平成29年度白馬村下水道事業特別会計補正予算（第2号）についてを議題といたします。

提案理由の説明を求めます。山岸上下水道課長。

**上下水道課長（山岸茂幸君）** 議案第63号 平成29年度白馬村下水道事業特別会計補正予算（第2号）につきましてご説明いたします。

第1条として、歳入歳出予算の総額に歳入歳出それぞれ282万1,000円を追加し、歳入歳出予算の総額を7億6,332万1,000円とするものです。

5ページの歳入明細をごらんください。

1款1項1目分担金424万6,000円の増額は区域外流入の増加によるもので、2項1目負担金19万2,000円の増額は受益者負担金の徴収猶予の解除によるものです。

4款1項1目一般会計繰入金1,052万2,000円の減額は、1款分担金及び負担金及び6款諸収入の増額によるものであります。

6款1項1目雑入890万5,000円の増額は、平成28年度分の消費税の更正申告による還付金でございます。

裏面の歳出明細をごらんください。

1款1項1目一般管理費、一般管理事業20万円の減額は、28年度分の消費税額の確定による減額。

2目施設管理費、浄化センター維持管理事業202万円の増額は、濃縮汚泥貯留槽攪拌設備のブローアの修繕に要する費用でございます。

1款2項1目公共下水道建設費、単独公共下水道事業50万1,000円の増額は、汚水ポンプ設置に伴う共同排水設備設置等補助金を増額するもので、浄化センター更新事業50万円の増

額は、議案第58号でご説明いたしました監視制御設備を前倒しして更新する必要性が生じたことから、監視制御設備の実設計委託料として550万円を新たに計上し、実設計委託料に事業費の一部を振りかえるため、工事請負費500万円を減額することによるものであります。

説明は以上です。

議長（北澤禎二郎君） 説明が終わりました。

これより質疑に入ります。質疑はありませんか。

（「なし」の声あり）

議長（北澤禎二郎君） 質疑なしと認め、質疑を終結いたします。

#### △日程第13 議案第64号 平成29年度白馬村水道事業会計補正予算（第3号）

議長（北澤禎二郎君） 日程第13 議案第64号 平成29年度白馬村水道事業会計補正予算（第3号）についてを議題といたします。

提案理由の説明を求めます。山岸上下水道課長。

上下水道課長（山岸茂幸君） 議案第64号 平成29年度白馬村水道事業会計補正予算（第3号）につきましてご説明いたします。

第2条として、収益的収入の1款1項営業収益に250万円を追加し、収益的支出の1款1項営業費用に175万円を追加するものです。

1枚おめくりください。

収益的収入の1款1項1目給水収益250万円の増額は、水道使用料を増額するものです。

裏面をごらんください。

収益的支出の1款1項1目浄水費9万円の増額は、水道監視装置用パソコンが故障したことによる購入費用で、2目配水及び給水費21節工事請負費の増額は、冬期間の漏水工事費用として130万円を見込み、22節修繕費36万円の増額は水道ポンプ施設1カ所の遠隔監視設備の通信部分の修理費用を計上したものでございます。

説明は以上です。

議長（北澤禎二郎君） 説明が終わりました。

これより質疑に入ります。質疑はありませんか。

（「なし」の声あり）

議長（北澤禎二郎君） 質疑なしと認め、質疑を終結いたします。

お諮りいたします。

ただいま議題となっております議案第58号から議案第64号までは、お手元に配付いたしました平成29年第4回白馬村議会定例会常任委員会等付託書のとおり、それぞれ所管の常任委員会に付託いたしたいと思いますが、これにご異議ございませんか。

（「異議なし」の声あり）

議長（北澤禎二郎君） 異議なしと認めます。よって、議案第58号から議案第64号までは、常任委員会等付託表のとおりそれぞれ所管の常任委員会に付託することに決定いたしました。

これで本定例会第1日目の議事日程は終了いたしました。

お諮りいたします。

明日12月7日午前10時から本会議を行いたいと思いますが、これにご異議ございませんか。

（「異議なし」の声あり）

議長（北澤禎二郎君） 異議なしと認めます。よって、明日12月7日午前10時から本会議を行うことに決定いたしました。

これをもちまして、本日は散会といたします。どうもご苦労さまでした。

散会 午前11時05分

平成29年第4回白馬村議会定例会議事日程

平成29年12月7日（木）午前10時開議

（第2日目）

1. 開議宣告

日程第 1 一般質問

## 平成29年第4回白馬村議会定例会（第2日目）

1. 日 時 平成29年12月7日 午前10時より

2. 場 所 白馬村議会議場

### 3. 応招議員

第1番	丸山 勇太郎	第7番	横田 孝穂
第2番	田中 麻乃	第8番	篠崎 久美子
第3番	太田 正治	第9番	太田 伸子
第4番	伊藤 まゆみ	第10番	田中 榮一
第5番	松本 喜美人	第11番	津滝 俊幸
第6番	加藤 亮輔	第12番	北澤 禎二郎

### 4. 欠席議員

なし

### 5. 地方自治法第121条の規定により説明のため議会に出席した者の職氏名

村 長	下川 正剛	副 村 長	太田 文敏
副 村 長	藤本 元太	教 育 長	平林 豊
総 務 課 長	吉田 久夫	参事兼税務課長	篠崎 孔一
観 光 課 長	横山 秋一	生涯学習スポーツ課長	松澤 忠明
会計管理者・室長	田中 哲	建 設 課 長	酒井 洋
農 政 課 長	太田 洋一	健康福祉課長	窪田 高枝
上下水道課長	山岸 茂幸	住 民 課 長	矢口 俊樹
教育課長兼子育て支援課長	田中 克俊	総務課長補佐兼総務係長	下川 浩毅

### 6. 職務のため出席した事務局職員

議会事務局長 山岸 俊幸

### 7. 本日の日程

1) 一般質問

## 1. 開議宣告

議長（北澤禎二郎君） おはようございます。

ただいまの出席議員は12名です。

これより平成29年第4回白馬村議会定例会第2日目の会議を開きます。

## 2. 議事日程の報告

議長（北澤禎二郎君） 本日の議事日程は、あらかじめお手元に配付しています資料のとおりです。

### △日程第1 一般質問

議長（北澤禎二郎君） 日程第1 一般質問を行います。

会議規則第61条第2項の規定により、本定例会に一般質問の通告をされた方は8名です。本日は通告された方のうち4名の方の一般質問を行います。

質問される議員は、質問、答弁を含めた1時間の中で、質問事項を明確、簡潔に質問されるようお願いいたします。

なお、本定例会の再質問につきましては、会議規則第63条の規定により、1議員1議題につき3回までと定められておりますが、制限時間内での再質問は、議長においてこれを許可いたしますので、申し添えます。

それでは、あらかじめ質問の順位を定めてありますので、順次一般質問を許します。

最初に、第8番篠崎久美子議員の一般質問を許します。第8番篠崎久美子議員。

第8番（篠崎久美子君） 8番篠崎久美子でございます。

本年度は11月下旬から早期の降雪に恵まれまして、既にスキー場では十分な雪があり、オープンが続々としているわけでありまして、多くのお客様に楽しんでいただいている状況が見えております。お正月を迎えても十分な雪のなかった昨年、一昨年に比べ、本当に安心して本格的な冬季シーズンを迎えることができると思われます。

また、来年2月には平昌五輪を目前としたコンパインドのワールドカップの開催が当村で予定されております。渡部ご兄弟選手を始め、村ゆかりの選手たちの活躍も大いに期待したいところ、また、村民挙げて応援をしたいところでございます。

順調な降雪とともに安心で安全、そして国内外のお客様の来村で、にぎわいのある非常に活況なウインターシーズンであることを重ねて願うところでございます。

さて、けさの新聞に宿泊税のことが出ておりました。私がとっているのは2紙でございますが、2紙のところも両方ともトップ記事で入ってきております。

これにつきましては、一切構想すらもまだ議会にもご説明をいただいている状況、ましてや関連する議案についてもこれから説明を受け、きちんと審査するところでありまして、非常に驚いたところであります。これは、私だけの感想ではございません。議会全体としてそうい

う感想を持っております。

非常にこの課税ということに関しましては、慎重かつ丁寧に進めていかなければならないことだと思っております。

課税をするのに対しては、その目的ももちろんですけれども、現状をしっかりと把握して現在の経済をよく回していき、そして税収を上げていく努力は果たしてなされているのか、あるいは税金は適正に使われているのか、あるいは課税と徴収のバランスはどうなのか、そういうことも全て考えながらやっていかなければなりません。

新聞によりますと、これは半年ほどで結論づけるということも書いてございました。そんなことも、議会としては一切聞いておりません。非常に進め方としていかがなものかと思えます。

これは、私の意見ということではなく、議会全体の意見として一言述べさせていただきます。本日は通告に従いまして、3つの内容に分けて質問をさせていただきます。

1番目に新図書館の建設につきまして、2番目に障がい者の福祉につきまして、3番目に小規模水道施設等の維持管理等につきまして、以上3点についてお伺いをいたします。

それでは、早速1番目の質問に入らせていただきます。

まず始めに、新図書館建設についてお伺いをいたします。

新たな図書館建設に向けては、本年7月より図書館施設検討委員会が設置され、建設に向けての検討が開始されております。

この委員会は、村民の意見を十分に反映させるため、村民の代表者によって構成されているというものでございますが、村民には図書館建設そのものについて検討が始まっていること自体がなかなか認知されていない状況だと思われまます。

村のホームページには、第1回会議、これは7月25日に開催されておりますが、会議録がアップされております。それを見ますと、会議の最後に、図書館施設検討委員会が始まっていることを広く宣伝していき、村民の方が気軽に意見を出せる雰囲気づくりが大切。行政や委員だけではなく、村民みんなで作くり出す図書館として進める必要があるという記録があり、検討委員会の場でも、検討が始まっていること自体を広く知らしめることの重要性については認識されていると思われまますが、果たしてどれだけの住民が知っているかと思われまます。

村が考える図書館建設の必要性や考え方が住民にきちんと理解されないまま、また、十分な情報公開がなされないまま、まるで既定路線のように図書館建設に向かう事態も懸念されまます。

これにつきましては、給食センターのことが過去にございました。給食センターについても検討委員会がありましたけれども、実際のところ、例えばたった半年ほどの間に非常に金額が乱高下したり、あるいは設計自体がどんどん変わっていくというような状況があり、本当に目指すところは何かあったのかというところがありました。

しかし、給食センターにつきましては、期間も決まっておりますし、施設の老朽化も迫ってお

りましたので、また、性格も図書館とは大いに違いますので、またこれとは違うかと思いますが、図書館に求められる機能と性格については、村民みんなが利用できる施設であるということから、十分な情報の公開、また、村民の意見の集約が必要と思われます。

そこで、以下についてお伺いをいたします。

村長の考える新たな図書館とはどのようなものであるかをお伺いいたします。

2番目に、目指す図書館建設の時期とそれまでの進め方、また、現時点で予定する建設関係費についてお伺いをいたします。

新たな図書館建設に向けた村民の意見集約についての今後の予定と方法、また、建設に当たり、村民の意見をどの程度まで反映させる考えであるかをお伺いいたします。

最後に、人口減少社会を迎え、財政的な面からも将来の村づくりに非常に大きくかかわる公共施設の建設につきましても、まずは課題を洗い出す中で、村としてこのほかの施設までを含めた全体像を描き、また、財政面も考慮しながら計画していくことが必要と思われます。これにつきまして、村長のお考えをお伺いいたします。

**議長（北澤禎二郎君）** 答弁を求めます。下川村長。

**村長（下川正剛君）** 冒頭、篠崎議員から、けさのマスコミについてのお話がありました。

きのう、開会の冒頭の中でそういったお話をしたわけでありまして、私自身もまさかあんなにでかく出るというふうには思っていなかったわけでありまして、報道として出るということではありますが、以前からこの観光局の財源をいかにしたらいいかという、そういった話は議会の皆さん方からもいろいろ言われていたわけでありまして、そしてまた、観光地経営計画の中でも財源を見直すべきだという話があるわけでありまして、そういったことを勘案する中で、これからの財源をどういうふうにもっていけばいいかという中で、今、検討をしているということでもあります。

宿泊税ありきではなくて、いろいろな面からも検討しながら財源確保に努めてまいりたいというふうに思っているところであります。

議会に対してしっかりとした説明がない中で、ああいう大きな記事が発表されたということにつきましてもおわびをするわけでありまして、私自身もまさかあんな大きな記事になるとは思っていなかったのは事実であります。そんなことでおわびを申し上げたいというふうに思います。

いずれにいたしましても、村としてもこの財源確保ということについては重要な課題でありますので、また皆さん方からのご意見も頂戴しながら、非常にハードルも高いというふうに思っておりますし、いろいろな部分で皆さんのご意見を頂戴しながら進めてまいりたいというふうに思っております。

それでは、1点目の新図書館の建設についてということで、4つの項目の質問をいただいてあ

ります。

その中で、村長の考える新たな図書館とはどのようなものであるかとの質問でありますけれども、現在の図書館は平成10年に旧法務局の建物を利用し開設をいたしました。蔵書冊数は約5万冊であり、全国平均の6万冊から7万冊には及ばず、施設自体が図書館のために建設をされていないことから、十分な環境を提供できるものではない状況であります。

以上が現状であります。以下に私が考えている図書館について述べさせていただきます。

従来の図書館は、図書の収集、貸し出しを中心に読書支援型の図書館でありましたが、地域社会の変化、村民のニーズの変化に応じて、子育て・教育・高齢化の支援、地域振興支援、ビジネス・産業支援等に対応できる課題解決型の図書館が必要とされていますので、村民に役立つとともに、村の情報環境の中核となる図書館を目指してまいりたいというふうに思っております。

基本的な構想といたしましては、図書館づくりは地域づくり、まちづくりという観点に立ち、子どもたちの成長に役立つ図書館として子育て世代に優しい図書館であり、また、地域の学校図書館との連携を図る。

文化振興に役立つ図書館として、地域の伝統文化を継承及び発信し、村民の情報発信と交流の場となること。

地域おこし・村づくりに役立つ図書館として、豊かな自然環境に恵まれた白馬村の魅力を伝え、知る場とする。また、村の主産業である観光面でも、観光客の雨天対策や産業支援につながる場を設けること。

暮らしに役立つ図書館として、健康・医療等高齢者の関心が高い分野の資料も充実させ、憩いの場となること。

また、人づくりに役立つ図書館として、利用者が必要とするさまざまな課題解決支援のための情報の充実を図ることといった、5つの項目に基づき進めてまいりたいと考えております。

図書館とは、このように社会の変化とともに変化が求められる現在、地域づくりの核となる施設としてさまざまな機能が求められています。

そこで、複合施設の図書館という形があらわれ、新たな可能性を秘めた施設として考えることができ、いずれの自治体においても複合施設としての図書館の建設が行われているところであります。

本村としても、複合施設を基本としながら、複合施設としての利点を明らかにし、図書館施設検討委員会の検討結果を参考に、今後建設に向けた準備をしてまいりたいというふうに思っております。

2点目の目指す図書館建設の時期とその進め方、また、現時点で予定する建設関係費についてのご質問ですが、今年度においては7月に図書館施設検討委員会を設置し、検討を進めております。委員は学識経験者、児童・生徒などの保護者代表者、学校教育関係者、社会教育委員

を代表する者、公募委員、図書館協議会を代表する者からなる15名であります。

建設に向けた検討については、平成29年度と平成30年度においてワークショップなどを開催し、意見を集約し、平成31年度以降に検討を行い、基本設計、そしてまた平成33年度建設工事に着手ができるように進めてまいりたいというふうに考えております。

また、平成30年度には、図書館の館長を全国に公募し、建設が始まる前から新図書館の建設に向けた準備を進めてまいりたいと思っております。

また、現在は図書館施設検討委員会による検討が進められておりますが、来年度は専門家からなる有識者会議を設け、さらに深く踏み込んだ検討を進めていく予定であります。

このような検討状況により、建設費用については現時点ではさまざまな意見をいただいている途中ですので、今後の意見のまとまりをもって必要となる施設規模を見込んだ上で、建設費用の算出を行うことになるかと考えております。

3点目の新たな図書館建設に向け村民の意見集約について、また、建設に当たり村民の意見をどの程度まで反映させる考えであるかとの質問であります。村民の意見集約のために本年度はワークショップを開催してまいりました。

白馬中学校、白馬高校、シニアクラブ役員等を対象に開催しており、年明けの1月中旬には村民を対象としたワークショップの開催を予定しております。より多くのワークショップを開催することにより、新図書館に対する村民意識も高まってまいっているものと思っておりますので、さまざまな場でさまざまな団体に対して開催し、新図書館の建設に向けて準備をしてまいりたいと思っております。

また、講演会などを開催するなどにより、村民の皆様から多くの意見、要望に沿えることができるよう、図書館施設検討委員会などで取りまとめを行なってまいりたいと思っております。

4点目の人口減少社会を迎え、財政的な面からも将来の村づくりに大きくかかわる公共施設建設については、課題を洗い出し、村として全体像を描き計画していくことが必要との質問であります。村では新たな大型施設の建設として、図書館や道の駅などが考えられますが、議員ご指摘のとおり過去に建設された公共施設等が大量に更新時期を迎えている中であり、人口減少、少子化等により今後の公共施設等の利用需要が変化していくことが見込まれるところであります。

このような状況を鑑みれば、公共建築物を計画的に建設・維持・保全していくことは大変重要であり、本村においても新たな施設の建設を行うに当たり、限られた財源を生かしつつ多様化する要望に応えるためには、公共施設等の適正管理の推進に努め、集約化・複合化、さらには転用等による利用方法等を精査しながら、施設建設の際にはその重点化・順序化を図りながら、今後においても必要な行政サービスを維持・向上していくため、将来を見据えた財政計画の策定に基づき施設の適正管理に努めてまいりたいと思っております。

1点目の質問に対しての答弁とさせていただきます。

議長（北澤禎二郎君） 答弁が終わりました。篠崎議員、質問ありませんか。篠崎議員。

第8番（篠崎久美子君） 図書館建設の時期についてですが、私、今聞き漏らしたのか、図書館建設そのものが開始され、図書館の利用が始まるのはいつを目途としているか、もう一遍確認をさせていただきたいと思います。

また、会議録の中には、施設検討委員会では場所も選定するということが最初のところにうたわれております。検討委員会だけで将来の村づくりという言葉が、今、村長からたくさん出ました。この村づくりに大いにかかわる図書館建設についての場所を選定するご予定であるのか、そこを確認させていただきたいと思います。

議長（北澤禎二郎君） 答弁を求めます。下川村長。

村長（下川正剛君） 先ほど、時期はいつだという質問でありますけれども、33年度には建設が進められるよう取り組んでまいりたいというふうに思っております。

それから、場所について、いろいろ検討委員会の中でも話が出ているわけではありますが、いずれにいたしましても図書館ありきだとかはなく、図書館は地域づくりという、そういった様態もありますので、そこら辺も含めて今後検討してまいりたいというふうに思っております。

議長（北澤禎二郎君） 答弁が終わりました。質問はありますか。篠崎議員。

第8番（篠崎久美子君） 私、担当課にお伺いしてお話を伺ってきておりますが、その際には平成34年度を目指すというふうに説明を受けました。建設の時期は33年度でよろしいでしょうか。もう一遍お伺いいたします。

議長（北澤禎二郎君） 答弁を求めます。下川村長。

村長（下川正剛君） できればいろいろな交付金等々を勘案する中で、33年度くらいにはという、そういった思いは今持っているところであります。

議長（北澤禎二郎君） 答弁が終わりました。質問ありませんか。篠崎議員。

第8番（篠崎久美子君） これ、今、本当に始まったところでありますので、十分な情報公開をしていただきながら、住民の意見をぜひ集約して村民全体でつくる図書館なんだという形に、ぜひ意識も高めていってほしいと思います。

先ほどワークショップのお話もありました。しかし、参加者の人数を聞きますと非常に少ない人数でありました。まだまだ意識は低いですし、認識も低いと思います。どのように、これからの村づくりの核となる施設であるならば、住民の理解を得ていくのか、そのところにひとつ工夫をいただければと思います。

人口減少社会に入るわけですが、村の将来にこの図書館建設を複合施設と位置づける、あるいは先ほど言いました5つの機能性・性格を求めるとすれば、非常に重要な村づくりの拠点となる施設にあることは間違いありません。また、財政的にもそんなに安い金額ではないと想像をするところであります。

そういう複合的な施設、あるいは村づくりの観点であれば、財政面から子育て、あるいは住民福祉、観光客への対応など、村長のお言葉にもありましたが総合的な視点が必要であります。現在、教育課が中心となって処理をしているわけでございますけれども、課をまたいだ横断的な研究チーム、これは村づくりの研究をするチーム、その中に図書館の建設も入ってこようかと思いますが、そこでまず、職員みずから庁舎の中で図書館を中心としたまちづくりの先進地などの例を学び、あるいは図書館の経営や本来果たすべき図書館の業務などについて専門的な知識を得た人たちにも意見を求めたり、あるいはアドバイスを受けながら、将来の村づくりの観点からの庁内体制をつくって進めるべきではないかと思いますが、この庁内体制についてはどのようにお考えでしょうか。

**議長（北澤禎二郎君）** 答弁を求めます。下川村長。

**村長（下川正剛君）** 前段、村民に対してどういうふうに周知をするかということでちょっと答弁させていただきますけれども、1月に入りますと、1月13日に高校生を対象にそういったワークショップを開催する予定でありますし、それから、1月同じ日に一般の村民を対象にワークショップを進めてまいりたいというふうに思っております。

そういった中で、村民に全体のこの図書館に対する意向を周知しながら、大勢の皆さんから参加いただき、進めてまいりたいというふうに思っております。

そしてまた、庁内の体制はどうかということですが、内部でまた検討してまいって、本当に白馬村としてすばらしい図書館、そういったものができるような、そういったものを進めてまいりたいと、特に白馬村においては山岳という世界に誇るメインの山がありますので、そんなところも展示できるようなすばらしい図書館を建設していけばというふうに思っております。

それにはどうしても村民の皆様方の思いが必要でありますので、できるだけそういったことを周知しながら取り組んでまいりたいというふうに思っております。

**議長（北澤禎二郎君）** 答弁が終わりました。質問ありませんか。篠崎議員。

**第8番（篠崎久美子君）** 例えば、地域役員懇談会が秋に行われました。そこで図書館建設について意見を聞くということの場面を、私はほとんど見た記憶がございません。

住民全体がつくり上げていくということであれば、いろいろな場所において村長がみずからご自分のビジョンを示していただくことが必要だと思います。一言もそういうことはなかったと私は記憶しております。これについては、村長、どう思われますか。

**議長（北澤禎二郎君）** 答弁を求めます。下川村長。

**村長（下川正剛君）** 集落懇談会については、1時間という時間の規制もありました。そういった中で、いろいろな課題があるわけでございますけれども、そういったことを優先したために、図書館については説明をしなかったわけでありましてけれども、図書館ばかりではなくいろいろな課題があるわけでありましてけれども、先ほど言ったような制約、時間のせいにははいけませんけ

れども、そんなことで1時間という短い時間でありましたので、ご理解をいただきたいというふうに思っております。

そしてまた、私のほうからも、今後この問題についてもできるだけこういった方向で今進めているんだよということを、いろんな場面でも周知をしまいたいというふうに思っておりますので、ご理解をいただきたいと思います。

**議長（北澤禎二郎君）** 答弁が終わりました。質問ありませんか。篠崎議員。

**第8番（篠崎久美子君）** 庁内体制も検討していただくということでございますが、庁内の職員だけに任せるのではなく、ぜひ村長が将来の村はこういうふうにしたらどうか、こういうふうにあるべきだと考えているんだということをきちんと示していただいた中で、庁内体制で検討していただくようなことがしていただけたらと思います。

白馬村は白馬村らしい図書館をというふうに私も思っておりますし、これに関しまして、松川村の図書館の館長さんにも取材をさせていただきました。松川村は、近くにちひろ美術館さんがある、あるいは学校にも司書の方がきちんといらっしゃる。そういう中で、子どもに照準を当てた図書館づくりをするというコンセプトをきちんと持っていらっしゃいます。その中で、これが松川村らしいんだという言葉がありました。白馬村も、白馬村らしい図書館づくりをぜひ今後検討していただくように希望を申し上げたいと思います。

続きまして、障がい者福祉についてお伺いをいたします。

国では、我が事・丸ごと地域共生社会の実現を目指し、介護や障がい、子育てなどの縦割り行政をなくし、地域と協力しながら包括的に支援すること、自治体の体制整備を新たに求めるなど、この福祉のあり方について大きく変わろうとしております。

地域の中でともに生きる、共生するためには、障がい者についても理解を常に進めていくことが非常に大事であると思われま。

そこで、以下についてお伺いをいたします。

まず始めに、障害者差別解消法が施行されて1年以上が経過いたしました。障がいのある方からの申し出と対応、庁内及び社会福祉協議会での共有化の状況についてお伺いいたします。

続きまして、障がい者の移動についての課題、情報保障、ごめんなさい。私、保障の字が間違っておりますので、訂正していただければと思いますが、情報保障についての課題をお伺いします。

3つ目に、障がい児に対する重層的な地域支援体制の構築を目指して、平成32年度までに市町村への設置が……この後文言を訂正させていただきますが、市町村への設置が成果目標として示されました児童発達支援センターの整備計画についてのご予定をお伺いいたします。

最後に、住民から要望が出ている障がい者グループホームの整備に関して、どのようにお考えになっているのかをお伺いいたします。

議長（北澤禎二郎君） 答弁を求めます。下川村長。

村長（下川正剛君） 2点目の障がい者福祉について答弁をさせていただきますが、1点目の障害者差別解消法の施行から1年以上が経過し、庁内等の共有化についてであります。昨年4月1日に障害者差別解消法が施行されてから1年半ほどが経過いたしました。この法律では、全ての国民が障がいの有無によって分け隔てられることなく、相互に人格と個性を尊重し合いながら共生する社会の実現を目指し、障がい者に対する不当な差別的取り扱いや合理的な配慮をしないことを差別と規定し、行政機関と事業者には差別の解消に向けた具体的な取り組みを求められています。

これまでに、村の障害者差別解消法相談窓口に寄せられました相談件数は7件です。相談の内容としては、制度の問い合わせ、差別の相談、合理的配慮の申し出等になります。それぞれのケースごとに課内で協議を行い必要な対応をとっていますが、その中で庁内、社会福祉協議会で共有することが望ましいと思われる案件については、課長等が出席をする会議で諮り、情報共有を図っております。

また、村では行政機関の職員が適切に事案等に対応するために、昨年4月に法第10条に基づく職員対応要領を作成し、7月には長野県の出前講座を用いて庁内勉強会を開催いたしました。この勉強会では、障がいに関する知識等を学び、庁内、社会福祉協議会の職員等が日々の業務において適切に対応するために土台となる部分について、共有とスキルアップを図ることができました。

法の施行から1年半ほどが経過した中、長野県においても事例が集まってきており、知識を学ぶという観点から事例共有を行う中で、実際にそのような場に遭遇した際、どのように対応すればよいかという観点への講座内容もシフトしております。

来年度は行政や社会福祉協議会の職員等に限らず、住民にも間口を広げ、障がいに対する理解と法の趣旨を村民全体へ普及することも目的に、改めて長野県の出前講座を開催したいと考えています。

2点目の障がい者の移動と情報保障に関する課題についてであります。障がい者の移動については、障害者総合支援法第5条第4項に規定されている同行援護と、同法第77条第8項に規定されている地域生活支援事業の中の移動支援があります。いずれも視覚障がいにより移動に著しい困難を有する障がい者等に対して、外出時に同行し、移動に必要な情報を提供するとともに、移動の援護その他必要な援助を行うものであります。

本村での状況ですが、村には同行援護の事業所がありませんので、障がい者の移動については全て移動支援として対応しており、社会福祉協議会がこのサービスを提供しております。その中で課題としては、知識・技能面が挙げられると考えます。

同行援護に関しては、国・県等による研修会等が開かれているため、移動支援のみの事業所よ

り知識や技能の面で進んでいる状況にあります。現状では考えられる課題解決策とすれば、移動支援に従事している現在の職員等が、同行援護の研修を受講することで知識・技能の向上を図ることでありますので、今後そのような促しに努めてまいりたいというふうに考えているところであります。

次に、障がい者の情報保障に関する課題であります。情報保障としては手話通訳や要約筆記等が挙げられます。手話通訳については村内に手話通訳者がいませんので、長野県に協力を依頼し対応しているところであります。要約筆記については、村内の要約筆記サークルころぼっくるに依頼し、さまざまなイベント、講座、講演会等において大きく後援をいただいているところであります。

情報保障における現在の課題は、要約筆記者の人材不足です。人材育成が急務となっており、平成27年度には白馬村意思疎通支援事業者養成事業補助金交付要綱を新たに整備し、村内の通訳者の育成に努めているところであります。この制度は、手話通訳と要約筆記の資格取得に対して、受講料は全額、交通費は2分の1を補助するものです。現在1名がこの制度を利用し、2年間の長野県の要約筆記者養成講座を受講しております。

他方、大北地域全体としても人材育成に取り組む動きがあります。長野県要約筆記者養成講座の前段として、入門講座を大北地域として開催するというもので、今年度は諸般の事情により開催を見送ることとなってしまいましたが、再来年の長野県の講座に備えて、来年度の開催を目指して関係者による検討や調整を進めているところであります。

3点目の児童発達支援センターの整備計画についての予定ですが、今年度、国は都道府県や市町村が作成する第5期障害福祉計画及び第1期障害福祉計画に係る国の基本方針及び成果目標として障がい支援の提供体制の整備等を掲げ、その中で平成32年度末までに児童発達支援センターを各市町村または圏域に少なくとも1カ所以上設置をすることが示されています。

児童発達支援センターは、地域の障がい児やその家族の相談、障がい児を預かる施設の援助・助言をあわせて行うなど、地域の中核的な療育施設として位置づけられております。そのため、設置や設備、運営面において厳格な基準が定められており、現在の村の人的な面や環境の面を考慮すると、単独設置は困難であると考えております。

そのために、国の基本方針であります圏域での設置を目指し、大北地域の市町村で協議を進めてまいりたいと考えております。

4点目の障がい者のグループホームの整備についての考えですが、本年9月25日、この件に関する要望書が住民の方から提出されました。障がいを持つ我が子の将来の生活を大変心配していることや、親の高齢化などにより子どもと生活することが難しくなったときのこと、万が一のときどうしたらよいのかと、切実な思いを伺っております。

現在、全国的にも障がい当事者はもとより、家族の高齢化は深刻な問題であります。親と同居

して在宅して生活している障がい者も、親が高齢となるにつれその支援が受けられなくなり、生活が難しくなります。白馬村、小谷村の北部地域も例外ではありませんが、グループホームは単身での生活に不安がある障がい者が一定の支援を受けながら、住み慣れた地域で生き生きと安心して暮らしていくための住まいの場であります。この整備は極めて重要と認識しておりますし、地域共生社会実現に向けて大変重要な項目の一つとなり得ると思っております。

村といたしましても、グループホームの建設計画が表面化してくれば、関係機関と十分な連携を図りながら、できる限り支援を行なってまいりたいというふうに考えております。

以上で答弁とさせていただきます。

**議長（北澤禎二郎君）** 答弁が終わりました。篠崎議員の質問時間は、答弁も含め、あと22分です。質問ありませんか。篠崎議員。

**第8番（篠崎久美子君）** ご答弁いただいたうち、3番目の障がい児についての児童発達支援センターについては、広域で考えていただけるということですので、当然スムーズな設置はもちろんです。利用しやすい状況・環境も含めて、ぜひそのところを配慮して検討していただけたらと思っております。

また、最後の質問でありました障がい者グループホームの整備に関しましては、今、村長のほうから整備は非常に重要と考えている、また、できる限りの支援を行なっていきたいという力強いお言葉をいただきました。

このグループホームにつきましては、実は小谷村や白馬村内では約10年も前からこのグループホーム設立を願う住民の動きがありました。なかなか実現には至っていないという状況であります。それは資金面であったり、ノウハウ、経営、また運営主体の問題等々あるかと思いますが、今現在も実現には至っておりません。

白馬村としましても、数年前にそういう話が具体的に出てきまして、村としては当時土地の提供を含めて考えているという姿勢で臨んでいただいた経緯があります。ことしの夏、再び住民みずからが設立に向けて動き出し、積極的に他施設の見学や署名活動もされました。これについては村長のほうにおつなぎをしたところでありますし、また小谷村さんのほうにもおつなぎをしているところであります。

保護者の皆さんの将来の不安を抱えた切実な思いを、地域としても我が事と捉えて継続的に支援して行ってほしいと思います。

また、利用者数の関係等もございまして、小谷村さんともぜひ、小谷村さんを含めた地域の中全体で考えた方がよりよいと思われまますので、事業者とも積極的に連携を密にして、また両村でも情報共有する中で協力し、検討していただくようお願いをしたいと思います。

ちょっと個別のことについて少しお伺いをしたいと思います。

まず、障害者差別解消法のところでございます。

これにつきまして、来年度については住民全体、村内全体についても周知を徹底していきたい、あるいは研修会を回りたいというお話であります。やはり観光地としては、この障害者差別解消法がそれぞれの民間事業者にきちんと認識されているということは必要ではないかと思えます。

全国の中を見ますと、この障害者差別解消法を進めるにつきまして、それについて必要な改修であるとか、あるいは機器の購入などについて民間に補助を出しているところもあります。

そういうことも含めて、ぜひ進めていっていただきたいと思いますが、民間への周知、あるいはこういった補助制度の検討などについてはどのようにお考えになるか、ちょっとご意見をお伺いしたいと思います。

**議長（北澤禎二郎君）** 答弁を求めます。窪田健康福祉課長。

**健康福祉課長（窪田高枝君）** 篠崎議員の再質問についてお答えいたします。

民間への周知ということでございますけれども、白馬村のホームページですとか広報紙等々を利用して周知に努めてまいりたいと思っております。

以上です。

**議長（北澤禎二郎君）** 答弁が終わりました。質問ありませんか。篠崎議員。

**第8番（篠崎久美子君）** それは当然であると思えます。

そこを一步も二歩も進めていくことが、観光地としての白馬村がこういったところにも配慮をしているんだということにもつながっていきますし、住民の安全はもちろんですが、訪れていた方に対しても、当然そういうことは民間事業者が徹底しているんだという村をぜひ目指して行ってほしいと思っております。

障がい者の移動についての課題、情報保障についてもお答えをいただきました。ただいま移動支援・同行援護は、いずれも視覚障がい者を対象としたものというご答弁をいただいておりますが、これは、私は違っていると、私の解釈ではそういうふうに思っております。

というのは、移動支援の対象者にはもちろん視覚障がい者も対象となっておりますが、同行援護というものは視覚障がい者のみを対象とした、これは介護給付であります。情報支援を、もちろん代筆・代読も、専門的な代筆・代読を含んでおります。同行援護につきましては、専門の知識と技術が必要です。視覚障がい者の移動は実は命の危険を伴うことがあるということ認識していただきたいと思えます。

同行への要望がないということをよくお伺いいたします。今、障がい者の福祉計画も練り直しが始まったところですが、同行援護については要望がないというお話でしたが、同行援護のサービスがないんです。サービスがないので白馬村は移動支援のところでそれを補っているということですが、移動支援と同行援護というものはまた違うものでありますし、今のご答弁の中では、知識と技能面が不足しているので研修を受けていくということでもあります。これはぜひ徹底していただきたいと思いますが、これは同行援護の研修を受けるのであれば、社協に委託して

同行援護事業者となるようにその業務を担ってもらって、専門のサービスを提供するべきではないかと思いますが、その検討についてはどのようにお考えでしょうか。

**議長（北澤禎二郎君）** 答弁を求めます。窪田健康福祉課長。

**健康福祉課長（窪田高枝君）** 同行援護につきましては、今、白馬村にはそれを行なっている事業者がないということで、社協の移動支援サービスを利用しているわけですが、こちらのほうのヘルパーさんの人的な整備が進みましたところで同行援護の研修会等を受けていただき、こちらのほうに支援が移行できるような体制をまた考えていきたいと思っております。

また、移動支援の中でも、同行援護と同じようなサービスができますように、ヘルパーさんには県の同行援護の講習会等を受講していただきまして、このような配慮をしたサービスの提供に努めてまいりたいと考えております。

**議長（北澤禎二郎君）** 答弁が終わりました。質問はありませんか。篠崎議員。

**第8番（篠崎久美子君）** 同行援護のサービスが今ないということであれば、ぜひ今ご答弁いただいたように、移動支援を担っている方たちの質の向上、技術の向上、知識の向上を図っていただくように重ねてお願いするところであります。

一つ、移動の中には福祉輸送サービスというものがあります。これは実際、自立の中ということではございませんが、移動支援と組み合わせることで障がい者にとってはより移動の利便性が高まるものであります。

これを、例えばホームページに案内が出ております。白馬村のホームページには、障がい福祉サービスガイドがあります。また、社協のホームページにもあり、社協のホームページの中にはさらにチラシのPDFが入っております。これを読みました。

サービスガイド。対象者が村内に居住、歩行が困難で日常的に車椅子等を使用している重度障害児・者。

社協のホームページ。次の全てを満たす者。村内に住所を有する。社協に事業の登録をした会員及び付添人。公共交通機関の利用困難者で、要介護者、身体障害者手帳の交付を受けている者。それに該当しない内部障がい、精神もしくは知的障がい者で、単独の歩行困難者。

チラシには、身体障害者手帳の交付を受けている者で、なおかつ次に該当する者として、車椅子という言葉がここに出てきます。

いろんな窓口があって情報を出していただくのは非常にありがたいと思いますが、実は最後のPDFまでいかないと、白馬村の福祉輸送は車椅子の方でなければ使用できなかったのかということに行き着かないわけです。

これを障がいのある方に全部探していけというのは非常に難しい話です。障がいのある方が利用しやすい状況をつくる、これには情報を均一化して同じ情報をきちんと出すということが求められておりますが、ここについての見直しをやはり図っていくべきではないかと思っております。情報

の統一性ということです。どの窓口を見ても、あるいはどのホームページを見ても、どの担当者に聞いても情報が統一してサービスがきちんとわかる、そういうことの体制をつくることが必要だと思いますが、これについてご意見、お考えを伺いたいと思います。

**議長（北澤禎二郎君）** 答弁を求めます。太田副村長。

**副村長（太田文敏君）** 情報の関係でございますけれども、極力情報につきましては提供する体制はとっていききたいと思います。

そして、さらに重要なのは、関係機関、特に居宅介護支援事業所を含めたそういう事業所等と連携を密にして、こういうサービスがあるよというところを伝達して行って、その事業所がそれぞれの関係する方々と情報共有することが一つ大切かなというふうに思っていますので、これは社会福祉協議会を含めてなんですけれども、そういった形で進めていきたいというふうに思っています。

以上です。

**議長（北澤禎二郎君）** 答弁が終わりました。質問ありませんか。篠崎議員。

**第8番（篠崎久美子君）** 申しあげましたように、幾つもの窓口があるのは大変利用しやすいのかと思いますけれども、やはりそのところはすり合わせをして、きちんと同じ情報を出していただく、1回それを見ればわかるというふうにやっぱりしないと、利用者さんにとっては非常に便利に見えるように見えて不便である、混乱させる状況になるかと思っておりますので、そこについてはぜひすり合わせをお願いしたいと思います。

また、このホームページについてでございますが、これは非常に大事な情報源になります。障がい者のみならず私たち健常者もそうでございますけれども、ここについて、ホームページを運用していく際に一番気をつけなければいけないのは、やはりウェブのアクセシビリティ、ウェブのアクセスのしやすさという意味でありますけれども、これについては総務省からもガイドラインが大分前に出ております。

白馬村におきましては、このウェブのガイドラインがつくられているのか、つくられていなければやはり作りまして、どういう姿勢でホームページを運用していかなければいけないのか、注意点は何か、また、それを使って毎年毎年職員にそれを何回か研修するというような形をとって初めてホームページが充実していくのではないかと思います。このホームページのウェブのアクセシビリティのガイドラインの作成等々についてお伺いをしたいと思います。

**議長（北澤禎二郎君）** 答弁を求めます。吉田総務課長。

**総務課長（吉田久夫君）** ただいまのホームページの関係の再質問でございますが、本年度、本来でいくと地域おこし協力隊を募集をかけて、ホームページの見直しを進めていくという予定をしておりました。それに向けて進めてはあったんですが、実際に募集をしてお越しいただく段階で辞退をされたということもありまして、現在ホームページの改修作業という部分については本年

度進んでいないという状況でございます。

新年度に向けて、先ほどのアクセシビリティも含めてホームページ全体の見直しを図っていくという予定をしておりますので、今年度につきましては現状での利用になろうかと思いますが、来年度に向けては議員ご指摘のような点に留意をしながら改修の作業に取り組んでまいりたいというふうに考えております。

以上です。

**議長（北澤禎二郎君）** 答弁が終わりました。篠崎議員の質問時間は、答弁も含め、あと8分30秒です。質問はありませんか。

**第8番（篠崎久美子君）** ホームページについては、ぜひこれも、私、何年も前から一般質問にも言っていますし、委員会でも言っております。ぜひ他市町村のホームページを見て、ぜひ参考にさせていただきたいと思います。

また、今、視覚のことについて、結構、私、申し上げておりますが、視覚障がいについては幼児のころに早期発見することが非常に大事でございます。

お伺いしたところ、大町市を中心としました連携自立圏構想の事業の中で、来年度に向けて屈折異常検査の機器の購入が検討されているというふうにお伺いしました。どのような計画であり、どのような場面で利用を考えているのかお伺いしたいと思います。

**議長（北澤禎二郎君）** 答弁を求めます。窪田健康福祉課長。

**健康福祉課長（窪田高枝君）** 今、篠崎議員がおっしゃっているように、視力についてはおよそ6歳から8歳ごろまでに成人レベルに達するというのを聞いております。また、弱視等を早期に発見して、早期に治療が開始されることが重要になってくると伺っております。

この中で、村では精度の高い眼科検診を実施するための体制づくりといたしまして、平成30年度北アルプス連携自立圏の医療専門部会におきまして、大北管内5市町村で屈折検査機器を共同購入いたしまして、乳児健診等に屈折検査機器を用いまして体制を整備してまいりたいと考えております。

この中で、弱視等を早期に発見いたしまして、早期に治療が開始されるように努めてまいりたいと考えております。

**議長（北澤禎二郎君）** 答弁が終わりました。質問ありませんか。篠崎議員。

**第8番（篠崎久美子君）** 有効な利用ができそうなので、ぜひ進めていただけたらと思います。

障がい者のことにつきましては、例えば長野県でも手話言語条例等々を制定しております。小・中学校でも手話の授業ができますように、あるいはいろいろな場面で自分の身に置きかえて障がいを考えるということ、職員の皆さんもぜひ考えていただきたいと思います。自分の身に置きかえたときに果たしてどうなのかということを考えることが、一番の基本ではないかと私は

思います。

続きまして、最後の質問、お伺いするだけになるかもしれませんが、お伺いしたいと思います。

小規模水道施設等についてお伺いをいたします。

村内には、地域住民が共同で設置し、維持管理している小規模な水道施設などが複数ございます。今後、老朽化や地域の高齢化、あるいは人口減少により、施設維持や管理に不安を覚える声も出ております。

自分も直接ご意見を伺うところもございますし、また、ことしの地域役員懇談会におきましても、内山地区から同様の要望が出てまいりました。

そこで、次についてお伺いをしたいと思います。

村としては、今後これらの民間で維持している給水施設が老朽化などを迎えたときに、給水区域の計画変更などを考え、例えば村の給水区域の範囲内として整備をしていくご予定であるのかをお伺いします。

次に、小規模水道施設の長寿命化を図るためにも、適切な維持管理ができるよう補助金などの創設を検討されてはいかがかと思いますが、以上、お考えをお伺いしたいと思います。

**議長（北澤禎二郎君）** 答弁を求めます。下川村長。

**村長（下川正剛君）** 小規模水道施設についての質問にお答えをいたします。

1点目の給水区域の計画変更についてであります。現在、水道の給水区域外での独自で水道施設を保有し維持管理を行なっている施設は、白馬村で7集落ございます。

白馬村の水道施設、昭和39年に各地の簡易水道施設を統合し創設され、その後神城地区の簡易水道の統合、昭和49年から第1次拡張、需要の増加に伴い、昭和55年から二股の浄水場の建設を始め第2次の拡張を行なってまいりました。

給水区域の拡張に伴い、配水管、送水管の整備が行われ、現在白馬村が管理する管路200キロとなっており、また、布設から40年を超える管路は57キロに達しております。

本年度、老朽化した水道施設の更新を行うための更新計画を策定しておりますが、更新事業の補助制度は限定された地域・管路を対象にしたものでしかなく、そのための更新事業の財源は、今まで積み立てた積立金と水道料金及び借入金により賄うしかありません。

更新事業が開始された以降の水道事業会計は、人口減少と景気の回復を享受できない状況もあり、厳しい財政状況になるものと考えられますが、安心して安定的な上水道の供給を継続する上でも、施設の更新は避けて通れない事業であります。

地方公営企業法第3条には経営の基本原則が規定され、水道事業を始めとする公共の福祉の増進を目的としている反面、企業としての経済性を発揮することが求められており、地方公営企業法が適用される水道事業は、この条文の趣旨に基づき事業運営に当たっていく必要があります。

特に、水道事業の給水区域を広げ給水人口もしくは給水量をふやすときは、厚生労働大臣の認

可が必要となっており、国でも許可・認可手続を解説する水道事業等の手引を公表しておりますので、給水区域の変更を行う場合は、公表されている手引に基づき適正な事務手続を行なってまいります。

2点目の適切な維持管理を行うための補助金の創設についてであります。地域等が独自に整備した水道施設に対する補助制度につきましては、担当課が調査したところ、全国27市町村が補助制度を制定しておりました。

補助対象とする経費につきましては、施設の新設、改修、水質検査費用など内容もさまざまありますが、補助率も10%から全額補助まで限度額もさまざまな状況であります。また、補助金を支払った施設を数年間の補助対象外とする規定を設けている市町村も見受けられます。

本村では、現在、給水区域外の水道施設に対する補助制度はございませんが、長野県の神城断層地震の影響などで破損した施設については、本村において修繕を実施いたしましたが、補助制度の必要性の検討も含めて、担当課で収集いたしました補助制度などを参考にしながら、調査研究を行なってまいりたいというふうに思っております。

以上で答弁とさせていただきます。

**議長（北澤禎二郎君）** 答弁が終わりました。篠崎議員、質問時間は、答弁も含め、あと30秒です。質問はありませんか。篠崎議員。

**第8番（篠崎久美子君）** それでは、一言。

少子高齢化もありまして、適切な維持管理を進めていくことが難しい状況は非常に目前で、もう目の前にあります。ぜひ地域と相談をしながら、今、調査検討していただくということなので、進めていただければと思います。

以上で質問を終わらせていただきます。

**議長（北澤禎二郎君）** 質問時間が終了しましたので、篠崎久美子議員の一般質問を終結いたします。

ただいまから5分間、休憩いたします。

休憩 午前11時02分

再開 午前11時07分

**議長（北澤禎二郎君）** 休憩前に引き続き会議を開きます。

先ほどの答弁で修正の申し出がありましたので、村長から発言を許可します。下川村長。

**村長（下川正剛君）** 先ほど、篠崎議員の図書館の関係につきまして、1月13日に高校生を対象にワークショップを行うという説明をいたしましたけれども、1月13日ではなく1月12日です。ありますので訂正をさせていただきます。よろしく申し上げます。

**議長（北澤禎二郎君）** 次に、第1番丸山勇太郎議員の一般質問を許します。第1番丸山勇太郎議員。

**第1番（丸山勇太郎君）** 1番丸山勇太郎です。

私も今シーズンの順調な降雪に安堵している一人でございます。白馬らしいにぎわいあるスキーシーズンとなることを、心より願っております。

では、早速ですが、質問に入らせていただきます。

1番目の質問、農業振興地域の見直しについてでございます。

平成30年度は5年に一度の農業振興地域の総合見直しの年となっております。総合見直しは、行政が土地利用計画などに基づき政策的に行う必要があります。

村には、調査研究段階とはいえ、新道の駅と表現する観光複合施設、待望される図書館を中心に据えた文化・福祉複合施設などの大型事業計画があり、八方尾根スキー場の麓では今後のスキー場エリアの生き残りをかけた活性化マスタープランも立てられています。

これらの大型事業は、必然的に平川・松川に挟まれた北城地区中心部の農地を転用して計画せざるを得ないものと思われま。

一方で、このエリアの農地は農業振興地域とは名ばかりで、遊休荒廃地化が至るところで進み、既にスプロール化しています。

先々を見据えた観光と農業の振興という命題のもと、村はどういった方針を持って来年度農業振興地域を見直すのか、また、大型事業や観光活性化のための用地確保をどのように果たすのか伺います。

**議長（北澤禎二郎君）** 答弁を求めます。下川村長。

**村長（下川正剛君）** 丸山勇太郎議員の農業振興地域の見直しについての質問であります。答弁をさせていただきます。

白馬村農業振興地域は、農業振興地域の整備に関する法律、農振法と略して呼ばれる法律で、この農振法第8条第1項により、昭和47年度に農業振興地域整備計画を定めています。

その後、農振法の規定に基づき、おおむね5年ごとの基礎調査の結果を受けた総合見直しや、経済事情の変動、その他情勢の推移により、必要が生じたときに随時見直し、農業振興地域整備計画の変更を実施しています。

変更とは、時代に照らし合わせて見直しした結果を受け、農用地区域として指定するにふさわしくない農地の除外と、農用地区域として指定するにふさわしい農地の編入の2つを指しています。

平成30年度に予定をしております白馬村農業振興地域整備計画の見直しにつきましては、現在変更に向けて村の第5次総合計画を土台とし、守るべき農地は守り、観光のみならず他産業と連携を図りながらも、白馬の美しい農村景観を絶やさないという思いを伝え、方針素案の作成を担当課に指示し、農業委員会の意見を聴取しているところであります。

重要なことは、農地を農地として守るということでありま。

計画の農用地区域から除外することで、ご指摘にありますようにスプロール、無秩序・無計画な転用を発生させないようにしなければなりません。

議員のご指摘のとおり、北城地区中心部の農地の荒廃地化につきましては、農業委員会による利用状況調査、いわゆる農地パトロールにより現状を把握しております。圃場整備がほぼ完了し整った農地の多い神城地区に比べ、圃場整備が未実施で不整形田の多い北城地区では、後継者不足や安定した収入のある他産業への就業といった農業離れの影響を受けやすいために、荒廃地化が進んでいるのではと考えております。

しかし、このような厳しい農業情勢の中でも、知恵を絞り荒廃地化しないよう尽力いただいている担い手がいらっしゃることも事実であります。

今回、北城南部地区の圃場整備事業に手を挙げているところでありますが、この圃場整備事業にはいろんな意味を持っております。狭小な農地の解消、機械化・省力化及び担い手への集積・集約化による農業の効率化、遊休荒廃地の解消、そして北アルプスの山岳風景と農村風景が一体となった白馬村の景観資源を守るといった多様な効果があると思っておりますので、大型事業や観光活性化のための用地確保の際に農地を選択することは最後の手段と考えております。

一方で、農業上の利用が困難となる区域があることも認識しております。さきに申し上げたとおり、守るべき農地は守り、観光のみならず他産業との連携を図るためには、そういった農業上の利用が困難となる区域から順に候補地として、白馬のまちづくりマスタープランに基づき適正な土地利用を進め、先々を見据えた観光と農業の振興という命題を果たすべく、努めてまいります。

丸山勇太郎議員の1つ目の農業振興地域の見直しについての答弁とさせていただきます。

**議長（北澤禎二郎君）** 答弁が終わりました。丸山議員、質問ありませんか。丸山議員。

**第1番（丸山勇太郎君）** 今現在、村には土地利用計画というものはあるでしょうか。

**議長（北澤禎二郎君）** 答弁を求めます。酒井建設課長。

**建設課長（酒井 洋君）** 非常にちょっと古くなってございますが、基本的なマスタープランというのは定めてございますが、ここ数年は見直しにはかかっていないというのが現状であります。

**議長（北澤禎二郎君）** 答弁が終わりました。質問ありませんか。丸山議員。

**第1番（丸山勇太郎君）** 私の記憶でも、相当昔にはつくりましたけれども、今現在はそれは生きて計画にはなっていないんじゃないかと思っておりますけれども、今度、来年の農振の見直しにつきましては、計画書というものこそなくても、考え方としては土地利用をどうするのかという考え方を持って臨まなければいけないというふうに私は思います。

ランドデザインという言葉がございます。日本語に直すと全体構想ですけれども、先日、ある役場職員との会話の中で、白馬村にはランドデザインがないという、そういうことを私と会話した職員の口から語られまして、私は大いに感心しまして、そのとおりだなというふうに思っ

たんですけれども、私、そのときにもう既にこの質問を考えていたものですから、ランドデザインとは何かということに改めて自分の中で考えてみました。

それは、役場でももちろん5年ごとですとか3年ごとですとか、総合計画等で時間軸での計画というものはつくるわけですけれども、それに加えて平面計画といいますか、限られた土地をどう利用してそれを実現するかという土地利用計画もあわせ持ったものがランドデザインではないかなと。その時間軸での計画も3年、5年ではなくて、20年ぐらいのところで考えるものかなというふうに思います。

先ほどもマスタープランというような言葉が出ましたけれども、マスタープランよりもまだ大きな捉え方がランドデザインではないかというふうに思います。例えば公共施設の場合には、何を、いつ、どこへつくるのかと、このどこへということが私は大事だと思っております、それも全体としてということですが、それは何も箱物だけではなくて、公園なんかもそうです。あるいは先ほどありましたような優良農地の確保というようなこともそれに入ってくると思いますし、あるいは商業地化を誘導する場所、民間の計画ですとか事業者を誘致するのはどこに誘致するのかとか、そんなようなこともあわせ持ったものがランドデザインではないかと思いますが、これらには農振というものが深くかかわってくるわけでございます。

先ほど、村長、冒頭の答弁の中では、これからいろいろなものを計画していく中では、農地を使うのは最後の手段だというふうにおっしゃいましたけれども、平場はほぼ農地なわけです。多少里の原野とか山林とかはもちろんありますけれども、おおむね平場の平らなところはみんな農地になっているわけです。したがって、これから村が、先ほどの図書館もそうですけれども、大型事業を計画していくときには、農地を使わざるを得ないというわけでございまして、そういったことからいけば、この農振の見直し、そのときにどういった考え方を持って臨むのか。ならばランドデザインというものを描く中で、そういったことに臨んでいただきたいなというところでございます。

先ほども村長がおっしゃいましたが、守るべきところは守る、しかし、利用するべきところは利用するという計画のメリハリが必要かと思っておりますけれども、改めてどういった場所は守り、どういった場所は利用したらいいかのお考えをお聞きいたします。

**議長（北澤禎二郎君）** 答弁を求めます。下川村長。

**村長（下川正剛君）** 今、丸山議員がおっしゃるとおりに、確かにランドデザイン、非常に大事だというふうに思っております。

そういった中で、今計画している、例えば図書館にしても、一つの、図書館はまちづくりだという、そういったお話も先ほどさせていただきました。そういったことも含めたちゃんとしっかりとしたマスタープラン、しっかりとしたランドデザインを図らなければいけない。そのためには、庁内でしっかりと議論をしながら進めていくべきだということ、この両副村長にも指示

をしながら取り組んでまいりたいというふうに思っております。

本当に、白馬村の施設はあちらにぼつん、こちらにぼつんと公共施設があるということは、今まで白馬村誕生以来60年経過をしているわけでありましてけれども、非常に集約化というか、例えば先ほど松川のお話も出ましたけれども、本当に白馬村はそういった面では今まで公共施設があちらこちらにあるというようなことが、非常に私も危惧しているところでありましてけれども、今、丸山議員が言ったようなことをしっかりと検討しながら進めてまいりたいと思いますので、また議員の皆さんからもぜひご支援をいただきたい。そんなふうに思います。

**議長（北澤禎二郎君）** 答弁が終わりました。質問ありませんか。丸山議員。

**第1番（丸山勇太郎君）** 私の考えですけれども、どういった場所は利用したらいいかというところでいえば、主要幹線道路の道沿いの商業地化、隔地化というのはもう避けられないのかなというふうに思います。

逆に観光的には、そういった幹線道路沿いのにぎわいというものは積極的に誘導していいのではないかというふうに思っております。例えばこの白馬岳線沿いなんかそうですねけれども、パタゴニア、ノースフェイス、好日山荘と、せっかくアウトドアの優良なおしゃれな店ができてきているわけですが、その同じ道沿いの目の前には、間もなく特定空き家になるような建物もあるわけです。そういったものを政策的に何かしていけたらいいかなと、きれいににぎわいを演出するところは演出していったらいいんじゃないかなと、そんなような考えで農振の見直しもしていただきたいと思いますというわけですが、先ほどもありました北城南部地区の圃場整備の計画というのは、遅ればせながらではございますけれども、私は大変いいことだと思っております。守るべきところは守るという意味ですが、しかし、ここはオリンピック道路を挟んでいるわけですので、観光的な利用とか公共的利用に支障はないのかどうか。

場合によっては創設換地で公共用地を見出すこともできるんじゃないかと思っておりますけれども、一旦国の補助金等を利用して圃場整備してしまいますと、少なくとも10年は転用できないわけですので。もしその間にやれば補助金返還ということになってしまうわけですが、本当に公共的な利用を見込んだ計画を、今の段階ならまだ間に合うと思っておりますけれども、立てなくていいのかどうか、そこをちょっとお聞きします。

**議長（北澤禎二郎君）** 答弁を求めます。下川村長。

**村長（下川正剛君）** 今、圃場整備の関係のお話が出たわけでありましてけれども、本当に白馬村は観光でという話が、観光を本当に、観光が先にきてというような、そういった表現は常にされているわけでありまして、白馬村のよさというものは、田園風景があつて、そして里山があつて、それでこのすばらしい3,000メートル級の山が連なっているという、こういったところは本当に白馬村の、私は財産だと思っております。

そういった意味では、しっかりと農業を守りながらこの観光に寄与していく、そういった貢献

度は非常に高いというふうに思っております。

そんな中で、今、北城の南部地区が荒廃地になっているというような状況の中で、最低限農地を守らなきゃいけないというところを、今、圃場整備するということで進めているところであります。

観光にというような、そういったお話もあるわけでございますけれども、今、圃場整備を進めているところは最低限農業を守る、農地を守るということで、担当課のほうでの、今、国のほうとのいろいろな折衝をしているところであります。

そんな中で、商業施設を認めるべきはあってもいいんじゃないかというお話がありました。ただ、圃場整備を進めていく上には、やっぱり農業圃場整備というところが最優先でありますので、最低限そこだけはしっかり守るための圃場整備の地域ということで、今、南部地域のところを進めているところであります。ご理解をいただきたいというふうに思います。

**議長（北澤禎二郎君）** 答弁が終わりました。丸山議員、質問ありませんか。丸山議員。

**第1番（丸山勇太郎君）** 田園風景を守るということは、本当に観光地としては大変重要なことだと思っております。

でも、またそういった景色のいいところ、ロケーションのいいところこそ、お客さんを迎える場所にするのもまたいいのではないかなと。そういうものこそ本来先ほど言ったランドデザインがなきゃいけないんですけれども、村長は道の駅という構想を持っておりますけれども、一体それはどこにつくるんですか。

**議長（北澤禎二郎君）** 答弁を求めます。下川村長。

**村長（下川正剛君）** 今、この前の伊藤議員の質問にもそんなお話をした経過がありますけれども、今、公社のほうの補助金をもらって、そういったどういう場所でどういう施設がいいのかということ、今、調査費用を公金でいただいて、今、調査をしているところであります。

また、そんな経過が出てくれば、また議員の皆さんにもお話をしながら進めていきたいと思えますけれども、まだまだ道の駅につきましては、じゃすぐにどうだという、そういったことは非常に難しい。官民連携というようなそういったこともありますので、今、調査結果を見ながら、また庁内でも検討しながら、そしてまた議員の皆さんからのご意見も頂戴しながら進めてまいりたいというふうに思っておりますので、ご理解をいただきたいというふうに思います。

**議長（北澤禎二郎君）** 答弁が終わりました。質問はありませんか。丸山議員。

**第1番（丸山勇太郎君）** 計画の詳細を聞いているわけではありませんので、今、賛成とか反対とか軽々しくは言いませんけれども、本当にどこにつくるのかなと、全くわからないんですよ。

私は道の駅という言い方よりも、ビジターセンターみたいなものは必要だなというのは昔から思っていて、それはオリンピック道路沿いだと思っていました。ところがそこに今圃場整備の計画があるわけですし、本当にどこにつくるのかなと、そんなことを思っているところでございま

す。

冒頭の私の質問の中にもちょっと触れました、八方尾根関係団体が村にも提出しました活性化マスタープラン、これについて村はどのような協力を考えているかをお聞きしたいと思います。

あえて言う必要はないかと思いますが、八方尾根スキー場は村の中心のスキー場でございます、今冬はFWTもやりますし、F I Sのワールドカップも八方尾根で開催するわけでございます。

しかし、索道施設は大変老朽化しておりますし、里の宿も疲弊しているところでございます。名木山をベースに投資し施設の更新を図る計画なんですけれども、これに対して村はどのような協力ができるでしょうか。

**議長（北澤禎二郎君）** 答弁を求めます。太田副村長。

**副村長（太田文敏君）** 八方マスタープランの件につきましては、細部にわたってまでの事業者からの相談等はないわけなんです、概略の説明の中でお聞きする点で、白馬村としてはできる限り地元のそういう気持ちはくみ取っていく方向ではありますけれども、そうはいきましてもそれぞれ例規関係がありますので、それにのっとっていかざるを得ないわけでありまして。

ですが、例えば今、問題になっております農振農用地の集団的な解除というような点につきましては、非常にそういった面については関係機関、行政機関等の調整が必要になってきますし、果たしてそういうことがいいのかどうかといった根本的な問題にもかかってくるわけでありまして、白馬村ランドデザインがないというようなことをおっしゃられていますが、ある意味でいえばその通りであるわけなんです、過去にもランドデザインを描こうとして書けなかったというところがあるわけなんです、そういったところでもっとそこら辺のマスタープランについては総合的に関係機関と調整しなきゃいけないと。

それからもう一個は、根本的な問題があるということだけをご承知いただきたいと思います。

以上です。

**議長（北澤禎二郎君）** 答弁が終わりました。質問ありませんか。丸山議員。

**第1番（丸山勇太郎君）** このマスタープランに対する最初の村の協力は、ほかでもないこの農業振興地域の見直しではないかというふうに思っておりますので、よろしく願いいたします。

では、次の質問に入ります。

2番目の質問、開発・景観行政についてでございます。

白馬村は、開発基本条例から今日の環境基本条例と続く条例規制と、さまざまな景観ルールによって一定の秩序を保ってきました。村の財産である環境・景観を守りつつ、観光業の発展を期すための理念の共有と取り組みは、本村にとって特に重要であり、官民の認識も一致しています。

ところが、外国資本による不動産投資が活発に行われる中、事前皆伐や真っ黒建物の出現があ

らわすように、外国人にはほとんどルールが伝わってなく、業者・村民への継続的な啓蒙もおろそかになっています。

今からでも本気を出し、指導力を発揮できる町内体制、村内外の人材の協力体制を構築し、積極的な施策を打ち、その上で条例等例規に不備があれば改めていくのでなければ、観光立村白馬村は到底国際山岳リゾートにはなり得ません。

そこで、以下の点を伺います。

1番、環境審議会答申の一部分、これは地元同意書をやめることだけを切り出して年明けから先行実施する、今後村が調整役を務めるとのことですが、そこだけ変更するだけでも要綱などに補完しなければならないことは多いはずですが、いかがでしょうか。

2番、村が調整役をしっかりと果たすためには、まちづくり、特に開発調整と景観形成事務の専門職員を育成し、専従ポストを置く必要がありますが、いかがですか。

3番、景観サポーター制度を復活させ、村民景観会議、これは仮称ですけれども、これを創設する考えはありませんか。

**議長（北澤禎二郎君）** 答弁を求めます。下川村長。

**村長（下川正剛君）** 開発・景観行政について、3つの項目の質問をいただいておりますので、順次答弁をさせていただきます。

1点目の環境審議会答申の一部分、地元同意書をとめることだけを切り出して年明けから先行実施をし、村が調整役を務めるとのことであり、それだけ変更するだけでも要綱などに補完をしなければならないことは多いはずでとのご質問であります。まず、環境審議会諮問から答申の経緯ですが、世界水準の滞在型観光地を目指す白馬村にとって、守るべきものは守るというスタンスは基本にしながら、今後の開発はどうあるべきかを考える時期が来ているとの私自身の思いや、観光地経営計画策定の際のご意見もあり、平成28年7月15日に環境審議会に諮問し、8回の議論を経て答申をいただきました。

大規模開発基準にかかわる答申は10項目あり、その1項目である住民の同意書については、行き過ぎた行為である旨、旧建設省からの指導通達がありながら、村は長年事業者に対し住民からの同意書添付を求め、地元代表者は賛成・反対意見がある中での意見集約に非常に苦勞をしたとお聞きいたしました。

この項目に関する答申は、開発には周辺住民の理解を得ることが大前提である。ただし、同意書の提出は行き過ぎた行為である旨、旧建設省の通達もあり、敗訴事例もあることから、行政が中立的な立場で調整役となること。なお、長野県景観条例に基づく景観形成住民協定に密接に係ることから、関係地区の理解を得られたいというものでした。

このように、現行の村の手法は国の指導に沿っていないため、改めるべきは改めるとの思いから、規則・要綱の一部改正を他の項目より一足早く法規審査委員会等の所定の手続を経た後、

年明けから変更をしたいと考え、まずは全ての地区役員懇談会で説明をさせていただきました。地区からは特段のご意見は出されておりましたが、なお、他の項目となる主に数字的な基準については、地区役員懇談会でも説明をいたしました。現在作業中であり、周知期間を置き新年度から運用を考えているところであります。

2点目の、村が調整役をしっかりと果たすためには、まちづくり、開発調整と景観形成事務の専門職を育成し、専従ポストを置く必要があるとのご質問ですが、かつて環境課という専門部署がありました。課の統廃合により現在に至っているところであります。

議員がおっしゃるように専門職員の必要性は感じておりますが、庁内全体のバランスも考慮しなくてはならないため、今後の課題として認識をしているところであります。

また、白馬村は国から主要な観光地として位置づけられており、景観行政団体への移行を求められております。手順としては、まず景観計画を策定し、景観条制定の運びとなります。

私としては、景観計画策定までの過程が非常に大切であると考えております。すなわち村民の方々が後世にどんな白馬の景観を残すべきかという思いが大事であり、個々の住民がその理念を最優先して行動するといった合意形成が必要です。そのために、ある程度の時間をかけそれを話し合うことが必要となります。その結果として、景観行政団体となるかどうかの判断をすることになるかと考えております。

仮に景観行政団体へ移行すれば、意匠形態、例えば色彩や建物形状等については、ある程度の拘束力が発揮され、管理・指導することになるため、先ほど申し上げましたが時間をかけた住民の合意形成が非常に大切になると考えており、定めた決まりを監督する専門職員の配置については当然必要なものと認識をしているところであります。

3点目の景観サポーター制度を復活させ、村民景観会議（仮称）を創設する考えはありませんかとのご質問であります。景観サポーター制度はともかく、先ほどの答弁でも申し上げたとおり、景観行政団体への移行をする過程においては、話し合いの場の必要は当然感じており、どのような手法が白馬村に合っているかについては、例えば景観とは、これまでのように色彩計画にかかわっていただいた色彩の専門家のみならず、建築、都市計画、造園といった広い視野での意見を踏まえて議論すべきであるとのご意見も有識者からいただいておりますので、このような専門家の住民を含めた会議が、議員のおっしゃるとおり村民景観会議となるのではないかというイメージをしているところであります。

以上、丸山議員の質問に対しての答弁とさせていただきます。

**議長（北澤禎二郎君）** 答弁が終わりました。丸山議員、質問ありませんか。丸山議員。

**第1番（丸山勇太郎君）** よくも悪くも、今まで地元同意というものと審議会、この2つが条例規制のかなめであり、肝だったわけでございます。

さまざま見直すときが来ているところへ、同意書だけを先行してやめるという、この同意書行

政については旧建設省の通達も知っていますし、不具合があったことも知っているのですが、反対しているわけではないんですけれども、ただ、こういった例規を見直すときには総合的にやっぱり見直す必要があるのではないかなというふうに思っております、同意書なしとする一部分だけを周りを固めずに実施するのは大変危険なのではないかなというふうに思っております。

その中で、2つ質問がございますが、住民協定地区の同意書というのはどうなるのでしょうか。それと、このほかの見直しについて、ちょっと先ほど余りはっきり聞こえなかったんですが、どういうスケジュール感で進めていくのか、その2点をお伺いします。

**議長（北澤禎二郎君）** 答弁を求めます。吉田総務課長。

**総務課長（吉田久夫君）** ただいま2点の再質問をいただいておりますが、住民協定地区の、これ、議員は同意書というお言葉で使われておりますが、地区の中には許可書であったり意見書であったりという言葉も統一されていない、また、それが書面自体ないというような地区もありますので、これについては統一性を図りたいというふうに考えております。

ただし、大規模開発に関するものにつきましては、同意書からかわるものということで予定をしておりますが、住民協定地はそうはいいまして県の育成地域の中での住民協定という位置づけがございますので、これについては従来どおり継続はさせていただきたいというふうに考えております。

ただ、名称等につきましては、可否の言葉であったりとか、用語の使い方がまちまちという点については、今年度中には整理をさせていただきたいと、このように考えております。

あと、もう一点のそのほかの見直しの部分につきましては、今、事務レベルで長野県の担当のほうと少し作業のほうは進めさせていただいております。いずれにいたしましても、一つの例で挙げれば建蔽率であったり、容積率、そういうような具体的な数値の話になってまいりますので、年明けぐらいにはどこかのタイミングで環境審議会等を開きながらご意見等をいただきたいというふうにはスケジュール的には思っておりますが、まだ最終段階の詰めまで至っておりませんので、年内中くらいが一つの山になるかなというふうに再議のほうを進めているところでございます。

以上です。

**議長（北澤禎二郎君）** 答弁が終わりました。質問はありませんか。丸山議員。

**第1番（丸山勇太郎君）** さきの諮問答申も、大規模開発の基準の見直しというような形での諮問答申というようなことだったんですけれども、答申の冊子も、私、ホームページから入手いたしました、その中でもその他のところで、他の大規模事業以下の案件が非常に大事なもので、今後の課題としてほしいというふうに書かれているわけがございます。私も本当にそれが大事だと思っております、めったにない大規模開発の基準よりも、これから頻繁に出てくる3,000平米以下の開発事業の基準というものを、今見直しておかないとちょっと大変なことになるんじや

ないかなど。建蔽率60%、容積率200%の基準をそのまま3,000平米ちょっと欠けるぐらいなところに適用されたのでは大変なことになってくるわけで、そののところも含めた、改めてきちんとした検討の場というものを用意していただきたいなど、やっていただきたいと思いますが、いかがでしょうか。

**議長（北澤禎二郎君）** 答弁を求めます。吉田総務課長。

**総務課長（吉田久夫君）** ただいまの大規模行為以下の建物につきましては、審議会の中でも、非常にでかいものに限らず小さいものは大切だというようなご意見は出されております。

したがって、今、県の景観条例の全部改正のときの議事録等を拝見しますと、やはり景観法の策定につきましては、高度成長期の無秩序な大きな建物、これが背景で景観法もしくは緑三法が制定されたという中から、県の全部改正の折にも、これからは町並みを形成する建物の景観の育成といいますか、そこら辺が大切になってくるというようなお話も見受けております。

村のほうでも11月17日に商工会との懇談会の中で、やはり商工会の専門部の中からは景観のお話というのは出されております。特に顧客、いわゆる一生に一度の買い物になるかもしれません建物、一般の住宅でいえばそういうものも、顧客の知識の向上や、いろんな建築物等に関する情報の入手がウェブ等で簡易になっているというような部分、それと、顧客の目線に対しての概念の画一化という部分も出されました。その要望としては、小規模の建物に対する景観条例の改善化ということで、テーマカラーの統一、ある程度柔軟な色彩などところでも考えられるんじゃないかというようなところから、今現在は、例えば形でいきますと片流れの禁止とかという部分も進めておるんですが、この辺も含めて見直しのほうは作業を進めたいというふうに考えております。

やはりこの部分については、非常に専門家の意見という部分を聞かないとなかなか難しいという部分もございまして、先ほどの村長の答弁にもございましたように、今の村の指導につきましてはもてなしのしつらえの色彩計画がございまして、それも含めて建築家、都市計画、それと造園といった各専門分野の方にお入りをして、少し議論をさせていただければと思っております。

これにつきましては、村も幾つかの大学等との協定、また、いろんなところでお力をかしたいというような申し出もありますので、それぞれの持っている大学の専門の先生方からもできればお入りいただき、どのような景観というのがこの白馬に合うのかというところの議論につきましては、今後において重ねてまいりたいというふうに考えております。

ただ、大規模開発につきましては審議会等の意見も出されておりますので、これは先行してとりあえず行いますが、同時並行としていわゆる戸建て、いわゆる小さい建物についても作業のほうを進めていきたいというふうに考えておりますので、ご理解をいただきたいと思っております。

以上です。

**議長（北澤禎二郎君）** 答弁が終わりました。質問ありませんか。丸山議員。

**第1番（丸山勇太郎君）** 今回一般質問が先行しておりますので、また後の全協の中で、条例でない場合には本来議案とならないところの規則とか要綱の改正のポイントなんかについても、またちょっと全協の中でお聞かせいただければというふうに思います。

2番目の庁内の体制のことなんですけれども、マンパワー不足というのは承知の上での質問でございます。

恐縮ですけれども、今の人事や機構、村長は何を大切に考えているのかちょっとわからないところがございます。

白馬村は、規模の割には行政需要が大変大きいところでございまして、その中であって他の同規模自治体にはない観光課があり、スポーツ課があり、今は白馬高校支援室というようなものもあるわけがございます。それに多くの職員がとられているわけがございます。

観光立村だから観光課を置く、スキー大会が大事だからスポーツ課を置く、それを否定しているわけではございませんけれども、下川村長が本当にそれを大事と思っているのかという点がポイントだというふうに思っております。昔からそうだったからそうしているではいけないわけございまして、人事の考えは昔のまま、異動なんかを見ましても全員を総合職にするようなところがございますけれども、そうではなくて少ない人数だからこそ専門職をつくる、スペシャリストを養成するという必要は私はあるんじゃないかと思っております。大事なところに人をつける、そして、それに継続性を持たせる、それが大事だと思います。

現に建設課ですとか上下水道課にはそういった専門職、技術職がいるわけがございます。先ほど来から景観行政団体への移行をおっしゃっておりますけれども、それならばなおのこと必要なわけございまして、先ほどもそうなれば専門職員を置く必要があるというような答弁もいただきましたが、村長、今回の冒頭の挨拶の中でも、景観は村にとって唯一無二の財産だというようなこともおっしゃっているわけがございます。

本当にこれからはまちづくりや景観は大事だというふうに思います。体制づくりをいたしまして職員のスキルを上げていかなければいけないわけで、景観行政につきましても専門職化していいのではないかなと、本当にそういったスペシャリストを置かないとなかなか厳しいですよ。本当にこれから実際、今までは地元同意というものがあったから、その厳しい関所を経てきたからこそ村は楽をしていたところがあるわけございまして、それをなくして村が調整役になるということは、本当に知識を身につけてスキルを上げて、業者に対しても、あるいは地元に対してもきちんと物申せなければいけないわけございまして、そこをしっかりと考えていっていただきたいというふうに思っております。

あと、3番目の質問の景観サポーターなんですけれども、昔、これは白馬村単独ではなくて大北中だったと思いますが、景観サポーターという制度がありました。それでいろいろ助言をいただいたり、村の中をいろいろ見ていただいて、いろんな監視をしてもらったり意見をもらったり

ということなんですけれども、白馬の中にはまちづくり友の会など景観を大切に思っている人たちがおりますし、若者の中にもそういった方が大勢おります。そういう人たちが10月末の景観シンポジウムも企画いたしました。そういった人たちを景観サポーターに任命して、先ほども言いましたが、ふだんから村内のさまざまなところに目配りしていただく、村民の協力をいただく意味での景観サポーター制度というのは大変よい制度だと思っておりますので、ぜひ白馬村独自でいいですからやっていただきたいと思います。

そして、そのサポーターの皆さんに、先ほど来村長、総務課長がおっしゃっているところの専門家を加えての村民景観会議というのは、10月末の景観シンポジウムの中で進士五十八先生がおっしゃっていたことです。そういったものをつくっていただきたいなど、この2つはぜひ実現させていただきたいと思いますが、もう一度ご答弁をお願いいたします。

**議長（北澤禎二郎君）** 答弁を求めます。下川村長。

**村長（下川正剛君）** 今、とうとう丸山議員のほうから思いを発言していただきました。

確かにこの白馬村、ほかの市町村と違って非常に職員が土曜日でも日曜日でも祭日でも行事があるというようなことで、非常に大変なご苦勞をいただいております。そういった意味では、本当に私も気の毒だなど、職員を見てそんな思いをしているところであります。

そんな中で、今、白馬村には特殊な観光課、ほかにも観光課はありますけれども、スポーツ課とか白馬高校のそういった担当課があるわけでありまして、白馬村はそういった先人たちが歴史文化を守るために、こういったところが大事だということで取り組んできたというふうに思っておりますし、私もこのことについては改めるところは当然改めなければいけませんけれども、今の白馬の歴史の中で非常に重要だというふうに思っております。

そしてまた、今、先ほど環境サポーターという話、それから専門職という話がありました。私も非常に専門職というのは大事だというふうに思っております。3年、4年経過するとほかの課に行っちゃう、行政の人事はそういう形で今まで進めているわけですが、やっぱり私も今言われたような専門職も必要だということは認識しているわけでありまして、今後においてそんなことも含めて検討をしながら、行政運営を進めてまいりたいというふうに思っております。

丸山議員の言っている意味は、よく、私も十分認識はしております。

以上です。

**議長（北澤禎二郎君）** 答弁が終わりました。丸山議員、質問ありませんか。丸山議員。

**第1番（丸山勇太郎君）** ちょっと関連して別の問題を提起いたします。

年明けから先行して同意書をなくすということでございますので、万が一、また次のきちんとした例規の改正までの間に大型事業の計画が上がってこないとも限りませんのでお願いしておきますけれども、今、環境基本条例第23条、またその施行規則第6条の中に、環境保全協定とい

うものがあります。この環境保全協定を充実させる必要があると思います、その中身を。

今までの協定とは、私もやった経験があるので知っているんですけども、中身は余り書いていないんですよ。大した協定の中身になっていないわけでごさいますて、今までそれでよかったのは地元同意というハードルの高さ、そして同意を取りつけるまでの事前のチェック、地元でのチェックも入り、その次は行政でのチェックも入ると、それが厳しかったから環境保全協定というものが中身がなくてもよかったんです。

でも、これからは地元同意に代わって村がしっかり調整し、これまで以上に村が監視役になるためには、手続の明確化と環境保全協定の中身の充実が絶対に必要だと思っております。

最近、大型案件がなかったものですから、担当者がそこを経験していないのではないかなと思っております、よくそこをわかっている副村長、総務課長、ぜひこの業者と村との間で取り交わす環境保全協定の中身をきっちり見直していただきたいというふうに思います。これについて、一応ご答弁をいただきたいと。

**議長（北澤禎二郎君）** 答弁を求めます。太田副村長。

**副村長（太田文敏君）** 協定の件につきまして、確かに、いわゆる通り一遍のところがありました。

これは、関係団体の同意というところを特に担保するわけでも何もないということですので、これからは村長直属の仕事の中の一つとして位置づけて、協定を実のあるものにすべく検討していきたいというふうに思っておりますので、よろしく申し上げます。

**議長（北澤禎二郎君）** 答弁が終わりました。丸山議員の質問時間は、答弁も含め、あと6分です。質問ありませんか。丸山議員。

**第1番（丸山勇太郎君）** じゃ、これが最後です。

お願いだけしておきますが、今の件、ぜひよろしく申し上げます。

それと最後に、私、6月の一般質問したことの再確認なんですけれども、村の色彩計画の普及用の冊子「もてなしのしつらえ」、きっちり予算をとっていただいて新年度で増刷していただきたいと思っております。

そして、景観ルールもわかりやすい冊子づくりをして、それを全戸に配布していただきたいと。

また、冒頭申しました外国人ですとか村内外の設計者、建築業者、不動産業者に対する説明会の開催、こういったものをきっちりやっていただきたいと思っております。

それだけお願いいたしまして、質問を閉じます。ありがとうございました。

**議長（北澤禎二郎君）** 質問がありませんので、第1番丸山勇太郎議員の一般質問を終結いたします。

ただいまから1時まで、休憩いたします。

休憩 午後 0時03分

再開 午後 1時00分

議長（北澤禎二郎君） 休憩前に引き続き会議を開きます。

次に、第2番田中麻乃議員の一般質問を許します。第2番田中麻乃議員。

第2番（田中麻乃君） 2番田中麻乃です。

午前中に、同僚議員、村長からもありましたが、本日の新聞に宿泊税検討との記事が報道されました。

宿泊税に関しましては、今回私が一般質問させていただきますが、9月の定例会におきまして藤本副村長が白馬にいらして初めての定例会でございましたが、その発言の中に宿泊税も視野に入れているというお話がありましたので、9月の定例会における私の一般質問の前段で、白馬村の主要産業である観光の活性化について、財源確保としての宿泊税においては大変注目している、藤本副村長がいらっしゃる2年の間にどのように進むか期待していると述べました。

私自身も、本日の報道に対しては大変驚いたわけではあります、あくまで検討委員会を立ち上げる段階であると理解しております。

同僚議員からもありましたが、村民に対して、議会に対しても、今後丁寧な説明と慎重な議論をしていく中で、納得が得られるように審議していただきたいと思います。

この件に関しましては、後ほど一般質問させていただきます。

では、通告に従いまして質問させていただきます。

これからの時代を生きる子どもたちに求められる資質・能力と、それを培う教育について。

現代の社会は、情報通信技術の発展を背景として、規格化された製品の大量生産、消費が成長を支える工業中心の時代から、より高度な情報・知識に基づく多様で付加価値の高い製品・サービスの提供が成長を支える時代に入っております。

今後、コンピューターの性能が飛躍的に伸び、近い将来にはさまざまな労働が機械に置きかわるだけでなく、頭脳労働の一部が人工知能に代替されたり、高度な頭脳労働において人工知能が人間のパートナーになったりする時代が来ると考えられます。

こうした社会の変化の中を生き抜くためには、人間に求められる能力も変わり続けることが不可避となり、教育のあり方も変わっていかなくてはなりません。人間が優位性を持つ資質・能力を磨き、高めることがますます必要であると考えます。

そこで、以下について伺います。

1、社会の変化の中を生き抜くために、今後子どもたちに必要とされる資質・能力とそれを培う教育についてどのようにお考えか、現状と今後について伺います。

2、グローバル化した社会では、多様性を受容する力や他者に共感できる感性、思いやり、意思の疎通を図るコミュニケーション能力を育てることが必要だと考えます。社会問題となっているいじめや不登校等の予防にもつながると考えておりますが、今後の村としてのお考えと教育現場の取り組みについて伺います。

議長（北澤禎二郎君） 答弁を求めます。下川村長。

村長（下川正剛君） 田中麻乃議員からは、これからの時代を生きる子どもたちに求められる資質・能力とそれを培う教育について、2つ目の質問をいただいております。

私からは村の考え方を答弁させていただき、学校現場の取り組みにつきましては教育長から答弁をさせます。

ご承知のとおり、新学習指導要領がおよそ10年ぶりに改訂され、小学校では平成32年度から、中学校では平成33年度から全面実施されます。来年度からは移行期間になってくるわけですが、総則、総合的な学習の時間、特別活動につきましては、教科書の対応を要するものではないことから、平成30年度から新学習指導要領によることになっておりますし、小学校における外国語につきましても、本村では先行実施に向けた準備を進めているところであります。

今回の学習指導要領改訂の基本的な考え方といたしましては、これまでの我が国の学校教育の実践や蓄積を生かし、子どもたちが未来社会を切り開くための資質・能力を一層確実に育成すること。その際に、子どもたちに求められる資質・能力とは何かを社会と共有し連携する、社会に開かれた教育課程を重視することとされています。

この子どもたちに求められる資質・能力は、1として生きて働く能力・知識・技能の習得。2つ目として未知の状況にも対応できる思考力・判断力・表現力などの育成。3つ目として学びを人生や社会に生かそうとする、学びに向かう力・人間性等の涵養の3つの柱に再整理されました。

1つ目の知識・技能は、何を理解しているか、何ができるのか、2つ目の思考力・判断力・表現力等は、理解していること、できることをどう使うか、3つ目の学びに向かう力・人間性等は、どのように社会・世界と関わり、よりよい人生を送るかと説明をされています。

この育成すべき資質・能力の3つの柱は、すべての教科において何のために学ぶのかという学習の意義を共有しながら、授業の創意工夫や教科書等の教材の改善を引き出し、知・徳・体にわたる生きる力を育むものとされています。

田中議員のおっしゃるとおり、頭脳労働の一部が人工知能に代替されたり、人工知能がパートナーになる時代が間もなく訪れようとしております。人工知能がいかに進化しようとも、それが行なっているのは与えられた目的の中での処理であります。

一方で、人間は感性を豊かに働かせながらどのような未来をつくっていくのか、どのように社会や人生をよりよいものにしていくのかという目的をみずから考え出すことができます。解き方があらかじめ定まった問題を効率的に解いたり、定められた手続を効率的にこなしたりすることにとどまらず、直面するさまざまな変化を柔軟に受けとめ、感性を豊かに働かせながら、どのような未来をつくっていくのか、どのように社会や人生をよりよいものにしていくのかを考え、主体的に学び続けるみずからの能力を引き出し、自分なりに試行錯誤したり、多様な他者と協働し

たりして、新たな価値を生み出していくために必要な力を身につけ、子どもたち一人一人が予測できない変化に受け身で対処するのではなく、主体的に向き合って関わり合い、その過程を通してみずからの可能性を発揮し、よりよい社会と幸福な人生のづくり手となっていけるようにすることが重要であると中教審では答申しております、私も全く同様と考えているものであります。

次に、コミュニケーション能力の醸成に関する質問についてですが、グローバル化が一層進展する時代を生きていく子どもたちには、自己を確立しつつ他者を受容し、多様な価値観を持つ人々とともに考え、協力・協働をしながら解決をし、新たな価値を生み出しながら社会に貢献することが求められます。

しかしながら、現在の子どもたちは、気の合う限られた集団の中でのみコミュニケーションをとる傾向が強くなり、インターネットを通じたコミュニケーションが普及をしている一方、外での遊びや異学年で遊ぶ機会の減少により、身体感覚や思いやり意識が乏しくなっていることが他者との関係づくりに負の影響を及ぼしていると言われております。

今後はこのコミュニケーション能力を、いろいろな価値観や背景を持つ人々による集団において、相互関係を深め、共感しながら人間関係やチームワークを形成し、正解のない課題や経験したことのない問題について対話をして情報を共有し、みずから深く考え、相互に考えを伝え、深め合いつつ、合意形成・課題解決する能力と捉えて育んでいくことが極めて重要であると考えているところであります。

私からの答弁は以上であります。

**議長（北澤禎二郎君）** 続きまして、平林教育長。

**教育長（平林 豊君）** これからの時代を生きる子どもたちに求められる資質・能力と、それを培う教育について、教育現場での取り組み状況についてお答えいたします。

教育委員会では、次代を担う子どもたちが白馬の自然と郷土の中で人間性豊かに成長し、希望に満ちた未来を切り開くための教育の確立と、村民の生涯に渡って豊かな人生を送ることのできる生涯学習社会実現を目指していくために、教育基本目標を定めております。

また、この目標を達成するために、生きる力を育む教育の推進、人権教育の推進、家庭・学校・地域の連携・協力の強化及び自己実現を目指す生涯学習の推進の4つの項目から構成される教育基本方針を策定し、教育施策を推進しているところであります。

小・中学校では教育委員会の定めた教育基本方針に基づき、毎年グランドデザインを策定しています。このグランドデザインは、児童・生徒や保護者、地域の方々の願いや期待を踏まえて、自校の目指す学級像や育みたい児童・生徒像を描き、その実現を図るために学校教育全体の中で課題と方策を考え、組織的に取り組む学校経営構想であります。

教員一人一人が目指す学校像、育みたい児童・生徒像を共通理解し、その実現に向けて広い視野に立って教育活動を捉え直すことで、意義あるカリキュラムマネジメントが展開されることに

なります。

本年度のグランドデザインに掲げた各学校の教育目標は、白馬南小学校は「学び合う・励み合う・むつみ合う」、白馬北小学校は「元気で明るく 今を考える北城の子」、白馬中学校は「進んで学ぶ、粘り強く頑張る、思いやりの心を持つ、体を鍛える、郷土を愛する」であり、この学校教育目標を具現するために、活動の重点、目指すべき子どもや教員の姿、具体的な取り組みを定めて教育活動を推進しております。

小学校におきましては、UQを活用した学級集団づくり、グループや当番による協力し合う活動、心を磨き体を鍛える活動として、清掃やマラソン、クラスを一つにする行動や、運動会や音楽会が代表的なものであります。

そのほかにも、ALTを活用し、相手の立場や考え方を尊重する態度を養い、自分の考えや意思を表現できる外国語能力の基礎や表現力等のコミュニケーション能力を育む国際理解教育、縦割り清掃、姉妹学級やかまめし会など縦割り集団活動があります。

中学校におきましても、新学習指導要領の趣旨を先取りして、3年前から生徒が主体的な学び、対話的な学び、深い学びができるように、少人数で学び合う協働の学びによる授業形態を、ICT機能を有効に活用しながら行っております。

2年生と3年生に1人一台導入したタブレット端末は、情報活用能力の育成に有効に働いており、来年度は文部科学省の次世代の教育情報化推進事業の協力校として全国21校の中に選ばれ、県教委と連携しながら研究を進めているところであります。

また、地域の方々と積極的に関わる総合的な学習の時間の設定や、ボランティア活動への参加を積極的に推進していることから、そこから生まれる村内外の人々との触れ合いは、生徒たちにとって授業では得ることのできない体験となっているものと思っております。

児童・生徒が学ぶことの興味関心を持ち、自分の生き方と関連づけながら、見通しを持って学習に取り組み、周囲と対話することで知識を相互に関連づけて深く理解したり、問題を見出して解決策を考えていくことが、21世紀を生き抜く子どもたちにとって培うべき力と考えております。

**議長（北澤禎二郎君）** 答弁が終わりました。田中議員、質問ありませんか。田中議員。

**第2番（田中麻乃君）** 村長の答弁にも教育長の答弁にもございましたが、私も目の前に答申の内容がありますので、十分グランドデザイン的なものも理解しております。

今、一番先端にも質問させていただきましたが、やはりグローバル化した社会では他者に共感できる感性、思いやり、意思の疎通を図るコミュニケーション能力というのが、全て基礎的なものになるのではないかと考えております。

国際社会を生き抜く異文化コミュニケーション能力、社会に出てから最初に直面する世代間コミュニケーションの問題を克服する能力、そして何より、楽しい学校生活を送るためにいじめや

キレるという現象をできる限り少なくするという人間関係を形成していく能力、多様なコミュニケーション能力はいずれもこれからの時代を生きる子どもたちにとって基礎的な能力であると思っております。

さらに、新学習指導要領の中におきましては、文部科学省大臣が出しております次世代の学校、地域創生プランの中におきまして、社会に開かれた教育課程というところで、学校の中に外の風を入れるといったところを掲げられております。

その中で、学校での取り組みは十分理解したんですけれども、今後、外の風を入れるという点におきまして、具体的な取り組みというところを教えていただけたらと思います。お願いします。

**議長（北澤禎二郎君）** 答弁を求めます。田中教育課長。

**教育課長兼子育て支援課長（田中克俊君）** コミュニケーションの醸成について、外の風を取り入れるということについての質問だと思いますが、質問の趣旨のとおり、これまではクラスの中、あるいは学年の中、学校の中と、そういった狭い中でコミュニケーション能力を醸成しておりました。それが、今おっしゃいましたとおり、外の風を取り入れるということは全く同感でございます。

今年度から、信州型コミュニティスクールを両小学校でも導入いたしました。これによりまして、学校外からの方々が学校の中にもいろいろ入ってきたり、また、授業のほうをサポートしていただいております。

また、白馬中学校のほうでは、従前より村内の大きな大会ですとかそういったところにボランティア活動としてどんどん出ていっております。

そういったものは、今おっしゃいましたとおり、大きなつながりの中でのコミュニケーション能力の醸成ということにつながっていくものではないかというふうに考えておりますし、また、そのように学校のほうにも語りかけているところであります。

以上です。

**議長（北澤禎二郎君）** 答弁が終わりました。質問はありませんか。田中議員。

**第2番（田中麻乃君）** ありがとうございます。

外の風を入れるというところで、今、信州型コミュニティスクールが入ってきたことによっていろいろ施策をされているかと思うんですが、大北地域で一つの事例として、池田町の教育委員会が出されております池田町いじめ防止基本方針というのを少しご紹介させていただきます。

先ほども申し上げましたが、コミュニケーション能力というのは人間として今後生き抜いていく、AIに代替されても社会を生き抜いていくというところでも大事なものだと思いますが、また人権問題、グランドデザインの中にもありましたが、人権というところにおきまして、池田町では具体的にいじめ防止基本方針の中でうたわれております。

池田町の基本理念というのは、児童・生徒一人一人の自尊感情を高め、他者を思いやる真の優

しさを持つとともに、困難に立ち向かい乗り越える力を持てるように育むというところで、未然防止の取り組みとしていろいろなワークショップを取り入れられております。恐らく新学習指導要領の中にもアクティブラーニングを推進するといったところで記載があると思うんですけども、その中でぜひ白馬でも取り組んでいただきたいなと思っておりますのが、CAPワークショップといいまして、アメリカで開発された人権教育プログラムです。

池田町では、毎年同学年に児童・生徒、保護者、教師がともに学ぶワークショップを行い、児童・生徒は自己の権利を自覚し他者の権利の大切さに気づくとともに、権利が侵害されそうなきはどうすればいいかを学ぶ。大人はその権利を侵害せず、児童・生徒が自己肯定感を持てるような対応方法を学ぶといったものでございます。あくまでこれは、子どもだけではなく子どもを守る大人の立場からしても、地域の人たち、保護者、教師が全て皆さん一緒に学べるというプログラムになっております。

もう一つは、セカンドステップといいまして、キレない子どもを育てる、アメリカで開発された教育プログラムです。池田町では小学校1年生を対象に、衝撃的な行動を和らげて社会への適応力を高めて社会生活を円滑に送れるよう、年数回ワークショップを行っております。

もう一つは、ソーシャルスキルトレーニングです。人との関わりが苦手なために学校などの集団の場で生活しにくさを抱えている小学生十数名を対象に、グループに分け数回トレーニングを行う。人との気持ちよいやりとりや共に活動するための大切な力を養うというところで、外の風を入れてそういったコミュニケーション能力を高めるようなプログラムを行っております。

こういったことはいじめ防止にもつながりますが、今、2020年からその10年後の2030年ごろまでの間、子どもたちの学びを支える重要な役割をこの学習指導要領といいますか、教育が担う大事な役割だと思っております。

その中で、やはり社会の変化というのは、私たちの世代の10年間よりも、子どもたちが生き抜く10年間というのは、やはり社会の変化というのは加速度を増し、複雑で予測困難となっており、どのような職業や人生を選択するにかかわらず、全ての子どもたちの生き方に影響するものであると思っております。

このような時代だからこそ、子どもたちは変化を前向きに受けとめ、社会や人生を人間ならではの感性を働かせてより豊かなものにしていくために、こういった外部のプログラムを使って、ぜひ白馬にも取り組んでいただきたいと思っているんですが、その点に対してはどう思っておられますか。

**議長（北澤禎二郎君）** 答弁を求めます。田中教育課長。

**教育課長兼子育て支援課長（田中克俊君）** 今、池田町ですか、CAPとセカンドステップとSSTの関係が出ました。

CAPとセカンドステップにつきましては、暴力防止プログラムの一つということで紹介をさ

れております。

私、個人的な感想ですけれども、非常に有効なプログラムではないのかというふうに考えているところです。

現在、本村の小・中学校ではこのプログラムは実施しておりませんが、子どもたちが一方的に教えられるといった知識ではなくて、みずから心と体を使って得た知識、いわゆる実践的な取り組みという中では非常に有効的な手段だというふうには考えております。

本村の小・中学校におきましては、この暴力防止に限らずに人権を尊重する教育、これは1年間の年間スケジュールの中で実行しております。例えば人権擁護委員の皆さんによります授業ですとか、人権の花運動、また、小学校ではなかよし旬間、あと中学校では人権教育月間におきまして、児童・生徒がみずから取り組む活動も行っております。

中学校ではいじめノックアウト集会といたしまして、生徒会が自主的に開催するなど学校の特色を生かして積極的に取り組んでいるというところであります。

今後もこういった児童、あるいは生徒が自主的に行う、また、学校の特色を持っていろいろな形で人権教育に取り組むことを継続していくことが肝要であるというふうに考えております。

各学校では、それぞれの目的達成のために授業時数などもいろいろ工夫しながら確保しているところがございますので、直ちにこのプログラムを取り入れるといってもなかなか難しいところもあるかもしれませんが、先ほども言いましたとおり、教育基本方針の中でも人権教育の重要さはうたっておりますので、こういった取り組み、あるいはこういった実践がされているのか、こういった情報提供を学校のほうにはしていきたいと思っております。

ちょっと余談にはなりますけれども、村の保育士では、このセカンドステップの講習を受けて、実際にセカンドステップができるような技能を持っております。また、そういった教材も既に用意はできております。ただ、今の保育園現場ではそれを行っていないんですけれども、保育園のほうもあわせて考えていきたいと思っております。

次に、SSTの関係ですけれども、ソーシャルスキルトレーニングにつきましては小・中学校ともに導入をしております。白馬南小学校のほうでは、村の子育て支援課の心理発達相談員が月に1回出向いて個別のSSTを実施しております。また、スクラム・ネットの作業療法士さんによります集団のSST、これも南小も北小も行なっております。

中学校のほうでは、安曇養護学校から先生をお招きいたしまして、特別支援学級におきます人間関係構築ということでSSTを実施していると、こういった状況でございます。

以上です。

**議長（北澤禎二郎君）** 答弁が終わりました。質問ありませんか。田中議員。

**第2番（田中麻乃君）** 今現在でも取り組まれているところで、保護者としても親としても安心しております。

ただ、やはり今後目まぐるしい勢いで変わっていく社会に対して、対応できる能力を育てていってもらおうという、子どもたちが身につけていくということは、今後白馬村の発展においても大事なところだと思いますので、ぜひ積極的に今後とも取り組んでいただきたいと思いますのでよろしくお願いいたします。

次の質問に移ります。

待機児童・保留児童問題について。

1 2月から未満児保育の入園希望者が増加するため、村では入園の再審査を行い、待機児童に加え保留になる児童もおります。人手不足が社会的な問題となっておりますが、白馬村も例外ではありません。労働力の確保という点におきましても、働きたい親が安心して働けるように、希望者全員が入園できるよう取り組んでいただきたいと思いますと考えております。

そこで、以下について伺います。

1、待機児童と保留児童の違いについて伺います。

2、未満児保育の今後の見通しについて伺います。

3、地域型保育事業の今後の展開と、子育て支援ルームも含めた一時保育料補助についてのお考えを伺います。

**議長（北澤禎二郎君）** 答弁を求めます。下川村長。

**村長（下川正剛君）** 待機児童・保留児童問題についての質問であります。

1 点目の待機児童と保留児童の違いについてであります。待機児童とは、入所要件を満たしているが、保育所の定員がいっぱいで入所できずに入所を待っている児童と定義をされております。

本村の待機児童の状況につきましては、昨年度は最大で10名でしたが、今年度は12月に入り5名生じております。1月以降は3名であります。

次に、保留児童についてですが、待機児童のように明確な定義はございませんが、本村では入所要件を満たしているけれども、入所決定を保留している児童を保留児童と呼んでおります。

したがって、入所を希望する期間になってもなお保留となっている場合は、待機児童ということになります。

2 点目の未満児保育の今後の見通しについてであります。本村では子育てと仕事を両立できる環境整備を急務と捉え、3歳未満児の受け入れ数の増加策を進めてきました。しろま保育園の3歳未満児の定員は平成19年の開園当初は20名でありましたが、その後の需要の増加に伴い平成24年度には30名、平成27年度からは34名としております。今年度はさらに増加を続ける入園希望に対応するため、保育士の増員と、これまで3室確保していた3歳児用の保育室の1室を未満児用として利用したことにより、さらに受け入れ可能数を増加させ、最大51名の未満児を受け入れているところであります。

一方、平成30年度の未満児保育希望者は、11月末時点の集計では55名であります。子育て支援課では、未満児保育を希望する全員の受け入れを実現するために、今年度中にしろま保育園の保育室の小規模な改修を行い、最大で63名まで対応できるようにする予定であります。

また、将来未満児保育希望者がしろま保育園の受け入れ可能人数を超えるような状況に備えて、既存公共施設の活用や新たな施設の建設などの検討も行なっているところでもあります。

未満児保育の希望者数は、出生数の変動や、特にゼロ歳から1歳児の保育希望者数の変動が大きいことから予測が難しい側面もありますが、今後も受け入れ人数の増加を視野に入れて、保育を希望する全ての児童が入園できますように、子育て支援拠点施設の整備とあわせて検討してまいりたいと考えております。

3点目の地域型保育事業の今後の展開についてであります。地域型保育事業は平成27年度からスタートした子ども・子育て支援制度で新たに創設された事業でございます。この事業における内容につきましては、保育所保育指針に基づくという前提は同様でございますが、定員は原則19人以下の小規模なものになります。

待機児童の9割を占めると言われております3歳未満児の保育につきましては、家庭的保育事業、小規模保育事業、事業所内保育事業、居宅訪問型保育事業の4つの事業を設定し、少人数で手厚くきめ細かな保育を行うこととしております。

現在、白馬村には未満児を保育できる施設はしろま保育園1カ所に限られております。このような状況の中で待機児童が発生したことを踏まえ、村では平成28年度に地域全体で保育を実施する地域型保育体制づくりのため、村内索道事業者に事業所で保育を実施していただく事業所内の保育事業の案内と事業実施をお願いしてまいりました。残念ながら事業所内保育の実施事業者は現在村内にはありませんが、今後も家庭的保育事業とあわせまして、周知と事業実施の願いを継続してまいりたいと考えております。

最後に、子育て支援ルームを含めた一時保育の補助についてであります。子育て支援ルームではご存じのとおり一時預かり事業を実施しております。

一時預かり事業では、保育園に入所できなかった待機児童対策として、1週間8,000円で利用いただける料金体系を設定しております。この料金設定は平成21年度に設けたものであり、当時の未満児保育料の平均月額を1週間分に置き換えて算定をしたものであります。

保育料は、平成20年度以降改定をされ、以前より低額になっていることを考えますと、一時預かり料金につきましても見直しを行うべきであり、現在、子育て支援課では1時間当たりの料金も含めまして、未満児保育の利用料と均衡するような料金算定を行なっているところでもあります。

質問の一時保育料の補助の考えはというご提案であります。休日保育も含めまして料金自体を改定していく方針でありますので、ご理解をいただきますようお願いいたします。

なお、料金改定に際しましては、白馬村休日保育及び一時保育の実施に関する条例の一部改正が必要となっておりまいますので、議案として提出をした折にはご審議をお願い申し上げたいというふうに思います。

田中麻乃議員のおっしゃいますとおり、働きたい親が安心して働けるように、子育て支援対策を推進していくことは大変重要なことであるというふうに認識をしているところでありますが、来年度は待機児童を解消し、就労を希望する全ての保護者が安心して働ける村づくりに向けて、一層の努力をしてまいりたいというふうに考えております。

以上で、2つ目の質問に対しての答弁とさせていただきます。

**議長（北澤禎二郎君）** 答弁が終わりました。田中議員、質問ありませんか。田中議員。

**第2番（田中麻乃君）** ただいま村長の答弁にもありましたように、一時保育料を改定していただけるということは本当にありがたいと思っております。

その改定に関しまして、スケジュール感というのを教えていただけたらと思います。お願いします。

**議長（北澤禎二郎君）** 答弁を求めます。田中子育て支援課長。

**教育課長兼子育て支援課長（田中克俊君）** ただいま村長の答弁にございましたとおり、今その料金算定については、近隣の市町村の単価等も含めまして検討しております。

直近の議題で申し上げますと、これから3月の定例会がございますので、そこに向けて考えていきたいと。手続的には庁内の法規審査委員会等を通して議会のほうに上程していったら、来年度の4月から施行をしていきたいというような内容で考えております。

以上です。

**議長（北澤禎二郎君）** 答弁が終わりました。質問ありませんか。田中議員。

**第2番（田中麻乃君）** なるべく早いスケジュール感を持ってやっていただけたらと思います。

先ほど村長の答弁にもありましたように、未満児保育の入園者数を拡大するというところで、最大で63名ほどの受け入れが可能であるようなところで考えているというところでありましたが、その見込みといいますか、隠れ待機児童の問題もありますので、そのほうをどのような数字の入園者数の応募の見込み数を考えておられるのかお答えください。

**議長（北澤禎二郎君）** 答弁を求めます。田中子育て支援課長。

**教育課長兼子育て支援課長（田中克俊君）** 来年度につきましては、既に入園申し込みを締め切っている状況ですけれども、現在、未満児については55名の入園希望がございました。これから入所の審査のほうをしていきますけれども、単純に数字からいきますと63名までのキャパがあれば何とか受け入れられるのではないかとというふうに考えております。

今後の見込みということですが、実はことし、白馬村子ども・子育て支援事業計画、この中間年度に当たりまして、見直しの作業をやっておりまして、先日2回目の会議が終わりまし

た。これから間もなく村民に対してパブリックコメントを求めるという段に入ってくるわけなんですけれども、この見込みでいきますと、平成31年度につきましては49名程度になるのではないかとというような見込みをしております。

また、人口推計のほうを見ていきますと、3歳未満児の数については、平成29年度がピークでして、だんだん減っていきます。ちなみに平成35年度では、今よりも約20名ほど3歳児未満の数が減ってくるのではないかと。ただ、そのうちの保育を希望する率、これが最近年々上昇してきておりますので、実際に保育園の入所を希望される方というのは極端には減っていかないとは想定しておりますが、今がおそらくピークになるのではないのかなというような感触は持っております。

以上です。

**議長（北澤禎二郎君）** 答弁が終わりました。質問ありませんか。田中議員。

**第2番（田中麻乃君）** 先ほど隠れ待機児童という言葉を申し上げましたが、やはり周りでも待機児童が、例えばことしは5名だとしても、やはりなかなか入れないので諦めている保護者の方もたくさんいらっしゃいます。

ですので、ことしの待機児童が5名だからといって、来年5名分の保育園定員をふやせば待機児童がゼロになるかということ、そうではないと考えております。

やはり保育園の潜在需要というのはとても多いため、保育園の定員がふえると、これまで子どもを預けて働くのを諦めていた人は、それなら私も子どもを預けて働きたいと考えるのではないかと考えております。

なので、63名という定員というところをもう少し幅広くお考えいただいて、確かに子どもは今後減っていくのはもちろんなんですけれども、出生した親が本当に100%入れるのかといったところも考えていただいて、今後未満児保育の充実をぜひお願いしたいと考えております。

では、次の質問に移ります。

観光振興に向けた新たな財源の確保について。

観光立村である白馬村は、増加する外国人観光客を受け入れる公共交通や観光案内などの充実化などさまざまな環境整備が急務となっており、その財源確保が課題であると考えます。

世界的スノーリゾートであるニセコエリアに位置する倶知安町とニセコ町は、観光振興に向けた新たな財源として宿泊税の同時導入の検討を現在行なっており、北海道でもことし3月の道議会で宿泊税の導入が議論されています。9月14日の北海道新聞では、倶知安町町長が宿泊税について2019年11月ごろまでに徴収を始めたい考えを示したと報道され、具体的に正式表明されています。

そこで、以下について伺います。

1、観光立村として、観光振興に向けた新たな財源確保についてどのようにお考えか伺います。

2、スノーリゾートとして白馬のライバルであるニセコが宿泊税を導入することで、環境整備やプロモーションに差がつくと考えられます。ニセコに限らず国内観光地の競争力が増していく中で、観光地としての村の今後の対策やお考えについて伺います。

**議長（北澤禎二郎君）** 答弁を求めます。下川村長。

**村長（下川正剛君）** 田中麻乃議員から3点目の質問で、観光振興に向けた新たな財源の確保という事で質問がなされております。

冒頭、篠崎議員の発言にもありましたように、村ではそういう新たな財源をとという形の中で、何とか財源確保の方法はないかというようなことを当初から取り組んでいたところではありますが、けさマスコミにああいった報道が出たこと自体、非常に驚いているわけではありますが、あくまでも宿泊税ありきではないと、観光財源をどういうふうに確保していくかということが、この白馬村の大事なこれからの観光振興だというふうに思っておりますので、そんなことを踏まえて答弁をさせていただきます。

最初に、観光立村としての新たな財源確保についてお答えいたします。

村では、観光地を経営する視点を意識しながら、観光地と進むべき姿、実施すべき施策を示し、検証評価をする体制までうたった白馬村観光地経営計画を策定いたしました。この中では、10の戦略、23の施策、55の事業を官民共同により推進することが定められておりますが、その施策の1つとして観光振興のための財源確保があり、受益者負担による新規財源を検討することとされているところであります。

この新規財源のあり方については、来年度より白馬村観光振興のための財源確保検討委員会を設置しながら、この検討会の中で有識者や関連事業者を交えて具体的な議論を進めていきたいというふうに考えております。

このため本定例会で、白馬村の執行機関の附属機関の設置等に関する条例の制定についてを提案させていただいたところであります。

なお、新規財源としては、検討会で議論をいただく項目は今後庁内で整理をしていく予定であります。近年幾つかの自治体でいろんなこの導入の動きがあるわけでありませけれども、白馬村といたしましてもどういった方法がよろしいのか、そして、どういった財源確保をしていくのか、そして、どういうふうに理解をされるのか、こういうことも含めて検討をしてみたいというふうに思っております。

次に、観光地としての村の今後の対策や考えについてお答えいたします。

国内のインバウンド市場だけを見れば、ニセコはライバルと申し上げてもよいかもしれませんが、グローバル視点で考えた場合、ニセコはむしろ共闘の相手であり、ライバルは外国、北米のベイルやウィスラーのような海外トップスキーリゾートと考えております。

白馬村と海外スキーリゾートを比較すると、観光マーケティング、プロモーションの差が浮き

彫りになっております。例えば、白馬村と友好都市提携を結ぶオーストラリア・レッヒ観光局の予算は5億円を超え、マーケティング費用だけをとっても白馬村観光局の年間予算とほぼ同額となります。人口わずか1,600人のレッヒでさえこれほどの予算を投じて観光振興に取り組んでおり、世界でもトップを走るベイルなどのスキーリゾートは、さらに多くの費用を投じていることは明確であります。

人口減少社会を迎えた中で、国際競争に生き残り、持続可能な世界水準のマウンテンリゾートを目指すべく、白馬村では観光地経営計画を策定し、白馬村観光局もDMO候補法人として白馬村を訪れる観光客を、登山、トレッキング、スキー、スノーボード、自転車等項目ごとに分け、それぞれにターゲットを選定し、効果的にプロモーション戦略を遂行すべくマーケティングを続けているところであります。

しかしながら、観光地経営計画の全てを高いレベルにおいて完遂させ、持続的な観光地経営を行うには、観光財源の安定的な確保が大きな課題であります。このため、先ほど述べたとおり、来年度に設置予定の検討会において、観光財源のあり方を具体的に議論してまいりたいというふうに思っておりますが、ハードルは非常に高いわけでありませけれども、いろいろな知恵をお聞きしながら、検討をしながら、そして議会の皆様方からもいろんなご意見を頂戴し、観光事業者全ての皆様方から納得のいくような、そういった取り組みをしてまいりたいというふうに思っておりますので、よろしくお願いを申し上げたいと思います。

以上です。

**議長（北澤禎二郎君）** 答弁が終わりました。田中議員の質問時間は、答弁も含め、あと12分です。質問ありませんか。田中議員。

（「ちょっといいですか」の声あり）

**議長（北澤禎二郎君）** はい。

**村長（下川正剛君）** すみません、訂正をさせていただきますが、先ほどオーストラリアと言ったようではありますが、オーストリアのレッヒです。訂正をさせていただきます。

**第2番（田中麻乃君）** ありがとうございます。

ただいま国内のインバウンド市場だけ見るのではなく、やはりグローバルに世界的に見るといったところで、レッヒのことをお話ししていただきましたが、人口1,600人のレッヒが観光予算5億円を超えているといったところで、白馬がグローバルなスキーリゾート地と戦っていくというところで、やはりそのぐらいの規模の予算を目指しているのかなというところは予想しているんですが、今後新しい観光財源を考えていったところで、大体どのぐらいの予算を見込んでいるのか、お答えできる範囲でいいのでお答えください。

**議長（北澤禎二郎君）** 答弁を求めます。藤本副村長。

**副村長（藤本元太君）** ただいま、新しい観光財源の予算がどれぐらいかというお話でしたけれど

も、現在、先ほど村長の答弁にもありましたけれども、これからの白馬村の観光でこういった事業戦略をしていくというのは、白馬村の観光地経営計画においてある程度記載があるところでございます。

今度検討する新たな財源というのは、この戦略を実施していくための財源ということでして、具体的にそれに関してどれぐらいの予算があるか、そのためにどれだけの財源を確保すべきかというのは、現在庁内でも検討しているところございまして、5億円までいくかどうかというのはなかなか現在ではちょっと申し上げることはできないですけれども、現在も検討中というところでございます。

**議長（北澤禎二郎君）** 答弁が終わりました。質問ありませんか。田中議員。

**第2番（田中麻乃君）** 今後検討会で検討していくというところだと思うんですけども、例えば新しい財源確保のための税施策をつくるといった検討会の中で、税収以外のメリット・デメリットを予想できておりましたら教えてください。

**議長（北澤禎二郎君）** 答弁を求めます。藤本副村長。

**副村長（藤本元太君）** 先日の議案提案説明でも、新たな財源の候補として、宿泊税のほか、例えば入湯税の引き上げであるとか、あるいは分担金といったところが日本全国ほかの自治体なんかを見渡してみると候補としてあり得るといふふうに申し上げたところでございます。

それぞれメリット・デメリットはありますけれども、これからの白馬村の観光振興というところで、受益者負担で観光客の方々から一定のご負担をいただきたいというところでは共通しているところです。

ただ、じゃ、観光客から一定ご負担をいただくといったことになった場合に、ある程度公平性というものが必要になるかと思われまして。例えば入湯税であれば、白馬村の温泉施設が観光客等々に対してどれだけシェアがあるのかですとか、分担金でいくと、受益と負担の関係がどれだけ明確にしないといけないかなど、それぞれ制度上のメリット・デメリットがございますので、そこも含めて検討会の中で検討していただこうかなと思っているところでございます。

**議長（北澤禎二郎君）** 答弁が終わりました。質問ありませんか。田中議員。

**第2番（田中麻乃君）** 恐らく海外では観光税といいますか、観光税という名なのか宿泊税という名なのかわかりませんが、そういった中で徴収はしているというところを聞いております。

さらに、税収だけではなく、マーケティングに使えるデータというところを、宿泊税を徴収するに当たって得られたデータをマーケティングやプロモーションに使っているというところを聞いていたのですが、そういったところはどうお考えですか。

**議長（北澤禎二郎君）** 答弁を求めます。藤本副村長。

**副村長（藤本元太君）** 先ほどのご質問にもあったとおり、海外では実際に観光客なんかがデータをとって、それをプロモーションなりマーケティングの戦略マネジメントを立てるのに使ってい

る事例は確かにございます。

日本におきましても、これから観光局内のDMOをどんどんしていこうという官公庁の流れがある中で、そういったデータを把握して今後の観光戦略に生かしていくところを、DMOが主体となってやっていくということも、官公庁なんかからは言われているところがございます。

今度の財源でどこまでできるかというのはありますけれども、今後の観光局、DMOのあり方として、業務の一つとしてそういったものはあり得るのではないかと考えています。

**議長（北澤禎二郎君）** 答弁が終わりました。質問ありませんか。田中議員。

**第2番（田中麻乃君）** 白馬の場合ですと、HAKUBA VALLEYとって広域の取り組みもしているのはもちろんご存じだとは思いますが、そういった中で白馬村だけが、例えば宿泊税のような新しい財源の確保をしていくとなったときの広域の取り組みというのはどのような形でお考えか教えてください。

**議長（北澤禎二郎君）** 答弁を求めます。藤本副村長。

**副村長（藤本元太君）** 広域の取り組みに関しては、県からも3市村でDMOをつくって、広域で連携してぜひやってほしいというふうなことが言われているところでして、3市村のDMOに関しては、現在3市村でどういった業務をそこでしていくのがいいかといった議論を進めているところがございます。

今度の財源に関しましても、当然小谷なり大町なりとの関係がございますので、その中で白馬村だけが何かしらの受益者負担をお願いするのが適切なのかどうかということでは、小谷、大町とも適宜情報・意見交換などをしながら、そのメリット・デメリットをきちんと把握しながら議論を進めていきたいなと考えております。

**議長（北澤禎二郎君）** 答弁が終わりました。質問ありませんか。田中議員。

**第2番（田中麻乃君）** 恐らくこれから議論になってくると思いますのは、まず税の使い方の問題だと思うんです。その中で、今まで徴収されていた入湯税におきましても、どういった形で使われているのかということが余り明確でなかったところがあると思います。今度、例えば検討会で上がってくるものに関しても、使い方の議論というのはかなり細かく決めていかなければならないのではないかなというところを考えています。

その中で、今やはり海外のスキーリゾートにおきましては、プロモーションやマーケティングというところを重点に置かれてお話しされていたかと思うんですけれども、それ以上に白馬村の環境整備というところをどうお考えになっているのか、宿泊税を導入するに当たってプロモーション、マーケティングに重きを置くのか、白馬村の環境整備に重きを置くのか、そういったイメージができておりましたらお答えください。

**議長（北澤禎二郎君）** 下川村長。

**村長（下川正剛君）** 今、田中議員がおっしゃるとおり、何に使うのかというはつきり明確なことを示していかないと、なかなか理解が得られないというふうに私も思っております。先ほど入湯税の話も出ました。何に使われているかわからないという、そういった批判もあるわけですが、そういったことも含めて、しっかりと、じゃ何に使っていくんだということを明確に説明していかないと、なかなか理解は難しいというふうに思っております。

そしてまた、例えばそういった財源を環境整備に使っていくとか、そしてまた、公共交通の関係にも使うとか、公共というか、今いろいろな、白馬村でナイトシャトルバスを走らせたり、いろいろな観光の面で利用している。いろいろな使い勝手があると思います。例えば案内板を整備するとか、いろんなことが想定されるわけでありますけれども、そういったことをしっかりとする中で受益者の負担をいただかなければなかなか難しいなど、こんなふうに思っておりますので、よろしくお願いをしたいと思います。

**議長（北澤禎二郎君）** 答弁が終わりました。田中議員の質問時間は、答弁も含め、あと2分です。質問ありませんか。田中議員。

**第2番（田中麻乃君）** 恐らくこれからいろいろ検討していかれると思うんですけども、やはり報道されたというところもありまして、多分村民の皆さんも驚かれていますのではないかなというところを感じております。

なので、これからいろんなことを検討していく中で丁寧に説明をしていただいて、村民も議会も皆さんも納得していただけるような形で慎重に議論を進めていっていただきたいなと思っております。

そもそも観光立村として観光にも力を入れていかなければならない。ただ、やはり子育て、教育に関しても予算を使っていたきたいというところでの、新たな財源の確保というところだと思っております。

そういった中で、ぜひとも皆さんが白馬村の村民として幸福度が上がるような形での行政運営をぜひお願いしたいと思います。

これで私の質問は終わります。

**議長（北澤禎二郎君）** 質問がありませんので、第2番田中麻乃議員の一般質問を終結いたします。ただいまから5分間、休憩いたします。

休憩 午後 2時00分

再開 午後 2時05分

**議長（北澤禎二郎君）** 休憩前に引き続き会議を開きます。

次に、第3番太田正治議員の一般質問を許します。第3番太田正治議員。

**第3番（太田正治君）** 3番太田正治です。

2年続きの雪不足があり、ことしも雪不足かなと思っていたところ、ことしは戸隠の雪乞祭の

あと降雪があり、ようやく白馬にも新年に間に合って雪が降りまして、お客さんが来ているという形で安堵しているところでございます。

さて、今回は3点の質問をさせていただきます。

まず始めに、最近大きく報道されております民泊新法について、2点目に、車中生活について、3点目に、幼児の遊具についての質問をさせていただきます。

まず最初に、民泊新法についてですが、最近各新聞社で大きく報道を取り上げておりますが、内容としては本年6月9日、国において住宅宿泊事業法の法案が可決・成立され、6月16日に公布されました。平成30年3月15日から住宅宿泊事業者からの届け出受理が開始され、平成30年6月15日に施行される通称民泊です。

11月13日に、県と白馬村、小谷村の地元宿泊業者と意見交換が当役場の会議室にて行われました。既存の宿泊施設の稼働率が低いことや、年間180日を上限とした営業日数など、多くの意見や質疑、要望が出ておりました。その中でも、昨年より問題となっております騒音、地域の生活環境の悪化を不安視する声も根強くあると思っております。

そこで、村として県にどのような規制を求めていくのかお伺いをいたします。

**議長（北澤禎二郎君）** 答弁を求めます。下川村長。

**村長（下川正剛君）** 太田正治議員から民泊新法についての質問をいただいておりますので、お答えいたします。

白馬村内では、法案成立前から、観光関係者を中心にこの民泊新法に対する批判や懸念の声が多く聞かれ、実際ことし5月には民泊を認めないことを内容とする常設4観光協会長連名による村宛ての要望書並びに議会への陳情がされた経過があり、陳情に対しては9月議会において趣旨採択とされました。

その後、ようやく10月27日に関係政省令が公布され、都道府県向けの説明会を経て、11月8日に県から市町村向けの説明会が行われたところであります。

説明会では、改めて区域ごとに期間を定めて民泊を規制するには、都道府県が制定する条例のみで可能であることが確認され、同日付で市町村に対し県条例において規制が必要かどうかの意向確認アンケートが通知されました。

村内の宿泊関係団体役員を始めとして、以前から県知事や県観光部の幹部との意見交換を行い、関心が高いことも承知をしていたこともあり、11月13日に県内で先駆けて白馬村、小谷村の宿泊業者、観光協会、商工会、議員等を集めた意見交換会を県と村の共催で行なったところであります。

そこで出された意見は、議員おっしゃるとおり、その全てが批判、不安、不満を訴えるものであります。代表的な意見は、宿の可動率が40%に満たない長野県では必要ない、既存施設が努力をしてクリアしてきた消防法などのハードルを低くして安全・安心が担保できるのか、届け

出制でなくあくまで許認可制とすべきといった、法律そのものに対する批判、不満、さらに民泊にシフトされた場合の宿としての品質低下による白馬離れ、民宿発祥の地である白馬の宿という文化が消滅するといった不安がありました。

私の個人的な考えではありますが、大都市圏でのベッド不足解消のためのルールを、全国くまなく当てはめようとするのは理不尽であると思えますし、先人たちから受け継ぎ努力をしてきたお客様への安心・安全の提供が保証できるのか疑問も覚えます。

村では本意見交換会や商工会との行政懇談会での意見を集約し、長野県からのアンケートに記載いたしました。また、お尋ねの求めている規制についてであります、法18条で定める制限は、供給が足りているという現象は理由にならず、あくまで生活環境の悪化を防止するために限定されていますので、白馬の現状を合法的にどうやって規制に結びつけるのか難しい課題であります。

アンケートには、生活環境の悪化として冬期間の迷惑行為の多発、治安悪化や渋滞による緊急車両運行への不安等が規制の対象となり得るか打診しております。さらに、アンケートには法第18条以外の県独自の規制項目を盛り込むことを求め、観光協会等への加入、対面方式の鍵の受け渡しや事業実施の際の近隣への事前説明の義務化などを提案しております。

市町村からのアンケート提出を受け、県では先月27日に県条例のあり方検討会の初会合を開いたとの報道もされるところです。

いずれにせよ、住宅宿泊事業法は成立し、施行を待つ段階まで来ており、流れをとめることは困難であることは認識しておりますが、その中でありながらも住民が抱えている不安・不満を一つでも減らす、少しでも軽減することを目指し、県と協議をしてみたいと思っております。

1点目の質問に対しての答弁とさせていただきます。

**議長（北澤禎二郎君）** 答弁が終わりました。太田議員、質問はありませんか。太田議員。

**第3番（太田正治君）** ありがとうございました。

今、村長の言われたとおり、今年の議会の中でもお話がありました美しい村と快適な生活環境を守る条例という形で、去年は各宿舎とか外人の泊まる宿舎等に条例の制定した分を出していただいて、その後も、いわゆる迷惑条例というものはなかなか解消されていない、そういう状況の中でことしの春を迎えております。

そして、今回このような民泊という部分、去年の中でも民泊らしきものがあるよというお話を聞きながら、あるリストをもとに探ってみた部分もあります。しかし、こういうような形で国が法令を制定したことによって、ますます白馬は大変な窮地に追い込まれるのではなかろうかというふうに思っております。

そこで、私ども産業経済委員会として、先般軽井沢町を訪問していろいろお話を伺ってまいりました。その中で、今年の3月に軽井沢町では清らかな環境と善良なる風俗を守るとの理由から、

町内全域で民泊を行えないとする見通しを示し、民泊施設を認めない基準を町の自然保護対策要綱に盛り込み、独自の規制をしたということでございます。

このような規制を軽井沢でつくっておりますが、当白馬村として、白馬をいろいろ見てみますと規制が少ないような気もしますが、このような規制をつくる考えがあるのかないかお伺いしたいと思います。

**議長（北澤禎二郎君）** 答弁を求めます。横山観光課長。

**観光課長（横山秋一君）** 今、軽井沢の例をとられております。

私どもの認識では、軽井沢町、今のところある取り扱い基準、昨年3月に決めたものにつきましては、あくまで旅館業法の中の簡易宿泊施設で規制緩和された部分については認めないという段階でいると思います。

ただ、先日の報道で、新しい民泊新法に対する全町全期間、1年間全部規制してほしいという要望を上げたという情報は得ております。

村長の答弁ではありましたけれども、ただ、合法的に期間と民泊の行為を規制するのはあくまで県条例でしかできないということは法でうたわれておりますので、今現在は、村はこういう規制はできませんかということをお県に要望している段階でありますので、まずは県との協議で村の要望がどの程度通るかどうかを見極めた上で考えなければいけない問題かと思っております。

以上です。

**議長（北澤禎二郎君）** 答弁が終わりました。太田議員、質問ありませんか。太田議員。

**第3番（太田正治君）** ありがとうございます。

最終的には県の条例が制定されないと規制できないというようなお話もあります。

もう一つ、皆さん当然見ておられると思いますけれども、先日の新聞では、東京都は民泊をもう優先してやるというようなお話が報道されておりました。

しかし、先日の新聞報道では、新宿区が11月30日、住居専用地域での民泊の平日営業を禁止する条例案を区議会に出したというふうになっております。これは、先ほど村長からも、白馬の場合はいろいろな条件がそろっていないというお話もありましたけれども、やはりこの住居地専用地域という部分になると、白馬は大変難しい部分があるかなというふうに思いますけれども、騒音、あるいはごみ問題というような問題もあります。

そしてもう一つは、東京の大田区では、区域を自由に規制する条例案を区議会に提出しているといわれております。

このような条例というか、細かい部分が一つの規制になってくるのかなというふうに思っておりますが、今、課長が言われたとおり、県の出方を見ないとわからないというふうに言われておりますが、やはり白馬ももう少し細かな規制をするという、この関係だけでなくいろんな部分で規制をかけるような方針がないのかなというふうに思っておりますが、その辺は、この関係だけで

なくて全般を通して規制できないかどうか、わかったら教えていただきたいと思います。

**議長（北澤禎二郎君）** 答弁を求めます。下川村長。

**村長（下川正剛君）** 白馬村独自でいろんな規制をもうちょっと強めたらいいんじゃないかという、そういったご質問だと思いますけれども、ご承知のように白馬村も最近非常に外国人のお客様がふえてきたというような中で、ご承知のように一昨年マナー条例というものを制定いたしまして、今取り組んでいるところであります。

これは、あくまでも外国人を対象とした規制ではなくて、白馬村に訪れていただいている全てのお客様、そしてまた、白馬村民を含めて安心して安全な生活環境がという、そんな思いで制定をしたわけでありますけれども、今まだ賛否両論はありますけれども、ある程度の一定のマナー条例につきましては評価が上がっているというふうに私は捉えております。

一部にはまだというような、そういった話もありますけれども、全ての村民、この白馬が好きで訪れていただいているお客様に対しても、白馬のよさをみんなで享受してもらい、そういったことが本当に世界水準の白馬ではないかというふうに思っておりますので、厳しくするところは厳しくしなければいけないし、また、余り、マナー条例の関係につきましても、一部の外国人の方からの指摘もあつたりなんかして、そんな改正をしながら、ことしはまた英文のマナー条例をつくって周知に努めているところであります。

以上です。

**議長（北澤禎二郎君）** 答弁が終わりました。質問ありませんか。太田議員。

**第3番（太田正治君）** 今、いろんな形で考えられているという形でございますし、県のほうへ要望を出した部分がどういう形で出てくるのかというのは、2月に県会で県のほうが審議するというようなお話にもなっておりますので、私どもももう少し様子を見ながら検討しなきゃいけない部分もあろうかと思っておりますけれども、ぜひ昨年つくりましたマナー条例については、みんなでしっかり守っていってもらいたいという形で見ていただきたいなというふうに思っていますし、これから民泊についてももう少し考えていかなきゃいけない部分もあろうかと思っておりますので、よろしくお願ひしたいと思ひます。

それでは、次の2つ目の問題に移っていきたく思います。

村内、いわゆる場所を言いますと、オリンピック大橋や国道406号の道路脇の空きスペースに駐車をして車中生活をしているという形が目につきます。オリンピック大橋のところは、もう数年来、車を置き去りと言うと失礼かもしれませんが、置いたままで生活をしている人がおります。

こういう場所に駐車されていると、普通の人は、あれは何だいというようなお話にもなったり、地域住民は不安になるという形が考えられます。

この関係については、車を動かさない場合には車検が必要ではないと思ひますけれども、それ

からもう一個は、406号線上ではあちこち行ったり来たりしているというような状況になって  
いますが、この部分で村ではこの事態を把握しているかどうかお聞きしたいと思います。

**議長（北澤禎二郎君）** 答弁を求めます。下川村長。

**村長（下川正剛君）** 2点目の車中生活についてのご質問でございますけれども、車中生活者に関  
する質問で、今、村は認識をしているのかという質問でございます。

特に平川橋の駐車場の車上のことかと思いますが、かつては住居で暮らし車両を所有していた  
方が、何らかの理由により住むところを失い、一時的に風雨をしのぐために車上生活に移行し、  
結果として現在の場所で車上生活に至ったものと推察され、いわゆるホームレスの一種である  
といえます。

平川橋の駐車場はどなたでも自由に利用できることが原則ではありますが、占有していること  
は問題であります。公共施設は独占的な占有を容認できる場所ではないことや、いわゆるマナー  
条例では自動車等の放置を禁止しておりますので、この条例に基づく指導または勧告・命令とい  
った措置を必要に応じて講じなければならないと考えています。

このホームレスの方に対しては、訪問をし、自動車の撤去と退去を促している状況であります。

ホームレスの方への強制撤去については、人権上の問題から慎重な対応が必要と考えます。車  
両等の不法占用物件については、撤去の指導を継続的に行うとともに、自主的に撤去できるよ  
う粘り強く話をしているところであります。

この関係につきましては、私のところにも投書がございました。そんな中で担当課に複数係る  
わけでありまして、しっかりと行なって本人と面談をする中で対応をするようにというこ  
とで指示をしてありますが、過去にも何回か、村でもそのことは周知をし、指導はしているわけ  
であります。現状としてはそういったところであります。

また、国道406号線沿いで見受けられた方については、道路管理者の大町建設事務所に問い  
合わせたと、不法に占用するなど迷惑行為などが無い場合は特別な指導をすることは考えて  
おらず、引き続き注意をしながら道路パトロール等の道路管理に努めていくとのことでありま  
した。

大町警察署白馬交番では、このような車上生活者に対して、迷惑行為や住民に不安感を抱かせ  
ぬよう声かけをしているとのことであります。

いずれにしても、このような方々に居住場所を決めて自立できるように話を進めるに当た  
っては、福祉的な支援も必要となることも想定をしながら、関係機関と連携をして引き続き対応  
してまいりたいというふうに思っております。

以上であります。

**議長（北澤禎二郎君）** 答弁が終わりました。太田議員、質問ありませんか。太田議員。

**第3番（太田正治君）** ありがとうございました。

いわゆる平川大橋の部分については、やはり多くの方が目にとまる部分あって、やはり観光客の方も駐車場を利用したり、あそこへ夏なんかに来たときに休んだりいろいろしているところがありますので、迷惑がかからないといえれば迷惑はかからないかもしれませんが、やはり見たところも悪いし、来た人たちの不安にもなるのではなかろうかなというふうに思います。

ぜひ今後の対応をしっかりとっていただきたいなというふうに思っております。

それから、406号は建設事務所のほうの関係というふうに言われますが、やはり知らない人が見る……知らないと言うと語弊がありますけれども、私は絶えず山へ行くものですから、何でという部分があります。

いろいろ地域の人にお話を聞くと、406の至るところの空きスペースを使って車中生活をしているという形で聞いておりますし、それから初めのころは、周辺の部落の人たちは子どもの通学に不安を覚えて、車で親が送迎をしていたというお話を聞いております。

こういう関係で、民生委員とかそういう人たちからの申告とかお話が役場のほうにないでしょうか。

**議長（北澤禎二郎君）** 答弁を求めます。窪田健康福祉課長。

**健康福祉課長（窪田高枝君）** 民生委員さんからは、特に健康福祉課のほうにそういった申し出は来ておりません。

オリンピック大橋のところの車中でずっと生活をされている方につきましては、もう4年以上あちらにいらっしゃると聞いております。

健康福祉課のほうでは、県の福祉事務所等にも協力を得まして、何回かご本人にも面談をしたりしております。何か困ったことがあれば相談に乗りますということもお伝えしてありますので、また今後何かこちらのほうにご本人から相談がありましたら、そちらに対応してまいりたいと考えております。

**議長（北澤禎二郎君）** 答弁が終わりました。質問ありませんか。太田議員。

**第3番（太田正治君）** 今、オリンピック大橋と406のお話をしました。

しかし、このほかにも県外ナンバーの車が絶えず徘徊というよりは、車であちこちうろろしている車が見えます。やはり村の安全・安心を考えると、絶えずいろんなところで注意をしていないといけないなというふうに思っております。

今までの中で、オリンピック大橋のほうは何年ももうおりますということで、最終的にはその人の健康不安というものが一つあります。誰も行ってないという形でなくて、今お話を聞くと、県の福祉事務所、あるいは役場の皆さんが訪ねてお話をしているということであれば、そういう問題は少ないかなというふうに思いますが、406の方はどういう方か私はわかりませんが、あちこちでおまして、これから冬になると目に見えない場所で生活するのか、どこへ行くのかというのは私はわかりませんが、春の雪解けから秋の雪の降るまでは至るところで駐車をし

ているという部分で、地域の人たちは、はっきり言って名前もわからないという話もありますが、今まで何年か見えていますけれども、これという被害は出ていませんのでいいかと思えますけれども、どのように生活費を稼いでいるのかもわかりませんし、やっぱりみんなで注意をして、安心・安全でいてもらいたいなというふうに思っております。

建設事務所のお話も出ましたが、先日白馬交番へ行って確認をしてきました。交番のほうでは、パトロールをしている間に3件確認をしているという形です。やはり今の大橋、それから406は、警察はもう当然確認もしていますし、それからもう一台の県外ナンバーも確認をしているという形で、警察のほうも目を配っているという形です。ぜひ役場の方たちも、人から言われたから聞くのではなくて、地域へ出る役場の職員の方たちもあちこち回って歩くと思いますので、不安……何て言うんですか、もう少し気を配っていただければありがたいなというふうに思っております。

事があれば問題ですので、事がないということは一つ安心・安全ですが、さらに目配り、気配りをさせていただいて、安全な村であってほしいというふうに思っております。

それでは、次に3番目の質問に移らせていただきます。

幼児の遊具についてでありますけれども、グリーンシーズン中にはことしも多くの観光客や村内の親子がグリーンスポーツの森を訪れておりました。

しかし、グリーンスポーツの森には幼児の遊具や遊び場がありません。幼児の遊具については、多くの先輩議員や同僚議員等々、一般質問をしてお伺いをしております。

グリーンスポーツの森は、一つは借用地であるということではありますが、幼児の遊具を取りつけることが可能なかどうか。もし園内の造成工事が可能であれば、グリーンスポーツの森の中にぜひ幼児の遊具を取りつけていただきたいなというふうに思っておりますが、その辺のお伺いをしたいと思います。よろしくお願いします。

**議長（北澤禎二郎君）** 答弁を求めます。下川村長。

**村長（下川正剛君）** 議員お尋ねのグリーンスポーツに関しては、昭和53年に施設を建設してから39年が経過しております。この間、老朽化等に伴い施設を変更したり更新をしながら運営しており、現在は白馬村振興公社を指定管理者として管理しております。

ご指摘の遊具等については、小学生以上をメインターゲットとした運営を行ってきた経緯から、アスレチックやいかだ遊びなど幼児には難しい遊具もございます。

しかしながら、常設の遊具の中にも滑り台やジャングルジム、シーソー、ブランコなど、2歳から3歳ころから遊んでいただいているものもあります。

加えて夏季限定であります。バッテリーカーやミニ新幹線、ふわふわドーム、トランポリン型遊具を設置し、小さなお子様にご好評をいただいているところであります。

また、平成29年度には、お客様より要望が多かった授乳スペース及びベビーベッドの設置を

行い、乳幼児連れのお客様増加に向けて新たな一步を踏み出したところであります。

なお、埋め立て遊具の設置をご提案いただいた水路ですが、夏季には水が流れ、安全な水遊び場として多くの子どもたちが利用しているとともに、大人にとっても涼しさや癒やしを届けてくれ、日々の喧騒を忘れさせてくれる大切な場所となっております。

現場において、直接お客様から幼児向け遊具の増設についてお答えをいただくことはございませんでしたが、設置場所や既存遊具の見直しも含めて、近隣施設の状況も参考にしながら検討をしてみたいというふうに思っております。

以上、3点目の幼児の遊具についての答弁とさせていただきます。

**議長（北澤禎二郎君）** 答弁が終わりました。太田議員、質問ありませんか。太田議員。

**第3番（太田正治君）** ありがとうございます。

今、村長のほうからもお話もありましたけれども、やはりグリーンスポーツの森には親子連れの方が行ってもこれといった場所がないということで、多くの親御さんからお話がありました。

一つは、今回グリーンスポーツの森というふうに名前を挙げてありますけれども、子育て支援ルームもそれなりのものしかない、白馬にはそれなりのものはないぞと言われております。

グリーンスポーツの森にはマレットゴルフやテニスコートなどがあって、大人の場所じゃないかという村民の方もおります。やはりもう少し夏のお客さんが多く集まる場所に、幼児の遊具を、ちゃんとした防具をつけてほしいというお話もありますので、その辺については、厳しい財政の中ではありますけれども、どのように今後考えるのかお聞きしたいと思います。

**議長（北澤禎二郎君）** 答弁を求めます。下川村長。

**村長（下川正剛君）** この遊具の関係については、以前にも田中議員ですか、そんな質問がございました。

過日、ある団体からもこの関係について何とか村としても対応いただきたい。これからは本当に子育て、子どもたちの家庭についてしっかりと対応していくことが、人口減少、そして地域の活性化になるので、ぜひそういったことを取り組んでいただきたいというような、そんな要望もいただいたところであります。

私はその重要性は十分に認識をしているところであります。また、前にもそんなお話をしたと思いますが、白馬村は本当にどこへ行っても村ごと自然公園だというようなことで、本当に場所場所でいい山岳景観を仰ぎながら子どもと戯れる、そういった場所がいっぱいあるわけでありまして、遊具がどうしても少ないということは十分承知をしているところであります。

今、子育て支援センターの西側にもそういった施設があるわけでありましてけれども、なかなかあそこは一般の人には入りづらいと、こういった指摘もされております。そんなことも含めて、今後、先ほど図書館というようなそういった話もあるわけでございますけれども、総合的にそういったことも含めた中で対応していくのがよいのではないかと、こんなふうに思っておりますの

で、ご理解をいただきたいというふうに思います。

**議長（北澤禎二郎君）** 答弁が終わりました。質問はありませんか。太田議員。

**第3番（太田正治君）** ありがとうございます。

やはり今、村長が言ったように、多くの方からいろんな話が、グリーンスポーツの森は出てくると思います。そして、先ほども言いましたように、グリーンスポーツの森だけでなく、子育て支援ルームのところももっと数を多く入れていただいて、多くの皆さんが自由に入れるような形をつくっていただきたい。

やはり自然という部分をもっと大事にするということであれば、村がそれなりの遊具をつけていただいて、子育ての糧にしていきたいなど、そんなふうに思っております。

今後、村がどういうふう子育ての部分で、いろんな図書館にしても何にしても、子どもたちの部分が主流をなしてくるというふうに思っていますので、ぜひ子育て、あるいは遊具とかそういう部分にも力を入れていただいて、これからの村の子どもの教育に力を注いでいただきたいと、そんなふうに思っております。

これで一般質問を終わります。ありがとうございました。

**議長（北澤禎二郎君）** 質問がありませんので、第3番太田正治議員の一般質問を終結いたします。

以上で、日程第1 一般質問を終結いたします。

これで本定例会第2日目の議事日程は全て終了いたしました。

お諮りいたします。

明日12月8日は午前10時から本会議を行いたいと思いますが、これにご異議ございませんか。

（「異議なし」の声あり）

**議長（北澤禎二郎君）** 異議なしと認めます。よって、明日12月8日は午前10時から本会議を行うことに決定いたしました。

これをもちまして、本日は散会といたします。大変ご苦労さまでした。

散会 午後 2時43分



平成29年第4回白馬村議会定例会議事日程

平成29年12月8日（金）午前10時開議

（第3日目）

1. 開議宣告

日程第 1 一般質問

平成29年第4回白馬村議会定例会（第3日目）

1. 日 時 平成29年12月8日 午前10時より

2. 場 所 白馬村議会議場

3. 応招議員

第1番	丸山 勇太郎	第7番	横田 孝穂
第2番	田中 麻乃	第8番	篠崎 久美子
第3番	太田 正治	第9番	太田 伸子
第4番	伊藤 まゆみ	第10番	田中 榮一
第5番	松本 喜美人	第11番	津滝 俊幸
第6番	加藤 亮輔	第12番	北澤 禎二郎

4. 欠席議員

なし

5. 地方自治法第121条の規定により説明のため議会に出席した者の職氏名

村 長	下川 正剛	副 村 長	太田 文敏
副 村 長	藤本 元太	教 育 長	平林 豊
総 務 課 長	吉田 久夫	参事兼税務課長	篠崎 孔一
観 光 課 長	横山 秋一	生涯学習スポーツ課長	松澤 忠明
会計管理者・室長	田中 哲	建 設 課 長	酒井 洋
農 政 課 長	太田 洋一	健康福祉課長	窪田 高枝
上下水道課長	山岸 茂幸	住 民 課 長	矢口 俊樹
教育課長兼子育て支援課長	田中 克俊	総務課長補佐兼総務係長	下川 浩毅

6. 職務のため出席した事務局職員

議 会 事 務 局 長 山 岸 俊 幸

7. 本日の日程

1) 一般質問

## 1. 開議宣告

議長（北澤禎二郎君） おはようございます。

ただいまの出席議員は12名です。

これより平成29年第4回白馬村議会定例会第3日目の会議を開きます。

本日の議事日程は、あらかじめお手元に配付してあります資料のとおりです。

### △日程第1 一般質問

議長（北澤禎二郎君） 日程第1 一般質問を行います。

会議規則第61条第2項の規定により、本定例会に一般質問の通告をされた方は8名です。

4名の方の一般質問は昨日終了していますので、本日も4名の方の一般質問を行います。

質問される議員は、質問、答弁を含めた1時間の中で、質問事項を明確、簡潔に質問されるようお願いいたします。

なお、本定例会の再質問につきましては、会議規則第63条の規定により、1議員1議題につき3回までと定められておりますが、制限時間内の再質問は議長においてこれを許可いたしますので、申し添えます。

それでは、あらかじめ質問の順位を定めてありますので、順次一般質問を許します。

最初に、第4番伊藤まゆみ議員の一般質問を許します。第4番伊藤まゆみ議員。

第4番（伊藤まゆみ君） 4番伊藤まゆみです。

本日は、しんしんとした雪降りです。昨日の同僚議員のコメントにもありましたように、シーズン始めに降雪に恵まれて、本当にうれしく思っております。雪を楽しみにしているお客様、特に遠方、海外からお見えになる方々には白馬の雪を満喫していただき楽しい思い出を、そして、もう一度訪れたいという思いを残してお帰りになっていただきたい、そのように思っております。

時間も限られておりますので、今回通告してあります1問、協働の村づくりについてを始めたいと思います。

当村の第4次総合計画の基本理念には、安心して暮らせる村づくりに向け新たな一歩を踏み出すときとあり、キーワードは住民と行政の協働となっております。また、協働の中核となるのは、住民参画で、村づくりに住民の声が反映されるよう取り組んでいくともうたっております。

姉妹都市であります静岡県河津町、この10月8日に町長に対するリコール、解職請求の賛否を問う住民投票が行われまして、解職賛成2,816票、解職反対1,524票でリコール賛成が過半数となり、出直し町長選挙となりました。この住民投票の発端となったのは、町が計画します子育て支援文化活動、生涯学習などの複合施設建設をめぐるもので、解職したグループの代表は、高額の一事業を町民の合意形成がないまま進めているとリコール推進の理由を述べております。国政も含めまして、河津町のように行政の方針と住民のまちづくりに対する考え方に乖

離があるように思えてなりません。前日の、先ほど述べました第4次総合計画の協働の理念は、第5次総合計画に入った今なお引き継がれているのか、計画に反映されているのかという観点から、次の4点についてお聞きしたいと思います。

1番、昨年8月24日から始まりました白馬町駅前整備検討会は、本年8月までに合計しますと5回開催されております。そこで出された提案、要望は、現在どの程度解決されているのか伺います。

2番目、白馬ウォーターパーク構想というのがあるとお聞きしております。この構想に、村としてはどのようにかかわっていくのかを伺いたいと思います。

3番、本年度の地区懇談会で、ことしはオリンピック20周年であり、長野オリンピックモニュメントの改修を行いたいとの要望がある地区から出されました。村として、この20周年という節目を通じ、どう住民とともにオリンピックのレガシー、遺産を生かしていくのか、その方針を伺います。

4番目、新道の駅に関しては、庁内に道の駅複合施設建設方針検討委員会を設置して検討していると、そういった答弁を何度かお聞きしております。庁内での検討結果が住民の思いと合致すると思われるのか、その見解を伺いたいと思います。

**議長（北澤禎二郎君）** 答弁を求めます。下川村長。

**村長（下川正剛君）** 伊藤まゆみ議員から、協働の村づくりについてということで、4つの項目で質問をいただいておりますので、順次答弁をさせていただきます。

1点目の8月24日から始まった白馬町駅前整備検討会は、本年8月まで5回開催をされており、そこで出された提案、要望は、現在までどの程度解決されているのかとの質問ですが、まず検討会を開催するに至った経緯でありますけれども、ご存じのように、白馬駅前では無電柱化計画があります。かねてより大町建設事務所が主体となり実現に向け努力してまいりましたが、従来のような地元要望を受けた形での行政主体の公共事業計画では限界があるので、何とか地域を巻き込み事業展開を図りたいとの相談が長野県よりありました。

村といたしましては、駅前無電柱化は、時間と費用がかかりますが、ぜひ実現したい大型事業の一つであります。そこで地域主体の検討会を組織をし、村と大町建設事務所が事務局を担うことになりました。検討会の大命題は、無電柱化はもちろんですが、白馬駅周辺は世界水準の観光地を目指す白馬村にとっての顔でありますので、通年型・広域型及び長期滞在観光の拠点として整備することで、会を進める中から実現のために行政で担うこと、地域で担うことを話し合おうということになり、地域発案のハード事業としては駅東側の整備なども意見として出されましたが、経費面や他地区、JRとの調整、技術的なことなどの課題があり、短中期的では解決できないこともあります。また、地域や行政が担うソフト事業としての案内板や木製ベンチ整備などの意見もあり、これらについては地域と協働の上、新年度にも着手したいというふうに考えていま

す。

なお、白馬駅の有効活用の方法等については、やはりJRとの連携も大変重要になること、またJRとしての地域活性化に向けた方針等も伺いたく、10月12日にはJR本社にて地域活性化グループの社員と、本村では藤本副村長を含めた総務課職員と懇談をしております。

2点目、白馬ウオーターパーク構想があると聞いているが、この構想に対して村としてはどのようにかわっていくのかというお尋ねにお答えをいたします。

村内の事業者から、白馬ウオーターパークの理念と理念に係る根拠などの概要についてのお話を伺ったことがあります。かわり方についてですが、白馬の魅力を世界に発信をしたいと事業を起こそうとしている白馬の事業者がいるという村内の事業者との通常のかかわりでいきたいというふうに考えております。

3点目の、本年度の地区懇談会で、オリンピック20周年であり、長野オリンピックモニュメントの改修を行いたいとの要望がある地区から出され、村として20周年という節目を通じ、どう住民とともにオリンピックのレガシー（遺産）を生かしていくのか、その方針についてであります。長野オリンピックから20年と月日が経過をいたしました。この20年はとても早く経過をしたように感じられます。また、ことしは韓国平昌でのオリンピックが開催をされますが、我が白馬村出身の渡部暁斗・喜斗選手もメダル獲得といった活躍が大いに期待をされているところです。

議員ご質問のとおり、地区役員懇談会の折に、オリンピック20周年の年であり、長野オリンピックモニュメントの改修を行いたいと和田野地区からの要望が出され、看板に使われている木材が老朽化をして取りかえなければならない状態であるとお聞きをしております。

このモニュメントは地区において建設されたとお聞きをしておりますが、モニュメントを生かすという方向性は村も共通の認識であり、実現のための手法や費用分担については、新年度予算において各種の補助制度も見据え、村、県、地元との調整を図る予定でおります。

村内競技施設やその他村管理のモニュメントや看板等については、色あせたり、表示が消えてしまっているものもございますので、予算と相談をしながら随時更新をしてまいりたいというふうに思っております。

4点目の、新道の駅に関しては、庁内に道の駅複合施設建設方針検討委員会を設置をして検討している旨の答弁を何度か聞いており、庁内での検討結果が住民の思いと合致すると思われるか、その見解を伺いますとの質問であります。伊藤まゆみ議員からは、平成29年白馬村議会定例会の第1回から第3回まで全ての一般質問において、道の駅に関する同様の質問をいただいておりますので、改めて繰り返しになる部分については今回は答弁はしませんが、私はにぎわいのある白馬へ前進するための公約の一つに掲げており、この点については以前よりさまざまな方々からご意見を伺っているところであります。

この公約実現のために職員に指示をし、道の駅を複合施設としての検討委員会を設置をいたしました。庁内検討委員会では、国は各種施設計画に対して官民連携の手法を推進をしていることから、国の補助事業を活用して実現可能性への調査を行うこととなり、私としては調査結果から見える官民連携に基づく建設方針について、総合的に判断してまいりたいと考えております。

さまざまな住民ニーズがある中で、他の事業を優先してほしいとの意見もあるかもしれませんが、まずは調査結果を待ち、繰り返しになりますが、地域経済における地域内の循環が伴う施設になるように総合的に判断するという事なろうかと思えます。

以上で、伊藤まゆみ議員の質問に対する答弁とさせていただきます。

**議長（北澤禎二郎君）** 答弁が終わりました。伊藤議員、質問ありませんか。伊藤議員。

**第4番（伊藤まゆみ君）** 今回1問ということで、その中で4つに分かれておりますので、1問目から質問させていただきたいと思えます。

先ほどいただいたご答弁にもありましたように、1つ目の白馬町駅前整備検討会ですか、こちらのほうの1回目で村長は全く同じようなことをおっしゃっているわけですね。白馬駅は世界水準の観光地を目指す白馬村にとっての顔だということ。もともと無電柱化の検討から始まったということだったんですが、この会議録を読んでいたら、それにこだわらず、これは長期間かかってしまうので、もうちょっと短期間でできるものからやっていくべきでないかというような意見が中に委員の方から出されていて、私は正直ほっとしました。これだと無電柱化ばかり話しているのかななんて思ったんですが、またちょっと違った方面から、委員の方から提案されているということで正直本当にほっとしているわけであります。

それで、先ほどおっしゃいましたように、皆さんに駅前が白馬村の顔だとか、白馬町を見て皆さんは白馬ってこういうところだというふうに思ってしまうと、それは困ると言われたことがあります。

それで、私も宿泊業をやっておりまして、お客様からちょっとコメントをいただきまして、駅に来たとき、言ってみれば英語でこう言うわけです。「Am I wrong place?」と言うわけです。私は場所を間違えたのかしらと。それとか、駅前を見て、「Look tired.」寂れていると、そういうふうに、そういったコメントを何度か聞くんですね。なので、本当にもうそういう言葉を聞くたびに、いや、これは本当に世界水準の観光地を目指している白馬としていかなものかなという思いが、いつもしていたわけなんですね。なので、皆さんがそういうところにも注目していただいて、それで、この中では短期と中期に分けて検討すべきということになっているかと思いますが、これでよろしいでしょうか。そういう委員会の方針ということでよろしいですか。

**議長（北澤禎二郎君）** 答弁を求めます。吉田総務課長。

**総務課長（吉田久夫君）** 今の再質問の関係でありますけれども、議員おっしゃるとおり、短期に

できるもの、中長期にできるもの、これは話の中でやはり全てを同じ時期にできるものではないということから、議員おっしゃるとおり短期的なもの、中長期的なものを分けて検討しているという状況でございます。

以上です。

**議長（北澤禎二郎君）** 答弁が終わりました。質問はありませんか。伊藤議員。

**第4番（伊藤まゆみ君）** それで、私がいただいた会議録はことしの8月が最終だったかと思うんですが、この中で建物のデザインの統一をしたらいかがかというような意見が議題として上がっていたのかなと思うんですが、それで吉田委員とありますので課長かと思いますが、それでデザイン統一については、パース、完成予想図ですね、透視図というんですか、そのようなものがあるとイメージが湧きやすくなる。どこで費用負担するかということもあるが、村で実施することになれば来年度もしくは今年度の補正での対応を検討したいというふうにおっしゃっているかと思いますが、これことし、もしくは来年の予算につくということによろしいでしょうか。

**議長（北澤禎二郎君）** 答弁を求めます。吉田総務課長。

**総務課長（吉田久夫君）** ただいまの再質問でございますけれども、やはり会議の中で、見えるものがないとなかなか議論にならないというお話が出ました。その中で、私が申し上げたのは、一つパース的なものという説明をさせていただきましたが、今課の中では、先般開催をされました景観シンポジウムの中でも、写真で電柱を除く等の写真がございましたので、そういうものも活用しながらやればどうかというようなことで、このパースについての予算化をするかどうかということについては、今後予算編成作業に入りますので、現時点でどういうふうにするのかというのは検討中ということでございます。

以上です。

**議長（北澤禎二郎君）** 答弁が終わりました。質問はありませんか。伊藤議員。

**第4番（伊藤まゆみ君）** それで、前回ではないんですが、検討委員の方から、黒川紀章氏のランドデザイン、これを見せてほしいという要望があったということなんですが、これに対して見つからなかったと答えてあるというふうに会議録には載っているんですが、これはないのでしょうか。

**議長（北澤禎二郎君）** 答弁を求めます。吉田総務課長。

**総務課長（吉田久夫君）** 議事録のとおり、ちょっと搜した中では見当たらなかったということでございます。

**議長（北澤禎二郎君）** 答弁終わりました。質問ありませんか。伊藤議員。

**第4番（伊藤まゆみ君）** 私もそのころ余りちょっとよく覚えていないんですが、これは竹下総理のところですね、ふるさと創生事業ですか、1988年から89年にかけて日本で各市町村に対し地域振興のために1億円を交付した政策で、それでやった事業ということによろしいですか。

議長（北澤禎二郎君） 答弁を求めます。吉田総務課長。

総務課長（吉田久夫君） ご指摘のとおり、その交付をされた金額の一部を使用して策定をしたところでもあります。

以上です。

議長（北澤禎二郎君） 答弁が終わりました。質問はありませんか。伊藤議員。

第4番（伊藤まゆみ君） 1億かかっていないにせよ、これはなくしたというか、ないというのはどういうふうに捉えたらよろしいのでしょうか。

議長（北澤禎二郎君） 答弁を求めます。吉田総務課長。

総務課長（吉田久夫君） ちょっと金額は、今手元に資料がございませんのでわかりませんが、公文書につきましては保存年数というものもありますので、保存年数、当時どういうふうにその資料を保存したのか、ちょっと現時点では計り知れませんが、その保存年数において処分したのではないかと、これはあくまでも推測でございますが、結果として見当たらないという部分ですので、そのようにご理解をいただきたいと思います。

以上です。

議長（北澤禎二郎君） 答弁が終わりました。質問はありませんか。伊藤議員。

第4番（伊藤まゆみ君） きのうち同僚議員から増刷をしてほしいと言われた色彩のもてなしですか、こちらのほうのものになっているかと思うので、なくすというか、なくなるって、これはやはり絵とかそういうものと同じ扱いだと思うんですね。なので、やはりちょっとなくすというか、ないということはちょっとまずいのではないかと思うんですね。なので、もう絶対的に探していただきたいなど、そういう思いでおります。

それで、このデザインを統一するというふうに検討されたとき、村内にありますNPOまちづくり友の会さん、そういったところにお声がけをしてそちらのほうで一緒にアイデアを出してもらえないか、協働してくれないかというような声をかけたのでしょうか。

議長（北澤禎二郎君） 答弁を求めます。吉田総務課長。

総務課長（吉田久夫君） 昨日の丸山議員からも同様な質問が出されておりますが、村内というよりも、こちら今議事録の中で言っているのは、景観形成を今後どういうふうに進めていくのかという点で、そろそろ見直しの時期に来ているというところから、当時は色彩の専門家の方に入っただき、議員ご指摘の黒川先生の関係も多少あったかもしれませんが、色彩は色彩の計画として計画を立てたと。

今回は都市計画であつたり、造園であつたり、建築家であつたり、そういう専門家の方々も交えて今後における景観形成、景観計画をどういうふうにしていくのかというものを今後において進めていきたいという答弁をさせていただいておりますので、それと同様に考えているというものでございます。

以上です。

**議長（北澤禎二郎君）** 答弁が終わりました。質問はありませんか。伊藤議員。

**第4番（伊藤まゆみ君）** いつも私思うことなんです、専門家というのも確かに彼らの専門的な知識があって、それを商売にしてやっていたらと思えますけれども、このまちづくり友の会の方たちは、やはり私事として、自分たちのまちをよくしたい、そういう思いでやっていたらと思えます。そうした人たちの気持ちというのは、やはり酌むべきだと思うのですが、いかがでしょうか。

**議長（北澤禎二郎君）** 答弁を求めます。吉田総務課長。

**総務課長（吉田久夫君）** 言葉足らずの部分があったかもしれませんが、専門家も含めて住民の皆さんも入っていただきながら進めていきたいという思いがございます。

先ほど議員がおっしゃいました友の会につきましても、会員がやはり年齢としても大分上がってきて、NPOとしての活動については控えていくというようなことで、私どもにも挨拶を来ておりますし、決してそれをないがしろにするという部分ではなしに、やはりいろいろな対応の建築であったり、色彩であったりと、その考え方をどういうふうにするのかという部分については、やはり専門家を交えてやるべきだというのが、今国のほうで出されております景観のいわゆる昨日も答弁いたしました今後において景観行政団体になっていくようになると、やはり景観計画というものを策定しなければなりません。その折には、やはり専門家も含めて意見交換するということが大切になると思いますので、その辺についてはご理解いただきたいと思っております。

以上です。

**議長（北澤禎二郎君）** 答弁が終わりました。質問はありませんか。伊藤議員。

**第4番（伊藤まゆみ君）** 専門家、専門家でなくて、協働の精神というのは、やはり一緒に協力して働くと読んで字のごとくでありますので、やはり村の人たちをファーストですよね、一番先に考えていただきたいと、そのように思っています。ぜひとも皆さんと一緒にやっていただきたい。そのように思っております。

2つ目ですが、この白馬ウオーターパーク構想ですが、こちら予定されています隣地の住民の方が何が始まるのかなと心配して、測量に来た人たちに聞いて初めて知ったということでもあります。湧き水が枯れるんじゃないかとか、あるいは地盤沈下するんじゃないかと、そんな不安があると聞いています。

白馬村の地下水がどういう状態であるか、毎年どのくらい地下水がたまるのか、あるいは減っているのか、その辺ご存じかどうか伺いたい。

**議長（北澤禎二郎君）** 答弁を求めます。太田副村長。

**副村長（太田文敏君）** ただいまの再質問の関係でございましてけれども、地下水のそういった量的な調査等は行っていないということでもあります。

**議長（北澤禎二郎君）** 答弁が終わりました。質問はありませんか。伊藤議員。

**第4番（伊藤まゆみ君）** その計画されている方ですね、外国資本などから大出の水を守りたいということで、水を研究する研究所をつくるというふうに聞いております。しかし、実際に水を飲料として売るといったことも聞いております。

人々が豊かに文化的に、かつ未来に向けて持続可能な形で暮らしていくことを可能にするための装置というのを社会的共通資本であるという考え方があるそうなのであります。水はこの社会的共通資本だということでもあります。最近ではそういうふうに考えられているようでもあります。これからの社会で、水は大切な位置を占めていくことになりそうでもあります。

安曇野市は、水は、次世代からの預かりものというふうにとらえておまして、安曇野市水環境行動計画アクションプランというのがあります。「水は、次世代からの預かりもの」これはどこかで聞いたことがあるような文言なんです、ヤフーの社長が、チーフシアトルというインディアンの方が言われたことなんです。アメリカン・インディアンなんです、私もごみ焼却炉の反対のときに、この文言をチラシに印刷しまして配ったものですから、すごく印象的で、ヤフーの社長が言われたときにはとても驚いた。なので、皆さんこういうふうに使っていただいているんだと、最近はずごくうれしく思っております。

それで、白馬もやはり計画や条例をつくって大切な資源として次世代に手渡せるように守っていくべきと思うのですが、その研究所を建設しようとしている方ですが、水の専門家だと聞いております。この方も含めて、安曇野市とか軽井沢町のように水を守ることでイメージアップする、これもブランドとして一つ差別化の要素になるかと思いますので、条例や取水制限をして住民の不安を消すという、そういったお考えはないでしょうか。

**議長（北澤禎二郎君）** 答弁を求めます。太田副村長。

**副村長（太田文敏君）** 安曇野市さんにつきましては、以前、あそこも水郷ということで非常に名を売っているところでありましたが、そういった水資源の問題で随分もう20年近く前ですか、そちらの関係にいろいろな条例等の整備をしたということは聞いております。白馬村ももちろん貴重な淡水、水ということで、特に良質な水ということでそちらのほうでも有名などころではあるわけなんです、その水の、特に地下水関係につきましては、恐らく市町村条例の関係で制限、規制、あるいは指導というところになってこようかと思っております。

今伊藤議員がおっしゃられるように、そういったところも検討いたしまして、今後、環境というカテゴリーの中で検討していきたいというふうに思っております。

**議長（北澤禎二郎君）** 答弁が終わりました。質問はありませんか。伊藤議員。

**第4番（伊藤まゆみ君）** 水がどういうふうになるかというところで、ちょっと本当にさわりだけなんです、安曇野市の研究ですね、信大の先生にやっていた研究をちょっと見ましたら、どうも田んぼですね、涵養と言うらしいんですが、田んぼをつくることで地下浸透し

ていくということが結構あるらしいんですね。それで、田んぼをやらなくなると、そういうものも減っていくということで、安曇野市、一旦地下水が減ったらしいんですね。

なので、これから白馬はどうしてあそこに湧き水が出るのかとか、どういうふうにたまっているのか、実際に枯れていく方向なのか、それとも毎年、毎年ふえているのかと、やはり調査だけでもすべしと思いますね。やはり今後はそういったものをやはり観光資源に生かしていく、もう村全体で生かしていく、村の資源だ、村の宝だというふうにしていきたい。そのように思います。

それで、次なんですけど、ことしがオリンピック20周年ということで、先ほどの答弁にもありましたが、和田野地区からオリンピックのモニュメントの改修をやりたいというようなお話があったかと思うんですが、これは村が補助をして改修をするということによろしいですか。

**議長（北澤禎二郎君）** 答弁を求めます。松澤スポーツ課長。

**スポーツ課長（松澤忠明君）** 質問にお答えをさせていただきたいと思いますが、和田野地区のモニュメントにつきましては、地域の皆さんの精神にのっとりつくられたものでありました。村として今後どのような形で補助できるかということにつきましては、県の元気づくり支援金とか、地域の皆さんと相談する中で考えてまいりたいというふうに思っておりますので、よろしく願いいたします。

**議長（北澤禎二郎君）** 答弁が終わりました。質問はありませんか。伊藤議員。

**第4番（伊藤まゆみ君）** そうですね、その地区懇談会の中で、県の元気づくり支援金を使えというふうに言われたかと思います。それで、ことしは20周年ということでスポーツ課のほうではワールドカップというのを計画しているというお話はあったんですが、8月に産業経済委員会と観光局との話し合いがありまして、そのときはフリーライドワールドツアーですか、こちらのほうの開催の意義とか、バックカントリーが今後のスキー発展のためにいかに重要な位置を占めているとか、アジアでのメッカにしたいとか、これを開催することが白馬のブランド化につながるというお話がありました。

オリンピック20周年で観光局として計画していることはないんですかと聞いたら、「ない」というふうに言われました。よく観光のお話をするとき、ブランドという言葉をお使いになるかと思います。ブランドとはどういう定義だというふうにお考えなのか、代表理事の太田副村長、どうでしょう。

**議長（北澤禎二郎君）** 答弁を求めます。太田副村長。

**副村長（太田文敏君）** ブランドというのは、観光、観光といいますが観光はその実際の総力戦というようなことを以前から言われているわけなんですけど、全てのことに対して白馬らしいもの、これを発信すること、同時に発信すると、それがブランドということでありまして、一つのことにかかわったものではない、総合的なものというふうに解釈しています。

議長（北澤禎二郎君） 答弁が終わりました。質問はありませんか。伊藤議員。

第4番（伊藤まゆみ君） 私もブランドの意味というのは、どういうふうに定義するかというのはよくわからなかったんですけども、昨年商工会でやっていらっしゃる創業塾に参加させていただいて、そのときの折原先生がブランドというのは、こういうバスケットの中に差別化というボールをいっぱい入れていくんだと。いっぱいになってようやく、差別化、差別化、差別化というものがいっぱいになったものがブランドだよというふうにおっしゃっていました。それで、私はああそういうものなんだなというふうにすごく感心したわけであります。

このことは観光局の事務局長さんとか、振興公社の事務局長さんとの話し合いのときに一応お話しさせていただいたんですけども、いわゆる差別化ですね。ほかにはなくてここにあるもの、そういうものを積み上げていく、それがブランドだということであります。ニセコじゃなくて白馬にあるもの。それはオリンピックをやったという事実であります。これはブランドだと思うのですが、いかがでしょう。

議長（北澤禎二郎君） 答弁を求めます。太田副村長。

副村長（太田文敏君） それも一つのブランドというふうに思っています。ニセコじゃなくて白馬にあるもの、それはオリンピックの関係、それも一つのブランドというふうに思っています。

議長（北澤禎二郎君） 答弁が終わりました。質問はありませんか。伊藤議員。

第4番（伊藤まゆみ君） このブランドを生かすか生かさないかというのは、やはりそこにいる住民だと思うんですね。それで、きょうお配りしてありますこちらの資料といいますか写真ですが、これは左のほうは八方のアルペンのスタート台です。右のほうは皆さんどちらかご存じかと思うんですが、八方に行く八方線の看板ですよ。これ見て、これブランドになりますか。

議長（北澤禎二郎君） 答弁を求めます。太田副村長。

副村長（太田文敏君） ブランドの一つとして、こういったオリンピック関連のマークが掲げられているわけですが、その見方につきましては、いわゆる老朽化が激しいとかそういったことが考えられるかと思えます。ただ、この配付された資料の左側にオリンピックのマークがございしますが、これにつきましては非常にオリンピック、IOC関係のいわゆる決まり等がありまして、非常に難しいものがあるというふうに自分は聞いているところであります。

以上です。

議長（北澤禎二郎君） 答弁が終わりました。質問はありませんか。伊藤議員。

第4番（伊藤まゆみ君） 先ほどお話ししましたように、観光局との話し合いの中で言われたことが、このオリンピックで20周年の行事の計画はないのかというお話をしたときに、担当の方がオリンピックをやったから白馬に来たというオーストラリア人はほとんどいないと言っていました。

大切にこういったやってきたこと、積み重ねてきたことをブランドにしないから、大切にしな

いからこういうふうになってしまう。やはり差別化ができない、私はそう思います。

こんな特定廃屋になりそうなまたスタート台だとか、こんな寂れた街路灯でオリンピックをやったという矜持とかプライドというのはないのでしょうか。

**議長（北澤禎二郎君）** 答弁を求めます。太田副村長。

**副村長（太田文敏君）** 先ほど村長の答弁の中にもありましたように、いろいろな形でリニューアルとかそういった方向に持っていければというふうに思っておりますが、ここに掲げた例につきましてもどのようにするかは今後検討というところであると思います。

ただ、先ほども申し上げましたように、このオリンピックのマーク自体につきましては関係するところと調整が必要というふうに自分は聞いておりますので、スキー関係者等からも聞いておりますので、そこも一つ外との協議というふうに思っております。

以上です。

**議長（北澤禎二郎君）** 答弁が終わりました。質問はありませんか。伊藤議員。

**第4番（伊藤まゆみ君）** 税金ってどういうときに使うかというか、どんなものかというのをちょっと読んだことがありまして、地域住民が抱える社会課題を解決するために皆が出し合う金、ないしは地域の社会的価値を高めるために出し合う金。つまりは住民の暮らしやすさを高め、生き生きと生活できる環境を整備するための元手。ところが、そうした税金の使われ方にずれが生じ、地域の課題解決にも地域の価値増大にもつながっていないケースが多いと。

これは地方自治ジャーナリストの相川俊英さんという方の言葉なんですけど、まさにこのとおりだなと思うんですね。先ほど答弁いただきましたように、住民からこういうことをしてほしい、ああいうことをしてほしいと言われたときに、ほとんどの場合、この前の地区懇談会ですよ、私の知る限りでは、県の元気づくり支援金がありますよという言葉が返ってきました。村からじゃ率先して出しましょうという、そうですね、そうですね、こういう課題がありますよね、じゃみんなで考えていきましょうでもなければ、こういうふうに資金がなければこれですよ、それに対する事務方のほうの書き方ですとか、応募の仕方を教えますよというのはありましたけれども、本当に一緒に解決していこうという姿勢は、私は見られなかったのですが、どうですか、やはり住民は今回未来像はどうだという、将来像をどう描いているかというアンケートもあったかと思えます。

やはりもしかしたら、こういうふうを考えていけば、一緒に考えてもらえるんじゃないという期待もあったかと思うんですが、何か私もすごくがっかりしたんですね、その返答。副村長が言われたのかどうかわかりませんが、どのようにお考えか。

**議長（北澤禎二郎君）** 答弁を求めます。下川村長。

**村長（下川正剛君）** 今、伊藤議員から地区懇談会の意見の中で村の姿勢というお話がございました。

私のほうからも神城断層地震が平成26年に発生をしたというようなことで、今まで各地区の要望等々、なかなか地震のほうの關係に重点を置いたためにできなかったという中で、地震も一段落が済んだというようなことで、それぞれ今まで先延ばしにしてきた、例えば白馬町のこの舗装の問題、それから、白馬の道路、そしてまた飯田地区のこの道路というようなことに取りかかっていくということで説明をしたと思いますけれども、そういったハード事業などのところを今まで延ばし延ばしにきていたというようなことで、今回こういった予算を、調査費を上げながら進めていくと。それと同時に、いろいろな例えば福祉の問題であるとか、それから教育の問題等々もしっかりと住民の意見を聞きながら、また本社の意見を聞きながら取り組んでいるということでもありますので、ご理解をいただきたいというふうに思います。

**議長（北澤禎二郎君）** 答弁が終わりました。質問はありませんか。伊藤議員。

**第4番（伊藤まゆみ君）** 下川村長におかれましては、就任早々ああいった災害がありまして大変だったのではないかなというふうに私も個人的に思っております。ですから、やはり公約というものが実現されなかったのかという、ちょっとやはり手間をとっているというのは確かにあるかと思いますが、本当に住民が欲しているものなのかというところはもう一度精査していただきたい、そのように思っております。

先ほど申しました黒川紀章さんのグランドデザインですね、それからオリンピックのレガシー、午後の一般質問で予定されております資源エネルギービジョン、こういったことも、つくっては捨て、つくっては捨ててという高度成長期の大量生産、大量消費の時代のメンタリティーそのままであると私は思っています。

今回の新・道の駅も、古いものはだめだとか、新しく大きいものがないとだめという、バブルのころの悪しきメンタリティーをそのまま継続したようなビジョンになっているんじゃないか、そんなふうに思うのですが、どうですか、村長。

**議長（北澤禎二郎君）** 答弁を求めます。下川村長。

**村長（下川正剛君）** 前段に答弁したとおりでありますけれども、この道の駅につきましては、伊藤まゆみ議員、相当な思いがあって、毎回こういった質問をしているわけでありまして、また私としても、この白馬の活性化のために、そしてまた住民が寄り合えるそういった場所として、そして、いろいろな災害に遭ったとき、そういった施設も含めて総合的なことを考えて、そして、また先ほどレガシーという話も出ましたけれども、白馬の素晴らしい山岳景観が本当に白馬の財産であります。そういったことも含めて、おいでいただいたお客様に対しても、そして、またこの村に住んでいる方々も、癒やしの場となったりという、そういった強い思いがあるわけですので。そういったことで、今調査を進めているわけでありまして、これ官民連携ということで、国のほうの予算をいただきながら、こういったものが白馬に合うのか、そういった調査をしているということでもありますので、本当に長年のこの白馬村の私は悲願であるとい

うふうに思っております。

今ある道の駅というものは、道の駅ということで建設をしたわけではなくて、途中から道の駅ということで代用して営業しているわけでございますけれども、本当にこの白馬に来て、先ほど伊藤議員が言われるように、この白馬の本当の財産をこのお客様から見ていただいたりという部分が本当に癒やしていただく、そういう場所になるように、今調査をしているところでありますので、ご理解をいただきたいというふうに思います。

そして、また、その今の計画が村民の皆さんと意見が乖離をしているんじゃないかというお話がございましたけれども、またそんなことも含めて、これから住民の声も聞きながら進めてまいりたいというふうに思っておりますので、ご意見をいただきたいと思います。

**議長（北澤禎二郎君）** 答弁が終わりました。伊藤議員の質問時間は、答弁を含め、あと13分です。質問はありませんか。伊藤議員。

**第4番（伊藤まゆみ君）** 今のいただいたご答弁に、道の駅が村民の悲願とおっしゃいましたけれども、前段で申しました河津町のことなんですが、複合施設ですね、これ中学校で、廃校になった中学校だと思んですが、30年以上利用されず塩漬けとなっていた中学校跡地ですね、こちらのほうに複合施設を建てるということで、こちら相馬町長の公約であったと。

11月26日に出直し選挙があったわけなんですが、元町長の相馬氏は複合施設建設計画の白紙撤回をしたわけなんです。しかし、反対派グループの岸氏ですね、元副村長らしいですが、彼に大差で負けたと。複合施設は町長の公約、でも、これで果たして町長だけが悪かったのかという論説もあります。議会の手続を踏んで進められていた施設建設。この建設に賛成し、町民の負託に応えず、行政の監視役チェック機能を果たせなかった議会にも責任があるといった当然の指摘があります。議会としても、首長が推進する事業に対して住民の意見を十分聞きながら慎重に判断すべきという教訓になったはずだと言っていました。

ほかに、伊豆市議会では、文教ガーデンシティという構想がありまして、これを市議会は否定しているそうであります。こちらのほうは、学校再編による新たな中学校の建設を中心に理想的な子育ての場としてのこども園、公園などをあわせて整備する構想だそうです。

この両方に共通しているのは、住民の理解を得る努力を怠り、町長や市長が独走した。民意を無視して事を進める昔ながらのやり方は通用しない時代だと、そういうふうに言っています。この村も住民の理解を得る努力を怠っていないでしょうか。

**議長（北澤禎二郎君）** 答弁を求めます。下川村長。

**村長（下川正剛君）** 今住民の意向ということで、白馬村と姉妹提携をしている河津町の話が出ましたけれども、河津町は河津町として、どういう理由があったかはともかくとして、白馬村としては、今建設というか国の官民連携事業ということで取り組んでいるわけでありましてけれども、また具体的なこの資料が出てまいりましたら、また皆さんにもお示しをしながら、また村民の皆

さんにもこういった施設でどうかという、そういったことを丁寧に説明をしていかなければいけないというふうに思っておりますので、私は独走するなんていうつもりは全くありませんので、また議会の皆さんからのいろいろなご指摘をいただいたり、また村民の皆さんからもいい知恵をいただいたりなんかする中で検討してまいりたいというふうに思っておりますので、よろしくお願ひしたいと思ひます。

**議長（北澤禎二郎君）** 答弁が終わりました。質問はありませんか。伊藤議員。

**第4番（伊藤まゆみ君）** この道の駅のことばかりでなくて、きのうの目的税ですか、問題になりました宿泊税のことばかりでありまして、ああやって新聞に出ると住民の方は既成事実として思ってしまうわけですね。もう決まってしまうんだなと思ってしまうわけです。

それはなぜなのかと思うんですが、今まで政策形成プロセスが限られた一部の人が集まる、しかも時としては同じ顔ぶれの委員会や市議会に村長が諮問するわけです。例えば環境審議会、総合計画、観光地経営計画、何人か同じ顔ぶれの人がいるわけで、その後答申が出される。それを村が判断するというプロセスを追ってきているわけですね。この一連のプロセスの中に、住民が参加したくても参加しない。私、環境審議会で、これは後で住民に意見を求めてくれるんですかと聞いたら、求めないというふうに言われました。なので、じゃ住民はどこで声を上げたらいいのかな、そういうふうに思うわけでありまして。言いかえれば、一握りの人たちだけで村づくりを決めているように思えるわけです。しかし、税金だけはみんな払えというふうに言ってくる。だから、今回このような河津町の結果になったということだと私は思ひます。

それで、先ほどの地区懇談の問題ですけれども、課題解決も今回村で予定していますホームページの更新でも、地域おこし協力隊、あるいは各種計画は全てコンサル。自分たちの村の課題に真っ正面から向かっていこうという気概がほとんど見られませんが、きのうの宿泊税導入の検討でも、ちょっと言い方悪いですけれども、自分たちがやるのが嫌だから外から来た人にやってもらおうといった感じに見えてしまうわけです。ですから、村のことだから、自分たちがやらないとだめなんです。自分たちがつくった計画でないと、やはり説得力がないんです。そこに行く前に観光局を継続するかも含めて、どうして観光に使うお金が必要なのか、何に必要なのか、その議論が欠けているわけです。そこをやはり住民に問うていただきたい。

道の駅もそうです。なぜあそこではだめなのか。山が見えないとか、大型バスの駐車場がない、だから新築移転なんだ、これは理由にならないわけです。まず議論すべきは何が課題なのか。どうあればあそこを有効活用できるのか。そういったところなんです。そこから始めないとだめなんです。スキーブームやバブルのときのように、お金がばさばさ入ってくるという時代とはもう違うわけなんです。

もう一度お聞きします。道の駅はなぜ今の場所ではだめなんですか。

**議長（北澤禎二郎君）** 答弁を求めます。下川村長。

**村長（下川正剛君）** いったとき、何回も同じことを説明しているわけでありましてけれども、今まで言ったとおりでありますのでご理解をいただきたいと思います。

**議長（北澤禎二郎君）** 答弁が終わりました。質問はありませんか。伊藤議員。

**第4番（伊藤まゆみ君）** 何度も質問しております。しっかりとしたお答えをいただけないと思っていますから質問させていただいております。

この村のまちづくりとか、村づくりの一丁目一番地、基本は何でしょうか。

**議長（北澤禎二郎君）** 答弁を求めます。下川村長。

**村長（下川正剛君）** きのうち丸山議員のほうからそんなお話がありましたけれども、私たちのこの一番のこの基本は、この素晴らしい山岳景観と環境であります。これ、きのうの答弁にもそんな答弁をしたわけでありましてけれども、唯一村の財産というふうに私は思っております。この素晴らしい山岳景観を子々孫々に伝えていかなければいけないというふうに感じているところであります。

**議長（北澤禎二郎君）** 答弁が終わりました。質問はありませんか。伊藤議員。

**第4番（伊藤まゆみ君）** 先ほど出しましたニセコ町なんですが、まちづくりの基本は主体である、ニセコ町情報公開条例の前文なんですが、主体である私たち町民がみずから考え、行動することにあります。みずから考え、行動することに必要なこと、それは町に関するさまざまな情報やまちづくりに関する考え方が私たち町民に十分に提供され、説明されていなければなりません。というふうになっています。白馬村の情報公開条例の中でうたっている目的は何でしょう。

**議長（北澤禎二郎君）** 答弁を求めます。吉田総務課長。

**総務課長（吉田久夫君）** ただいまの質問は、白馬村の情報公開条例の目的というところでありますので、条文を朗読をさせていただきたいと思います。

この条例は、村民の公文書の公開を求める権利を明らかにするとともに、公文書の公開に関し必要な事項を定めることにより、村民の村政参加を一層推進し、村民の村政への理解と信頼を深め、もって公正な村政の推進に寄与することを目的とするというものでございます。

以上です。

**議長（北澤禎二郎君）** 答弁が終わりました。伊藤議員の質問時間は、答弁も含め、あと4分です。質問はありませんか。伊藤議員。

**第4番（伊藤まゆみ君）** そのとおりだといいますか、村民の村政参加を一層推進し、村民の村政への理解と信頼を深め、もって公正な村政の推進に寄与することを目的とするというものはかなり疑問に思っているところであります。

それで、これが最後の質問となりますが、来年は村長選挙であります。今回、今まで村長が進められてきました道の駅ですね、この新しい道の駅、それと今回の目的税、宿泊税、この2点を

ぜひとも争点としていただきたい、そういうふうに思うのですが、もし出馬されるかというところをまず伺わなければいけなかったのかなと思いますが、出馬されますでしょうか。

**議長（北澤禎二郎君）** 答弁を求めます。下川村長。

**村長（下川正剛君）** 私はまだ、来年の7月まで、8月までですか、任期がありますので、全力を挙げて任期を全うしたいというふうに思っております。

**議長（北澤禎二郎君）** 答弁が終わりました。質問はありませんか。伊藤議員。

**第4番（伊藤まゆみ君）** 大変失礼いたしました。本当はこちらのほうから聞かなければいけなかったのかなと思っております。

それで、繰り返しになりますけれども、今進めております新しい道の駅移設ですね、新築の道の駅と目的税、こちらのことを出馬されるようなら、ぜひとも争点にさせていただきたい、そのようお願いします。

以上をもって私の質問を終わりとさせていただきます。

**議長（北澤禎二郎君）** 質問がありませんので、第4番伊藤まゆみ議員の一般質問を終結いたします。

ただいまから5分間休憩といたします。

休憩 午前11時00分

再開 午前11時06分

**議長（北澤禎二郎君）** 休憩前に引き続き会議を開きます。

次に、第6番加藤亮輔議員の一般質問を許します。第6番加藤亮輔議員。

**第6番（加藤亮輔君）** 1番日本共産党、加藤亮輔です。

昨年と違って、ことしは順調な降雪で、このまま順調な降雪が続けばいいんですけども、まだ下まで滑れない状態で、白馬村のスキー場はやはり山頂から里まで滑れると、そういうスキーを望むスキーヤーが非常に多いですから、もうあと一降りの降雪を願いたいと思います。

さて、質問ですが、今回は2問の質問をさせていただきます。

1つ目、障がい者の自立について。

誰もが社会から疎外されることなく、人として堂々と主体的に生きることを認め合い、支援体制が確立されている社会を目指す中、障がい者が生きていくにはまだまだ多くの課題があります。前回は障がい者の役場への職員雇用について質問し、障がい者枠を設けて募集するとの回答を得ましたが、今回は療育と就労について3点伺います。

1番、村の障害者手帳所持者は保育園児、未満児、それから3歳～5歳児、小学生、中学生、高校生、18歳以上の成人、それぞれ何名いますか。

2番、障がい者、障がい児と保護者から生活、療育、就労、社会参加、災害時の対応など、来年度からの第5期障害福祉計画策定のため、アンケート及び聞き取り調査を実施したと思います

が、療育、就労の分野で悩み事としてどのような回答が多かったのか伺います。

3番目、障害者手帳所持者の卒業後の就労状況を伺います。

以上、3点よろしく申し上げます。

**議長（北澤禎二郎君）** 答弁を求めます。下川村長。

**村長（下川正剛君）** 加藤亮輔議員から、障がい者の自立について3つの項目で質問をいただいておりますので、順次答弁をさせていただきます。

1点目の年齢区分別の障害者手帳所持者数についてのご質問であります。18歳未満で障害者手帳を所持する方は少なく、これをさらに細分化すると個人の特定につながりかねませんので、個人情報、プライバシー保護の観点から18歳未満と18歳以上という区分で、平成28年度末の数値をお答えをさせていただきます。

まず、身体障害者手帳所持者数ですが、18歳未満は5名、18歳以上は335名、計340名であります。

次に、療育手帳所持者数は、18歳未満は12名、18歳以上は38名、計50名です。

最後に、精神障害者保健福祉手帳所持者数につきましては、18歳未満は7名、18歳以上は63名、計70名となります。

2点目の療育や就労の分野での悩み事についてですが、アンケートや聞き取り調査から見えた悩み事についてお答えをさせていただきます。

今年度白馬村第2期障害者計画及び第4期障害福祉計画の計画期間が満了となることから、次期計画として第3期白馬村障害者計画、第5期障害者福祉計画及び第1期の障害児童福祉計画の作成をしております。

障害児童福祉計画は、昨年5月25日に成立をし、来年4月1日から施行される障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律及び児童福祉法の一部を改正する法律において、新たに障がい児通所支援・入所支援などについて、サービスの提供体制を計画的に確保するため、都道府県及び市町村において障害児福祉計画を策定することが規定されたことに伴い作成するものであります。

次期計画の作成に当たり、昨年12月から本年2月末にかけて18歳以上と18歳未満を対象を区分してアンケート調査を実施いたしました。その中で療育、就労の面での悩み事について寄せられましたご意見等を幾つか述べさせていただきます。

まず、療育に関するご意見として、進級ごとに特性を伝えないといけない、先生によって捉え方が違う、支援学級や発達障がいに対しての偏見や誤った理解をされることが多い、学校、福祉、教育委員会、支援ルームなど、どこに相談してもそこから全て連携して動いてもらえるような体制があるとありがたいといった声が寄せられています。

療育に限ったことではありませんが、18歳未満の障がいを持つお子さんの保護者からは連携

不足、情報不足といったご意見が多く挙げられました。18歳未満のお子さんに対しては、関係機関の連携が不可欠なものと考えます。今後は、関係する機関において、どこに相談しても一貫した支援を行える体制構築に向けて努めてまいります。

次に、就労に関する意見としては、18歳以上、18歳未満ともに、就労に関する情報提供の充実、雇用の拡大、障がいに対する理解の促しなどといった声が寄せられました。

村内の状況を見ますと、現状では障がいのある方の働ける場所が少なく、また障がいへの理解がまだ浸透し切れていない状況もあるかと思っております。

村では本年4月より、広報はくばにおいて、「障がいて何？」をテーマにし、各障がいに関する特性や相談機関などの情報を毎月シリーズ化して掲載をしております。

今後も村民の皆様には障がいの理解を促し、誰もが生き生きと自分らしく安心して暮らせる村づくりに努めてまいります。

あわせて、障がい者の就労機会を拡充するため、大北障害保健福祉圏域自立支援協議会、大北圏域障害者総合支援センター「スクラム・ネット」、ハローワーク等の関係機関と連携をし、企業・雇用主に対する理解と協力要請を行なってまいります。

3点目の障害者手帳所有者の卒業後の就労の状況についてですが、村が把握している情報として、安曇養護学校の卒業生の状況についてお答えさせていただきます。

一般就労をしている割合としては2割弱であり、事業所や施設に通所、または入所している割合が6割強、その他は在宅となっております。

安曇養護学校では、在学時より大北圏域障害者総合支援センター「スクラム・ネット」と連携をし、職場の紹介や実習等のサポートを行っており、就労後も就労支援ワーカーが職場と本人の橋渡しの存在となり、継続的に就労できる環境づくりに努めております。また、一度一般就労した方で何らかの理由等により退職をされた方も、訓練により一般就労を望める方、福祉的就労を希望される方、訓練ではなくジョブコーチなどの職場環境の改善による復職等希望される方などさまざまですが、引き続き村内における支援体制の活用及び各専門機関と協力し、専門職員による実践的な支援の提供に努めてまいります。

加藤議員からの1つ目の障がい者の自立についての質問に対しての答弁とさせていただきます。

**議長（北澤禎二郎君）** 答弁が終わりました。加藤議員、質問はありませんか。加藤議員。

**第6番（加藤亮輔君）** それでは、再質問をさせていただきます。

まず、障害者基本法の基本理念として、1、全ての障がい者は個人の尊厳が重んじられ、その尊厳にふさわしい生活を保障される権利を有する。2、全て障がい者は、社会を構成する一員として社会、経済、文化その他あらゆる分野の活動に参加する機会が与えられる。3、何人も障がい者に対して障害を理由として差別すること、その他の権利、利益を侵害する行為をしてはならないと規定されています。その他の障がい者関連の条例で、国、市町村の役割、責任が細かく規

定されていることは行政の方々だったら十分ご承知だと思います。

そういう上に立って、まず、療育の分野で質問をいたします。

障がいのある児童・生徒の学習、生活支援として、県は特別支援学級、私のつかんでいる情報では、1クラス3名以上8名以下の基準で教員を配置していると聞いています。でも、現場の学校では、障がいの種類、程度がいろいろありますから、その人数だけの基準では、学校では対応できないと聞いています。白馬村の南小、北小、中学校に発達障害を含めてなんですけれども、障がいのある児童・生徒、これは学校全体での、それから病名とかそういうことは別に、何名いらっしゃるか、また同時に県から特別支援学級の教員として何名配置されているのか、また村独自で何名増員しているのか、お答え願います。

**議長（北澤禎二郎君）** 答弁を求めます。田中教育課長。

**教育課長兼子育て支援課長（田中克俊君）** 再質問の関係をお答えをいたします。

今議員さんおっしゃいましたとおり、特別支援学級だけではなくて、通級指導教室ですとか、あと通常の学級に在籍をいたします発達障がい等を含むお子様がふえてきているということによりまして、特別支援学級ではおっしゃいますとおり県基準では8名に1人ということになっておりますけれども、障がいの状態の多様化などによりまして、それだけの人数で到底足りないというのが実情でございます。

まず、配慮を要する児童・生徒がどのぐらいいるかということなんですけれども、これは実際に診断がついている、ついていない、あるいは特別支援学級に入級している、入級していない、こういうことを全部抜きにいたしますが、両小学校では約40名おります。中学校では約10名がいるところでございます。

それに対しまして村費の支援がどれぐらい入っているかということなんですけれども、白馬南小学校では3名の職員を学習支援員として配置しております。3名のうち1名につきましては常勤ではなくて、1日4、5時間と短時間の勤務ですけれども、頭数とすれば3名でございます。

あと、白馬北小学校につきましては、全て常勤で4名を配置しています。また、白馬中学校では年度当初は2名の常勤の指導員、支援員を配置したのですが、8月1日より1名増員をいたしまして、現在では3名、うち2名が常勤、8月1日から追加をした1名につきましては、1日7時間15分という時間で勤務しているという状況でございます。

以上です。

**議長（北澤禎二郎君）** 答弁が終わりました。加藤議員、質問はありますか。加藤議員。

**第6番（加藤亮輔君）** 今の答弁ですと、そうすると特別支援学級担当の県からの教師という、そういう枠はないということですか。それと同時に、この村の特別支援学級、今北小、南小で40名、中学校10名とお聞きしましたけれども、このクラス分けとしてはどういう基準で、それぞれ学校、何クラス特別支援学級としてはあるんですか。そこをあわせてお伺いします。

**議長（北澤禎二郎君）** 答弁を求めます。田中教育課長。

**教育課長兼子育て支援課長（田中克俊君）** 特別支援学級数と、あと県費の先生の数をあわせて説明していきますけれども、まず、白馬南小学校につきましては、情緒支援学級と知的障がい学級、1級ずつございます。そこに県費の先生が1人ずつついております。したがって、2クラスで2名ということになります。

続きまして、白馬北小学校につきましては、特別支援学級の数が3クラスございます。そこに3名の県費の職員がついている。3クラスで3名ということでございます。

続いて、白馬中学校につきましても情緒支援学級、知的障がい学級、それぞれ1クラスずつ2クラスございまして、そちらには県費の先生が1名ついております。ただこの1名につきましても音楽の専科を兼ねているということになっております。

以上です。

**議長（北澤禎二郎君）** 答弁が終わりました。質問はありませんか。加藤議員。

**第6番（加藤亮輔君）** それとあわせて、特別支援学級の先生をサポートするというか、日常生活とかの活動、それから学習の活動などをサポートする特別教育支援員というものは配置されているかどうか、ちょっとお伺いします。

**議長（北澤禎二郎君）** 答弁を求めます。田中教育課長。

**教育課長兼子育て支援課長（田中克俊君）** 特別支援教育員という言い方が、国のほうでは一般的な言い方をしておりますけれども、私どもはそれにつきまして、例えば白馬南小学校では教育支援員ですとか北小学校では学習支援員とかいう言い方をしておりますが、先ほどまで私が説明してきましたこの村費の支援員が特別支援教育の支援員ということでございます。

**議長（北澤禎二郎君）** 答弁が終わりました。質問はありませんか。加藤議員。

**第6番（加藤亮輔君）** この今いろいろな形で支援員、それから教員、それぞれ配置されているんですけれども、昔からというか、最近大きく話題になっている発達障がいとは別枠で身体とか知能とか精神とか、そういう障がい者の方と、それから発達障がいと言われる方の比率でいくと、大体1対3ぐらいの割合、もっとそれ以上かもしれないけれども、非常に幅が広いと私は思うんですがね。それで、発達障がいの場合、特に症状によって大変だということで、各学校に発達障がいの各種症状に対しての専門的な知識を持ったそういう教師及び、それから今おる教員の研修体制とかそういうものは白馬村はどのように対応されているのか、ちょっとお伺いします。

**議長（北澤禎二郎君）** 答弁を求めます。平林教育長。

**教育長（平林 豊君）** 研修でありますけれども、一応村費、県費含めた中で県の教育センター並びに県のほうで日程等を組んだ中で、それに対して研修に参加している状況であります。

**議長（北澤禎二郎君）** 答弁が終わりました。質問はありませんか。加藤議員。

**第6番（加藤亮輔君）** ちょっと答弁漏れですけれども、そういう専門、特別支援の対応の免許を

持った先生は何名ぐらいいらっしゃるんですか。

**議長（北澤禎二郎君）** 答弁を求めます。平林教育長。

**教育長（平林 豊君）** 専門的なものを持った職員はいません。いるのは一応教員免許になります。

**議長（北澤禎二郎君）** 答弁が終わりました。加藤議員、質問はありませんか。加藤議員。

**第6番（加藤亮輔君）** 今そういう特別な免許を持った教員はいないということなんですけれども、これはどこの学校でもいると私は理解していたんですけれども、これはもしいかなかったらそういう先生をやはり雇い入れることをしていくということは、私は非常に重要なことだと思います。

今の発達障がいの子どもたちの対応は日々見解も変わってくるし、それから医療関係者、それから福祉関係のほうからの対応も変わりますし、だから、その辺の専門的に子どもたちを対応していく先生がやはり核となって、ほかの先生にまた指導していくという環境をつくり上げていかなければ、なかなか先ほどのアンケートの結果に出ているように、ちょっと見解が違うとか差別的なことを感じるとか、いろいろなそういう誤解を生むような要素が生まれ、またいじめとかそういうものにも波及するおそれがありますから、それはもう少し関心を持って取り組んでほしいと考えます。

それで、もう一つ、障がい者の場合、小さいときからそれなりの対応をすれば、大きくなって大きな挫折をしないと、ちょっと言葉としてはちょっと言いづらいんですけれども、要は小さいときからきちんと対応していくというのが、非常に重要だということが言われています。

それで、幼稚園・保育園、それから小学校、中学校、高校と段階的に進むんですけれども、その中で幼稚園なら幼稚園での指導方法が小学校、中学校、高校にきちんと伝わる、中学校はもちろ小学校と幼稚園の指導の蓄積の上に今度は高校へ伝わると、そういうようなシステムは白馬村の場合でき上がっているのかどうか、俗に言う個別指導計画と言われてはいますが、そういうものはできているのか、できていないのかお伺いします。

**議長（北澤禎二郎君）** 答弁を求めます。田中教育課長。

**教育課長兼子育て支援課長（田中克俊君）** 連携の関係と、あと具体的な通知の関係のご質問なんですけれども、保育園につきましては保育所指針というものがございまして、そういった書類については小学校のほうに上げなければならないというふうに義務づけをされているところです。ただ、これはあくまでも国の指針でありますことから、当然個人情報保護法ですとか村の個人情報保護条例、こういったものが上位になってきます。したがって、こういった個人情報保護条例に合致して、なおかつ渡せるような形、簡単に言いますと保護者の同意を得てから渡すと、このような手続になってまいります。

小学校から中学校、あるいは中学校から高校、こちらにつきましては学校教育法施行規則のほうでそういった要録ですとかを引き継ぎなさいということになっておりますので、あくまでも法律で規定されているということで、特に保護者の了解はなく渡せるという状況でございます。

また、連携についてですけれども、先ほどのアンケートで連携が非常にできていないということがございました。それも踏まえまして、今年度から福祉部門、あるいは保育部門、こういったものを教育委員会の中に入れたという経過がございます。私も子育て支援課長になりまして、各機関では、それぞれお子さんなり保護者なりに本当に寄り添った支援をしているんですけれども、そういった保護者からも連携がなかなかできていないということを聞いているのは事実でございます。

先日、信州大学医学部附属病院の子どものこころ診療部、本田部長さんの講演がありまして、連携が進まない理由ということについて話を伺いました。例えば、保育園と小学校の連携を例にしますと、それを図で示したときに、我々それを資料にすると、保育園をこちらに書きまして、こちらに小学校を書きます。そこを矢印で結んで、上に連携と書きます。これでは連携は進まない。この保育園の丸と小学校の丸の間にもう一つ丸が入る。それが調整機関であり、この村の場合はそれが子育て支援課になっているということで、子育て支援課のスタッフ、教育支援員を始め、こういった方々がそれぞれの機関の潤滑油になって、さらに連携を強化していくと、こんなことを今、毎日取り組んでいるところでございます。

以上です。

**議長（北澤禎二郎君）** 答弁が終わりました。質問はありませんか。加藤議員。

**第6番（加藤亮輔君）** 今、答弁をいただきました。

どの子どもやはり大切な白馬村の子どもたちです。その一人一人の子どもに対して、十分な対応をしていただきたいと思います。

次に、今度は就労についてお伺いします。

まず、最初に、先ほど就労の状況として、安曇野の養護学校の例を挙げて説明されましたけれども、2割弱の方が一般就労、それから6割が作業所という関係のところ、それから2割の方が在宅というふうに言われました。それで、一般就労されて、障がいといわれてもいろいろな段階の方がいますから、当然2割、3割以上の方が一般就労していると私も考えているんですけれども、この6割近くの方が訓練所とか作業所とか、継続就労支援所とかそういうところに行かれていますという形で理解していいんですか。

それで、この養護学校以外の人たち、養護学校はたしか白馬村の場合7名か8名でしたね。でも、先ほど言われたように20名ぐらいいると。その中のそういう割合ですから、もっとほかの人たちの実態はわからないのかどうか、ちょっとお伺いします。

**議長（北澤禎二郎君）** 答弁を求めます。窪田健康福祉課長。

**健康福祉課長（窪田高枝君）** 加藤議員の再質問でありますけれども、今現在、第3期白馬村障害者計画等の作成を白馬村では行なっているんですけれども、この計画の策定のためのアンケート調査を行なっております。その中で、日中どのように過ごしていますかという質問項目を設けて

おりまして、現在の状況を調査しているんですけども、その中で就労をしていると回答した方の割合といたしましては、福祉的就労も含めまして大体29%ぐらいとなっております。

**議長（北澤禎二郎君）** 答弁が終わりました。質問はありませんか。加藤議員。

**第6番（加藤亮輔君）** 今29%ぐらいの方が、そういうところで仕事をしているということなんですけれども、現在障がい者を受け入れてくれる企業、それから事業所というか会社ですね、それから大北管内の就労継続支援事業所も含めてどれぐらいあるのか、ちょっと教えてください。

**議長（北澤禎二郎君）** 答弁を求めます。窪田健康福祉課長。

**健康福祉課長（窪田高枝君）** 村内で障がい者の方を受け入れている、まず企業とか事業所の数なんですけれども、こちらのほうについては、すみません、村では把握をしておりませんけれども、村内にあります大手スーパー等が障がい者の受け入れを行なっているとお聞きしております。現在、事業主様には、障がい者雇用率の制度として法定雇用率が定められておりますけれども、平成30年4月1日から民間企業では現行の2%から2.2%へ、国、地方公共団体等は現行の2.3%から2.5%となってきます。今後もハローワーク等の関係機関と連携をしながら、制度の周知と意識の啓発を健康福祉課では行なってまいりたいと考えております。

また、就労支援の関係なんですけれども、就労継続支援事業所はA型、B型と2種類ございます。また、そのほかにも地域活動支援センターというものがございまして、就労継続支援A型につきましても、通常の事業所に雇用されることが困難であり、雇用契約に基づく就労が可能である者に対して、雇用契約の締結等による就労の機会の提供及び生産活動の機会の提供、その他就労に必要な知識及び能力の向上のために必要な訓練等の支援を行うとされております。

また、B型につきましても、通常の事業所に雇用されることが困難であって、雇用契約に基づく就労が困難である者に対して同じような支援を行なっている事業所となります。

もう一つ、地域活動支援センターにつきましても、創作的活動や生産活動の機会の提供等により社会の交流の促進を図り、日常生活に必要な便宜を提供するものとなっております。

白馬村におきましては、就労継続支援のB型の事業所がございまして、こちらのほうに何名か通っております。

**議長（北澤禎二郎君）** 答弁が終わりました。質問はありませんか。加藤議員。

**第6番（加藤亮輔君）** 障がいの程度の重い方などが特に就労継続支援事業のB型のところで、就労というよりも訓練が主になると思いますが、そういう形でわずかばかりの工賃をいただいて生活していると。

それで、27年度の就労継続支援事業B型の平均時間給は193円です。それで、村内のB型作業所は、きつともっと低いと思うんですね。それで、もう村にとって唯一の作業所です。これをなくすわけにはいかないと思います。いろいろな方とお話をする中で、やはり将来に不安におびえながら厳しい生活をしているということを聞きます。

このような状況の、白馬にただ一つある作業所に対して、村としてもいろいろ支援はしていると思います。それで、作業所へ村の軽微な仕事を回すとか、そういうことは実際やってもらっているということも聞いていますし、その辺の回す仕事の量をもう少しふやすことはできないのか。

それから、先ほど企業との関係が言われましたけれども、企業に対してもそういう作業所があるよということを周知しながら、少しでも仕事をふやしていくということが、この工賃のアップにつながると思うんですね。障害者年金大体6万円ぐらい、それと工賃1万円ぐらいの7万円前後で生活している人が現状ですから、もう少しここを手を差し伸べないと、やはり生活できなくなると私は思うんですけれども、その辺どなたでもいいんですけれども、村の対応としてどのように考えているか伺います。

**議長（北澤禎二郎君）** 答弁を求めます。窪田健康福祉課長。

**健康福祉課長（窪田高枝君）** 今、加藤議員がおっしゃいましたように、この就労継続支援事業所のほうで働いてくださっている障がい者の方たちの所得が少しでも向上するような取り組みといたしまして、白馬村障害者継続施設等優先調達指針を策定いたしまして、白馬村でも消耗品ですとか、また先ほど議員さんもおっしゃったように軽微な作業等をお願いしているところであります。

また、観光局等におきましても、観光パンフレットの袋詰め作業などをお願いして、少しでも所得向上に結びつけばと考えております。このほかにも、作業所でつくられた野菜を使った手づくりのコロッケですとか、またクッキー等を村のイベントや庁舎で販売をしていただいております。こういったことを引き続き行なって、所得の向上につながるよう村としても取り組みを行なってまいりたいと思います。

また、企業のほうでも、こういった作業所でつくられたお菓子ですとかクッキーを置いていただけるような動きが出てくればと思いますので、またこちらのほうは企業等に周知を図ってまいりたいと考えております。

以上です。

**議長（北澤禎二郎君）** 答弁が終わりました。加藤議員の質問時間は答弁も含め、あと20分です。質問はありませんか。加藤議員。

**第6番（加藤亮輔君）** 十分な対応をしていただきたいと、よろしく申し上げます。

次に、2番目の各種の統計資料データの把握、分析と行政計画への活用について伺います。

村づくりを進める上で、村の現状を把握するために統計データの収集と分析は欠かせない事業です。特に、世界水準の滞在型観光地を目指す観光分野の資料統計データは重要です。また住民にとっても、暮らしと経済の分野、福祉・医療の分野、子育て・教育の分野などの統計データ及び関連自治体との比較は関心のある出来事です。村は資料統計データをどのように把握し、分析を行い、村政運営、村づくりに活用しているか、4点伺います。

1 番目、まず、村長に。村長は 26 年に就任しましたが、その 26 年と 29 年を比較した場合、村民の生活実態は豊かになったか、それとも苦しくなったのか、村長はどのように分析していますか。

2 番目、村民の生活実態把握のために、所得年収階層別村民世帯数分布を作成し、広報はくばやホームページで情報を発信すべきと考えますがいかがでしょうか。

3 番目、地域の実態を把握するための事業として統計調査事業があります。この 3 年間の統計調査費は 26 年、215 万 1,000 円、27 年、445 万円、28 年、169 万 6,000 円です。この統計調査事業を村の各種行政計画にどのように活用しましたか。また、26 年以降、各種の事業実施のためコンサルタントなど外部委託した事業数と委託金額及び報告で得た資料統計データの管理と公開、それから庁内の活用状況を伺います。

最後に、国は国勢調査と事業所・企業の全数調査の経済センサスを実施しています。総務省統計局のホームページを開けば結果が公表されています。多岐にわたり複雑です。村はホームページに統計資料として村勢要覧、国勢調査の結果、人口関連、観光統計などが掲載されていますが、わかりやすい白馬村に特化した村版の国勢調査と経済センサスの報告書を作成して、また村勢要覧にもそれを反映させて公表すべきと考えますが、いかがでしょうか。

4 点伺います。

**議長（北澤禎二郎君）** 答弁を求めます。下川村長。

**村長（下川正剛君）** 2 点目の質問に対して答弁をさせていただきます。

各種の統計資料データの把握・分析と行政計画への活用について、加藤議員から 4 つの項目について質問をいただいております。順次答弁をさせていただきます。

各種の統計資料データは、複雑なので、各種データと略させていただきますので、ご了承をお願いいたします。

1 点目の平成 26 年と平成 29 年を比較した場合、村民の生活実態は豊かになったのか、苦しくなったのか、村長はどのように分析をしているか。2 点目の、村民の生活実態把握のため、所得階層別村民世帯数分布を作成し、広報はくば、ホームページで情報発信すべきと考えるのがいかかとの質問については、まとめて答弁をさせていただきます。

生活実態に関する調査は、村では実施をしておりませんので、状況を把握した上での分析には至っておりません。

現在、統計資料として個人村民税の納税義務者の給与所得、そして営業所得、農業所得、その他の所得の推移を公表をしておりますが、直近で把握をしている平成 28 年の総所得は 86 億 1,000 万円で、平成 26 年と比較して 7 億円増となっております。また、納税義務者数は平成 28 年が 4,107 人で、平成 26 年と比較して 79 人増となっております。

所得階層別村民世帯数分府の作成に関しましては分析の仕方にもよりますが、課税データをも

とに作成は可能と判断しております。しかしながら、生活実態として捉えるならば、所得の分析にとどまらず、村民や観光客の消費実態等も把握する必要があると考えております。また、今後の政策決定や事業実施成果の指標として活用し、地域経営していくことが重要と捉え、観光地経営計画に沿った各種データの取得にも努めているところです。

行政のさまざまな分野での収集、分析した各種データについては、引き続きホームページ等を通じて情報発信してまいります。

3点目の地域の実態を把握するための事業として統計調査事業があり、この統計調査事業を村の各種行政計画にどのように活用したかについてのご質問ですが、公的統計は社会の情報基盤としての役割があり、議員の質問の平成26年度から28年度までの間、公的統計調査として学校基本調査、経済センサス、商業統計調査、国勢調査などを実施しており、ご質問の金額の多くがこれらに当たります。

統計法の目的は、公的統計の作成及び提供に関し基本となる事項を定めることにより、公的統計の体系的かつ効率的な整備及びその有用性の確保を図り、国民経済の健全な発展及び国民生活の向上に寄与することにあります。よって、公的統計は行政利用だけではなく、社会全体で利用される情報基盤として位置づけられており、予算措置も国の責任において行われております。

具体的には、国民の合理的な意思決定の基盤となる重要な情報として、選挙区・議員定数の決定、交付税等の算出、景気評価の指標、各種計画の基礎資料、民間業者の経営活用に至るまで、あらゆる資料として活用されています。

白馬村の各種行政計画の数値目標や数的評価には、統計情報が基礎資料として使用されているということは言うまでもありませんし、県・国等の上位計画の基礎資料、行政立案や評価も客観的なデータとして、各種データが活用されております。

具体的な例を挙げますと、最近では、白馬村第5次総合計画、白馬村総合戦略を策定いたしました。特に計画の前段に記載をしてある人口分析等については、国勢調査を始めとした統計情報を活用し、その各種データに基づき各種事業を計画をし、数値目標を設定しております。

また、コンサルタントなどの外部委託した事業数と委託金額及び報告で得た資料統計データの管理と公開、庁内での活用状況についてであります。平成26年度以降で計画策定などの外部委託事業については8事業、6,724万2,600円となっています。この8事業は、総務課で第5次総合計画、白馬村総合戦略、公共施設等総合管理計画、観光まちづくり交流拠点官民連携事業などで6事業、観光課では白馬村観光地経営計画など2事業となります。8事業のうち事業継続中の1事業以外は村のホームページで公開しており、担当課で成果品やデータなどは管理しております。

庁内での活用に関しては、個別の事業計画や予算編成、地方創生関係事業などに活用させていただいております。白馬村総合戦略においては、当然、地方創生関連事業に活用していますし、

この計画の中の人口の将来展望の推移の部分では、白馬村第5次総合計画の各施策や公共施設等総合管理計画の財政シミュレーション、公共施設投資の必要性と使用可能な金額の比較などに活用し、その計画をもとに予算に計上し事業を進めているところです。

また、公共施設等総合管理計画や固定資産台帳整備事業では、現在の公共施設の現状を把握し、今後の基本方針を定めていますが、これらのデータを活用し、今後策定します個別施設計画の策定などに活用することとし、現在作業を進めている途中です。

今述べた活用例はほんの一部ではありますが、これら外部委託し報告で得た各種データを各施策・各事業にできる限り活用してまいりたいと考えております。

4点目の、村はホームページに統計資料として、村勢要覧、国勢調査の結果、人口関連、観光統計などが掲載されているが、わかりやすい白馬村に特化した村版の国勢調査・経済センサスの報告書を作成し、村勢要覧に反映させて公表すべきと考えるがいかがかとの質問であります。今年度、国では、関係大臣や有識者、経団連をメンバーとした統計改革推進会議、統計改革推進室等が設置をされており、抜本的な統計改革及び一体的な統計システムの整備を進めております。

その主要任務の中には、利用者視点に立った統計システムの再構築も含まれており、政府統計の総合窓口であるe-Stat（イースタット）の機能強化も行われる見込みであります。本年5月に出された会議の最終取りまとめでも、今後、中長期的に改革を進めていくとされており、各種データ利用の複雑さや利用しにくさは、今後解消されていくものと想定をしております。

ちなみに、経済産業省の内閣官房、まち・ひと・しごと・創生本部事務局が提供をしております地域経済分析システムRESAS（リーサス）は、地方創生のさまざまな取り組みを情報面から支援するために、自治体職員や地域の活性化に関心を持つさまざまな分野の方が利用し、効果的な施策の立案・実行・検証のためなどに広く利用されております。このRESAS（リーサス）のシステムは、一般の方も多くの機能を利用できるものであります。

2017年11月現在での分析の項目は、大項目として人口マップ、地域経済循環マップ、産業構造マップ、企業活動マップ、観光マップ、まちづくりマップ、雇用／医療・福祉マップ、地方財政マップというカテゴリーに分かれており、県・市町村を指定、または市町村の組み合わせなども確認ができます。

白馬村といたしましては、今後の統計改革の動向に注視をし、必要な対応や既存のRESAS（リーサス）の活用によって統計調査事業の従事を図ってまいります。

このような状況下でありますので、今のところ国の公的統計調査の独自報告書作成予定はありませんが、毎年公表をしています村勢要覧統計資料がこれに当たるものと考えており、活用いただければというふうに思います。

以上で2つ目の答弁とさせていただきます。

**議長（北澤禎二郎君）** 答弁が終わりました。加藤議員の質問時間は、答弁も含め、あと4分です。

質問はありませんか。加藤議員。

**第6番（加藤亮輔君）** どうも答弁ありがとうございます。

時間がありませんから、1つ重要なところを質問したいと思います。

まず、所得年収階層別村民世帯分布図の作成なんですけれども、皆さんのお手元に資料をお配りしました。その2枚目の左に書いてあるように、これは厚生省が毎年公表している資料です。このように50万円未満は何人、50万円から100万円未満は何人という感じで2,000万以上まで数字で表されています。

それで、これだけ細かくはやらなくてもいいですけれども、100万円未満はどれだけ、100万円から200万円未満はどれだけということが毎年発表されれば、その年の200万円年収クラスが白馬村は何人いたのが、去年よりは10人減ったとか、500万円クラスが10人ふえたとか、そういうことが一目瞭然にわかります。そうすれば、村民の暮らし向きも一定のところをそれで評価できる。だから、これぜひともこの分布図はつくり上げて、これはそんなにパソコンの数字をちょっとボタン二つ、三つ押せばできるはずですから、ぜひともつくってもらいたいと思いますけれども、税務課長、いかがなものでしょうか。

**議長（北澤禎二郎君）** 答弁を求めます。篠崎税務課参事、お願いいたします。

**参事兼税務課長（篠崎孔一君）** こういった国の分析がどのような形でちょっと統計として出ているかというところは、また私ども担当課でも調べさせていただきたいなと思っています。

加藤議員が言われる、こういう階層別一つにしても、やはりきちんとした積算根拠を示しながら分析をしていかないと、ちょっと誤解を招いてしまうというのが、税の申告の中でもちょっと特性がございますので、このあたりも慎重に検討をしながら、今後の課題として取り組んでまいりたいなというふうに思っております。

**議長（北澤禎二郎君）** 答弁が終わりました。質問はありませんか。加藤議員。

**第6番（加藤亮輔君）** 数字はもうこれは一定のものでありますから、年末の課税申告をするというときに、その数字を使えばすぐできるはずなんですけどね。だから、その数字が移動するわけがないんですから、それで分布をやればでき上がると。それはほかの自治体も同じような形で分布図を発表している自治体たくさんありますから、そういうところを見ればやれますから、ぜひとも前向きにご検討願いたいと思います。

それから、もう一つ、ほかに資料もつくったんですけれども、まず一つ、28年度の企画一般事業として216万円で道の駅白馬建設予定地候補調査業務を委託されています。この内容についての村民への報告はなされていないと思うんですがね。これは内容及びそれからいつごろ公表するのかお答え願います。

**議長（北澤禎二郎君）** 答弁を求めます。吉田総務課長。

**総務課長（吉田久夫君）** 今、ヤフーさんへの委託の内容ということで、答弁をさせていただきた

と思いますが、場所の候補地につきましては、現在、国の官民連携事業との関連性が非常に密接をしているというところがございます。公表時期につきましては、この調査事業が2月末までという予定をしておりますので、その成果品があがり、タイミング的には報告書があがった以降になろうかと思いますが、公表するタイミングとすれば同じタイミングで公表するのだろうかというふうに考えております。よろしくお願いいたします。

**議長（北澤禎二郎君）** 質問時間が終了しましたので、第6番加藤亮輔議員の一般質問を終結いたします。ただいまから1時まで休憩いたします。

休憩 午後 0時07分

再開 午後 1時00分

**議長（北澤禎二郎君）** 休憩前に引き続き会議を開きます。

先ほどの質問で、修正の申し出がありましたので、加藤議員からの発言を許可します。加藤議員。

**第6番（加藤亮輔君）** 先ほどの一般質問の折、議席番号を1番と申し上げました。6番に訂正願いたいと思います。よろしくお願いいたします。

**議長（北澤禎二郎君）** 第11番津滝俊幸議員の一般質問を許します。第11番津滝俊幸議員。

**第11番（津滝俊幸君）** 11番津滝俊幸です。

先月11月22日で神城断層から早3年が経過し、災害から復旧と復興が完全になし遂げられ、被災者の一人として本当に安堵し、復旧、復興に関係された皆様に対して改めて感謝を申し上げたいと思います。

こういった大きな災害があった中においても行政の事業は継続していかなければならず、復旧に手を取られ、マンパワー不足のある中、停滞した事業にスピード感を持って事業に当たっている職員の皆様に改めてまた敬意を申し上げたいと思います。

下川村政のキャッチコピーは停滞から前進へですが、その村政課題は停滞していないか、少しでも前に進んでいるかを今回の一般質問の大きな意味で、事業検証をテーマとさせていただきます。

次のことについて質問をさせていただきますので、よろしくお願いいたします。

まず、一つ目でございますが、行政計画の事業進捗状況についてということでございます。

白馬村では、ホームページに掲載されている行政計画は24事業計画があります。それ以外にも北アルプス広域連合など白馬村に関わる行政計画は多数ありまして、それらの計画の管理運営、検証など、俗に言うところのPDCAはどのように行われているかを伺います。また、中には計画策定期間が過ぎているものもあります。今後はそれらの計画についてどのようにしていくかの方針を伺います。

私は今回行政計画というふうに大きなテーマを掲げてしまったがために、全ての計画の詳細に

ついて聞いていくわけには時間的な余裕がありませんので、まずはどういう方針にしていくかということをお聞きさせていただきます。全体的な方向性と、また次に掲げる約5つ挙げてありますが、その進捗状況、事業検証、評価について伺います。

1つ目は、白馬村地球温暖化対策地域推進計画、これは21年10月の策定になっています。2番目として、白馬村地域エネルギービジョン、これは平成19年2月の策定でございます。3番から5番に関しては近年のものでございまして、白馬村第5次総合計画、それから総合戦略、観光地経営計画について改めて進捗状況についてお伺いをさせていただきます。よろしくお願いいたします。

**議長（北澤禎二郎君）** 答弁を求めます。下川村長。

**村長（下川正剛君）** 津滝俊幸議員からの一般質問にお答えをいたします。

まず、行政計画の事業進捗状況について、5つの項目で質問をいただいておりますので、順次答弁をさせていただきます。

まず、行政計画とは、自治体が達成すべき計画目標を定め、実現するための諸手段を定めたものです。最上位にある行政計画は総合計画で、全ての行政計画の基本であり、行政運営の総合的な指針となると認識をしております。よって、各種計画は総合計画を基本として策定することになります。

白馬村は昨年第5次総合計画を策定いたしました。各計画と乖離しないよう担当各課で目標設定を行いました。多くの行政計画は、その時代の情勢により、国、県からの指示のもと、それぞれの自治体事情を加味し、計画目標を達成するための施策を想定します。

大まかに言うと、必ず策定が必要なもの、策定は努力義務のもの、補助事業要件のため策定するもの等に区分されると考えています。傾向として、計画策定には力を注いだものの、なかなか検証まで至らないことも事実でありまして、この反省を踏まえ、個別計画評価ではありませんが、平成20年度から事務事業評価を実施をし、神城断層地震により一時中断をしたものの、平成28年に策定した第5次総合計画からは目標設定に対する評価手法に変え、内部・外部評価を実施をし評価結果を公表をしております。先ほども申しましたとおり各種計画と総合計画はひもづいていることから、全体的な方向性、評価として総合計画評価に集約されるものと認識をしております。

1点目の、平成21年に策定をした白馬村地球温暖化対策地域推進計画は、政令指定都市以上の策定が義務づけられています。目的は、二酸化炭素排出を減少させ、地球温暖化を抑制するものです。目的達成のための手段として、9つのアクションプランを定め、例えば照明器具のLED化、ごみの減量、エコカーの推進に取り組もうというものです。

特にごみの減量化につきましては関連する大きな要素であり、目標として排出量を前年比10%削減とすると明記をされておりますが、実質的にはごみ処理広域化に伴い策定されたごみ

処理施設基本計画において、可燃ごみの排出量を2,901トンとすることがうたわれておりますので、第5次総合計画においては、この数値を指標に掲げ、その達成に向けて現在取り組んでいるところであります。

また、具体的な取り組み目標として、家庭用生ごみ処理機の普及目標を年間20台とすることが明記されておりますが、平成27年度では40台の導入があった一方、本年度は11月末現在でも14台程度にとどまっていることから、引き続き普及促進に向けた周知を行なっていきたいと考えております。

全てのアクションプランを数値的なものにより提示することは困難であります。一定の成果が上がるものと認識をしております。

2点目の平成19年に策定した白馬村地域エネルギービジョンは、地球温暖化対策地域推進計画の前段と言えます。目的は化石燃料の消費量を削減をし、地球温暖化の防止です。目的達成のために新エネルギーを活用しようというものであり、ビジョン策定後、行政レベルでは水力発電を導入し、環境負荷軽減に寄与することはもちろん、売電収入は土地改良区のハード整備にも役立っています。また、民間レベルでは木質バイオマスであるペレットストーブの導入があります。まだまだ十分とは言えませんが、総合戦略外部評価でもクリーンエネルギー、自然エネルギーの利活用は比較的高い評価を受けました。

環境関係の2つの計画に関連し、ことし白馬村でCOOL CHOICE（賢い選択）宣言を行いました。COOL CHOICE（賢い選択）とは、平成27年7月から環境省が実施をしている地球温暖化対策等の温室効果ガスの削減をテーマにしたキャンペーンです。

クールビズやウオームビズの実施、公共の交通機関の利用、エコ家電やエコカー等の環境に優しい製品を選ぶなど、二酸化炭素削減につながる製品、サービス、行動など賢い選択を促す国民運動であります。

なお、このCOOL CHOICEについては、本年の広報はくば7月号から関連記事を掲載をしており、来年3月までの間、シリーズとして掲載をする予定です。

3点目と4点目の平成28年に策定をした白馬村第5次総合計画、平成27年に策定をした白馬村総合戦略は関連がありますので、あわせて説明をさせていただきます。

総合計画は、昭和44年の地方自治法の改正により、市町村は、その事務を処理するに当たっては議会の議決を経て、その地域における総合的かつ計画的な行政の運営を図るための基本構想を定め、これに即して行うようにしなければならないと定められ、総合計画の基本部分である基本構想の策定が地方自治体に義務づけられました。

その後、平成23年には地方自治法が改正をされ、地方自治体の基本構想の策定義務はなくなりましたが、個々の自治体の判断で議会の議決を経て基本構想の策定を行うこととなり、本村は観光地であることなどの理由から、平成28年に第5次総合計画基本構想を策定をいたしました。

時期的には少しずれますが、地方版総合戦略は、まち・ひと・しごと・創生法に基づき、地域活性化と人口減少克服のため、国が自治体に平成27年度中に努力義務として策定を求め、長期的な人口目標などについて定めて、地方の人口減少を食い止めるための施策手段について取り組む指針となるものです。

冒頭でも触れましたが、第5次総合計画と総合戦略は内部評価、外部評価を実施をし、11月下旬にホームページで公表いたしましたので、詳細はごらんいただいたと思います。

特徴としては、担当課を記載し、責任の所在を明らかにしたことです。設定をしたKPI、重要業績評価指標、いわゆる目標に対しPDCAサイクルの一環として内部、外部評価を行いました。

評価は、検証サイクルのC、チェックに当たります。担当課は評価を参考に、今後の予算や行動に反映をさせていきます。内部評価は担当課による自己評価コメントを記載し、外部評価は委員による5段階評定の平均点及び評価コメントを記載をいたしました。

外部評価の傾向としては、平均的な評価をいただいたと思っておりますが、評価委員からの意見としては、事業が多く大変であるが、庁内連携をとり事業を実施してほしい旨の要望がありました。

5点目の白馬村観光地経営計画については、基本方針の一つに、客観的データによる現況の把握と成果の評価、検証に取り組むとうたっています。計画を実行する際には、指標となる数値を設定し、観光の実態を客観的なデータとして把握し、継続的に取り組み成果を評価、検証することとし、こうした役割を担っているのが、計画策定後に設けました白馬村観光地経営会議です。

経営会議は、計画策定委員、ワーキンググループの構成員を中心に15名の委員で構成され、計画策定に深くかかわった下村東京大学大学院教授や日本交通公社観光政策部をアドバイザーに運営しております。年3回の開催を予定し、平成29年度の2回目の経営会議を先月21日に開催をいたしました。

会議では、観光地経営に必要な指標を取得するためのアンケート内容に関する議論のほか、計画に盛り込まれた10の戦略、23の施策、55の事業について進捗状況を報告し、委員からは、それらに対する意見を頂戴をいたしました。現在は計画期間の序盤であり、評価に耐え得る成果がなかなか報告できる状況に至らぬ面もあつたり、評価の手法がまだ確立できていないという課題もありますが、この経営会議において設置要綱にあるとおり、計画の推進に向けて必要な事項の検討、進捗状況と成果の把握、分析を行なっております。

これらの複数の計画についての今後の方針とのご質問については、繰り返しの答弁になりますが、行政計画とは、自治体が達成すべき目標目的を定め、実現するための諸手段を定めたものがありますが、最上位に当たる行政計画は総合計画で、全ての行政計画の基本であり、行政運営の総合的な指針となります。

個別計画は策定年度や計画策定の背景も異なり、計画更新を定められていないものの、さまざまなことから各種計画については直近の総合計画を基本としての各種の施策推進をすることとなりますことをご理解をいただきたいと思います。

津滝議員の1点目の質問に対しての答弁とさせていただきます。

**議長（北澤禎二郎君）** 答弁が終わりました。津滝議員、質問はありませんか。津滝議員。

**第11番（津滝俊幸君）** 私が今回一番行政の理事者の皆さんにお伺いしたいという部分に関しては、総論として、たくさん計画がこれだけ上がっている中で実際に、いわゆる検証ということをやられているのかどうなのか、それが見える形で残っているのかどうなのかということ、我々議会側もやはりチェック機関として正すところが必要だろうということで質問させていただいています。

新しく第5次総合計画からというよりも、それ以前からこのPDCAという一つの手法に基づきながら、総論としてですが、行政計画をつくっている、また検証していくというようなことだと思います。

ホームページはみんな誰でもが見にアクセスできるような形になっていて、同僚議員なんかもこのホームページのリニューアルをちゃんとやったほうがいいんじゃないかというようなご意見もあったりなんかするわけですが、10年も経ってしまったものがそのところに載っていて、それが見る人から見れば、もうこれはどうなったのということが見えていないんですね。

例えば、この10年経ってしまったこの新エネルギービジョンですとか、温暖化対策のことについては国を挙げて取り組んでいる施策ですし、白馬村としても、これを確かに第5次総合計画の中に入れ込んだということは、それはそのとおりだと思います。ですが、この計画がちゃんと10年の間にどのような形で行われたかどうかということが、やはり大事なことだと私は思っています。

この2号のところに関して、一つはCOOL CHOICEというようなところにいったというような話があるんですが、びっくりしてしまうんですけども、COOL CHOICEと、この総合計画、この厚み見てもらえば、これがエネルギービジョン、こっちがCOOL CHOICE、ペーパーで3枚ぐらいです。この差というのは何なのかという話なんですね。確かにあの中に入っている気持ちとかそういうことももちろんあるんですけども、その検証、エネルギービジョンもそうですし、ごみ対策のほうにいつているということになってはいるんでしょうけれども、その辺のところをもう少し詳しく、検証をどのような形でされたのかということをお伺いします。

**議長（北澤禎二郎君）** 答弁を求めます。吉田総務課長。

**総務課長（吉田久夫君）** 津滝議員からは、温暖化対策地域推進計画と新エネルギービジョンの関係の検証についての再質問でございました。

まず、1つずつ話をさせていただきますと、まず最初に、平成19年の新エネルギービジョンにつきましては、これ両計画とも関連するのは地球温暖化という対策で取り組んだ計画です。特にエネルギービジョンにつきましては、新エネルギーの賦存量が白馬村にどのぐらいあるのかという部分が今回この調査の目的です。それをどのように使っていけるのかという部分につきましては、報告書、議員もごらんいただいたと思いますので、例えば木質バイオマスであったりとか、小水力、そのようなものがこの地にとって使えるのではないかと、これらを具体的に実行に移していくというのは、総合計画の中での具体的な施策になってきているというところでありますので、この新エネルギービジョンにつきましては、その賦存量の成果を見ながら一定の方向性が出せたということになるかと思えます。

ただ、これにつきましては国の補助等をいただいておりますので、フォローアップというのは5年間国のほうに報告をさせていただいております。それ以降については、必然的に各自治体の総合計画に移行しているものというふうにご理解をいただければと思います。

もう一つの推進計画につきましても、これも地球温暖化に対するものでありますが、村長の答弁にもございましたとおり、アクションプランということで、それぞれ住民であり、行政でありがどのような行動を起こしていくのかという部分を促す計画というふうに捉えていただきますと、行政であり、住民であり、地球温暖化についての活動について定めたものということで、日々それぞれが取り組む中でやっていただくことが、例えば私個人であれば個人でやっているものが、取り組んでいることが検証というふうに捉えていただければと思います。

この2つにつきましては、やはり任意というような計画ではありますが、観光の特に冬季のスキー産業をしている本村にとっては、雪が降らなければ死活問題になるというところで、本来政令都市以上というようなものでもありながら、あえて白馬村として定めて住民の皆さんにお知らせをしているという経過でございますので、ご理解をいただきたいと思えます。

以上です。

**議長（北澤禎二郎君）** 答弁が終わりました。質問はありませんか。津滝議員。

**第11番（津滝俊幸君）** 観光地というようなことで、非常に注目される地域でございます。やはり、この温暖化対策というか、これは非常に重要なテーマだと私は思っておりまして、やはり昨年、ことは雪が潤沢に降ってくれているので、そんなにみんながやきもきしながらというようなことはないわけですが、去年のように2年続けて年末年始雪がないというようなことになっていけばどうなんだというような話もあります。白馬発でいろいろなこういう温暖化対策の情報を流しながら、この地域はこういうことに対してしっかり取り組んでいる地域なんですということは、私は非常に大きなアドバンテージがあると、観光地としてのアドバンテージがあると思えます。

例えばさきに私視察に行ってきましたウイスラーなんていうのは、全くそのとおりで、あえてそういうものを観光の一つの資源として、うたい文句として、プロモーションとして、うたって

いるというようなところもありますので、ただ10年過ぎたから次の計画に移動しているではなくて、もうちょっと村民にわかりやすいような形で見せていただいたほうがよかったかなというふうに思います。

それで、身近な再生可能エネルギーというように、太陽光ですとか風力ですとか、水力ですとか、バイオマスとかいうのがあります。確かに全てが全ていろいろな形で進んでいるかと言われれば、それは私も皆さんが思っているとおりで、そんなに進んでいないのかなというふうに思います。

こういったものに、もっと、例えば平川の用水を使ってやる小水力発電ですか、そういうようなものもやっているということなんですけれども、そうではなくて、もっと身近な我々の生活の中でやれる再生可能エネルギーというものもあるかなと思うんです。それは、住宅で使っている電気の中の何分の1かをそういったもので供給するとか、熱源をそういったものでやるとかというところにつながっていくかなと思うんですが、そういうものに対してのさらなる補助というか、そういったことはお考えでしょうか。

**議長（北澤禎二郎君）** 答弁を求めます。下川村長。

**村長（下川正剛君）** 今、補助というお話が出ましたけれども、今言われているのは、小水力というか身近なエネルギーというように中で、特に白馬村はペレットストーブ、非常にほかの市町村とは違って非常に普及をされているということで、そういったペレットストーブにも補助金を出しながら、そういった温暖化の防止のために村を挙げて対応しているということでもありますので、ご理解をいただきたいと、そのように思います。

**議長（北澤禎二郎君）** 答弁が終わりました。質問はありませんか。津滝議員。

**第11番（津滝俊幸君）** 一番最新版で言えば、先ほどの行ったCOOL CHOICEのところだと思うんですが、確かに国からの太陽光発電に対しての補助だとか、LED化していくにはこういった補助だとかいうようなことがあると思います。せっかくこの国民運動、COOL CHOICEを白馬村も推進していくというふうにして、このきっかけになったのは例の電気自動車というか47でやっているあのイベントが多分引き金になっているんだろうと私は推察するんですが、やはりそういうものを行っている村だからこそ、そういったものをもっと積極的に推進してほしいなと私は思います。これは私の意見ですので、ひとつ了解をしていただきたいと思いません。

それで、PDCAの中の話を見せていただきますが、これは計画と実施、検証、対策という形になるんですが、この計画のところでは、しっかりとした現状把握をするということです。これは具体的にどういった今状況にあるかということですね、これがないと計画はつくれていきません。

それから、実施ということですが、この実施はいろいろな計画が当然5年、10年の中である

わけで、やはり優先順位をしっかりとつけていくべきだろうと思います。これがしっかりと評価の中に出てきているかどうかということが大事かと思います。

それから、チェック。ここが一番大事ですよ。基準ですよ、何を基準にしながら、今回も戦略ほか総合計画の評価をしているようですが、何を基準にしてチェックしたのかということですね。内部評価と外部表があったようですが、そのところ。

それから、最後、次に向かっていくアクションということで、これは分析でなく対策ですから、よいものはもっと伸ばす、悪いものは何が悪かったのかということをやったりチェックするということだと思います。これは民間でも使っていることなんです、私が一番気になるのは、この基準ですよ。何を基準にして皆さんがチェックなさったのかお伺いします。

**議長（北澤禎二郎君）** 答弁を求めます。吉田総務課長。

**総務課長（吉田久夫君）** チェックの部分の何を基準にしたのかというご質問に対してお答えをさせていただきます。

村長答弁でもございましたように、国の総合戦略では、まずK P I 重要業績評価指標を定めなさいというものがありません。今回の第5次総合計画からも合わせるような形でK P I の設定をさせていただいております。これを内部評価、外部評価の方たちに数値として可視化できるような形で28年度における目標K P I に対してどの程度進んだのかというものを数値で示し、その内容を記載をして判定をしていただいたというところでございます。

当然、各担当課で数値を入れた部分がありますので、甘辛という点は若干あるかと思いますが、その点を外部評価の委員さんたちが進捗がかなり進んでいるもの、また手がけていながら進んでいなくても、それがわかるようなものにしてほしいというようなところもございまして、数値で上がってなくても取り組んだ活動については記載すべきというようなご指摘もいただいたものですから、現在公表してある内容につきましては、そこら辺を反映した形で公表させていただいているという評価の仕方を今年度から取り組んでいるというところでございます。

以上です。

**議長（北澤禎二郎君）** 答弁が終わりました。質問はありませんか。津滝議員。

**第11番（津滝俊幸君）** やはり見えるような形にやはりしていくということが、これは見えるというのは誰に対してという意味ですが、地域住民、村民に対して見えるような形で、こういったことができるのかできていない、もう少しみんなで頑張りましょうよというようなことで、こういうふうに数値化されてくると、それぞれの個人的な評価は別として、総論として私はとてもいいことだなというふうに思っています。

特に今回第5次総合計画については、ワークショップを行いながら一般的、いわゆるアイデアキャラバンですか、ああいったようなことで平場の住民の皆様からいろいろな形で参加していただいて計画に反映しているというようなことがあるので、やはりそういうものに対してしっかり

と行政側は応えていく、フィードバックしていくということが、私は責任としてあると思いますので、こういったことに重点を置きながらしっかりと対応していただきたいなというふうに思います。

それで、総合戦略のほうですが、直近でこれで一つの間接報告というか検証がされたんですけども、地域創生特命というような形で白馬村に副村長という立場でおみえになられて、この総合戦略のチェックされた内容をごらんになられて、またそれぞれいろいろなところから情報を得て思うところがあると思います。それで、今予算編成の時期でございますし、30年度に向けてどういったところを特命としては、担当としてはやっていきたいのかと、具体的などころまであればそれは答えていただければいいですが、そうでなければ総論的なもので結構ですので、お答えをいただければと思います。

**議長（北澤禎二郎君）** 答弁を求めます。藤本副村長。

**副村長（藤本元太君）** お答えいたします。

総合戦略の評価ですけれども、いろいろな項目が多岐にわたっていますので、それ全てというわけではないですけれども、重点項目だと私が思ったところについてお答えをさせていただきます。

数字的に言うと、いろいろ全体的には平均的な評価をいただいているところではありますけれども、これはちょっと数字的に、先ほどKPIの話がありましたけれども、ちょっと数字的に遅れているなというところが、1つは子育て支援のところではないかと思っています。そこでは、出生率、出生数ともに低下しているという現状がありまして、これに関してはきのうの一般質問の答弁の中でも、待機児童を解消するために保育園の施設を小規模改修していくであるとかの話がありますけれども、保育の環境を施設、それから保育士の確保といったところ、ともに進めていかないといけないと考えております。

それから、子育て施設に関しましては、今後、図書館整備の話も出ておりますけれども、それを複合施設として整備していくのであれば、そこが子育て環境によってよりよい施設になるように、そういったところも子育て環境整備として進めていかないといけないかなと思っています。

もう一つ、数値的にちょっとというところでいくと、新しい人の流れのところでは、人の流出人口が流入人口よりもちょっとふえてきているんじゃないかというご指摘があります。この点に関しましては、新しい仕事の創出というところで、やはり白馬で雇用がないと移住・定住進めるところはなかなか難しいところですので、現在ふるさとテレワークの事業を国の補助をもらって進めていますけれども、その中へ、あるいはそういう制度を使いながら都会の仕事を取ってくるとか、白馬で通年雇用をつくっていきけるような環境を整えていかないといけないかなと思っています。

その他、必ずしも点数が低いというところではないんですけども、先ほど申し上げた図書館

建設のところ、これから来年度村民ニーズを把握していくワークショップなんかをしていくという話も昨日村長から答弁しましたけれども、その部分、あるいは館長公募といった形をとって、これまでの図書館とは違ったよりよい形の図書館を進めていくことを検討しております。

最後に、観光業の体力強化というところでいいますと、きのうからお騒がせしております案件ですけれども、安定的な観光財源をどうやって確保できるかというところも検討していかないといけないかなと考えているところでございます。

以上です。

**議長（北澤禎二郎君）** 答弁が終わりました。質問はありませんか。津滝議員。

**第11番（津滝俊幸君）** 今客観的な評価と、それから、こういったことを次の重点に置きながらというような答弁をいただきましたが、私の思っている中の一つに、副村長も話をしていましたが、新しい人の流れをつくるというところが、やはりポイントではないかなというふうに思っています。

よく言うところの、鶏が先なのか卵が先なのかというところの話があるわけですが、やはり人がここに来ないことには子育てもできませんし、だから子育てのちゃんと施設があるから人が来るかというところでもないと思っています。ですから、やはり何においても、ここに人の流れをつくるということが大事なかなと。

それはやはりどうしてもここに雇用をつくらないことには人は流れてきませんので、やはり白馬の雇用という、この観光ということに当然なっていきます。もう一つは農業というのがあるわけですが、農業はある程度集約されてきていますし、面積はもうほぼ決まっていますから、結局付加価値の高いこの観光の部分伸ばしていくのが、私は一番大事なかなと。こういうところを伸ばさないと、経済が豊かにならないと、福祉もしっかりと行えませんが、きのう出ている観光税に関して、取ろうと思っても取れないという話になりますから、この新しい人の流れをつくるために何をするかということが、私はポイントではないかなというふうに思います。ぜひそのところをご考慮いただきながら、アンテナを高くしていただいて、人の流れをしっかりと新しい施策として取り上げていっていただきたいなと思います。

それで、次に観光地経営計画についてなんですが、先ほど村長答弁の中では、年3回を目途に大体今15人程度で経営会議、これは計画の中にある話で、その経営会議の中では、計画の管理、それから進捗の管理、事業評価というようなことをやられているということです。具体的には評価に値するような事業がまだないということのようなんですが、次の展開として、村長の冒頭の挨拶だったかなと思いますが、アンケートなんかやりたいというようなこともあったかなと思うんですけれども、このアンケートというのはどんなことをやられるのですか。

**議長（北澤禎二郎君）** 答弁を求めます。横山観光課長。

**観光課長（横山秋一君）** 観光地経営計画にうたった中に、一番最後の戦略10の中に、統計デー

タの取得、蓄積といったものがあります。むやみやたらに施策を振り回すのではなく、そういったデータをもとにターゲットを絞ったり、効果的な施策を考えるといったようなために、そういった調査は非常に重要であるという認識に立っておりまして、平成28年度からこの経営計画の期間スタートしておりますが、まずは冬季インバウンド調査、これは9月の議会にお示しをして報告をさせていただいておりますが、それによりまして、例えば外国人さんが何を欲しているかということ、今ゲレンデのリフトとかの老朽化や村内の二次交通についてやはり要望が多いといったようなことがあるので、そういったことをやはり特に二次交通については見直していかなければいけないなというような、やはり認識は持つというような展開となっております。

具体的なほかのアンケートは、ことしの夏に夏季の来訪者に対するアンケート調査を実施して、今速報版ができておりますので、また議会のほうには報告をさせていただきたいと思っております。

また、この冬につきましては、2回目のインバウンド調査は外国人限定だったんですが、今回は日本人も含めた調査をアンケートを行います。その中には、DMOに必須と言われているもの、観光消費額とか満足度、あとリピーター率等々を中に入れてまして、特に去年とれなかったのが、お宿に泊まった方のアンケートがほとんどとれていないので、そこら辺を補完していきたいと思っております。

あと、ついでに申し上げますと、3市村の観光連絡会のほうでは、去年と同様に、これもインバウンドと日本人対象ですけれども、ゲレンデを訪れた方々に同様の満足度とか、観光消費額を尋ねるアンケートを実施する予定にしております。

以上です。

**議長（北澤禎二郎君）** 答弁が終わりました。質問はありませんか。津滝議員。

**第11番（津滝俊幸君）** このアンケートというのは、観光地経営計画に基づいてやられるという認識でいいかなと思うんですけれども、一方で、DMOの話があります。DMOは白馬村の場合は、広報法人として観光局、それから3市村でいえば白馬バレープロモーションボードが、この広報法人になっていて、DMO自体はこのデータ収集に基づいて、そのデータをもとにしながら次の戦略を立てていくということが基本にあるわけで、この観光地経営計画とそのDMOで同じようなアンケート調査をやるんですか。それとも、それはそれ、これはこれという分け方でいくのか、もっとそのところは統一感があってもいいんじゃないかなと思うんですが、そこはどうですか。

**議長（北澤禎二郎君）** 答弁を求めます。横山観光課長。

**観光課長（横山秋一君）** 議員さんがおっしゃるとおり、同じ調査を両方でやっても意味がないと思いますので、そこはすみ分けをしながら、かつ共有をしていきたいということにしております。例えば、ことし観光局のほうでは、いらしたお客様の動態調査、A地点に行ったお客様がB地点

に行って、C地点へ行くとか、そういったような毛色の違う調査も実施しておりますし、それぞれ角度の違う調査を協働して行うというような取り組みを行っております。

**議長（北澤禎二郎君）** 答弁が終わりました。質問はありませんか。津滝議員。

**第11番（津滝俊幸君）** 今ちょっとDMOの話が出たんですが、もしわかる範囲内で、前回もう少しデータ収集も行いながら次の段階に入ってきているかなというふうに思いますし、観光課のほうでわかる範囲内で構わないんですけども、代表理事もおられるんですが、広報法人からは既にそうではない形で認められたところも出てきているんですけども、今どの辺まで進捗しているかというところをお伺いします。

**議長（北澤禎二郎君）** 答弁を求めます。横山観光課長。

**観光課長（横山秋一君）** DMOに関しましては、議員さん今おっしゃったとおり、長野県観光機構等はまだ本登録されているところであります。今観光局のほうの進捗状況であります。聞いた範囲でありますけれども、一応組織体制としては、さまざまな業種が今理事会体制で入っているので、ほぼそのまま行けるんですけども、必要な必須KPIというものがあまして、そのうちの4つあるんですけども、旅行消費額、延べ宿泊者数、あとお客様の満足度、あとリピーター率、4つあるんですが、そのうち3つは取得できてKPIを掲げられるんですが、延べ宿泊数がまだちょっと数値的なものを持っていないので、そのデータが蓄積され次第、本登録の手続に入るということで、おおむね来年度には本登録をしたいという意向のようでありますので、ご報告させていただきます。

**議長（北澤禎二郎君）** 答弁が終わりました。津滝議員の質問時間は、答弁も含めあと17分です。質問はありませんか。津滝議員。

**第11番（津滝俊幸君）** 前任の課長も言うておりましたけれども、やはりこのアンケート調査、特に宿泊関係の把握をしていくということはとても大変だというふうに伺っています。

そのところをお金をかけながらやるということに多分なるとは思うんですが、しっかりとデータが収集できるような形で対応していただきたいなと思います。

この行政計画のちょっと最後の質問になりますが、これちょっと村長に聞いていきたいなというふうに思っているんですけども、きのうも同僚議員のほうから、こういったいろいろな行政計画があると、そういう中で非常にランドデザインというものが白馬はないじゃないかというような話があったりなんかします。

確かに、この時間軸という形の中で、5年とか10年とかというような中での話はあるんですけども、やはりランドデザインというのは、やはりある意味こう普遍的ということであるかなと思います。これはあえて村長にお伺いするんですが、村長が考える白馬村のランドデザインというのはどんなふうな意味を持っているのか、意味というか考えるものは何なのかということをお伺いします。

議長（北澤禎二郎君） 答弁を求めます。下川村長。

村長（下川正剛君） きのも丸山議員の質問に対してお答えをしたわけでありますけれども、白馬村のグランドデザインは、私はこの山岳景観のすばらしい、丸ごと自然公園だという、きのもそういった表現をしたわけでありますけれども、全くそのとおりだと思っております。この普遍的なこの白馬の山岳景観、そういったものをしっかり守っていかなければいけない。

そのためには、昭和54年ですか、制定をされましたこの白馬村の村民憲章、これちょっと読ませていただきますけれども、11月1日に制定をされたわけであります。昨年ですか、白馬村で百馬力のシンポジウムがあったときに宮坂社長が言われました。この白馬村の村民憲章、私たちは北アルプスの山並みに抱かれて生きる白馬村民です。白馬岳、姫川に象徴される豊かな自然風土は、私たち白馬村民の命です。私たちは村の歴史を尊び、未来を語り、さらにすばらしい村にする願いを込めて、ここに村民憲章を制定するというので、54年に制定をしたわけであります。

その中で5つの項目があるわけでありますが、自然に学び風雪に耐えて、力強く生きましょう。そして、また、2番目として、先祖の遺産を受け継ぎ、地域に根ざした文化を築きましょう。そして、3番目として、あたたかい心を育て、明日をつくる喜びをわかちましょう。そして、4つ目には、美しい山河を守り、住みよい村をつくりましょう。そして、最後には、白馬の土と人を愛し、来訪者をあたたかく迎えましょうと、こういうことで制定をされているわけでありますが、我々はそのグランドデザインは、これがグランドデザインだというふうに思っております。そして、この素晴らしいこの山岳高原を子々孫々に伝えていく、築いていく、こういったことが我々に課せられた責務だと、このように思っております。

以上です。

議長（北澤禎二郎君） 答弁が終わりました。質問はありませんか。津滝議員。

第11番（津滝俊幸君） それでは、次に、2番目の質問に移らせていただきます。

地区役員懇談会、行政懇談会についてということで、毎年この10月から11月にかけて、同じ時期に各行政区、それから団体等で行政懇談会が行われています。各地区並びに団体ごとにさまざまな課題を抱えているわけですが、当然全ての要望を受け入れていくことは当然できないわけですが、そこで、次の事柄についてお伺いをしていきたいと思えます。

まず、1つ目、懇談会を終えて、全体として、理事者として、村長として率直な感想をお願いいたします。

懇談会において主な要望や課題、その対策について。さらに、地区や団体への対策へのフィードバックですね、どうするか、どうしたかということです。それから、地区役員で役割の終わっている役職、これは行政側から聞いていたことなんです、ここはこういうこと、ということで地区のほうから出ていたかと思うんですけれども、役職について、役割の終わっている役職につ

いて、今後どのようなお考えを持っているのか。

それから、各地区のハード事業についての予算化並びに実施についてお伺いいたします。

**議長（北澤禎二郎君）** 答弁を求めます。下川村長。

**村長（下川正剛君）** 津滝議員の2問目の地区役員懇談会、行政懇談会についての質問について答弁をさせていただきます。

1点目の懇談会を終えて率直な感想についてであります。10月25日から11月10日にかけて、全30地区懇談会を開催をしたところであります。出席をいただいた地区の役員の皆様には改めて感謝を申し上げるとともに、日ごろの行政運営に大変ご協力をいただいていることに感謝を申し上げるところであります。また、昼間の開催というようなことで、勤務の関係で出席ができなかった役員さんもおられましたけれども、そんな中で1時間という短い時間ではありましたが、事前に各区長さんから要望等々を提出をさせていただいたというようなこともありまして、スムーズな懇談ができたものと、このように思っております。

今回の懇談会、本当に各地区とも前向きな発言も多く、私としても大変ありがたく感謝を申し上げるところであります。また、来年度におきましては、今年度の反省を総括する中で、さらによりよい役員懇談会ができるような検討をしてみたいというふうに思っております。

今までも、高齢化により小さな集落では村道の維持管理が大変だという意見がありました。今回は回ってみると、比較的大きな集落でも高齢化・少子化の影響か、各地区とも大変多く意見が出されました。村としても、集落支援員を採用し対応をしているところではありますが、さらに検討をしてみたいというふうに思っております。

また、各区からは村道、それから水路の改修、そして要望が出されているわけですが、順次対応をしてみたいというふうに思っております。

2点目の主要な要望や課題とその対策でありますけれども、30地区それぞれの課題はありますが、共通課題といたしまして、先ほど申し上げましたように、少子高齢化による普請作業の要員不足、高齢化による区運営の不安と閉塞感、未加入者の防犯灯などの区有の施設の利用の不公平感、若者が村に残れるような仕組みづくり、道路水路等の維持管理、ごみの地区集積場の利用方法など6点がありました。

少子高齢化は全国的な傾向であり、全国各地において人口維持施策に取り組んでおりますが、白馬村の人口動態を分析をいたしますと、転入転出の移動人口は社会増、出生数と死亡数に起因した人口は自然減となっております。

社会増の要因は、インバウンド効果による外国住民の増加やオリンピック開催地という知名度によるものと考えていますが、これは移住定住施策に取り組み、さらに伸ばしていく必要があります。これらの施策として、テレワークによるサテライトオフィスの誘致、雇用対策や創業支援も人口増のための施策と考えております。自然減の要因は、社会情勢もあり難しい問題ですが、

経済的要因も考えられます。雇用を生み出し、安定的な収入を得ることが大切で、官民共通の課題と捉えております。

なお、今年度より小規模集落支援を中心に、集落支援員制度を導入をいたしました。地区懇談会において非常に助かっているとの声もありましたので、来年度以降さらに充実を図りたいというふうに考えております。

また、多くの意見では、区の未加入者の区有の施設に対する不公平感については、法的な問題もありますので専門家に相談するなどしていますが、どのような方策があるか研究してまいりたいというふうに考えております。

3点目の地区や団体への対策についてのフィードバックは、いわゆる報告、連絡、相談が基本であります。区の要望については、現実的に法的にできるもの、できないものがありますが、課長会議等で方針を決定し、庁内で情報を共有します。そして、関係地区団体に庁内で検討した対策について伝えるよう、各課長を通じ指示をいたしました。なお、時間を費やす事案もありますので、この点についてはご理解をいただきたいとお願い申し上げます。

4点目の地区役員で役割が終わっているなど、役職について今後の方針についてであります。地区役員については、以前より役員の負担を軽減してほしいとの意見もあり、今年度初めて地区役員懇談会の中で、役員の現状について、特にその地区において役目の終えている役職についての話を伺ったところ、各地区とも役員の職務はさまざまであり、一概に共通しているものとは言えないものの、出された意見等を踏まえ、村としても何とか地区役員の負担を軽減できるよう、来年度をめぐり見直しを行なってまいりたいと考えております。

5点目の各地区のハード事業についてでありますけれども、予算化及び実施についての質問ですが、ハード面での整備に関する要望は毎年多くの地区からご要望をいただいております。その内容については、道路、水路、河川整備、消防施設、交通安全施設など非常に多岐にわたるご要望をいただいております。

その中でも要望の多い建設課関係においては、道路改良や舗装修繕工事についての要望を多くいただきましたが、選定基準表に定める路面の損傷度合いや交通量、工事实施の難易度等項目別に判定し、要望箇所の緊急性や重要度を鑑みながら、優先度等を見きわめ、また国庫補助の事業については、国からの予算配分等も考慮しながら計画的に事業を進めてまいりたいと思っております。

農政課関係においても、各地区からの営農に関するハード事業の要望を多数寄せられているところであります。毎年度著しい経年劣化が見受けられるものや、自然災害等で営農に直接影響のある被害対策用としてあらかじめ予算計上している中で、要望に応じているのが現状であります。地区からの要望がふえている実態を踏まえ、営農に支障を来すものを優先的に問題解決に取り組んでまいりたいと考えています。また、水路等施設の長寿命化対策として、多面的機能支払

交付金事業で対応できるものについては、積極的に活動組織と連携する中で進めてまいります。

財政面や地域の合意形成などにより、直ちに事業実施には至れないご要望もありますが、本年度いただいた要望の中で、過去に利用していた集落からの避難路の確保についての要望があり、担当課職員及び集落支援員が現地へ赴き、地区役員とともに現地を確認し、倒木・雑木等の整理や崩落箇所の手回り路の確保により、避難経路の確認及び確保が早期に実施できた案件もございました。

震災復興事業もほぼ終了し、震災以降凍結していた普通建設事業については優先度を見きわめ、ローリング方式による実施計画の見直しを行いながら事業を進めていくこととなりますが、新規発行債の増加による実質公債費比率や将来負担比率も考慮しながら、関係機関との調整及び特定財源の確保を図りつつ予算化し、事業実施に向けて鋭意努力してまいります。

以上で答弁とさせていただきます。

**議長（北澤禎二郎君）** 答弁が終わりました。津滝議員の質問時間は、答弁も含め、あと1分です。質問はありませんか。津滝議員。

**第11番（津滝俊幸君）** 地区役員懇談会が終わって、総括を今、村長のほうからしていただきました。

懇談会は非常に重要な行政施策の一つだと位置づけていただきたいなというふうに思います。なかなか地域住民と理事者が膝をつき合わせて話をする機会はありませんので、ぜひ有効に、またその地域住民の声を聞くというようなことでお願いしたいなと思います。

住んでよかった、生まれたよかった、来てよかった、これは第5次総合計画に書かれています。何度でもここに訪れたい、ここにとどまりたい、ずっと住み続けたい、いつか帰りたい、これは観光地経営計画の中に書いてあります。ぜひこういうような村づくりにつながるように、来年度の予算編成の時期でございますので、取り組んでいただけるよう要望いたしまして、私の質問を終わりにいたします。ありがとうございました。

**議長（北澤禎二郎君）** 質問時間が終了しましたので、第11番津滝俊幸議員の一般質問を終結いたします。

ただいまから5分間休憩といたします。

休憩 午後 2時02分

再開 午後 2時07分

**議長（北澤禎二郎君）** 休憩前に引き続き会議を開きます。次に、第9番太田伸子議員の一般質問を許します。第9番太田伸子議員。

**第9番（太田伸子君）** 第9番太田伸子でございます。

今定例会の最後の質問者となりましたが、私からは、村長ご自身の村民とのお約束である、安心して暮らせる白馬へ前進、にぎわいのある白馬へ前進に、それぞれ関係のある地域公共交通に

ついて、医療と福祉について、冬季観光についての3点について質問させていただきます。

過日の新聞折り込みにご指摘がありましたが、村長の答弁は簡潔でわかりやすいようにお願いいたします。

それでは、まず、始めに、地域交通についてお伺いいたします。

1番目に、高齢運転者の交通事故防止策として認知機能検査が行われています。過日の新聞にも大きく出ておりましたが、村においても高齢運転者に自主返納補を推進していますが、過去1年におけるの自主返納者の人数とサポート体制をお伺いいたします。

2番目に、デマンドタクシーの利用対象人数と登録者数、利用状況、運営状況をお伺いいたします。

3番目に、村の公共交通機関に関しての村長のお考えをお伺いいたします。

**議長（北澤禎二郎君）** 答弁を求めます。下川村長。

**村長（下川正剛君）** 太田伸子議員から地域交通について3つの項目で質問をいただいておりますので、順次答弁をさせていただきます。

1点目の、過去1年間における運転免許証を自主返納した人数とサポート体制についてですが、大町警察署によると、過去1年間における運転免許証を自主返納した取り扱いは28人とのことであります。

村では、平成28年度から運転免許証自主返納支援事業を実施をしております。これは高齢者等の交通事故を防止するための対策として、また運転免許証を自主返納した方の交通を支援するために実施をしているもので、対象者には乗り合いタクシーの利用券を33枚交付するものです。事業開始からこれまでの1年8カ月に、この事業を利用した方は35名、過去1年間で見れば21名となっております。過去1年間に運転免許証を自主返納した方28名に対して、村の支援事業を利用した方が21名という状況でありますので、支援という面で見れば、必要な方にはほぼ行き届いていると言えるものと思っております。なお、大町警察署では、運転免許証の自主返納をする方に対して、村の支援事業の案内とその利用を勧めていただいておりますので、その効果が数字としてあらわれているものと言えます。

2点目のデマンドタクシーの利用対象人数と登録者数等についてお答えをいたします。

いわゆるデマンドタクシーは、白馬村乗り合いタクシー運行事業実施要綱に基づいて実施をしています。利用対象者は要綱第2条第1項第1号から第8号までのいずれかに該当する方になります。複数の要件に該当する方も多くいらっしゃいますので、各号に該当する人数を単純に合算した数値が利用対象者の全体数にはなりません。

そこで登録要件の大半を占める50歳以上という要件に絞って、利用対象者数と登録者数とについてお答えさせていただきますと、本年9月末の登録者数は699名で、登録要件別に見ると、50歳以上の方が667名、障がい者等が20名、母子家庭等が6名、その他が6名という内訳

となっています。

本年9月末の50歳以上人口は4,463人、これが利用対象者数に当たりますが、これに対して登録者数は667人ですので、対象者に占める登録者の割合は14.9%となります。これを年代別に見ますと50歳代は0.7%、60歳代は4.1%、70歳代は17.4%、80歳代は48.9%、90歳代以上は57.6%となっており、年代に応じてその割合が増加していることがわかります。

次に、利用と運営の状況について、平成28年度運行状況報告書からその概要をお答えさせていただきます。

登録者数は700人で、60歳代以上が96.1%と大半を占めており、80歳代の登録者数が301名と最も多く、登録に対する利用の割合は35.5%となっています。運行日数は243日で、乗客数は7,855人でありました。運行便数は3,178便でありましたので、1便当たりの平均乗客数は2.5人となります。

目的地別に見ると、病院等を目的地とする乗客が1,498人と最多であります。このほか買い物、スポーツや浴場といったリフレッシュを目的とした外出、銀行や郵便局など幅広い目的で利用をされています。収支の状況を見ると、運行委託料を始めとする支出額1,194万9,000円に対して、運賃収入は217万1,000円であり、その差額は977万8,000円を一般財源で負担をしているところであります。

最後に運行内容に対する評価についてのアンケート調査の結果から申し上げます。なお、アンケートは11月末日までに提出をお願いしたもので、これからお答えする数値は集計過程のものとしてご理解をいただきたいと思えます。

総合的な満足度でいえば、とても満足している、または満足をしているとする回答割合が46.5%であるのに対して、余り満足していない、または、全く満足していないとする割合は17.5%となっており、前者が後者を大幅に上回っていることから、総合的な満足度は高いと言えそうであります。

ただ、主な運行内容では、土日や祝日、年末年始を除いている運航日と午後4時としている最終便の運行時刻の2つの項目において、悪い、または大変悪いとする回答割合が大変よい、またはよいとする割合を上回っていますので、これらについては改善の余地があるといった状況であります。

3点目の村の公共交通機関に対する考え方についてのご質問であります。地域公共交通とは、行政や交通事業者だけでなく、村民、商店、観光事業者、病院などを含む多様な主体者が公共交通を守り育てていくという共通意識を持って取り組むことが重要であります。

村では、主に高齢者や自動車運転免許を持たない移動制約者の買い物、通院などの交通確保と社会参加を図るためにデマンド型乗り合いタクシーを運行していますが、移動制約者以外にも利

用可能な公共交通システムとしての運行内容等の見直しやインバウンドを含めた観光客を対象とした観光交通については、白馬村観光事業者、索道事業者といったそれぞれの運行主体となって、冬季間を中心にバスの運行を行なっています。

また、外国人宿泊客数は毎年増加傾向で、スキー場間の送迎バスのほか、泊食分離の形態を好み、村内外へ足を運んで食事をする観光客を対象に夕方以降の時間帯にナイトシャトルバスが運行されていますが、観光客向け二次交通のさらなる充実が求められています。

村内の通学の状況では、小学校2校、中学校1校ともにスクールバスを運行していないことから、家族による自家用車等での通学送迎が多数を占めており、高校については、地元高校があるものの村外への通学者が約7割を占めるなど、自家用車での送迎に加えJR大糸線や長野白馬路線バスを利用しており、児童・生徒に対する公共交通環境については、家族間等の協力を頼っているのが現状です。

このように、住民、観光客の双方の側から公共交通の充実を求める声がある一方で、既存の交通機関については運行主体が混在しており、必ずしも効率的なネットワークにはなっていないことから、より利便性が高く持続可能な公共交通体系を確保するため、過去において経済的、経営的な課題を整理、解決できなかった点を踏まえ、多様なニーズを効率的に集約化し、新たな公共交通網として、利用者のニーズ等に合わせた体系となるよう根本的な改善を図る必要があると感じており、庁内での議論を始めたところであります。

以上、1点目の質問に対しての答弁とさせていただきます。

**議長（北澤禎二郎君）** 答弁が終わりました。太田議員、質問はありませんか。太田議員。

**第9番（太田伸子君）** ただいまのご答弁の中で、自主返納された28名の方に対して、21名が乗り合いタクシー、いわゆるデマンドタクシーの利用券33枚を交付されたというふうにお話しされています。それで、ほぼ行き届いているという答弁がありましたが、この利用券は自主返納された方1回限りの交付であります。1回限りで33枚、デマンドタクシー往復使うと2枚要るようになりますので、1カ月分にも足りません。村長、その辺はどのようにお考えになりますか。

**議長（北澤禎二郎君）** 答弁を求めます。窪田健康福祉課長。

**健康福祉課長（窪田高枝君）** 今、太田伸子議員の再質問のほうにお答えさせていただきます。

自主返納支援事業でのデマンドタクシー利用券33枚の交付につきましては、利用者の負担軽減を目的としているものではありませんので、これを交付することによってお試し利用をしていただくという意味合いが強くございます。

33回の利用で、予約や利用の方法についてなれていただくことを目的としているもので、ご理解をお願いいたします。

また、アンケート調査の中では、利用料金300円に対しての不満はほとんどなく、300円で自宅から目的地にドア・ツー・ドアで行けることはお得でとても便利だという意見をいただい

ておるところでございます。

以上です。

**議長（北澤禎二郎君）** 答弁が終わりました。質問はありませんか。太田議員。

**第9番（太田伸子君）** この間のテレビの報道の中でも、県の警察本部の皆さんも高齢者の方の自主返納はぜひお願いしたいという推進がありました。それで返納した際には、各自治体で今のそういういろいろな支援事業があるので、ぜひ利用していただくようにというふうなことで推進されています。

しかし、その次の言葉に、ぜひ地域の公共交通機関を使った移動を考えていただきたいというふうな本部の方のお話でした。しかし、この地域には、公共交通というのは大糸線ぐらいしかないんですよ。それでデマンドタクシーの今の利用というのも、先ほど村長の答弁の中で、デマンドタクシーの利用対象者、いわゆる50歳以上の人口は4,463人、それで登録者数は約700人というふうに伺いました。この割合が14.9%、村民の50歳以上の14.9%しか登録していないわけです。それで1便当たり2.5人。そのデマンドタクシーに対して約1,000万円の村費が投入されている。しかし、デマンドタクシーの利用の方々はドア・ツー・ドアとおっしゃっても、これはすごく限られた方がこの300円のデマンドタクシーを使っているというふうになります。

免許を返納すれば、移動手段というものが直ちに奪われるようになり、運転に多少不安が感じられていても、やはり返納すると動きが大変になるのでとって、ちゅうちょする方もあるかと思えます。安心して移動手段が確保できる仕組みづくりが急務と考えますが、村長のお考えを伺います。

**議長（北澤禎二郎君）** 答弁を求めます。下川村長。

**村長（下川正剛君）** 先ほど答弁をいたしました。このデマンドタクシー、発足から10年経過したというようなことで、もう一度この状況を原点に戻って検討してみる必要があるではないかということで、今庁内でも検討をしているところであります。

この答弁の中でのデマンドタクシー、ドア・ツー・ドアというような形の中で、非常にありがたいといった意見もありますし、片や都合が悪い、時間的にもどうだというような、そんなこともありますので、そういうことも含めた中で、そしてまた子どもの通学の足として、そういったことも含めた中で、もう一度検討してみるではないかというようなことを今取り組み始めたところであります。

**議長（北澤禎二郎君）** 答弁が終わりました。質問はありませんか。太田議員。

**第9番（太田伸子君）** 村民の中の方々でも、公共交通に対しての取り組みというかをされている皆さんもいらっしゃいます。先日、朝日町のほうにも研究に行かれたようです。ちょっと参加はできませんでしたので、内容はちょっと存じ上げないんですけども、皆さんのやはり関心も公

公共交通のほうにも向かっているのかなというふうに思います。

過日、私たち議会が村民との懇談会というのを行わせていただいたんですけども、そのときにもやはり公共交通の話も出ておりました。また、お年寄りの中でもデマンドタクシーを使われる皆さん、どうしてもドア・ツー・ドアでなければいけない高齢者の方もいらっしゃると思います。しかし、元気な高齢者というんですか動ける方は、もし公共交通ができ停留所ができたなら、時間的に余裕を持ってそこまで行って、計画した行動をしていただいで公共交通を使っていたらというところも、いろいろな面で利点があるのではないかとこのように私は思っています。

デマンドタクシー、この乗り合い事業に対して毎年大体1,000万円ぐらいの村費が投入されるということも、やはりまだ50歳以下、先ほど村長もおっしゃられましたが、子どもたちの学童とか中学生などの気軽な移動の交通手段の確保にもなると思いますので、ぜひ検討していただきたいなというふうに思っています。

そこで、総合戦略の中で、安心・安全な生活を守る買い物支援としての支援車両の運行というのが、平成31年に計画されていますが、その取り組みはどのようになっていますでしょうか。

**議長（北澤禎二郎君）** 答弁を求めます。窪田健康福祉課長。

**健康福祉課長（窪田高枝君）** 買い物支援につきましては、実際今まだ手がついていないところです。介護保険の中でも、ことし4月から総合事業というものが始まりまして、こちらのほうの中で、協議会を発足しております。その中で、各地域、村内で困っていることですか、そういったことの意見を今取りまとめたりしております。

そんな中で、やはり年をとって足がないと買い物にも行けない。そういった商品を積んだ車が回ってくるとありがたいなというようなお話も伺っております。これからそういった意見を集約いたしまして、どのような事業が村で行えるか、これから検討してまいりたいと考えております。

**議長（北澤禎二郎君）** 答弁が終わりました。質問はありませんか。太田議員。

**第9番（太田伸子君）** 今村の中では、デマンドタクシーと公共交通ではないですけども、観光客用にナイトシャトルバスとかも運行されています。所管が違う、観光課である、福祉課である、いろいろな事業に対して、いろいろなところに村費を投入するならば、横断的にぜひ考えていただいで、村民も気軽に利用できるような公共交通を考えていただきたいと思いますので、ぜひ前向きにご検討いただきたいと思います。

それでは、次の質問に移ります。

医療と福祉について。

国の施策が医療から介護福祉に転換されてきています。特別養護老人ホーム施設建設により在宅介護や介護予防に重点が置かれています。第5次総合計画では、高齢者福祉の基本目標に、住みなれた地域で安心して暮らし続けられる仕組みとありますが、どのようなものなのか、村長の

お考えを伺います。

2025年にピークを迎えるとされている高齢者社会は、白馬村も同様であります。老老介護が普通の生活の中で、村の介護計画を伺います。

**議長（北澤禎二郎君）** 答弁を求めます。下川村長。

**村長（下川正剛君）** 医療と福祉について、2つ目の質問でありますけれども、その前に、先ほど高齢者の運転免許証の返納の状況が全国的なデータがありますので、お伝えをしたいと思います。返納率が一番高いのが70歳から74歳、33.1%だそうであります。75歳から79歳が17%、80歳から84歳は18.4%ということで、全国的に見ると70から74歳が一番多いと、こんな状況であります。

それでは、2つ目の医療と福祉に関する一つ目の質問であります。住みなれた地域で安心して暮らし続けられる仕組みという基本目標は、村の高齢者福祉計画の基本目標の一つでもあり、これを実現するために、地域包括ケアシステムの構築に取り組んでいるところです。地域包括ケアシステムとは、住まい・医療・介護・予防・生活支援が一体的に提供される社会システムであり、これが実現されると住民の生活が変わってくるというふうに考えております。具体的には、自立をしている、生活することができる元気な方であれば、働くことで満足感や充実感を得ることができる。介護や支援等が必要にならないように、生活機能改善を必要としている予防段階の方であれば、地域で孤立することなく周囲とのつながりや生きがいを持ちながら生活することができる。

自立度が低下をし、何らかの支援が必要になってきた方であれば、専門職によるチームケアにより見守られているという安心感を得ることができる。

介護や医療が必要となってきた方であれば、最期まで自分らしく生きるため、またみずからの最期を受け入れる準備のための時間を十分に確保できる。

つまり、基本目標を言いかえると、住みなれた地域で安心や健康、生きがい、誇りを感じながら、心豊かに自立した生活を可能な限り送るといったこととなります。

村の高齢者福祉計画では、安心面でいえば包括的支援事業や在宅福祉事業、生活支援サービス。健康面でいえば健康づくりや介護予防、生きがいの面でいえば、高齢者の社会参加の推進、誇りの面でいえば権利擁護や認知症施策といったように、それぞれに必要な施策を定め、関係機関や住民団体とともに取り組んでいるところであります。

次に、高齢化社会を迎えるに当たっての村の介護計画についてですが、村の介護計画については、現在策定中の北アルプス広域連第7期介護保険計画と整合性を図りながら、村の高齢者福祉計画の中で定めていきます。

全国的には団塊の世代が後期高齢者となる2025年が高齢化社会のピークと言われていますが、高齢化率の高い大北地域では、全国より早い2019年にピークを迎え、その後は減少に転

じると推測されております。この推測では、白馬村のピークは2020年とされております。

高齢者人口が減少をしていきますので、要介護者数も2021年から22年ごろから減少していく見込みとなっています。ただ、認知症の方、ひとり暮らしの高齢者、高齢者のみ世帯といった何らかの支援を必要とする高齢者は、現在の家族構成や生活スタイルから想像すると、むしろ増加していくのかもしれませんが。そのために、今後はこうした方々が地域で安心して暮らすための施策が今以上に必要になってくるものと見込んでおります。

介護が必要な方には、デイサービスやヘルパー訪問、ショートステイなどといった在宅介護サービスを過不足なく提供することを目指し、地域のケアマネジャーや介護サービス事業者と連携してまいります。

元気な方には、要介護状態になる時期を先延ばしすることを重要視し、介護予防事業に注力してまいります。また、加齢に伴って発生する暮らしの困り事を解決するための体制の整備、集いの場づくりなど、暮らしを支えるために必要なことについては、本年4月に設置をした生活支援・介護予防サービスの協議会において、支援ニーズや必要な社会資源の把握、これらのマッチング、サービス提供の担い手などについて検討を進めているところであります。

認知症対策としては、認知症カフェや認知症サポーター養成講座、講演会などを通じて、正しい知識と理解の啓発に努めるとともに、地域における見守りネットワークの形成にも着手をしています。

本年度は、平成30年度から32年度までを計画期間とする高齢者福祉計画を策定しますので、策定委員会の中では、以上のような高齢者の介護や暮らしの支え方などについて検討を重ね、必要な施策を事業等を盛り込んでいく考えであります。

以上、2つ目の質問に対しての答弁とさせていただきます。

**議長（北澤禎二郎君）** 答弁が終わりました。太田議員、質問はありませんか。太田議員。

**第9番（太田伸子君）** 先ほどの公共交通のところでも白馬村の50歳以上の人口が4,463名ということは、今白馬村は大体9,000人弱として、9,000人としても半分の方が今白馬村は50歳以上の方ではないかというふうになると思います。それで、高齢社会というのは、もう2020年が白馬村ではピークと言われていますが、まだまだそれはずっと続いていくのではないかというふうに思われます。

それで、先ほど基本目標のところ、住みなれた地域で安心して暮らし続けられる仕組みというところ、村長は、その地域で安心して健康、生きがいを見つけ、誇りを感じながら心豊かに自立した生活を可能な限り送る。もうすぐく幸せで絵に描いたような老後が私には待っているように思えます。

ことしの文化祭を見させていただいても、素晴らしい作品が高齢者の皆様も出しておられる。そういう元気な高齢者の皆様は、今とても元気ですけれども、いつどこで介護にお世話になるか

わからないという不安も抱えられています。私たち、もう60を過ぎましたので、そういうのは現実を感じています。

デマンドタクシーも土日がお休みになり、岳の湯デイサービスもなかなか土日というところでは受け入れはない。これから観光が盛んに、これから観光業の皆さんがお忙しくなられたときの、年寄りのそういう介護の土日の計画というものは、村長、どのようにお考えになりますか。

**議長（北澤禎二郎君）** 答弁を求めます。窪田健康福祉課長。

**健康福祉課長（窪田高枝君）** 今、実際白馬村内で行われていますデイサービスとかは、土日に対応しておりません。観光業をなさっているご家族の方だとかからは、土曜日とかもデイサービスをやれないのかというご意見も伺っているのが実際でございます。

これについては、また今後改善できるところは改善していければと、こちらも思っておりますので、また取り組みをしていきたいと思っております。

こういった通所型のサービスについては、土日なかなか対応できない面もあるんですけども、在宅におきましてヘルパーさんの訪問ですとか、また看護師さんの訪問とかといったサービスもございますので、こちらのほうで対応を考えていきたいと思っております。

**議長（北澤禎二郎君）** 答弁が終わりました。質問はありませんか。太田議員。

**第9番（太田伸子君）** 今の第7期の介護計画を策定されているところ、介護保険の計画を策定されているところで、白馬村としては、居宅介護施設の29床というものを希望され、6期からの継続としての事業で居宅介護施設を希望されています。

この小規模多機能居宅介護施設というものは、いわゆる今できている岳の湯のような施設だと思いますが、この施設、第7期にのせていただける可能性はあるのでしょうか。お伺いいたします。

**議長（北澤禎二郎君）** 答弁を求めます。下川村長。

**村長（下川正剛君）** 29床は、今まで第6期の計画にのせてありますし、第7期のほうにも当然のせるようになっていきます。白馬村ということじゃなくて、北部地区にそういうものがないということで、今まで白馬村、小谷村で手を挙げていたわけでありましてけれども、事業者がないというようなことで今継続されているというような内容であります。

岳の湯の延長みたいなところであります。

**議長（北澤禎二郎君）** 窪田健康福祉課長。

**健康福祉課長（窪田高枝君）** 私のほうでも補足をさせていただきます。

先ほど太田議員のおっしゃいました小規模多機能型の居宅介護というものの、この施設についてでございますが、岳の湯のようなデイサービスもございますし、またここにこういったデイサービスのような通いを中心に利用しながら、訪問介護ですとか、泊まり、ショートステイも同時に行えるサービス事業所になります。ですので、24時間途切れなくサービスを受けられるという

ところで、白馬・小谷の北部地区にぜひ北アルプス広域連合第7期の計画の中でこの施設整備をお願いしたいということで要望しているものでございますので、実現するように、また実際にこういったものを建設したいという事業者が表面化してきましたら、こちらのほうとも連携をとりながら実現させたいと思っております。

29床というのは、介護保険上の表記の仕方でありまして、29人定員ということで、泊まりについては5床ということになりますので、お願いいたします。

**議長（北澤禎二郎君）** 答弁が終わりました。質問はありませんか。太田議員。

**第9番（太田伸子君）** 7期のところは、7期で上がっているということは、3年前の6期のところから上がってこないというふうに入っていないというふうにお聞きしています。これが今7期のところは平成30年3月31日までに計画を上げ、7期は平成30年4月から3年間というふうにお伺いしています。

今、普通の福祉法人のところで、老人介護施設、特別養護老人施設ですか、その29床ぐらいを白馬にという民間の方からの声もお伺いいたしました。しかし、やはり補助金を受けなければ、これはなかなかできないことですので、今上げたからといってすぐにはならないと思います。

7期の分としては、すぐに進んでいるとして、7期の最後の年に補助金をおろしてもらうとかではなく、8期に向けてぜひご検討いただきたいと思うのですが、村長、その辺のところはどのようにお考えになりますか。

**議長（北澤禎二郎君）** 答弁を求めます。太田副村長。

**副村長（太田文敏君）** ただいまのご質問でございますけれども、そういった施設について、第8期で検討をということでございますが、これで第7期の計画のところで行なっているところなんですけれども、この第7期の介護保険の状況を見ながら第8期のほうの計画の策定に移っていくということで、第7期の状況を見ながら関係機関と調整するというに、これからなっていくかというふうに思っていますので、よろしく申し上げます。

**議長（北澤禎二郎君）** 窪田健康福祉課長。

**健康福祉課長（窪田高枝君）** また補足をさせていただきます。

今、特別養護老人ホームの施設整備についてお話が出たんですけれども、今特別養護老人ホームの入る方は要介護3以上の方に限定されます。特例として、要介護1・2の方が入れる状況でございます。今、広域全体では150人から160人ぐらいの方が、この北アルプス広域連合にある特養の待機者の数となっております。このうち白馬村では現在15名の方が特養の申し込みをされていると聞いております。

入所申し込みをしてから入所になるまでの待機日数でございますが、今現在1年未満で入所している人が、申し込みをしている中の全体の8割。それから、そのうちの約6割の方は半年未満で入所できるような状況になっております。こういったこともありまして、白馬村では特別養護

老人ホームにつきましては、第7期の計画で上げるのではなく、その3年間の中でこういった状況とかを鑑みまして、第8期の計画の中で必要があれば、またお願いしていきたいと考えております。

以上です。

**議長（北澤禎二郎君）** 答弁が終わりました。質問はありませんか。太田議員。

**第9番（太田伸子君）** 白馬村の中では、今15名でそんなに困っていないという形態なのかもしれません。待機期間が1年未満、半年未満で入れるというお話ですが、年寄りという言い方はいけないんですが、高齢者を抱えている家庭にとって、急に倒れました、入りたいです、待機期間はもう少し待ってください、1年ですと言われても、一日一日がとても長いんですよね。

それで、倒れられる方が80歳以上の方でしたら、今度見るのは60歳以上の方というふうに見る者もやはり一緒になって倒れるという可能性もあります。ぜひ預かっていただけたところがあるという安心感から、白馬村はまだ少ないですので、ぜひ前向きに検討していただきたい。今すぐというわけにはいかないことは、もちろんそうですので、ぜひ前向きな検討、これからピークを迎えるといっても、4,000人、何千人という高齢者がどんどん出てきますので、ぜひお願いしたいと思います。

介護する者にとっては、1週間、2週間は我慢できても、その先というのは、先のない、長い生活になります。ぜひそういう預かっていただける、介護の場所があるという安心感を白馬村村民に与えていただきたいと思います。村長、その辺はどういうふうにお考えになりますか。

**議長（北澤禎二郎君）** 答弁を求めます。下川村長。

**村長（下川正剛君）** 全く私もそのとおりに思っておりますが、先ほど健康福祉課長が説明したとおりでありますので、しっかりと対応しながら進めてまいりたいというふうに思っております。

**議長（北澤禎二郎君）** 答弁が終わりました。質問はありませんか。太田議員。

**第9番（太田伸子君）** 介護のこと、また高齢者のことはどんどんと身につまっているところがありますので、ぜひよろしくお願ひしたいと思います。

それでは、次の質問に移ります。

2年続きの仮設で営業が心配されていた白馬さのさかスキー場の今期の営業が決まりました。白馬のスキー場の中でも南の玄関口として古くから人気のある、スキーヤーの訪れるスキー場です。民間の営業ではありますが、村としてこの再開に対してどのようにお考えか、村長、お伺いいたします。

**議長（北澤禎二郎君）** 答弁を求めます。下川村長。

**村長（下川正剛君）** 太田議員地元のスキー場ということで、特に熱意があろうかと思いますが、白馬さのさかスキー場の営業継続につきまして、村長の考えはどうかということでもあります。

9月議会の一般質問でもほかの議員から存続の危機にあるさのさかスキー場に関する見解を問

われ、同スキー場は昭和30年代に佐野地区の方々の努力によりまして開設をされたスキー場で、村の南の玄関口にあるスキー場としてお客様に愛されてきたスキー場であり、その動向を非常に心配をしていると答えました。

私自身も関係者から情報収集に努めてまいりましたが、民間企業同士の交渉にはオープンにできない事情があるようで、歯がゆさ、もどかしさを感じておりました。こうした中で地元佐野坂観光協会を始め、関係者のご努力と熱意により今シーズンの営業継続の知らせが届いたことは心からうれしく、安堵をいたしたところであります。議会初日の挨拶でも触れましたが、厳しい状況下、運営を決断をいただいた企業には大変感謝を申し上げるところでございます。

ただし、継続決定が10月の後半と、スキーシーズン直前の時期になり、白馬バレーを構成するスキー場ではあるもののパンフレット等の印刷物に間に合わないなど、プロモーション活動での出遅れは否めません。村及び観光局では、国道に面した本当にアクセスのよい、ちょうどいいサイズのさのさかスキー場が今シーズンも元気に営業するという情報発信に努め、来週末に予定しているグレンデオープンが例年以上ににぎわうことを願っているところであります。

先日、アドバンスの辻社長に私、ちょっとお行き会いする機会がありましたので、私からもお礼を言いながら、また来シーズンも続けてやっていただくよう、私のほうからお願いをしていたところであります。

私としても、先ほど申し上げましたとおり、本当に白馬村の玄関口のスキー場であるという大事なスキー場でもありますので、観光協会と連絡を密にしながら、継続ができるような、そういったふうにしてまいりたいと思っておりますが、何しろ来シーズンはまだ未定だということでもありますので、私からの感想は以上であります。よろしく申し上げます。

**議長（北澤禎二郎君）** 答弁が終わりました。太田議員の質問時間は、答弁も含めあと11分です。質問はありませんか。太田議員。

**第9番（太田伸子君）** さのさかの営業がこの際になって決まったというところで、スキー場のほうもばたばたとしていて、なかなかプロモーション活動などできておりませんので、村長、行政の皆さんが各地区、いろいろなところへ出かけられた折には、ぜひ皆さんでさのさかスキー場を盛り上げていただくようお願いしたいと思っております。

11月下旬からの降雪に白馬村は恵まれて、今村内3カ所のスキー場の一部、ほとんどがオープンされ、さい先のよいスキーシーズン到来を感じているところであります。2年続きの寡雪状態から脱却に期待を寄せているところではございますが、この積雪が順調に年末年始まで続き、さのさかも順調な営業になるよう期待しております。

この2日間の一般質問に対する村長の所見をお伺いし、平成30年度にかける決意の一端が感じられたところでございます。しかし、定例会開会の村長の発言から、議会、村民に混乱を招き、昨日、村長よりおわびのお言葉をいただきました。

観光局の財源確保とか、あんなに大きく取り上げられるとは思っていなかったとおっしゃって  
おりました。村長就任からもう3年余りがたち任期残り少なくなってきたところ、少し気の緩み  
があるのではないのでしょうか。村長の発言として、村長としての発言、言葉の重みをしっかりと  
受けとめていただき、今ここで気を引き締め直し、村民の声を忖度し、村民お一人お一人が安  
心・安全な営みができますよう、村づくりに取り組んでいただきたいと念じまして、一般質問を  
終わります。

**議長（北澤禎二郎君）** 質問がありませんので、第9番太田伸子議員の一般質問を終結いたします。

昨日の答弁で修正の申し出がありましたので、教育長からの発言を許可します。平林教育長。

**教育長（平林 豊君）** 昨日の田中麻乃議員の答弁で、白馬中学校ICTの関係で、次世代の教育  
情報化推進事業の協力校として、研究を進めていくのは来年度ではなく、今年度であります。

また、北小学校の教育目標を「今を考える北城の子」と言いましたけれども、「今を頑張る北  
城の子」であり、楽しい学校生活を送るためのアンケートをUQと言いましたけれども、QUの  
誤りですので、訂正しおわびいたします。

**議長（北澤禎二郎君）** 以上で日程第1 一般質問を終結いたします。

これで本定例会第3日目の議事日程は全て終了いたしました。

お諮りいたします。明日から、定例会日程予定表のとおり委員会等を行い、12月18日午前  
10時から本会議を行いたいと思いますが、これに異議ございませんか。

（「異議なし」の声あり）

**議長（北澤禎二郎君）** 異議なしと認めます。よって、明日から、定例会日程予定表のとおり委員  
会等を行い、12月18日午前10時から本会議を行うことに決定いたしました。

これをもちまして、本日は散会といたします。大変ご苦労さまでした。

散会 午後 3時01分

平成29年第4回白馬村議会定例会議事日程

平成29年12月18日（月）午前10時開議

（第4日目）

1. 開 議 宣 告

日程第 1 常任委員長報告並びに議案の採決

平成29年第4回白馬村議会定例会議事日程

平成29年12月18日（月）

（第4日目）

追加日程

日程第 1 発議第 5号 「議案第59号白馬村執行機関の附属機関の設置等に関する  
条例の制定について」に対する附帯決議について

## 平成29年第4回白馬村議会定例会議事日程

平成29年12月18日（月）

（第4日目）

### 追加日程

- 日程第 2 議案第65号 和解及び損害賠償の額を定めることについて
- 日程第 3 議案第66号 職員の勤務時間及び休暇等に関する条例の一部を改正する条例について
- 日程第 4 議案第67号 白馬村議会議員の議員報酬及び費用弁償等に関する条例の一部を改正する条例について
- 日程第 5 議案第68号 白馬村特別職の職員で常勤の者の給与に関する条例の一部を改正する条例について
- 日程第 6 議案第69号 一般職の職員の給与に関する条例の一部を改正する条例について
- 日程第 7 議案第70号 平成29年度白馬村一般会計補正予算（第7号）
- 日程第 8 議案第71号 平成29年度白馬村国民健康保険事業勘定特別会計補正予算（第3号）
- 日程第 9 議案第72号 平成29年度白馬村下水道事業特別会計補正予算（第3号）
- 日程第10 議案第73号 平成29年度白馬村水道事業会計補正予算（第4号）
- 日程第11 発委第 5号 核兵器禁止条約の調印を求める意見書
- 日程第12 発委第 6号 住宅宿泊事業法施行における長野県条例制定に関する意見書
- 日程第13 常任委員会の閉会中の所管事務調査について
- 日程第14 議会運営委員会の閉会中の所掌事務調査について
- 日程第15 議員派遣について

## 平成29年第4回白馬村議会定例会（第4日目）

1. 日 時 平成29年12月18日 午前10時より

2. 場 所 白馬村議会議場

3. 応招議員

第1番	丸山 勇太郎	第7番	横田 孝穂
第2番	田中 麻乃	第8番	篠崎 久美子
第3番	太田 正治	第9番	太田 伸子
第4番	伊藤 まゆみ	第10番	田中 榮一
第5番	松本 喜美人	第11番	津滝 俊幸
第6番	加藤 亮輔	第12番	北澤 禎二郎

4. 欠席議員

なし

5. 地方自治法第121条の規定により説明のため議会に出席した者の職氏名

村 長	下川 正剛	副 村 長	太田 文敏
副 村 長	藤本 元太	総務課長	吉田 久夫
観光課長	横山 秋一	会計管理者・室長	田中 哲
建設課長	酒井 洋	農政課長	太田 洋一
健康福祉課長	窪田 高枝	上下水道課長	山岸 茂幸
住民課長	矢口 俊樹	教育課長兼子育て支援課長	田中 克俊
総務課長補佐兼総務係長	下川 浩毅		

6. 職務のため出席した事務局職員

議会事務局長 山岸 俊幸

7. 本日の日程

1) 常任委員長報告並びに議案の採決

2) 追加議案審議

発議第5号（議員提出議案）説明、質疑、討論、採決

議案第65号から議案第73号まで（村長提出議案）説明、質疑、討論、採決

発委第5号（総務社会委員会）説明、質疑、討論、採決

発委第6号（産業経済委員会）説明、質疑、討論、採決

3) 常任委員長の閉会中の所管事務調査について

4) 議会運営委員会の閉会中の所管事務調査について

5) 議員派遣について

## 1. 開議宣告

議長（北澤禎二郎君） おはようございます。

ただいまの出席議員は12名です。

太田副村長が公務のため遅参しかつ途中退席します。また、平林教育長と篠崎税務課参事兼課長が所用のため、松澤生涯学習スポーツ課長が公務のため欠席しますので、ご報告いたします。

これより平成29年第4回白馬村議会定例会第4日目の会議を開きます。

## 2. 議事日程の報告

議長（北澤禎二郎君） 本日の議事日程は、お手元に配付してあります資料のとおりです。

### △日程第1 常任委員長報告並びに議案の採決

議長（北澤禎二郎君） 日程第1 常任委員長報告並びに議案の採決を行います。

それぞれ常任委員会に付託されました案件について、順次、各委員長より審査結果の報告を求めます。

お諮りいたします。

議案第59号 白馬村執行機関の附属機関の設置等に関する条例の制定についてと、議案第61号 平成29年度白馬村一般会計補正予算（第6号）については、常任委員長報告が終了した後に、討論、採決をいたしたいと思いますが、これにご異議ありませんか。

（「異議なし」の声あり）

議長（北澤禎二郎君） 異議なしと認めます。よって、議案第59号 白馬村執行機関の附属機関の設置等に関する条例の制定についてと、議案第61号 平成29年度白馬村一般会計補正予算（第6号）は、常任委員長報告終了後に、討論、採決を行うことに決定いたしました。

最初に、総務社会委員長より報告を求めます。第8番篠崎久美子総務社会委員長。

総務社会委員長（篠崎久美子君） それでは、ただいまより総務社会委員長報告を申し上げます。

本定例会におきまして、総務社会委員会に付託されました議案は4件、請願1件、陳情2件です。

以上につきまして、審査の概要と結果をご報告いたします。

まず、議案第59号 白馬村執行機関の附属機関の設置等に関する条例の制定についてです。

地方自治法昭和22年法第67号第138条の4第3項の規定に基づく附属機関の設置については、個別の条例で制定をしておりましたが、この条例にまとめることとするものです。あわせて関連する条例を廃止するものです。

当委員会におきましては、条例別表のうち、白馬村計画審議会、白馬村表彰審議委員会、白馬村子ども・子育て会議について、所管事項として審査をいたしました。

質疑に入り、そのほかの村の審議委員会などは当該条例の中に入らないのかという質疑があり、

これは地方自治法第138条の4第3項の規定を根拠とする附属機関をまとめたもので、別の根拠法によるものは、また、別の性格を持つものは個別に条例で定めており、現行どおりであるという答弁がありました。

また、計画審議会に関し、第5次総合計画策定時にはあえて議員は委員としては入らなかった。総合計画の基本構想は議決に付すべき事件とされているが、議決事項を審議する諮問機関の委員に議員が入っている。この点について行政の見解はという質疑があり、現在では総合計画策定は地方自治法の規定から外れているので、今後定期的に基本構想を策定するかはわからない。また、今後必要に応じて設置するというものになるとも考えられる。総合計画の基本構想は議決事件になっても、計画策定の流れについては議員に委員として入ってもらい、知ってもらおうほうがよいのではないかと事務局としては考えているということでした。

また、実際の設置において、必要事項は要綱などで定めるのかという質疑があり、細かな部分は要綱ではなく規則で決めていくという答弁がありました。

今回、条例で一本化するに当たり、既存の各委員会などについては見直し作業をする必要性はなかったのかという質疑があり、各担当課に打診した結果、従前どおりの委員選出方法などになっているというものでした。

公募委員のない委員会があるが、住民の意見を聞くという村の姿勢が統一されていないと思われるという質疑があり、例えば白馬村表彰審議委員会を構成する学識経験を有する者の中に各地区の区長さんに入ってもらうなどして、実際は住民の意見をくみ取っていると考えている。また、専門的な審議が必要な委員会においては、公募の住民が入るとするのはそぐわないと思われるという答弁がありました。

討論に入り、村づくりの根幹をなす審議会などについては、公募による村民からなる委員を確保していくのが重要と考えるが、今回公募による住民の参加を検討しない会議があるので、反対という討論がありました。

採決の結果、委員多数の賛成により、議案第59号の所管事項については可決すべきものと決定をいたしました。

続きまして、議案第60号 白馬村特定教育・保育施設及び特定地域型保育事業の運営に関する基準を定める条例の一部を改正する条例についてです。

これは、関連する国の2つの内閣府令が改正されたことを受けての条例改正です。「必要に応じて」という文言を入れることにより、運用により弾力性を持たせるものになっています。

委員全員の賛成により、議案第60号は可決すべきものと決定をいたしました。

続きまして、議案第61号 平成29年度白馬村一般会計補正予算（第6号）についてです。

これは、歳入歳出予算総額にそれぞれ1億8,987万8,000円を追加、予算総額を70億8,603万円とするものです。

次に、審査内容について、所管する課ごとにご報告いたします。

始めに、総務課関係です。主なものです。

普通旅費18万8,000円の増額については、観光地経営計画にうたわれている新たな観光の財源を考えるため、国などの関係機関との打ち合わせなどへの出張旅費で、年度内に二、三回を予定、また、JTBF主催の観光財源に関する研究会などへの参加旅費です。

ふるさと納税事業においては、納税額の伸びにあわせ、クレジット決済手数料などに91万8,000円、返礼品送料などに400万円、システム委託料に170万円、ノルウェービレッジで白馬村ふるさとテレワーク支援事業を受けているヤフーにふるさと納税事業を委託する委託料として4,320万円などで、合計5,008万8,000円の増額です。

ふるさと納税事業は、現在は役場内部で返礼品の発送を除いた全ての業務を行なっていますが、対応業務量の増大や煩雑化で担当職員のみでは新たな企画に手が回らず、他の業務遂行に支障が出てきているという課題があるという説明がありました。今回のヤフーへの業務委託の内容としては、返礼品の発注・発送、問い合わせの対応、事業者への代金の支払い、新たな返礼品の企画などで、村との業務分担を図るものです。委託料率は返礼品調達費を除いたものの10%となっています。

消防施設工事費として、立の間地区の防火水槽工事において水門や土砂払いなどが増工となり、208万9,000円の増額、Jアラートの小型受信機更新について、国の指示により次年度からの前倒しの実施となり216万円の増額です。立の間地区防火水槽に関しては辺地債、Jアラートに関しては緊急防災・減災事業債を特定財源としています。

ふるさと白馬村を応援する寄附金に基づく基金積立金として8,500万円です。

質疑に入り、ふるさと納税事業について主な質疑が出されました。

業務委託開始の時期について質疑があり、ふるさとテレワーク事業への補助金交付決定と予算成立の遅い時期をもって、年度内には行いたいというものでした。これについては、年度途中での事業委託になるので、トラブルにならないように注意してほしいという意見が出されました。

また、委託業務を結ぶヤフーへの土地賃貸料の見直しの予定について質疑があり、現行は土地の利用分だけとなっているが、村が買い取った建物の価値、ふるさとテレワーク事業の関係でノルウェービレッジの施設整備があり資産価値も上がっていることなどを加味して見直したい、時期は委託契約が整い次第と考えているというものでした。

また、委託することにより地元住民の雇用の見込みはという質疑があり、人数についてはわからないが、発送業務やふるさと納税事業に関連したテレワーク業務が生まれてくることを期待しているというものでした。

新たな返礼品の企画をヤフーに委託する予定だが、白馬村にそぐわないものが出るおそれがあると思われるが、村でチェックなどはしていくのかという質疑があり、企画は丸投げという体制

ではなく、発送品も含め村もチェックなどしていきたいと考えているというものでした。

続きまして、税務課関係です。

歳入において、県民税徴収委託金は、8月までの徴収実績に基づき67万4,000円の増額補正です。

続きまして、住民課関係です。

平成30年8月から実施予定の子どもを対象とした医療費の窓口における現物給付に向け、システム改修の必要性があり、25万6,000円を増額。

ごみ集積場設置補助金は、みそら野区内で小規模ステーションをさらに4カ所設置、また、どんぐり区の集積場の増設1カ所に対し、合計で108万5,000円の増額です。

質疑では、みそら野区に設置予定のごみ集積場について質疑があり、既に4カ所小規模ステーションを設置している。今回についてはボックス型ステーション方式を2カ所、やや大き目の木枠固定式ステーション方式を2カ所予定しているものということでした。

続きまして、健康福祉課関係です。

老人福祉事業費として、短期入所不足分73万円、措置入所の不足分88万2,000円、合計161万2,000円の増額です。

心身障がい者福祉事業では、自立支援給付のサービス利用の増加、支援費増加などに伴い、当初予算見込みを上回る推移となったため、今後の見込みから1,053万円の増額で、財源には国が2分の1、県が4分の1となっています。

スクラムネット委託料34万円は、児童発達支援巡回相談業務の回数増に伴うものです。

ふれあいセンター外壁改修工事において、目視確認の結果、壁のコーキング劣化がさらに認められ、防水コーキング工事の追加費用150万円の増額です。財源については福祉基金積立金となっております。

続きまして、教育課・子育て支援課関係です。

私立幼稚園に就園している園児への補助金の対象を1階層広げて4階層を設けた結果、対象者が大幅にふえていることにより149万9,000円を増額。

学校給食センター建設事業については、材料単価や人件費高騰による不足額の見込みを増額。

白馬南小学校のFF暖房機の入替え、白馬北小学校のパソコン教室や図書室などの暖房機の入替えで、合計103万7,000円の増額です。

学校給食センター建設事業について質疑があり、給食センターの屋根形状については、積雪に耐えられるものであるのかという質疑があり、雪は落とさないという考え方で、それに耐え得る構造にしたい。また、落雪を想定しないため、渡り廊下部分の除排雪の必要性も低くなると考えているというものでした。

入札について質疑があり、入札方法を変更するには時間的な制約がある、競争の原理が働く余

地はあると考えているという答弁でした。

栄養士配置の予定について質疑があり、県費職員のほか村費の職員配置を考えているというものでした。

続きまして、生涯学習スポーツ課の関係です。

平昌オリンピック・パラリンピック開催時に、選手応援のためのパブリックビューイングを設置する費用52万5,000円や、ポスター、チラシの作成などに16万2,000円などの増額です。ふるさと白馬村を応援する基金から、使途としてアルペンスキー選手育成をしているものから、211万円を白馬村スキークラブ補助金として増額です。

議案第61号についての全体を通しての討論はなく、採決の結果、議案第61号の所管事項については、委員全員の賛成により可決すべきものと決定をいたしました。

続きまして、議案第62号 平成29年度白馬村国民健康保険事業勘定特別会計補正予算（第2号）についてです。

これは、歳入歳出予算総額にそれぞれ43万2,000円を追加し、予算総額を14億4,412万2,000円とするものです。

電算化共同処理事業等委託料に43万2,000円の増額です。平成30年度国保制度改正に対応するためのシステム改修委託経費で、全額が国庫補助の対象です。

質疑、意見、討論はなく、議案第62号は委員全員の賛成により原案のとおり可決すべきものと決定をいたしました。

続きまして、請願第2号 安倍内閣の憲法9条の第3項に自衛隊明記を中心とする憲法改正の次期通常国会提出を行わないことを求める請願書についてです。

請願書の趣旨は、安倍内閣の自衛隊の憲法9条への明記を含む憲法改正案を、次期通常国会への提出を行わないことを求める意見書提出を求めるものです。

審査に当たっては、請願者からの説明希望があり、委員会として説明の場を設けました。

委員からの意見として、この請願は国会に提出しないことを求めるものだが、こういう機会にしっかりと国民の議論をすべきではないかと思う。自衛隊はその時々解釈で自衛隊の扱いをしてきている。存在そのものの扱いは、国民の中でしっかりと議論すべきではないかと思う。

また、別の意見として、憲法については、国民が変更してほしいと出すものである。自公政権が政治をつかさどっている今、憲法改正案が提出されれば絶対成立することは容易に想像できる。国民世論も分かれているので、慎重に審議をして、審議を尽くした中で国会に提出していくのが筋だと思うという意見がありました。

討論に入り、反対討論として、憲法9条についてみんなでしっかりと考えていくべき、そのほか教育のことや緊急事態なども含めて大いに憲法議論を進めるべきと考えるので、反対。

賛成討論として、憲法を遵守することは憲法に書き込まれている。それを無視している。また、

自衛隊を憲法に書き込むことによって、国民の不幸度が高まる。そういうことを総理大臣が提案すべきでないと考えるので、賛成という討論が出されました。

採決したところ、委員少数の賛成により、請願第2号は不採択すべきものと決定いたしました。

続きまして、陳情第10号「若い人も高齢者も安心できる年金制度」を国の責任で創設するための意見書提出を要請する陳情についてです。

陳情書の趣旨は、1、隔月支給の年金を毎月支給に改めること、2、年金支給開始年齢の引き上げを行わないこと、3、マクロ経済スライドは実施しないこと、4、全額国庫負担の最低保障年金制度を早期に創設することの意見書提出を求めるものです。

意見では、理想論であり、このような要望は年金制度が破綻すると考えられる。最低保障年金は現在の状況下では実現は困難と思われる。

また、別の意見として、年金は消費に直結しており、下げないように努力をしないと生活が落ち込んでくる。高齢になれば働けないので、そこを保障するものと考えていかないといけない。若者は非正規雇用者が多く、企業年金などに入れないので、最低保障年金制度は理想であれ考えていかなければならないというものが出されました。

討論に入り、反対討論として、年金制度の維持は大変だと思う。マクロ経済スライドは年金を維持するために工夫して考えたものであり、現在の年金受給者こそ恵まれているのであり、未来の若者たちのほうが厳しくなるので、意見書の提出には反対。

採決したところ、委員少数の賛成により、陳情第10号は不採択すべきものと決定をいたしました。

続きまして、陳情第11号「日本政府に核兵器禁止条約の調印を求める意見書提出についての陳情についてです。

陳情書の趣旨は、唯一の被爆国である政府が速やかに核兵器禁止条約に加わり調印することを求める意見書提出を求めるものです。

審査に当たっては、陳情者からの説明希望があり、委員会として説明の場を設けました。

意見として、これは当然やらなければならない署名だと思う。日本は広島と長崎に核兵器を落とされた悲惨な体験を味わってきた世界で唯一の国としての義務と責任があると思う。核兵器のない世の中をつくるのは全世界の要求だと考えるので、賛成したいと考えるという意見が出されました。

討論に入り、賛成討論として、122カ国の国と地域が賛成しているが、不参加は日本とアメリカと言われている。自分たちも北朝鮮の核におびえている。日本は調印をして、唯一の被爆国として大変な苦しみを経てきたというところを情報発信すべきと思うので、賛成。

同じく賛成討論として、過去に国会で非核三原則の決議をしている。この非核三原則の堅持は、長崎の平和祈念式典などでも述べられている。非核三原則を堅持し、核兵器廃絶に全力を挙げる

ということが述べられている以上は、核兵器禁止条約への調印はやらなければならないと思うので、賛成。

また、同じく賛成討論として、これは当然にやらなければならないものなので、賛成であるというものが出されました。

採決したところ、委員全員の賛成により、陳情第11号は採択すべきものと決定をいたしました。

以上で、総務社会委員会の審査についての委員長報告といたします。

**議長（北澤禎二郎君）** ただいまの委員長報告に対する質疑はありませんか。

（「なし」の声あり）

**議長（北澤禎二郎君）** 質疑がありませんので、質疑を終結いたします。

議案第60号の討論に入ります。討論はありませんか。

（「なし」の声あり）

**議長（北澤禎二郎君）** 討論なしと認め、討論を終結いたします。

採決いたします。

議案第60号 白馬村特定教育・保育施設及び特定地域型保育事業の運営に関する基準を定める条例の一部を改正する条例については、委員長報告のとおり決定するに賛成の方の起立を求めます。

（全 員 起 立）

**議長（北澤禎二郎君）** 起立全員です。よって、議案第60号は委員長報告のとおり可決されました。

議案第62号の討論に入ります。討論はありませんか。

（「なし」の声あり）

**議長（北澤禎二郎君）** 討論なしと認め、討論を終結いたします。

採決いたします。

議案第62号 平成29年度白馬村国民健康保険事業勘定特別会計補正予算（第2号）は、委員長報告のとおり決定するに賛成の方の起立を求めます。

（全 員 起 立）

**議長（北澤禎二郎君）** 起立全員です。よって、議案第62号は委員長報告のとおり可決されました。

請願第2号の討論に入ります。

委員長報告は不採択ですので、最初に原案に賛成する者の発言を許します。第6番加藤亮輔議員。

**第6番（加藤亮輔君）** 請願2号について、「安倍内閣の憲法9条の第3項に自衛隊明記を中心と

する憲法改正の次期通常国会提出を行わないことを求める請願書」提出に関する請願について、賛成の立場で意見を述べたいと思います。

皆さんもご存じのように、第2次世界大戦で6,000万人から8,500万人、日本人は310万人の人が戦争で犠牲になったと発表されています。その背景から、日本国憲法9条に戦争の放棄、武力と交戦権の否認を条文化いたしました。その9条に、自衛隊を書き加えると安倍首相は明言しました。

安倍首相は、自衛隊の苦勞に報いるために憲法に明記するだけだと言っていますが、それだけの目的でしょうか。

法律は、後から書かれた条文のほうが優先するというのが原則です。9条に憲法を書き加えられることは、現憲法の武力によらない平和原則が空文化し、自衛隊の戦力を認めることとなります。一昨年の安保法制の強行成立により、他国へ出かけて戦争する集団的自衛権を持つ自衛隊を憲法が認めることとなります。

憲法に認められた自衛隊が実現すると、社会はどう変化していくのでしょうか。皆さんも想像してください。安倍首相のことですから、しっかりした軍隊にするために、防衛予算の拡大、軍事産業の育成、教育現場での国防意識の強制、自衛隊員の増員など、軍国主義化を進めるでしょう。

憲法に保障された基本的人権より国防を優先し、いろんな場面で基本的人権が制約され、自己規制して言いたいことも言えず、自由が大きく阻害される時代になることは想像できます。

12月8日から11日に、時事通信が行なった来年1月の通常国会で改憲発議を行うべきかどうかの世論調査結果は、発議反対が68.4%、賛成が20.9%です。

しかし、今の国会は小選挙区制のため、民意と議席が乖離し、安倍自公政権は憲法改正の発議に必要な3分の2の議席を得ています。今までの国会運営を見れば、提出すれば世論を無視して数による強行成立は可能です。いま一度、自衛隊を憲法に書き込むことが、国民の幸せ度が增加するか否か、国の安全度が增加するか否か、危険度が增加するのかをよく考え、改憲発議を見送る状況をつくるための意見書と私は考えます。

議員の皆さんもよく考えて、この請願に賛成することをお願いいたします。

以上です。

**議長（北澤禎二郎君）** 次に、原案に反対する者の発言を許します。第11番津滝俊幸議員。

**第11番（津滝俊幸君）** 私は、この請願について、請願書を提出することに反対する立場から討論を申し上げます。

現在の日本国憲法は、施行されてから70年が経過し、起草された当時と現代とでは時代背景も世界情勢も国民の価値観も相当違う状況です。

半世紀以上も憲法改正がされない状態が続いています。通常法律では、国民の価値観の変化に合わせて、その時代に沿った内容に改正されてよいはずですが、余りに長い間改正されないので、

さまざまな不都合な点も出始めています。

このことについて、都度都度国会では憲法改正議論が上がりましたが、本格的な改正議論までは進みませんでした。先の衆議院の解散総選挙において憲法改正を争点に選挙が行われ、2018年の通常国会において憲法改正することを約束に与党が圧勝しました。

タブーとされてきた憲法改正の議論をする状況が整ったことにより、国民も含めて大いにこの議論を深めていただくべきと思います。特に、改正議論を進める内容については、9条2項にかかわる自衛隊の扱いをどうするか、96条の改正条件のハードルが高過ぎること、国家の緊急事態条項がないこと、教育無償化などが上がっています。

国民主権の観点からも、国民へ基本的人権を尊重とした現日本国憲法の理解を促し、国会で我々の代表にしっかりと審議していただき、改正について国民的議論を盛り上げて、いずれは国民投票で憲法改正すべきというのが民主主義国家としてのあり方だと私は考えます。

よって、私はこの請願を提出することに反対をいたします。

以上です。

**議長（北澤禎二郎君）** 他に討論はありませんか。

（発言する声なし）

**議長（北澤禎二郎君）** 討論なしと認め、討論を終結いたします。

採決いたします。

請願第2号 「安倍内閣の憲法9条の第3項に自衛隊明記を中心とする憲法改正の次期通常国会提出を行わないことを求める請願書」提出に関する請願の件を採択することに賛成の方の起立を求めます。

（少数起立）

**議長（北澤禎二郎君）** 起立少数です。よって、請願第2号は不採択とすることに決定いたしました。

陳情第10号の討論に入ります。討論はありませんか。

（「なし」の声あり）

**議長（北澤禎二郎君）** 討論なしと認め、討論を終結いたします。

採決いたします。

この陳情に対する委員長報告は不採択です。

陳情第10号 「若い人も高齢者も安心できる年金制度」を国の責任で創設するための意見書提出を要請する陳情書の件を、採択することに賛成の方の起立を求めます。

（少数起立）

**議長（北澤禎二郎君）** 起立少数です。よって、陳情第10号は不採択とすることに決定いたしました。

陳情第11号の討論に入ります。討論はありませんか。

(「なし」の声あり)

**議長(北澤禎二郎君)** 討論なしと認め、討論を終結いたします。

採決いたします。

本案に対する委員長報告は採択です。

陳情第11号 日本政府に核兵器禁止条約の調印を求める意見書提出についての陳情の件を、委員長報告のとおり採択することに賛成の方の起立を求めます。

(全 員 起 立)

**議長(北澤禎二郎君)** 起立全員です。よって、陳情第11号は採択することに決定いたしました。

続いて、産業経済委員長より報告を求めます。第3番太田正治産業経済委員長。

**産業経済委員長(太田正治君)** 平成29年度第4回議会定例会において産業経済委員会に付託された案件は、議案5件であります。

審査の概要及び結果をご報告いたします。

議案第58号 工事委託に関する変更協定の締結についてであります。

白馬村公共下水道白馬村浄化センターの建設工事委託に関する協定の一部を変更する協定で4,700万円を増額し、変更後の協定額を2億9,000万円とするものであります。

工事内容は、監視装置が不具合を発生したため、前倒して工事を変更するものであります。

質疑、討論はなく、採決をしたところ、議案第58号 工事委託に関する変更協定の締結については、委員長を除く委員全員の賛成により可決すべきものと決定いたしました。

議案第59号 白馬村執行機関の附属機関の設置等に関する条例の制定についてであります。

総務社会委員会と産業経済委員会にまたがる条例の制定でありますので、当委員会の所管事項の審査についてご報告申し上げます。

始めに、農政課関係です。

白馬村国土地籍調査事業推進委員会は、地籍調査事業の実施に関する事項について、村長の諮問機関に応じ調査し及び審議するものであります。委員数は35人以内、構成は村議会議員の正副議長及び所管委員長、村農業委員会の会長及び会長職務代理、事業実施地区区長、学識経験を有する者で、任期を1年とするものであります。

審議に入り、この委員会のみ議会の正副議長及び所管委員長がなぜ指定されているのかとの質疑があり、困難な事業の調整が必要なため、正副議長と委員長を指定していると答弁がありました。

固定資産税への反映は中部地区が終わった段階で反映するのかとの質疑があり、中部地区終了をめどに、総合的判断して反映するか最終判断を行いたいと答弁がありました。

過去に白馬全村終了まで固定資産税への反映はしないと説明し、南部から地籍調査事業が行わ

れてきているが、中部地区終了時に反映するということかとの質疑があり、長い年月を要してきていることであり、中部地区終了時を検討したい。住民には説明会を行い、理解を求めていきたいと考えていると答弁がありました。

続きまして、観光課関係です。

白馬村観光振興のための財源確保検討委員会は、計画を着実に推進するための体制を構築するとともに、観光まちづくりを推進するための新たな独自財源の確保を図るものであります。

観光推進体制の見直しや、観光振興のための財源の確保のための検討委員会を設置するものであります。

質疑に入り、不足財源は幾らか、受益者負担でどこに充てるのか明確になっていないとの質疑があり、税金の負担として公平性を担保して、検討会で受益と負担の範囲を含めて検討会で議論していただくと答弁がありました。

村長の発言に、宿泊税の検討、入湯税の拡充、観光局の財源確保とある。消費税も増税になる見通しである。総合計画と観光地経営計画との整合性がとれていないがとの質疑があり、宿泊税ありきではない、入湯税は申告納税で不公平感もあり、検討し、また財源をどのようにすればよいのか委員会を立ち上げて検討していく計画であると答弁がありました。

先に財源を生むための努力と検証をされてからのほうがよいのではとの質疑があり、観光局としてもプロモーションもふやしたい、重要なアドバイスと受けとめると答弁がありました。

不必要な歳出の見直しはとの質疑があり、観光局の負担金のことかと思うが、今、予算を検討しているところでありますと答弁がありました。

意見として、報道が先行した形になった、慎重に諮ってほしいとの意見がありました。

全体の討論なく、採決したところ、議案第59号 白馬村執行機関の附属機関の設置等に関する条例の制定についての所管事項は、賛成少数により否決すべきものと決定いたしました。

議案第61号 平成29年度白馬村一般会計補正予算（第6号）所管事項についてであります。

歳入歳出予算の総額に歳入歳出それぞれ1億8,987万8,000円を追加し、歳入歳出予算の総額を歳入歳出それぞれ70億8,603万円とするものであります。

始めに、農政課関係では、農林業費の農業振興費の臨時職員賃金で、1月から3月までの37万2,000円の増額、経営体育成交付金で150万円を減額するものであります。

農林業費の農林振興費の8万円は、森林整備事業補助金を県に返還するものであります。

質疑に入り、森林整備は今後どうなるのかとの質疑があり、来年度切久保地区で継続を予定しています。また、森林整備は周期的、60年度をめどに整備を継続していくことになるとの答弁がありました。

農政課に対する討論はありませんでした。

建設課関係では、土木費の道路新設改良費ですが、財源内容を地方債の地方道路等整備事業債

から防災対策事業債に組み替えをするものであります。

どんぐりの入り口の落石、雪崩対策事業で、村の防災計画において災害危険地域で対策事業となるということで、組み替えをするものであります。

質疑、討論はありませんでした。

上下水道課関係に移ります。

土木費の公共下水道事業費の下水道事業特別会計繰出金1,052万2,000円の減額です。

質疑、討論はありませんでした。

観光課関係に移ります。

観光商工費の観光宣伝振興費の業務委託料の1,200万円を観光振興負担金等に組み替えをするものです。

海外観光客の受皿整備事業として70万2,000円を増額。内容につきましては、迷惑防止条例が2年目を迎え、見直しの会議の結果、新たなポスターやチラシを作成し、観光客向け、旅館業向け、営業者向け、役場窓口向けといったいろいろなパターンを作成し、新しい切り口として白馬村にはこのようなルールがありますと呼びかけをする形をとるものであります。

質疑に入り、業務委託料の1,200万円の事業の内訳はどの質疑があり、バックカントリー900万円とマウンテンバイクの市場調査費300万円です。

各課の審査が終了し、全体の討論もなく、採決したところ、議案第61号 平成29年度白馬村一般会計補正予算（第6号）所管事項について、委員長を除く委員全員の賛成により可決すべきものと決定いたしました。

議案第63号 平成29年度白馬村下水道事業特別会計補正予算（第2号）についてであります。

歳入歳出予算の総額に歳入歳出それぞれ282万1,000円を追加し、歳入歳出の総額を歳入歳出それぞれ7億6,332万1,000円とするものであります。

分担金及び負担金の分担金、下水道区域外流入分担金に424万6,000円の増額、分担金及び負担金の負担金19万2,000円の増額は、猶予解除によるものであります。

諸収入の増額は、平成26年度と平成27年度の消費税が5%から8%になったときの更正申告を行い、890万5,000円の還付金であります。

下水道費の一般管理費の20万円の減額は、平成28年度の消費税及び地方消費税の確定によるものであります。

施設管理費の202万円の増額は、浄化センターの機器の修繕費であります。

下水道費の公共下水道建設費の長寿命化計画実施設計委託料に550万円を計上し、工事請負費の500万円を減額するものであります。

質疑に入り、区域外流入の受益者負担金は何件かとの質疑があり、2件ですとの答弁がありま

した。

討論はなく、採決したところ、議案第63号 平成29年度白馬村下水道事業特別会計補正予算（第2号）については、委員長を除く委員全員の賛成により可決すべきものと決定をいたしました。

議案第64号 平成29年度白馬村水道事業会計補正予算（第3号）についてであります。

水道事業収益に、収益的収入の営業収益に250万円の追加をし3億860万3,000円、水道事業用に、収益的支出の営業費用に175万円を追加し3億243万円とするものであります。

営業収益の250万円は、水道使用料上半期分増加によるものであります。

支出の営業費用の浄水費9万円は、二股の水道監視用のパソコン修理費でございます。

配水及び給水費の工事請負費130万円は、冬期間の漏水工事用の費用でございます。

修繕費36万円は、野平地区の遠隔施設の修繕費用であります。

質疑、討論はなく、採決したところ、議案第64号 平成29年度白馬村水道事業会計補正予算（第3号）については、委員長を除く委員全員の賛成により可決すべきものと決定いたしました。

各議案の審査が終わり、委員会のその他に入り、民泊の問題について協議をいたしました。

6月定例会には、全村観光協会より陳情され、住宅宿泊事業法が制定され、委員会として勉強会、検証、視察研修などを行なってまいりました。

協議の結果、発委として、住宅宿泊事業法施行における長野県条例制定に関する意見書を提出することを全員一致で決定いたしました。

以上で、産業経済委員会の報告を終わります。

**議長（北澤禎二郎君）** ただいまの委員長報告に対する質疑はありますか。

（「なし」の声あり）

**議長（北澤禎二郎君）** 質疑がありませんので、質疑を終結いたします。

議案第58号の討論に入ります。討論はありますか。

（「なし」の声あり）

**議長（北澤禎二郎君）** 討論なしと認め、討論を終結いたします。

採決いたします。

議案第58号 工事委託に関する変更協定の締結については、委員長報告のとおり決定するに賛成の方の起立を求めます。

（全 員 起 立）

**議長（北澤禎二郎君）** 起立全員です。よって、議案第58号は委員長報告のとおり可決されました。

議案第63号の討論に入ります。討論はありませんか。

(「なし」の声あり)

**議長(北澤禎二郎君)** 討論なしと認め、討論を終結いたします。

採決いたします。

議案第63号 平成29年度白馬村下水道事業特別会計補正予算(第2号)は、委員長報告のとおり決定するに賛成の方の起立を求めます。

(全 員 起 立)

**議長(北澤禎二郎君)** 起立全員です。よって、議案第63号は委員長報告のとおり可決されました。

議案第64号の討論に入ります。討論はありませんか。

(「なし」の声あり)

**議長(北澤禎二郎君)** 討論なしと認め、討論を終結いたします。

採決いたします。

議案第64号 平成29年度白馬村水道事業会計補正予算(第3号)は、委員長報告のとおり決定するに賛成の方の起立を求めます。

(全 員 起 立)

**議長(北澤禎二郎君)** 起立全員です。よって、議案第64号は委員長報告のとおり可決されました。

常任委員会において分割審査していただきました議案第59号の討論に入ります。

委員長報告は、総務社会委員会が可決、産業経済委員会が否決ですので、最初に原案に反対する者の発言を許します。反対者。第6番加藤亮輔議員。

**第6番(加藤亮輔君)** 6番加藤亮輔です。

私は、議案第59号に反対の立場で発言します。

この条例は、白馬村執行機関が地方自治法第138条の4の第3項に基づいて、附属機関(審議会、委員会など)を設置するときに、その会の目的、仕事の内容、誰を委員にするかなどを定めた条例です。

私が問題にするのは、附属機関を設置するとき、主権者である村民の声を附属機関にどのように反映させるか、また、反映できる組織をどのようにつくるかの問題です。

本村の第4次総合計画の基本理念に、「白馬の里にひと集い 暮らし健やか むらごと自然公園」と決め、住民の声が反映されるように住民参加を土台に協働の村づくりを目指すと取り組みました。また、第5次総合計画で「多様であることから交流し学びあい成長する村」に変わりましたが、多様な村民、多様な価値観をお互いに認め合い、支え合う関係ができる村を目指そうと、さらなる住民参加の重要性を示しています。

しかし、今回の条例案は、5つの附属機関のうち2つしか公募による住民参加が認められていません。これは、平成19年に公示された白馬村審議会などの委員公募要項2条の3つの例外規定を引用したものと思われませんが、本条例作成時に住民参加のあり方を検証されたか疑問を感じます。行政の都合で住民の参加のよしあしを判断する上から目線の判断です。

今求められているまちづくりは、村政に関する情報の提供と共有、そして、誰もが自由に参加できるように住民参加の窓口を開放する仕組みづくりです。

本条例を制定するに当たっては、村づくりの参加者をふやす絶好の機会でありながら修正されていません。

よって、本条例案には賛成できません。

以上です。

**議長（北澤禎二郎君）** 次に、原案に賛成する者の発言を許します。第1番丸山勇太郎議員。

**第1番（丸山勇太郎君）** 1番丸山勇太郎です。

私は、議案第59号に賛成の立場で討論します。

議案第59号 白馬村執行機関の附属機関の設置等に関する条例は、明確な根拠法令によらない審議会、検討委員会等を一つの条例に取りまとめたもので、計画審議会、表彰審議委員会、国土土地籍調査事業推進委員会は既定条例からの移行、観光振興のための財源確保検討委員会と子ども・子育て会議は新たにというものです。

まず、設置要項によらず一つの条例とする形をとることは正しいことだと判断します。子ども・子育て会議の必要性は、少子化社会、人口減少社会にあって大変重要であり、これに異議を唱える者はいないと思っています。

本条例で焦点となるのは、何といたっても新設する観光振興のための財源確保検討委員会の設置に関してです。

以前から、本村の財政は経常経費が予算に占める割合が高く、財政は硬直化しており、自由度のある予算、村民福祉に供する予算は限られています。

基幹産業である観光に対しては直接・間接に多くの予算を投入しているものの、一般財源から際限なく支出することは到底かなわないものであり、一方で、観光客減少の中で白馬村はこれからも観光を主軸に村を成り立たせていかなければならず、新たな観光財源を見出さざるを得ないことは十分納得できることであり、このことは平成28年3月策定の観光地経営計画にも記載されているところです。

検討対象の一つとされる宿泊税については、新たな税という極めてセンシティブなものであるにもかかわらず、先に新聞で大きく取り上げられるなど、行政遂行手順としては配慮を欠くものでありまことに遺憾でしたが、しかし、これをもって条例を否決し検討の場をも持たせないというのは村の観光振興を停滞、あるいは後退させるものであり、地方創生のためにせつかく国から

お越しいただいた藤本副村長をして貴重な活躍の機会を失わせるものであります。

白馬村行政はかつては先進的でした。村単位では全国に先駆けての取り組みも一つ二つではありませんでしたが、最近影を潜めています。クリエイティブな発想と新進の取り組みこそ、この村の未来を切り開くものです。まずは副村長にお任せしてみようではありませんか。

ささいな部分にこだわって大局を見失わないことが大切であり、国土調査事業のこともしかりですが、まずは条例設置をもって真剣に検討していただくことが必要です。我々はその検討過程を見守り、検討結果や村の判断に対し議会においても十分に時間をかけて議すことこそ、村の発展に寄与すると信じることから、この条例の制定に賛成します。

**議長（北澤禎二郎君）** 次に、原案に反対する者の発言を許します。第7番横田孝穂議員。

**第7番（横田孝穂君）** 第7番横田孝穂です。

議案第59号について、反対討論をいたします。

今回の議案第59号は、関係条例を廃止し、新たな白馬村国土地籍調査事業推進委員会を設置して、国土地籍調査中部地区終了をもって新たな固定資産税を反映したいとの内容であります。

この国土地籍調査事業目的は、固定資産税である土地の面積や境界を明確にして、固定資産税であるところの税の公平性の維持が最大の目的で、今日まで実施されてきたものであります。

その当時は、この実施に当たり、国調実施終了地区から順次新たな税の徴収が実施されることで、村内全域においては最初に受け入れる地域の了解が大変難しい状況下であり、村当局としても大変苦しんだところでありました。

そこで、その当時、白馬村村長がみずからの最終決断を、昭和63年5月において村内全域の新年度の区長を一堂に招集し、南部地域である佐野地区より国土調査を開始し、北部地域までの白馬村全域が終了するまでは、一切新たな税としては徴収を実施しないとの重大な決意をされ、現在に至っております。

このような重大な決断をされたのは、その当時の行政のトップとして白馬村を治めようとした統制的な重大な決断をされたものであります。村民との長年の信頼関係が今日まで保たれたところの由来でもあります。

この国土調査事業は、一日も早く終了することこそが村としての務めであります。今回、このような附属機関を設置して、新たな税として徴収する真意が見えません。村としての村民等の約束は、村民との契約であります。村民を欺く行為はしてはなりません。村民への公正な村政への実現を望むものであります。

よって、議案第59号は反対であります。

**議長（北澤禎二郎君）** 次に、原案に賛成する者の発言を許します。第2番田中麻乃議員。

**第2番（田中麻乃君）** 2番田中麻乃です。

私は、議案第59号に賛成する立場から討論いたします。

議案第59号 白馬村執行機関の附属機関の設置等に関する条例の制定については、附属機関として白馬村観光振興のための財源確保検討委員会の設置が挙げられています。

観光振興のための財源の確保は、観光地経営計画の観光地経営戦略9にうたわれているものです。観光地経営計画を着実に推進する上で、財源確保について検討することは非常に重要であり、そのために専門性のある委員会の設置は必須であると考えております。これを否定することは、観光地経営計画の推進に異議を唱えるものであります。

また、産業経済委員会審査の中では、宿泊税ありきでないという説明も受けております。

白馬村の厳しい財源の中で専門の委員会設置をし、財源確保について検討することは、村の今後の発展において極めて重要であると考え、賛成するとともに附帯決議をつけたいことを申し添えます。

以上です。

議長（北澤禎二郎君） 他に討論はありませんか。

（「なし」の声あり）

議長（北澤禎二郎君） 討論なしと認め、討論を終結いたします。

採決いたします。

議案第59号 白馬村執行機関の附属機関の設置等に関する条例の制定については、原案のとおり決定するに賛成の方の起立を求めます。

（多数起立）

議長（北澤禎二郎君） 起立多数です。よって、議案第59号は可決されました。

（「議長、動議」の声あり）

議長（北澤禎二郎君） はい。

第2番（田中麻乃君） 2番田中麻乃です。

ただいまの議案第59号に対しての附帯決議の動議です。案がありますので提出いたします。

議長（北澤禎二郎君） ただいま、田中麻乃議員から動議が提出されました。

この動議は、他に1人以上の賛成者がありますので、成立いたしました。

暫時休憩いたします。

休憩 午前11時04分

再開 午前11時09分

議長（北澤禎二郎君） 休憩前に引き続き会議を開きます。

お諮りいたします。

会議規則第22条の規定により動議を日程に追加し、追加日程第1として直ちに議題とすることについてご異議はございませんか。

（「異議なし」の声あり）

議長（北澤禎二郎君） 異議なしと認めます。よって、この動議を日程に追加し、追加日程第1として直ちに議題とすることにいたしました。

ただいまから資料を配付いたします。

（資料配付）

議長（北澤禎二郎君） 配付漏れはありませんか。

（「なし」の声あり）

議長（北澤禎二郎君） 配付漏れなしと認めます。

△追加日程第1 発議第5号 議案第59号 白馬村執行機関の附属機関の設置等に関する条例制定について」に対する附帯決議について

議長（北澤禎二郎君） 追加日程第1 発議第5号 「議案第59号 白馬村執行機関の附属機関の設置等に関する条例制定について」に対する附帯決議についてを議題といたします。

提案理由の説明を求めます。第2番田中麻乃議員。

第2番（田中麻乃君） 2番田中麻乃です。

それでは、お手元の資料を別紙から読み上げます。

議案第59号 白馬村執行機関の附属機関の設置等に関する条例の制定についてに対する附帯決議。

議案第59号 白馬村執行機関の附属機関の設置等に関する条例の制定については、附属機関として白馬村観光振興のための財源確保検討委員会の設置が挙げられている。

これについては、観光地経営計画の中にうたわれている新たな財源の確保の検討を実行していく機関として、その設置については何ら問題はないものである。

しかし、住民や議会への説明は何もないままに、いきなり宿泊税を検討する委員会として報道がなされた経緯がある。

審査において、検討委員会の検討内容は決して宿泊税ありきのものではないという説明がされてきたところであるが、厳しい経営環境が依然として続く事業者や住民からは、さらなる増税となるのではないかという重大な懸念があるのは否めない。

新たな観光財源を検討するに当たっては、現状の観光関連予算の使い方、消費税増税などを控えた社会情勢、公平性の確保と用途の明確化、情報の透明化、税の徴収率を上げる努力などが求められる。

そこで、検討委員会を設置するに当たっては、以下を決議するものである。

1、宿泊税ありきの検討ではなく、社会情勢や地域事情などを鑑みの中で広くさまざまな財源確保策について検討すること。

2、住民に対し検討過程における速やかで正確な情報公開に努め、透明性の確保を図ること。

3、受益者負担や新たな課税を検討する際は、公平性、透明性、妥当性に留意すること。

4、新たな財源の使途を明確に示すこと。

5、あわせて行政においては、観光関連予算が効果的に配分、執行されているか、事業執行の検証は生かされているかを常に検討すること。

6、あわせて観光局においては、村からの負担金を含めた局の財政的な構造の検証、自主財源の確保策の検討を期限を決めて行うこと。

以上、決議する。

**議長（北澤禎二郎君）** 説明が終わりました。

ただいまの提案理由に対し質疑はありませんか。第7番横田孝穂議員。

**第7番（横田孝穂君）** ただいま、説明の中で、自主財源確保というようなことですが、その理由は理解されますが、私が反対討論いたしました国土地籍調査事業は、明確に活字に入っておりませんが、その点についてはどのようなお考えでしょうか。

**第2番（田中麻乃君）** 私は今回発言いたしましたのは、産業経済委員会の中で否決されたものに対しての意見として述べさせていただいたものです。

なので、国土地籍調査に対してのものは入れてはおりません。

以上です。

**議長（北澤禎二郎君）** 他に質疑はありませんか。横田議員。

**第7番（横田孝穂君）** 3回までいいですか。

**議長（北澤禎二郎君）** はい。

**第7番（横田孝穂君）** 今、そのようなご答弁でございますが、田中麻乃議員は産経の委員であったので私も傍聴いたしました。国土調査についてそのような委員からの討議もなされているように思われます。

いずれにせよ、この附帯決議であります。あくまでも案件を可決するときの希望的な意見を表明したものであって、強制力はないと思いますが、その点について質問いたしますが、意見をお伺いいたしますが、どのようにお考えでしょうか。

**第2番（田中麻乃君）** ただいまの質問にお答えします。

強制力はないという形でおっしゃいましたが、このように村民の皆様の前でこの附帯決議をしてほしいということが発言することは、行政や村民に対して、議会側が行政に求める姿勢というものを示すものであるということを考えております。

**議長（北澤禎二郎君）** 他に質疑はありませんか。横田議員。

**第7番（横田孝穂君）** ただいま説明いただきましたが、附帯決議について、提案者のほうからですが、参考までにお伺いいたしますが、この附帯決議を出したことによりまして、公定力についてどのようにお考えかちょっとお聞きしたいのですが、おわかりになりましたらお願いします。

**議長（北澤禎二郎君）** 答弁を求めます。

(「わからなきや、よろしいです」の声あり)

**第2番(田中麻乃君)** 法的拘束力についてはないものであると理解はしておりますけれども、先ほども申し上げましたように、村民の皆様の前で附帯決議を付すことによって、私たちの姿勢というものを示すものが必要だと考えておりますので、そのようにご理解いただけたらと思います。

**議長(北澤禎二郎君)** 他に質疑はありませんか。加藤亮輔議員。

**第6番(加藤亮輔君)** 6番加藤亮輔です。

私の要求は、村づくりに住民参加の門戸をもっと拡大すべきだということで反対討論をいたしました。

2番の中に、住民に対して検討過程における速やかで正確な情報公開に努めると、透明性の確保を図ることというふうになっています。

私としては、やっぱり情報を公開すると同時に、やはり政策、過程の中へいろんな住民が加わっていくべき、参加すべきという村づくりを目指すべきだと思うんですけども、麻乃議員は村づくりに対して、ただ情報を受けるだけで今の段階ではいいという考えなのか、それとも積極的に審議会などに参加したほうがいいという考えなのか、その辺の見解だけちょっと教えてください。

**議長(北澤禎二郎君)** 答弁を求めます。

**第2番(田中麻乃君)** ただいまの質問にお答えします。

私は産業経済委員会の中では、専門委員会の内容というのはやはり財源を検討していく上での専門委員会というところで、専門性のある方たちを入れていきたいという話は伺っております。

ただ、加藤議員がおっしゃったように、その中に村民の考えを入れないというわけではなく、村民の、例えばいろんな観光にかかわる方々の意見を聞きながら進めていくというところは伺っておりますので、今回の観光立村としてのまちづくりのために村民の意見を入れていくというのは私も大事だと考えておりますので、検討委員会の中でもそういう形でやっていただけるということで理解しています。

**議長(北澤禎二郎君)** 他に質疑はありませんか。加藤議員。

**第6番(加藤亮輔君)** 今のところは私も了解しているんですけども、審議会そのものの中へ住民が参加していったほうが私はいいと思うんです。

これは、間接的に、審議会構成メンバーに公募の村民は除外されていますよね、今回。だから、そういうところを、やっぱりこういう機会を通じて村民参加ができるような状況を拡大していくということを私はうたいたいんですけども、住民参加の直接の参加については、麻乃議員はどのようなお考えかというところをちょっと聞きたいということです。

**第2番(田中麻乃君)** 私の意見としては、住民参加というのは大変重要なものであると考えております。ただ、今回の観光振興のための財源確保の検討委員会というのは、かなり専門性が求め

られる委員会であると思っております。

ですので、今回の検討会におきましては、住民を公募するといったところを行政が入れていないというのは、私のほうでは妥当だと判断しております。

**議長（北澤禎二郎君）** 他に質疑はありますか。伊藤まゆみ議員。

**第4番（伊藤まゆみ君）** 4番伊藤まゆみです。

田中麻乃議員は、私と同じ産業経済委員会であります。

委員会で田中麻乃議員からこのような発言をされた記憶がございませんが、なぜ委員会でなされなかったのかお聞きしたいと思います。

**議長（北澤禎二郎君）** 答弁を求めます。

**第2番（田中麻乃君）** ただいまの発言に、産業経済委員会の中で発言しなかったのに、どうしてこのような附帯決議案を出すのかと言っているところだと理解してお答えいたしますけれども、私は産業経済委員会の中でも、この財源確保の検討委員会というのは極めて重要であると考えているといったところできちんと賛成したものであります。

ただ、皆様のご意見を聞く中で、産業経済委員会の中でも、今、私が述べたように宿泊税ありきの検討ではなく、それ以外の、検討会以外にもやるべきことがあるのではないかといった意見もさまざま出されていたと思います。

それは、産業経済委員会だけではなく村民の皆様に対しても、やはり新聞の報道が先行してしまっただけというところで、きちんとした説明を求めていただきたい、きちんと行政に対して検討していただきたいというところを行政に要請するものとして、今回上げさせていただきました。

**議長（北澤禎二郎君）** 他に質疑はありませんか。伊藤まゆみ議員。

**第4番（伊藤まゆみ君）** 委員会の中で附帯決議ということもできたかと思うんですけれども、副委員長というお立場で、委員会の審議をどのようにお考えなのかということをお聞きしたいと思います。

**第2番（田中麻乃君）** 今回は、委員会の審議の中では少数で否決というところではありましたが、私の少数の意見として発言させていただくというところと、また、産業経済委員会の副委員長としての立場で、多分こういうことをするのはいかなものかというところでの意見というところで受けさせていただきますと、産業経済委員会の中では、確かに少数否決というところではありましたが、私は賛成の立場で挙手をいたしました。

なので、その中で、皆様の産業経済委員会の中で出されたさまざまなものを勘案した中で、こういった附帯決議というものを提出させていただいたというところでございます。

**議長（北澤禎二郎君）** 他に質疑はありませんか。

（「なし」の声あり）

**議長（北澤禎二郎君）** 質疑なしと認め、質疑を終了いたします。

討論に入ります。討論はありませんか。

（「なし」の声あり）

**議長（北澤禎二郎君）** 討論なしと認め、討論を終結いたします。

採決いたします。

追加日程第1 発議第5号 白馬村執行機関の附属機関の設置等に関する条例の附帯決議についてを、原案のとおり決定するに賛成の方の起立を求めます。

（多数起立）

**議長（北澤禎二郎君）** 起立多数です。よって、追加日程第1 発議第5号 白馬村執行機関の附属機関の設置等に関する条例の附帯決議については原案のとおり可決されました。

議案第61号 平成29年度白馬村一般会計補正予算（第6号）は、常任委員長報告のとおり決定するに賛成の方の起立を求めます。

（「ちょっと待ってください。すみません。61号の質疑討論に入っていないといけないので、61号の質疑討論から入っていただきたいです」という声あり）

**議長（北澤禎二郎君）** すみません、失礼しました。訂正します。

次に、常任委員会において分割審査していただきました議案第61号の討論に入ります。

委員長報告は可決ですので、原案に反対する者の発言を許します。第4番伊藤まゆみ議員。

**第4番（伊藤まゆみ君）** 4番伊藤まゆみです。

議案第61号 平成29年度白馬村一般会計補正予算（第6号）に反対の立場で討論を行います。

この補正予算には、ノルウェービレッジの賃貸契約をしている株式会社ヤファーに、ふるさと納税事業の業務委託料4,320万円が入っています。

これは、ふるさと納税1億円を見込んだ返礼品分30%に当たる3,000万円、外部委託料10%に当たる1,000万円、それに、この2つを合わせた4,000万円に対する消費税8%の320万円の合計であります。

そもそも株式会社ヤファーと契約する際に、ノルウェービレッジをヤファー白馬ベースとして社員がイベントや研修に使用する。その折には何百人もの社員が白馬を訪れ、近隣の宿泊施設を利用することになり、そのことが特に閑散期の活性化につながるとの説明があり、賛成した記憶があります。

しかし、そういった利用は全くされておらず、近隣宿泊施設の活性化に貢献してはおりません。例えば地主が積極的な活用を村に要望したとしても、村のすべきことは契約通りの活用をヤファーに促すことであります。

契約が遂行されているのかの検証なしに、村の大切な財源をこのような村外の業者に委託する

ことは、観光財源確保のために宿泊税などの導入を検討している自治体のすべきこととは到底思えません。

先ほどの議案第59号の賛成討論では、新たな観光財源の必要を綿々と言われていました。であるなら、この使い勝手のよい財源を観光振興に向けられる仕組みをつくるべきではありませんか。

外部委託するのであれば、村外の大手でなく自主財源が必要である観光局、あるいは村が補助や負担をしている振興公社、商工会など、村内の関係団体にすべきであります。

この大切な財源であるふるさと納税の一部が、全くの外部、村外の大手に渡されることに対し、どうしても賛同できかねるため、議案第61号に強く反対いたします。

以上です。

**議長（北澤禎二郎君）** 他に討論はありませんか。

（「なし」の声あり）

**議長（北澤禎二郎君）** 討論なしと認め、討論を終結いたします。

採決いたします。

議案第61号 平成29年度白馬村一般会計補正予算（第6号）は、常任委員長報告のとおり決定するに賛成の方の起立を求めます。

（多数起立）

**議長（北澤禎二郎君）** 起立多数です。よって、議案第61号は委員長報告のとおり可決されました。

村長から議案の申し出、総務社会委員長より発議の申し出、産業経済委員長より発議の申し出、常任委員長より閉会中の所管事務調査についての申し出、議会運営委員長より閉会中の所掌事務調査の申し出があり、議長においてこれを受理いたしました。よって、会議規則第22条の規定により、議事日程を変更し、追加議案を審議いたしたいと思いますが、これにご異議ございませんか。

（「異議なし」の声あり）

**議長（北澤禎二郎君）** 異議なしと認めます。よって、議事日程を変更し、追加議案を審議することに決定いたしました。

ただいまから事務局より議事日程を配付いたします。

（資料配付）

**議長（北澤禎二郎君）** 配付漏れはありませんか。

（「なし」の声あり）

**議長（北澤禎二郎君）** 配付漏れなしと認めます。

お諮りいたします。

日程第2 議案第65号から日程第12 発委第6号までは、会議規則第39条第3項の規定により、委員会付託を省略したいと思いますが、これについて採決いたします。

この採決は起立によって行います。

日程第2 議案第65号から日程第12 発委第6号までは、会議規則第39条第3項の規定により、委員会付託を省略することに賛成の方の起立を求めます。

(全 員 起 立)

**議長(北澤禎二郎君)** 起立全員です。よって、日程第2 議案第65号から日程第12 発委第6号までは、会議規則第39条第3項の規定により、委員会付託を省略することに可決されました。

これより、議案の審議に入ります。

なお、本定例会の質疑につきましては、会議規則第55条の規定により、1議員1議題につき3回まで、また、会議規則第54条第3項の規定により、自己の意見を述べることができないと定められておりますので、申し添えます。

#### △日程第2 議案第65号 和解及び損害賠償の額を定めることについて

**議長(北澤禎二郎君)** 日程第2 議案第65号 和解及び損害賠償の額を定めることについてを議題といたします。

提案理由の説明を求めます。酒井建設課長。

**建設課長(酒井 洋君)** 議案第65号 和解及び損害賠償の額を定めることについてご説明いたします。

地方自治法第96条第1項第12号及び第13号の規定により、村道上の事故における和解及び損害賠償の額を定めることについて、議会の議決を求めるものです。

平成29年8月12日午後9時ごろ、白馬村大字神城22199番地84付近の村道2026号線におきまして、損害賠償者が所有し運転する乗用車が走行中、本村が管理する道路側溝のグレーチングを踏み上げ、車両底部を損傷させたものであります。

村は損害賠償請求者に対して、道路管理者としての過失割合を100%とする示談により和解し、損害賠償金として車両の修理代金等55万4,256円を賠償するものであります。

説明は以上です。

**議長(北澤禎二郎君)** 説明が終わりました。

これより質疑に入ります。質疑はありませんか。

(「なし」の声あり)

**議長(北澤禎二郎君)** 質疑なしと認め、質疑を終結いたします。

討論に入ります。討論はありませんか。

(「なし」の声あり)

議長（北澤禎二郎君） 討論なしと認め、討論を終結いたします。

採決いたします。

議案第65号 和解及び損害賠償の額を定めることについては、原案のとおり決定することに賛成の方の起立を求めます。

（全 員 起 立）

議長（北澤禎二郎君） 起立全員です。よって、議案第65号は原案のとおり可決されました。

△日程第3 議案第66号 職員の勤務時間及び休暇等に関する条例の一部を改正する条例について

議長（北澤禎二郎君） 日程第3 議案第66号 職員の勤務時間及び休暇等に関する条例の一部を改正する条例についてを議題といたします。

提案理由の説明を求めます。吉田総務課長。

総務課長（吉田久夫君） 議案第66号 職員の勤務時間及び休暇等に関する条例の一部を改正する条例についてご説明申し上げます。

この条例の一部改正は、地方公務員法の一部改正に伴う所要の改正及び同法から引用している条文の改正をしたいことから、条例の一部を改正するものでございます。

最終ページの新旧対照表をごらんください。

第1条は、地方公務員法の一部改正により、引用している条文が項ずれとなったことによる引用条文の改正、第2条も、同じく地方公務員法に規定する再任用短時間勤務職員の引用条文を改正したいものでございます。

改め文にお戻りいただきまして、附則、この条例は公布の日から施行し、平成29年4月1日から適用するものでございます。

説明は以上です。

議長（北澤禎二郎君） 説明が終わりました。

これより質疑に入ります。質疑はありますか。

（「なし」の声あり）

議長（北澤禎二郎君） 質疑なしと認め、質疑を終結いたします。

討論に入ります。討論はありますか。

（「なし」の声あり）

議長（北澤禎二郎君） 討論なしと認め、討論を終結いたします。

採決いたします。

議案第66号 職員の勤務時間及び休暇等に関する条例の一部を改正する条例については、原案のとおり決定することに賛成の方の起立を求めます。

（全 員 起 立）

議長（北澤禎二郎君） 起立全員です。よって、議案第66号は原案のとおり可決されました。

△日程第4 議案第67号 白馬村議会議員の議員報酬及び費用弁償等に関する条例の一部を  
改正する条例について

議長（北澤禎二郎君） 日程第4 議案第67号 白馬村議会議員の議員報酬及び費用弁償等に関する条例の一部を改正する条例についてを議題といたします。

提案理由の説明を求めます。吉田総務課長。

総務課長（吉田久夫君） 議案第67号 白馬村議会議員の議員報酬及び費用弁償等に関する条例の一部を改正する条例についてご説明申し上げます。

この条例の一部改正は、平成29年人事院勧告に伴う特別職の職員の給与に関する法律の一部改正に準拠し、議員の期末手当の支給月数を改定するため所要の改正を行うものであります。

新旧対照表で改正内容をご説明いたしますので、2枚おめくりいただき、第1条関係新旧対照表をごらんください。

改正の概要ですが、第4条は、期末手当の支給率を、これまで年間3.25月分であったものを0.05月分引き上げ3.3月分にするもので、改め文附則第2項で、この条例の施行日を交付の日とし、平成29年12月1日に遡及して適用することとしております。

最終ページの第2条関係新旧対照表をごらんください。

第4条は、平成30年度以降についての期末手当を、6月支給分と12月支給分それぞれを0.025月分引き上げることとし、改め文附則第1項で、条例の施行日を平成30年4月1日として一部改正をしたいものであります。

説明は以上です。

議長（北澤禎二郎君） 説明が終わりました。

これより質疑に入ります。質疑はありませんか。

（「なし」の声あり）

議長（北澤禎二郎君） 質疑なしと認め、質疑を終結いたします。

討論に入ります。討論はありませんか。第4番伊藤まゆみ議員。

第4番（伊藤まゆみ君） 4番伊藤まゆみです。

議案第67号 白馬村議会議員の議員報酬及び費用弁償等に関する条例の一部を改正する条例について、反対の立場で討論を行います。

人事院勧告による議員、常勤の特別職の報酬、また、職員の給与の増額は、平成26年12月、昨年3月と12月、そして今回と、前回の任期中から数え4回になります。

過去2回、この人事院勧告による報酬や給与の増額の反対討論で申し上げますが、この勧告によって増額しなければいけないものではありません。この件は、先日の全員協議会にて執行部に質問し、自治体の財源状況等に応じてすべき任意のもの、増額しなければ違法などというこ

とはないという答えをいただいています。

昨年の3月定例会一般質問で、白馬村人事行政の運営等の状況の公表に関する条例にうたわれている広報誌への掲載が行われていない旨を指摘し、昨年は広報はくば11月号に職員数、給与の状況や勤務時間等々の掲載がありました。しかし、今年度はいまだに掲載がありません。

条例にうたわれているものを遂行しないでこのように増額等を行うことは、到底住民の理解を得られるとは思いません。

また、今定例会では、宿泊税が冒頭の村長挨拶にあったことから、宿泊関連業の方から、また私たちに負担を強いるのか、一体何に使うのか、自分たちの給料に充てるのかといった不満が出ています。

住民に負担を強いる計画があるのであれば、まずは自分たちの身を削ることからやるべきです。自分たちだけがぬくぬくとといった印象を拭い切れない報酬、給料の増額改定は、財源不足を声高に言っている自治体のすべきことではありません。

よって、この議案第67号及びこれに続く68号、69号に、同一の理由で反対いたします。以上です。

**議長（北澤禎二郎君）** 他に討論はありませんか。

（「なし」の声あり）

**議長（北澤禎二郎君）** 討論なしと認め、討論を終結いたします。

採決いたします。

議案第67号 白馬村議会議員の議員報酬及び費用弁償等に関する条例の一部を改正する条例については、原案のとおり決定することに賛成の方の起立を求めます。

（多数起立）

**議長（北澤禎二郎君）** 起立多数です。よって、議案第67号は原案のとおり可決されました。

**△日程第5 議案第68号 白馬村特別職の職員で常勤の者の給与に関する条例の一部を改正する条例について**

**議長（北澤禎二郎君）** 日程第5 議案第68号 白馬村特別職の職員で常勤の者の給与に関する条例の一部を改正する条例についてを議題といたします。

提案理由の説明を求めます。吉田総務課長。

**総務課長（吉田久夫君）** 議案第68号 白馬村特別職の職員で常勤の者の給与に関する条例の一部を改正する条例についてご説明申し上げます。

この条例の一部改正は、議案第67号と同様で、平成29年人事院勧告に伴う特別職の職員の給与に関する法律の一部改正に準拠し、常勤特別職の期末手当の支給月数を改定するため、所要の改定を行うものです。

新旧対照表で改正内容をご説明いたしますので、2枚おめくりをいただき、第1条関係の新旧

対照表をごらんください。

改正の概要であります。第4条は、期末手当の支給率を、これまで年間3.25月あったものを0.05月分引き上げ3.3月分にするもので、改め文附則第2項で、条例の施行日の公布の日とし、平成29年12月1日に遡及して適用することとしております。

最終ページ、第2条関係新旧対照表をごらんください。

第4条は、平成30年度以降についての期末手当を、6月支給分と12月支給分をそれぞれ0.025月分引き上げることとし、改め文附則第1項で、条例の施行日を平成30年4月1日として一部改正したいものであります。

説明は以上です。

**議長（北澤禎二郎君）** 説明が終わりました。

これより質疑に入ります。質疑はありませんか。

（「なし」の声あり）

**議長（北澤禎二郎君）** 質疑なしと認め、質疑を終結いたします。

討論に入ります。討論はありませんか。

（「なし」の声あり）

**議長（北澤禎二郎君）** 討論なしと認め、討論を終結いたします。

採決いたします。

議案第68号 白馬村特別職の職員で常勤の者の給与に関する条例の一部を改正する条例については、原案のとおり決定することに賛成の方の起立を求めます。

（多数起立）

**議長（北澤禎二郎君）** 起立多数です。よって、議案第68号は原案のとおり可決されました。

△日程第6 議案第69号 一般職の職員の給与に関する条例の一部を改正する条例について

**議長（北澤禎二郎君）** 日程第6 議案第69号 一般職の職員の給与に関する条例の一部を改正する条例についてを議題といたします。

提案理由の説明を求めます。吉田総務課長。

**総務課長（吉田久夫君）** 議案第69号 一般職の職員の給与に関する条例の一部を改正する条例についてご説明申し上げます。

この条例の一部改正は、平成29年人事院勧告に伴う一般職の職員の給与に関する法律の一部改正に準拠した給与改定をするため、所要の改定を行うものであります。

新旧対照表で改正内容をご説明いたしますので、最初に7ページをごらんください。

第1条は、地方公務員法の改正による項ずれによる改正であります。

第30条は、勤勉手当の支給割合を0.10月分引き上げることとし、8ページから12ページまでの別表第1（第5条関係）の給料表は、月例給の平均0.2%の引き上げとなります。

次に、13ページの第29条は、法改正に伴う経過措置等に伴う改正。第30条は、勤勉手当の支給割合を6月期、12月期に0.05月分引き上げるといふものであります。

6ページの改め文に戻っていただきまして、附則、条例の施行日につきましては公布の日から施行し、第1条関係の給与条例及び別表第1の規定は平成29年4月1日、0.01月分引き上げの勤勉手当の額に関する規定は平成29年12月1日に遡及適用するものでございます。

また、第2条関係の6月期、12月期の引き上げの勤勉手当の額に関する規定は、平成30年4月1日から施行するものであります。

説明は以上です。

**議長（北澤禎二郎君）** 説明が終わりました。

これより質疑に入ります。質疑はありますか。

（「なし」の声あり）

**議長（北澤禎二郎君）** 質疑なしと認め、質疑を終結いたします。

討論に入ります。討論はありますか。

（「なし」の声あり）

**議長（北澤禎二郎君）** 討論なしと認め、討論を終結いたします。

採決いたします。

議案第69号 一般職の職員の給与に関する条例の一部を改正する条例については、原案のとおり決定することに賛成の方の起立を求めます。

（多数起立）

**議長（北澤禎二郎君）** 起立多数です。よって、議案第69号は原案のとおり可決されました。

△日程第7 議案第70号 平成29年度白馬村一般会計補正予算（第7号）

**議長（北澤禎二郎君）** 日程第7 議案第70号 平成29年度白馬村一般会計補正予算（第7号）についてを議題といたします。

提案理由の説明を求めます。吉田総務課長。

**総務課長（吉田久夫君）** 議案第70号 平成29年度白馬村一般会計補正予算（第7号）につきましてご説明いたします。

歳入歳出予算の総額に歳入歳出それぞれ80万7,000円を追加し、歳入歳出予算の総額を70億8,683万7,000円とするものであります。

今回の補正予算は、人事院勧告や給与法等の改正により、国に準拠し一般職の職員の給与に関する条例の一部を改正する条例等を本日追加議案として提出をさせていただきましたことに伴い、各事業において給与等の増額補正をさせていただくものが主なものでございます。

条例改正によるもの以外の特筆すべきものについてご説明をさせていただきます。

歳出明細の8ページをごらんください。

2款7項1目スポーツ総務事業職員手当につきましては、年明け2月に開催いたしますノルディックコンバインドワールドカップ白馬大会に係る動員職員に係る手当も含め、132万9,000円の増額であります。

9ページ、3款2項3目しろま保育園運営事業については、職員の育児休暇取得により、給料、手当、共済費を総額277万2,000円の減額。

10ページ、4款1項1目小規模水道維持管理事業は、日影大右左小規模水道受水槽漏水修理修繕等で30万3,000円の増額、2目保健予防事業につきましては、職員の療養休暇により職員手当と共済組合負担金を減額し20万4,000円の減額であります。

12ページ、6款1項1目観光総務事業では、職員の退職により給料、手当、共済費を合わせ121万5,000円の減額。

13ページ、9款5項1目保健体育一般事業では、人勸に伴う増額及び職員手当の不足分を増額し、31万2,000円の増額となっております。

説明は以上です。

**議長（北澤禎二郎君）** 説明が終わりました。

これより質疑に入ります。質疑はありますか。

（「なし」の声あり）

**議長（北澤禎二郎君）** 質疑なしと認め、質疑を終結いたします。

討論に入ります。討論はありますか。第4番伊藤まゆみ議員。

**第4番（伊藤まゆみ君）** 4番伊藤まゆみです。

議案第70号 平成29年度白馬村一般会計補正予算（第7号）に反対の立場で討論を行います。

議案第67号の白馬村議会議員の議員報酬及び費用弁償等に関する条例の一部を改正する条例についてで反対討論をしました報酬、給与の増額分が、今回のこの補正の主なものであります。

当村の職員給与の状況は、北安曇郡内の1町3村の中ではトップで、大町市と同レベルであり、県全体の町村平均より1.2ポイント上回っています。

先ほどの反対討論で申し上げたのが、主な反対の理由であります。

ことは早い降雪があり、スキーシーズンに向けては先行きのよい出だしとなっておりますが、入り込みはもう一つだと聞いており、村内の経済が上向くという保証は全くありません。

増額することで村内の事業者の給与が上がる、あるいは景気が上向くという意見もあります。であるなら、増額分を地域振興券として発行し、村内事業者に必ず還元できるような、域内循環がよくなるような仕組みを考えていただきたい。そのような形の支給であれば、住民の賛同も得られるかと思えます。

以上の理由で、議案第70号及びこれに続く71号、72号、73号は、同様に報酬、給与の

増額分が主な補正ですので反対いたします。

以上です。

**議長（北澤禎二郎君）** 他に討論はありませんか。

（「なし」の声あり）

**議長（北澤禎二郎君）** 討論なしと認め、討論を終結いたします。

採決いたします。

議案第70号 平成29年度白馬村一般会計補正予算（第7号）については、原案のとおり決定することに賛成の方の起立を求めます。

（多数起立）

**議長（北澤禎二郎君）** 起立多数です。よって、議案第70号は原案のとおり可決されました。

**△日程第8 議案第71号 平成29年度白馬村国民健康保険事業勘定特別会計補正予算（第3号）**

**議長（北澤禎二郎君）** 日程第8 議案第71号 平成29年度白馬村国民健康保険事業勘定特別会計補正予算（第3号）についてを議題といたします。

提案理由の説明を求めます。矢口住民課長。

**住民課長（矢口俊樹君）** 議案第71号 平成29年度白馬村国民健康保険事業勘定特別会計補正予算（第3号）につきましてご説明をいたします。

本補正予算につきましては、歳入歳出予算の総額にそれぞれ55万6,000円を追加し、予算の総額を14億4,467万8,000円とするものであります。

最終6ページの歳出明細をお願いいたします。

本件につきましても、一般会計と同様、人勸実施等に伴う人件費の増額をお願いするものでありまして、1款1項1目一般管理費の中の一般管理経費として55万6,000円の増額をお願いするものでございます。

1ページ戻りまして、5ページをごらんいただきたいと思います。歳入明細であります。

8款1項1目繰越金55万6,000円を充てさせていただき予算組みとなっておりますので、よろしくをお願いいたします。

説明は以上であります。

**議長（北澤禎二郎君）** 説明が終わりました。

これより質疑に入ります。質疑はありませんか。

（「なし」の声あり）

**議長（北澤禎二郎君）** 質疑なしと認め、質疑を終結いたします。

討論に入ります。討論はありませんか。

（「なし」の声あり）

議長（北澤禎二郎君） 討論なしと認め、討論を終結いたします。

採決いたします。

議案第71号 平成29年度白馬村国民健康保険事業勘定特別会計補正予算（第3号）については、原案のとおり決定することに賛成の方の起立を求めます。

（多数起立）

議長（北澤禎二郎君） 起立多数です。よって、議案第71号は原案のとおり可決されました。

△日程第9 議案第72号 平成29年度白馬村下水道事業特別会計補正予算（第3号）

議長（北澤禎二郎君） 日程第9 議案第72号 平成29年度白馬村下水道事業特別会計補正予算（第3号）についてを議題といたします。

提案理由の説明を求めます。山岸上下水道課長。

上下水道課長（山岸茂幸君） 議案第72号 平成29年度白馬村下水道事業特別会計補正予算（第3号）につきましてご説明いたします。

第1条として、歳入歳出予算の総額に歳入歳出それぞれ66万8,000円を追加し、歳入歳出予算の総額を7億6,398万9,000円とし、第2条として、債務負担行為の補正を行うものです。

6ページの歳入明細をごらんください。

1款1項1目分担金66万8,000円の増額は、区域外流入分担金を増額するものです。

続いて、7ページの歳出明細をごらんください。

1款1項1目一般管理費、一般管理事業61万1,000円の増額は、人事院勧告による人件費及び4月の人事異動に伴う人件費の不足を増額するもので、2項1目公共下水道建設費、単独公共下水道事業5万7,000円の増額は、人事院勧告による人件費を増額するものです。

3ページにお戻りください。

第2表債務負担行為補正は、浄化センター更新事業として前倒しして実施する監視制御設備の更新が平成31年度まで実施されることから、期間及び限度額の補正を行うものです。

補正後の期間は平成28年度から平成31年度までとし、限度額を5億2,500万円とするものです。

説明は以上です。

議長（北澤禎二郎君） 説明が終わりました。

これより質疑に入ります。質疑はありませんか。

（「なし」の声あり）

議長（北澤禎二郎君） 質疑なしと認め、質疑を終結いたします。

討論に入ります。討論はありませんか。

（「なし」の声あり）

議長（北澤禎二郎君） 討論なしと認め、討論を終結いたします。

採決いたします。

議案第72号 平成29年度白馬村下水道事業特別会計補正予算（第3号）について、原案のとおり決定することに賛成の方の起立を求めます。

（多数起立）

議長（北澤禎二郎君） 起立多数です。よって、議案第72号は原案のとおり可決されました。

△日程第10 議案第73号 平成29年度白馬村水道事業会計補正予算（第4号）

議長（北澤禎二郎君） 日程第10 議案第73号 平成29年度白馬村水道事業会計補正予算（第4号）についてを議題といたします。

提案理由の説明を求めます。山岸上下水道課長。

上下水道課長（山岸茂幸君） 議案第73号 平成29年度白馬村水道事業会計補正予算（第4号）につきましてご説明いたします。

今回の補正は、人事院勧告による人件費を増額するものであります。

第2条として、収益的支出の1款1項営業費用に16万9,000円を追加し、第3条として、予算第6条に定めました職員給与費に16万9,000円を追加するものであります。

説明は以上です。

議長（北澤禎二郎君） 説明が終わりました。

これより質疑に入ります。質疑はありませんか。

（「なし」の声あり）

議長（北澤禎二郎君） 質疑なしと認め、質疑を終結いたします。

討論に入ります。討論はありませんか。

（「なし」の声あり）

議長（北澤禎二郎君） 討論なしと認め、討論を終結いたします。

採決いたします。

議案第73号 平成29年度白馬村水道事業会計補正予算（第4号）について、原案のとおり決定することに賛成の方の起立を求めます。

（多数起立）

議長（北澤禎二郎君） 起立多数です。よって、議案第73号は原案のとおり可決されました。

△日程第11 発委第5号 核兵器禁止条約の調印を求める意見書

議長（北澤禎二郎君） 日程第11 発委第5号 核兵器禁止条約の調印を求める意見書を議題といたします。

趣旨説明を求めます。第8番篠崎久美子総務社会委員長。

総務社会委員長（篠崎久美子君） それでは、発委第5号 核兵器禁止条約の調印を求める意見書

についてご説明いたします。

理由といたしましては、陳情第11号 日本政府に核兵器禁止条約の調印を求める意見書提出についての陳情が採択されたことに伴い、この意見書を提出するものでございます。

意見書の内容につきましては、お手元、議案のとおりでございます。

なお、提出先につきましては、内閣総理大臣、衆議院議長、参議院議長でございます。

以上です。

**議長（北澤禎二郎君）** 説明が終わりました。

これより質疑に入ります。質疑はありますか。

（「なし」の声あり）

**議長（北澤禎二郎君）** 質疑がありませんので、質疑を終結いたします。

討論に入ります。討論はありますか。

（発言する声なし）

**議長（北澤禎二郎君）** 討論なしと認め、討論を終結いたします。

採決いたします。

発委第5号 核兵器禁止条約の調印を求める意見書は、原案のとおり決定するに賛成の方の起立を求めます。

（全 員 起 立）

**議長（北澤禎二郎君）** 起立全員です。よって、発意第5号は原案のとおり可決されました。

**△日程第12 発委第6号 住宅宿泊事業法施行における長野県条例制定に関する意見書**

**議長（北澤禎二郎君）** 日程第12 発委第6号 住宅宿泊事業法施行における長野県条例制定に関する意見書を議題といたします。

趣旨説明を求めます。第3番太田正治産業経済委員長。

**産業経済委員長（太田正治君）** 発委第6号 住宅宿泊事業法施行における長野県条例制定に関する意見書を出すことによるものでございます。

産業経済委員会でかねてから協議してきました住宅宿泊事業、民泊に対しての取り扱いについて、白馬村全域を制限区域として長野県条例に制定するよう意見書を提出するものであります。

提出先については、長野県知事、県会議長、県観光部長、県保健福祉部長に提出するものであります。

内容は別紙のとおりであります。

**議長（北澤禎二郎君）** 説明が終わりました。

これより質疑に入ります。質疑はありますか。

（発言する声なし）

**議長（北澤禎二郎君）** 質疑がありませんので、質疑を終結いたします。

討論に入ります。討論はありませんか。

(発言する声なし)

**議長(北澤禎二郎君)** 討論なしと認め、討論を終結いたします。

採決いたします。

発委第6号 住宅宿泊事業法施行における長野県条例制定に関する意見書は、原案のとおり決定するに賛成の方の起立を求めます。

(多数起立)

**議長(北澤禎二郎君)** 起立多数です。よって、発意第6号は原案のとおり可決されました。

#### △日程第13 常任委員会の閉会中の所管事務調査について

**議長(北澤禎二郎君)** 日程第13 常任委員会の閉会中の所管事務調査についてを議題といたします。

常任委員長から、所管事務のうち、会議規則第75条の規定により、お手元に配付してあります所管事務の調査事項について閉会中の継続調査の申し出がありました。

お諮りいたします。

常任委員長から申し出のとおり、閉会中の継続調査とすることにご異議ありませんか。

(「異議なし」の声あり)

**議長(北澤禎二郎君)** 異議なしと認めます。よって、常任委員長から申し出のとおり、閉会中の継続調査とすることに決定いたしました。

#### △日程第14 議会運営委員会の閉会中の所掌事務調査について

**議長(北澤禎二郎君)** 日程第14 議会運営委員会の閉会中の所掌事務調査についてを議題といたします。

議会運営委員長から、会議規則第75条の規定により、お手元に配付してあります議会の運営に関する事項について閉会中の継続調査の申し出がありました。

お諮りいたします。

議会運営委員長から申し出のとおり、閉会中の継続調査とすることにご異議ございませんか。

(「異議なし」の声あり)

**議長(北澤禎二郎君)** 異議なしと認めます。よって、議会運営委員長から申し出のとおり、閉会中の継続調査とすることに決定いたしました。

#### △日程第15 議員派遣について

**議長(北澤禎二郎君)** 日程第15 議員派遣についてを議題といたします。

お諮りいたします。

本件については、お手元に配付してあります議員派遣の件の資料のとおり、議員を派遣することにご異議ございませんか。

(「異議なし」の声あり)

**議長(北澤禎二郎君)** 異議なしと認めます。よって、お手元の資料のとおり議員を派遣することに決定いたしました。

以上で、本定例会に付された議事日程は全て終了いたしました。

ここで、下川村長より挨拶をしたい旨の申し出がありましたので、これを許します。下川村長。  
**村長(下川正剛君)** 平成29年第4回白馬村議会定例会の閉会に当たりまして、一言ご挨拶を申し上げます。

議員の皆様には、今月6日に開会して本日までの13日間にわたり、提出しました全ての案件につきまして原案どおりお認めをいただき、厚く御礼を申し上げます。

本会議及び各委員会におきまして、慎重なるご審議を賜り、まことにありがとうございました。

最初に、新たな財源確保への取り組みとしてお認めをいただきました観光振興のための財源確保検討委員会を設置する関連条例につきましては、観光地経営計画で定められた検討の事項の一つとして、来年4月以降において検討を進めさせていただきます。

観光地経営計画にうたわれているとはいえ、今回の議論を進めるに当たり、観光産業に与える影響が大きいことから、議員各位への事前の説明不足の点につきましては、配慮が足りなかったものと猛省をしております。

今後の進め方については、改めて議会の皆様とご相談の上、取り組んでまいります。

また、一般質問におきましては、村政の各分野につきまして多数のご意見・ご提言をいただき、いずれも真摯に受けとめ、現状並びに課題の所在を十分に認識するとともに精査し、村政発展のため各種施策を取り組んでまいりたいと考えております。

さて、来年2月に開催される平昌オリンピックでは、白馬村出身の渡部暁斗、善斗選手の大会参加とメダル獲得が大いに期待をされております。これまでのように、ヨーロッパや北米で開催をされる冬季オリンピックでは、余り時差があり過ぎることから、ライブでごらんになる方は真夜中の中継となり、寝不足覚悟でテレビの前にかじりついていたと思います。この点、平昌オリンピックの場合は時差がないので、活躍が期待されるジャンプ、ノルディック複合といった競技は一番よい時間帯にライブで見られることから、テレビ観戦派にとっては最高の条件を備えているのではないのでしょうか。

村ではこの大会期間中に、パブリックビューイングを予定しておりますので、多くの皆さんの参加により、白馬村出身選手はもとより日本選手に対する応援により、メダル獲得に向けて盛り上がることを期待しております。

スキー場にとってはまだ満足とは言えない降雪の状況ではありますが、年の瀬に向けて白馬がよりにぎわいがあり、活気あふれる村になっていただきたいと思います。

これから年末年始に向かう折、寒さも一層増してまいります。議員の皆様におかれましては、

健康にご留意されますますのご活躍をいただきますとともに、よい年を迎えられ、平成30年度もよろしくご指導、ご協力を賜りますようお願い申し上げますとともに、村民の皆様にとってもよりよき年になりますようご祈念申し上げまして、閉会に当たってのご挨拶とさせていただきます。ありがとうございました。

**議長（北澤禎二郎君）** これをもちまして、平成29年第4回白馬村議会定例会を閉会といたします。大変ご苦労さまでした。

閉会 午後 0時09分

以上会議のてん末を記載し、地方自治法第123条第2項の規定により署名する。

平成29年12月18日

白馬村議会議長

白馬村議会議員

白馬村議会議員

白馬村議会議員